



青森県基本計画
「選ばれる青森」への挑戦
支え合い、共に生きる

令和5年度

水 防 計 画 書

青 森 県

水防計画書目次

第1章 総則

第1節 目的	3
第2節 用語の定義	3
第3節 水防の責任等	6
第4節 津波における留意事項	8
第5節 安全配慮	8

第2章 水防組織と水防体制

第1節 国における水防組織	11
1. 国土交通省青森支部の水防組織	11
2. 国土交通省岩木川ダム統合管理支部の水防組織	12
3. 国土交通省高瀬川支部の水防組織	12
第2節 県における水防組織と水防体制	13
1. 本部の水防組織	13
2. 水防本部各班の分担任務	14
3. 支部の水防組織	15
4. 県の水防体制	16
第3節 水防管理団体における水防組織と水防体制	18
1. 水防管理団体の水防組織	18
2. 水防管理団体の水防体制	18
3. 水防信号及び水防標識	18
4. 水防管理団体と水防要員	20
5. 水防管理団体の水防計画	22
6. 水防管理団体の水防訓練	23
第4節 大規模氾濫減災協議会	23
第5節 水防活動	24
1. 巡視及び警戒	24
2. 水防作業	25
3. 緊急通行	25
4. 警戒区域の指定	25
5. 避難のための立退き	25
6. 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	26
7. 水防報告	26
第6節 協力及び援助	29
1. 河川管理者の協力及び援助	29
2. 水防管理団体相互の応援及び相互協定	30

3. 警察官の援助要求	30
4. 自衛隊の派遣要請	30
5. 居住者等の水防への従事義務	30
第7節 費用負担と公用負担	31
1. 費用負担	31
2. 公用負担	31

第3章 気象情報及び水防情報等の連絡

第1節 気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報	35
1. 水防活動用注意報、警報の種類及び発表基準	35
2. 津波警報・津波注意報等の種類	45
3. 気象警報等の伝達	48
第2節 水防警報	49
1. 安全確保の原則	49
2. 国土交通省が行う水防警報	49
3. 県が行う水防警報	54
第3節 指定河川洪水予報	63
1. 洪水予報及び発表情報の種類と発表基準	63
2. 国土交通省が青森地方気象台と共同して行う洪水予報	64
3. 県が青森地方気象台と共同して行う洪水予報	82
第4節 水位周知河川と水位到達情報の周知	96
1. 水位周知河川の指定と氾濫危険水位の設定	96
2. 国土交通省が行う水位到達情報の周知	96
3. 県が行う水位到達情報の周知	99
第5節 津波に関する水防警報	105
1. 津波警報等の概要	105
2. 津波情報	105
3. 津波の到達が予測される場合の水防活動指針（暫定）	106
第6節 ダム放流に伴う通報	108
1. 国土交通省所管ダムにおける放流に伴う通報	108
2. 県土整備部所管ダムにおける放流に伴う通報	111
3. 農林水産部所管ダム（防災ダム）における放流に伴う通報	113
4. 農林水産部所管ダム（利水ダム）における放流に伴う通報	115
第7節 十川筋排水調整	117
1. 十川筋排水調整について	117
第8節 水防連絡表	119
1. 青森県防災情報ネットワーク	119
2. 水防用務連絡表	123

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄	137
1. 水防倉庫の資器材備蓄基準	137
2. 県水防倉庫備蓄状況	138
3. 県臨時水防倉庫備蓄状況	138
4. 水防管理団体水防倉庫備蓄状況	140
5. 水防管理団体臨時水防倉庫備蓄状況	144
6. 国の水防資材備蓄状況	148
第2節 河川防災ステーション	148
第3節 調達可能水防資材調書	149
第4節 水防用土取場調書	151
1. 国の土取場状況	151
2. 県の土取場状況	152
第5節 輸送	153

第5章 雨量、水位及び潮位

第1節 雨量の通報と観測所	157
1. 雨量の通報	157
2. 雨量観測所	158
第2節 水位の通報と観測所	180
1. 水位の通報	180
2. 欠測時の措置	180
3. 水位観測所	180
第3節 潮位観測所	198
1. 潮位観測所の所在	198
第4節 危機管理型水位計	200
1. 危機管理型水位計一覧	200
第5節 雨量・水位等の公表	203
1. 雨量・水位等の公表	203

第6章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所	207
1. 県管理区間	207
2. 直轄管理区間	221
第2節 農業用ため池の防災・減災対策について（参考）	223
地域県民局別ため池内訳	223

第7章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水・高潮対応	227
1. 洪水浸水想定区域の指定状況	227
2. 高潮浸水想定区域の指定状況	228
3. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	228
4. 洪水ハザードマップ	229
5. 予想される水災の危険の周知等	229
6. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	229
7. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	229
8. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	229
9. 浸水被害軽減地区	230
第2節 津波対応	230
1. 津波災害警戒区域の指定	230
2. 市町村地域防災計画の拡充	230
3. 津波ハザードマップの作成・周知	230
4. 避難促進施設に係る避難確保計画	231

第8章 法令規則等

1. 水防法	235
2. 水防法施行規則	256
3. 気象業務法(抄)	265
4. 気象業務法施行令(抄)	267
5. 水防工法	268
6. 水防管理団体の水防計画作成基準	271
7. 河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について	274
8. 水防施設費国庫補助規則	291
9. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)	293
10. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(抄)	294
11. 水防施設費補助規則	295
12. 水防功労者表彰規則	301
13. 退職水防団員等報償規定	319
14. 青森県附属機関に関する条例	324

第9章 資料編

1. 雨量・水位等観測所等位置図	資料 1～ 6
2. 重要水防箇所図	資料 7～12

第 1 章 総則

第 1 節	目的	3
第 2 節	用語の定義	3
第 3 節	水防の責任等	6
第 4 節	津波における留意事項	8
第 5 節	安全配慮	8

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という）第7条第1項の規定に基づき、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、及びダム又は重要水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

1. 青森県水防本部

青森県における水防を統括するために設置し、本部事務局は県土整備部河川砂防課に常設する。

2. 青森県水防本部長

青森県知事（以下「知事」という）

3. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

4. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

5. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

6. 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

7. 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

8. 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

9. 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県知事の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、

水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

10. 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

11. 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

12. 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

13. 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

14. 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される「通報水位」）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15. 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

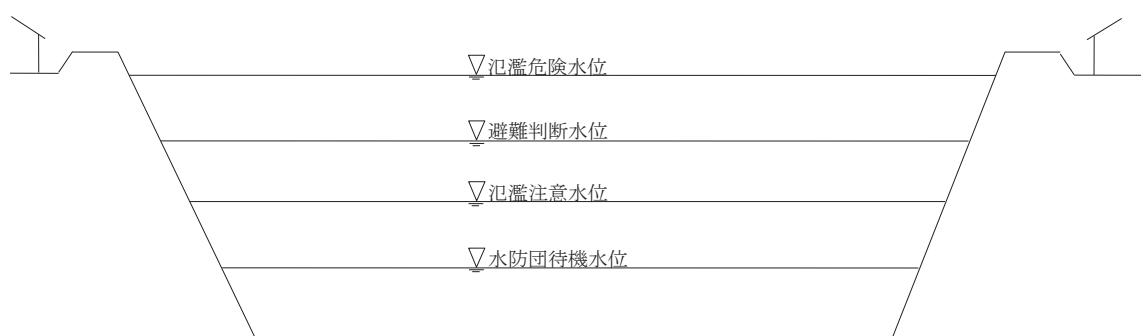
量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16. 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

17. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。



18. 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

19. 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

20. 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

21. 浸水被害軽減地区

浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表
避難確保計画の作成・訓練結果の報告した要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な助言、勧告（法第15条の3）

- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑫警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑱水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑲（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉒水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉕消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（5）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(6) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

(7) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、法第 37 条、法第 38 条）

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 5 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

[水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の例]

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第 2 章 水防組織と水防体制

第 1 節 国における水防組織	11
1. 国土交通省青森支部の水防組織	11
2. 国土交通省岩木川ダム統合管理支部の水防組織	12
3. 国土交通省高瀬川支部の水防組織	12
第 2 節 県における水防組織と水防体制	13
1. 本部の水防組織	13
2. 水防本部各班の分担任務	14
3. 支部の水防組織	15
4. 県の水防体制	16
(1) 水防指令	16
(2) 水防指令伝達系統図	17
第 3 節 水防管理団体における水防組織と水防体制	18
1. 水防管理団体の水防組織	18
2. 水防管理団体の水防体制	18
3. 水防信号及び水防標識	18
(1) 水防信号	18
(2) 水防標識	19
4. 水防管理団体と水防要員	20
(1) 指定水防管理団体	20
(2) 非指定水防管理団体	22
5. 水防管理団体の水防計画	22
6. 水防管理団体の水防訓練	23
第 4 節 大規模氾濫減災協議会	23
第 5 節 水防活動	24
1. 巡視及び警戒	24
(1) 平常時	24
(2) 出水時	24
2. 水防作業	25

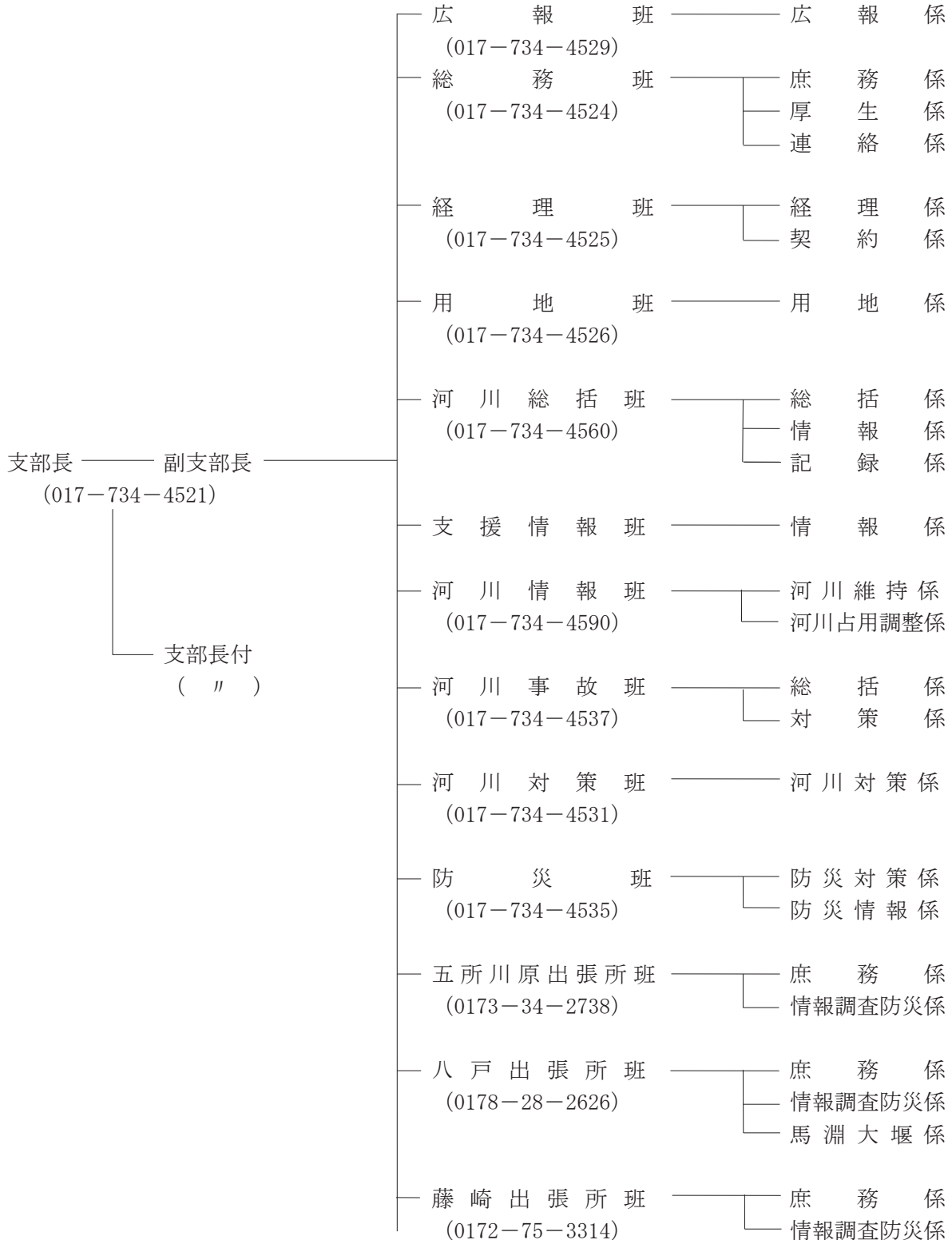
3. 緊急通行	25
4. 警戒区域の指定	25
5. 避難のための立退き	25
6. 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	26
(1) 決壊・漏水等の通報	26
(2) 決壊等後の措置	26
7. 水防報告	26
第6節 協力及び援助	29
1. 河川管理者の協力及び援助	29
(1) 河川管理者（国）の協力	29
(2) 河川管理者（県）の協力	29
(3) 河川管理者の援助	29
(4) ホットライン	30
2. 水防管理団体相互の応援及び相互協定	30
3. 警察官の援助要求	30
4. 自衛隊の派遣要請	30
5. 居住者等の水防への従事義務	30
第7節 費用負担と公用負担	31
1. 費用負担	31
(1) 費用負担	31
(2) 利益を受ける市町村の費用負担	31
2. 公用負担	31
(1) 公用負担	31
(2) 公用負担権限委任証	31
(3) 公用負担命令書	32
(4) 損失補償	32

第1節 国における水防組織

1. 国土交通省青森支部の水防組織

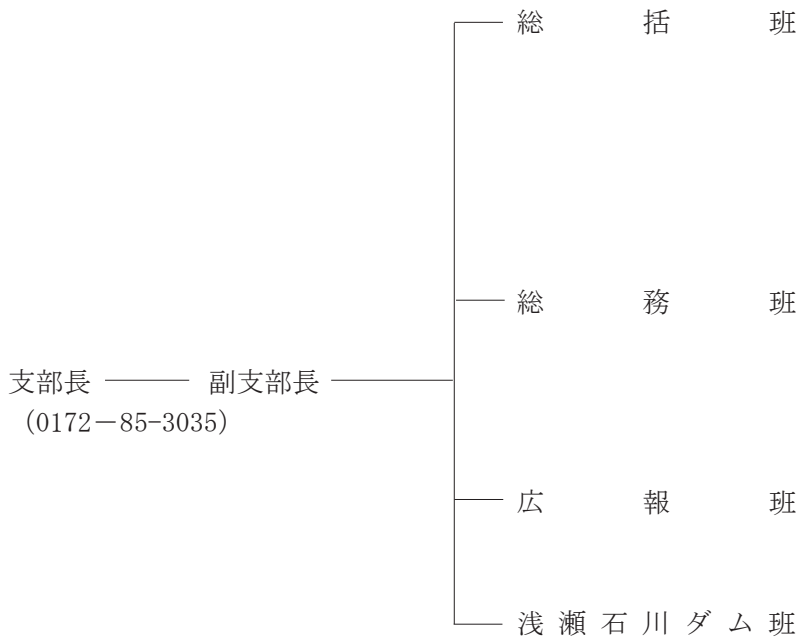
(令和5年1月現在)

青森支部体制編成表



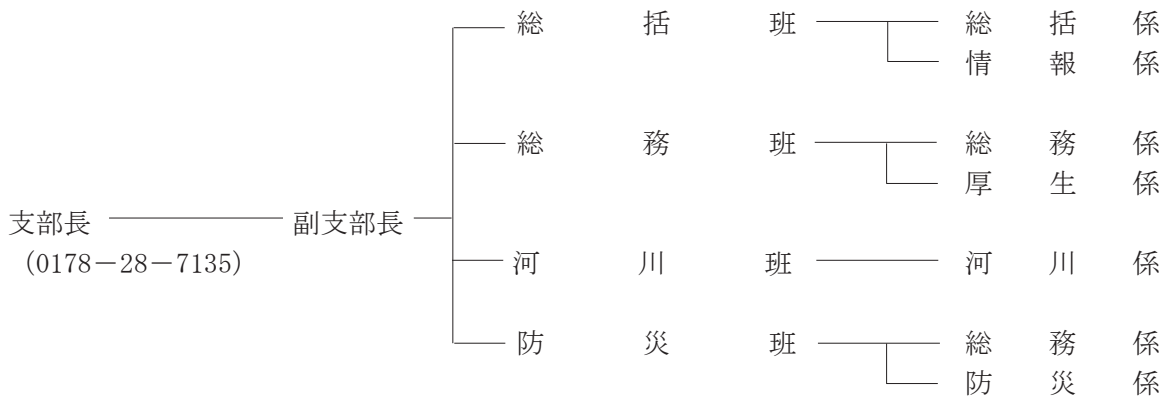
2. 国土交通省岩木川ダム統合管理支部の水防組織

岩木川ダム統合管理支部体制編成表



3. 国土交通省高瀬川支部の水防組織

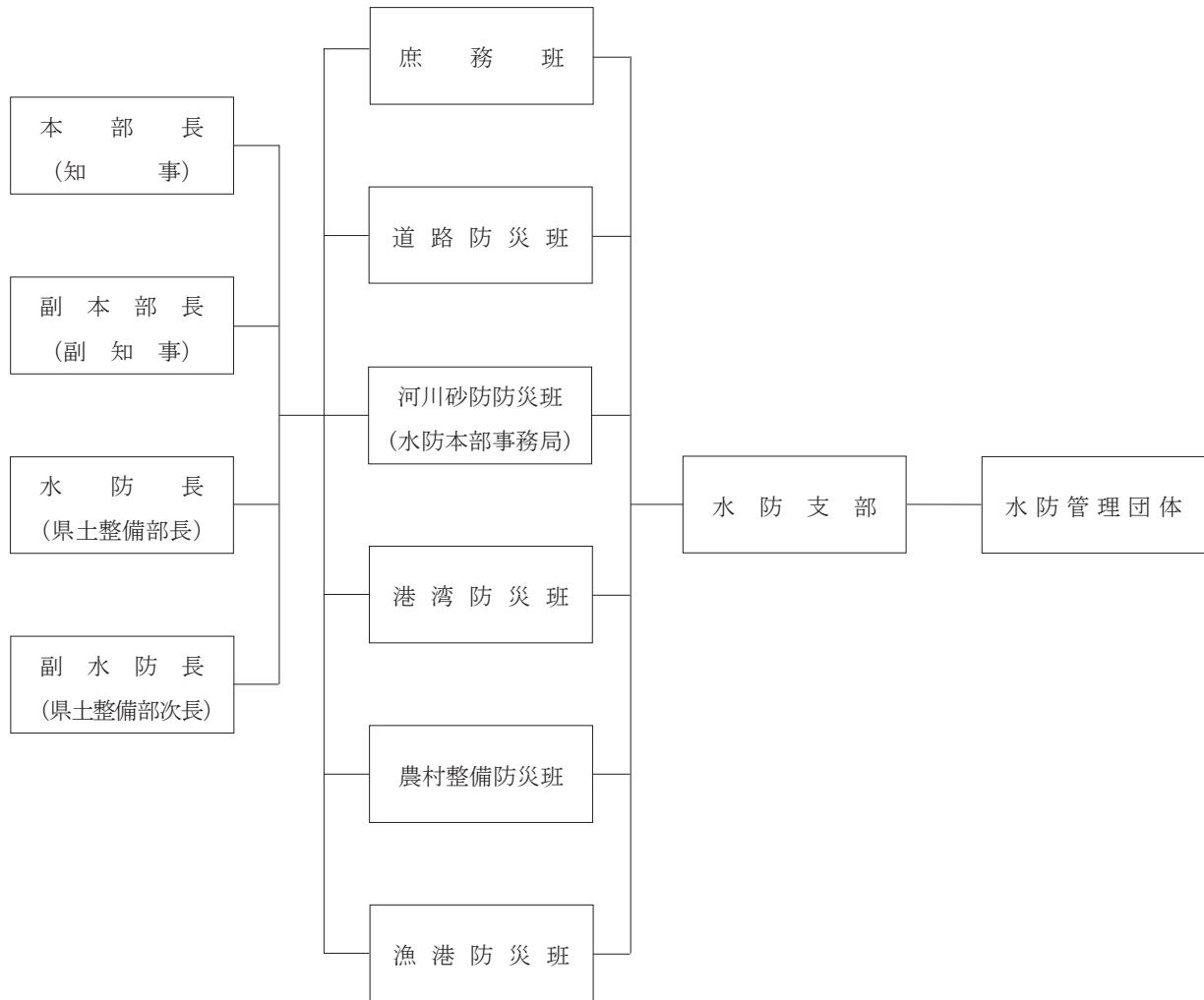
高瀬川支部体制編成表



第2節 県における水防組織と水防体制

1. 本部の水防組織

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により、水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県下の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために青森県水防本部を設置する。



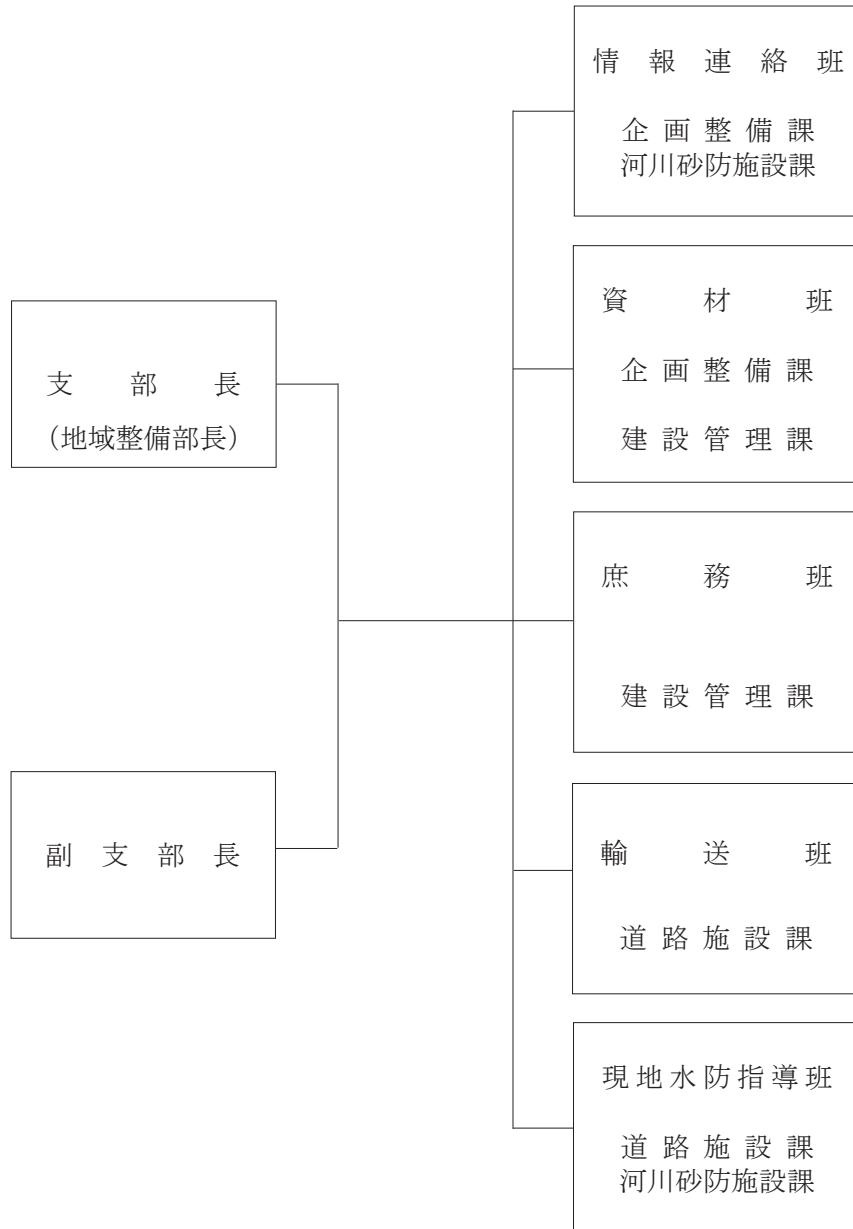
注1. 水防本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理する。

2. 水防本部各班の分担任務

本部の構成	担当課	分担任務
本部長	知事	統括及び指揮監督
副本部長	副知事	本部長の補佐及び本部長不在のときの任務の代理
水防長	県土整備部長	水防体制の立案と推進
副水防長	県土整備部次長	水防長の補佐及び水防長不在のときの任務の代理
庶務班	監理課	車両の確保及び配車 本部員の招集、交代、休養、予算 その他、他班に属さない一般庶務
道路防災班	道路課	道路災害状況の情報把握及び連絡 道路の交通確保、交通不能箇所の調査 災害応急対策の計画立案
河川砂防防災班	河川砂防課	河川及び海岸の被害状況調査及び連絡 ダムに関する情報の把握及び連絡 気象、水象に関する情報の収集及び記録 水防活動の指導と水防用資器材の補充等の指示 関係機関との伝達及び連絡 砂防災害状況の情報把握及び連絡 地すべり、急傾斜地等危険箇所の調査 災害応急対策の計画立案
港湾防災班	港湾空港課	港湾区域等の被害状況調査、連絡並びに海象に関する情報の収集及び記録、災害応急対策の計画立案
農村整備防災班	農村整備課	防災ダム及び農業用ダム等に関する情報把握及び連絡、ため池危険箇所及び排水機場運転状況等の調査、災害応急対策の計画立案
漁港防災班	漁港漁場整備課	漁港区域等の被害状況調査、連絡並びに海象に関する情報の収集及び記録、災害応急対策の計画立案

3. 支部の水防組織

各地域県民局地域整備部に支部をおき、部長を支部長とし、各職員をもって次のとおり組織する。



4. 県の水防体制

(1) 水防指令

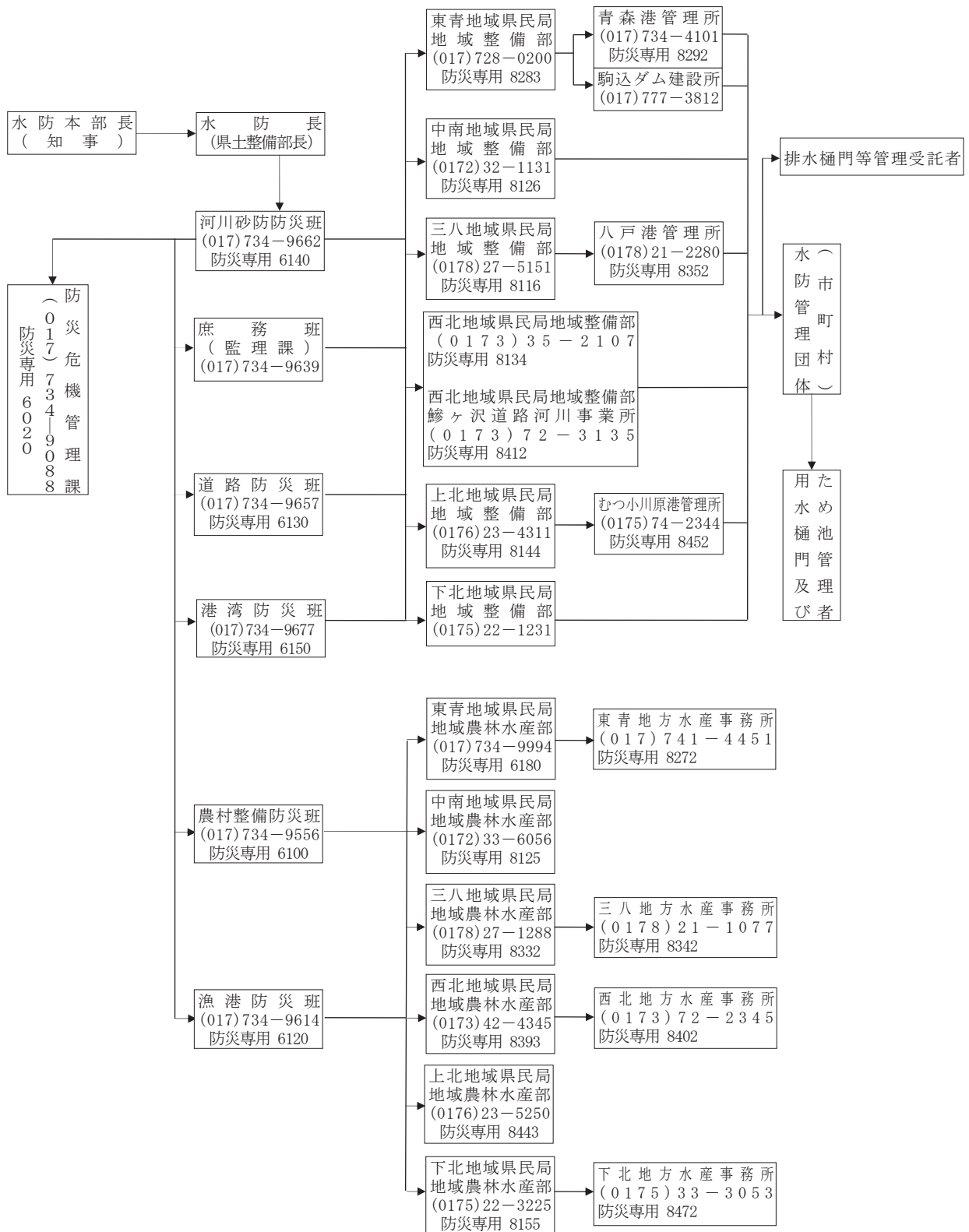
県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）ことから、水防情報（気象庁からの特別警報、警報及び注意報を含む）を判断し、水防団待機水位、警戒すべき潮位に達するおそれがあるとき、又は水防警報を発するおそれがあるときは、水防本部長又は支部長の発する水防指令により次の水防配備体制をとり、常時勤務から水防体制への切替え又は勤務時間外からの水防体制を迅速確実にとるとともに適当に交代休養させて長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するものとする。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令 (待機指令)	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びくときは、水防本部長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

- (注) 1. 第1指令は原則として各管内の事態に応じて支部長が発するものとし、その状況をすみやかに水防本部事務局（河川砂防課）に報告するものとする。
2. 第2指令及び第3指令は原則として、支部長から水防警報の通知並びに気象、水象及び海象の情報連絡を受けて、水防本部長が発するものとする。
3. この指令は事態に応じ第1指令から直ちに第3指令を発するときもある。
4. 解除については、第3指令が発令された場合、第3指令から順次解除されるが、状況に応じて各指令を同時に解除する場合もある。
5. 管内全ての河川の水位が氾濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、水防本部長又は支部長は水防解除を命ずる。支部長が水防解除を命じたときは、直ちに水防本部長に報告しなければならない。
6. 支部長は国土交通大臣（青森河川国道事務所長、高瀬川河川事務所長）が行う洪水予報、氾濫警戒情報及び水防警報、水防本部長が発する洪水予報及び水防指令を受けたとき、又は支部長が水防指令及び水防警報、氾濫警戒情報を発したときは直ちに関係のある水防管理団体及び関係機関に通知するとともに上表の水防配備体制をとるものとする。ただし、気象状況の急変により水防本部長の指示を仰ぐいとまがないときは、支部長の判断により支部長が上表に準じて水防指令を発することができる。なお、その結果をすみやかに水防本部長に報告するものとする。
7. 執務時間外における連絡の便宜を図るため、各関係課及び各地域県民局地域整備部等では職員の携帯電話等連絡先を記載した小型名簿を各自に携行させるものとし、退庁後及び休日における居残割当者名簿も作成しておく。

(2) 水防指令伝達系統図

県が水防指令を発した場合に、県の水防体制に基づき関係機関に通知する系統を示す。



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

(電話のかけかたについては、p119 第8節-1
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

第3節 水防管理団体における水防組織と水防体制

1. 水防管理団体の水防組織

水防管理者が管理下の水防団及び消防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報又は水防指令の通知を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

また、各水防管理団体の本部員（水防事務担当者）の水防組織等について、水防管理者は、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

2. 水防管理団体の水防体制

水防管理団体の水防体制については、県の体制に準ずるものとし、各水防管理団体の水防計画に明記すること。なお、水防体制に入る時期及び解除については、水防管理者は水防情報、気象情報その他の状況を判断し、自主的に行なうものであるが、おおむね次のとおりとする。

配 置 指 令	配 備 状 況	水 防 信 号
待 機 指 令	水防に関係ある気象の予報、特別警報、警報及び注意報が発せられ、洪水等の危険（高潮を含む）を察知した場合は、水防団及び消防団の少数の連絡員をもって、その後の情勢の把握に努め、連絡活動を行うものとする。	
準 備 指 令	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想された場合は、水防団及び消防団の団長並びに計画された班は、所定の詰所に集合し、資器材の整備と点検、水門、樋門、ため池等の水防上必要な工作物の監視と操作、堤防の巡視等を行うものとする。	
出 動 指 令	河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき、高潮により波高が上昇し危険を認めるときは、全員出動して水防活動を行うものとする。また、状況に応じてその区域の居住者に対して避難指令を発するものとする。	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号
解 除	水位が氾濫注意水位を下り、なお減水し、水防活動の必要を認めないと判断した場合、県水防支部長と協議の上、水防解除を行うものとする。	
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

3. 水防信号及び水防標識

(1) 水防信号

1. 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
2. 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
3. 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
4. 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

註 昭和45. 4. 14 青森県告示第239号

水防信号の区分および方法

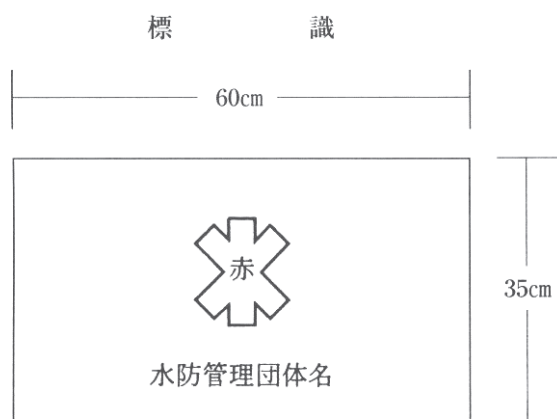
区分	方法	警 鐘	サ イ レ ン
第 1 信 号	○休止 ○休止 ○休止		約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—— ○—— ○—— 休 止 休 止
第 2 信 号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○		約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—— ○—— ○—— 休 止 休 止
第 3 信 号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○		約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—— ○—— ○—— 休 止 休 止
第 4 信 号	乱 打		約1分 約5秒 約1分 約5秒 約1分 ○—— ○—— ○—— 休 止 休 止

備考

1. 信号は適宜の時間継続すること
2. 必要があれば警鐘およびサイレンを併用すること。
3. 水防解除のときは、水防管理団体および報道機関を通じて周知させる。

(2) 水防標識

1. 法第18条の規定による水防のために出動する車両の標識は次のとおりとする。



備考 夜間における証明具に赤色で文字を表示したものをを用いても妨げない。

2. 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

4. 水防管理団体と水防要員

県における水防管理団体は、40団体であり指定（法第4条）、非指定の団体は次のとおりである。

(1) 指定水防管理団体

(令和5年1月現在)

地域	団体名	担当課	電話番号 (FAX番号)	水防要員			計	区域指定年度	告示年月日
				分団数	人員 (人)	その他 人員 (人)			
東 青	青森市 (旧浪岡町)	危機管理課	(017)734-5059 (734-5061)	20	1,263		1,263	旧青森市 昭和39	第605号 昭和39. 7. 9
		公園河川課	(017)752-8345 (752-9016)					旧浪岡町 昭和39	第605号 昭和39. 7. 9
	平内町 外ヶ浜町 (旧蟹田町)	浪岡振興部 都市整備課	(017)62-1116 (62-8125)	18	286		286	旧浪岡町 昭和39	第605号 昭和39. 7. 9
		総務課	(017)755-2111 (755-2145)	18	268	37	305	全 域 昭和42	第425号 昭和42. 7. 1
	(旧平舘村) (旧三厩村)	総務課	(0174)31-1111 (31-1215)	11	146		146	旧蟹田町 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
		平舘支所 地域生活課	(0174)25-2111 (25-2118)	8	82		82	旧平舘村 "	" "
	今別町 蓬田村	三厩支所 地域生活課	(0174)37-2001 (37-2540)	5	59		59	旧三厩村 "	第976号 昭和55. 11. 15
		総務企画課	(0174)35-2001 (35-2298)	11	141		141	全 域 "	第825号 昭和55. 9. 16
	総務課	(0174)27-2111 (27-3255)	8	112		112	" "	" "	
	計	5		99	2,357	37	2,394		
中 南	弘前市	防災課	(0172)40-7100 (39-7140)	111	1,809		1,809	旧弘前市 昭和37 旧岩木町 昭和55 旧相馬村 "	第671号 昭和37. 9. 4 第976号 昭和55. 11. 15 第825号 昭和55. 9. 16
		総務課 防災管理室	(0172)52-2111 (52-6191)	9	707		707	全 域 "	第976号 昭和55. 11. 15
	藤崎町	総務課	(0172)75-3111 (75-2515)	22	342		342	旧藤崎町 " 旧常盤村 昭和39	第976号 昭和55. 11. 15 第605号 昭和39. 7. 9
		総務課	(0172)48-2111 (47-6742)	17	273		273	全 域 昭和36	第756号 昭和36. 10. 17
	平川市	総務課	(0172)44-1111 (44-8619)	20	583		583	旧尾上町 昭和55 旧平賀町 昭和55 旧碓ヶ関村昭和36	第825号 昭和55. 9. 16 第825号 昭和55. 9. 16 第756号 昭和36. 10. 17
		総務課	(0172)58-2111 (58-4751)	5	195		195	全 域 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
		計	6		184	3,909		3,909	
三 八	八戸市	港湾河川課	(0178)43-9386 (47-0746)	23	1,262		1,262	旧八戸市 昭和37 旧南郷村 昭和55	第541号 昭和40. 7. 15 第825号 昭和55. 9. 16
		防災危機管理課	(0178)43-2147 (45-0099)						
		南郷事務所	(0178)82-2111 (82-3517)						
	三戸町	八戸消防本部	(0178)44-2135 (46-1171)	19	409		409	全 域 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
		総務課	(0179)20-1111 (20-1102)						
	五戸町	総務課	(0178)62-2111 (62-6317)	29	414		414	旧五戸町 "	第976号 昭和55. 11. 15
田子町	総務課	(0179)32-3111 (32-4294)	9	238		238	全 域 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16	
南部町	総務課	(0178)76-2111 (38-5974)	33	668		668	" "	" "	
	計	8		113	2,991		2,991		

地 域	団 体 名	担 当 課	電 話 番 号 (FAX 番号)	分回数	水 防 要 員			区 域 指 定 年 度	告 示 年 月 日
					人 員 数	そ の 他 人 員 数	計		
西 北	五所川原市	防災管理課	(0173)35-2111 (35-3617)	22	742		742	旧五所川原市 昭和37 旧金木町 昭和36 旧市浦村 昭和56	第671号 昭和37. 9. 4 第756号 昭和36. 10. 17 第269号 昭和56. 3. 26
	板柳町	総務課	(0172)73-2111 (73-2120)	18	234		234	全 域 昭和36	第605号 昭和39. 7. 9
	中泊町 (旧中里町)	総務課	(0173)57-2111 (57-3849)	10	158		158	旧中里町 昭和36	第756号 昭和36. 10. 17
	(旧小泊村)	小泊支所	(0173)64-2111 (64-3722)	3	73		73	(非指定水防管理団体)	
	鶴田町	総務課	(0173)22-2111 (22-6007)	15	274		274	全 域 昭和39	第605号 昭和39. 7. 9
	つがる市	防災危機管理課	(0173)42-2111 (42-3069)	56	1,011		1,011	旧木造町 昭和38 旧柏 村 昭和55 旧稲垣村 昭和38 旧車力村 昭和40 旧森田村 (非指定水防管理団体)	第660号 昭和38. 8. 10 第825号 昭和55. 9. 16 第660号 昭和38. 8. 10 第541号 昭和40. 7. 15
	計	5		124	2,492		2,492		
(西 北)	鱒ヶ沢町	総務課	(0173)72-2111 (72-2374)	6	340		340	全 域 昭和40	第541号 昭和40. 7. 15
	深浦町	総務課	(0173)74-2111 (74-4415)	24	353		353	旧深浦町 昭和57	第329号 昭和57. 4. 20
	計	2		30	693		693		
上 北	十和田市	総務課	(0176)23-5111 (22-5100)	11	701		701	旧十和田市 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
	野辺地町	防災管財課	(0175)64-2111 (64-9594)	8	134		134	全 域 "	" "
	おいらせ町	まちづくり 防災課	(0178)56-2111 (56-4364)	19	284		284	旧百石町 " 旧下田町 "	" " " "
	横浜町	総務課	(0175)78-2111 (78-2118)	3	129		129	全 域 "	" "
	東北町	総務課	(0176)56-3111 (56-3110)	20	305		305	旧東北町 昭和39 旧上北町 昭和56	第605号 昭和39. 7. 9 第817号 昭和56. 9. 29
	七戸町	総務課	(0176)68-2111 (68-2804)	13	244		244	旧天間林村 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
	計	6		74	1,797		1,797		
下 北	むつ市	防災安全課	(0175)22-1111 (22-9116)	21	388		388	旧むつ市 昭和56	第989号 昭和56. 12. 1
	(旧川内町)	川内庁舎 管理課	(0175)42-2111 (42-2120)	14	242		242	旧川内町 昭和55	第1041号 昭和55. 12. 9
	(旧大畑町)	大畑庁舎 管理課	(0175)34-2111 (34-4930)	11	152		152	旧大畑町 "	第825号 昭和55. 9. 16
	(旧脇野沢村)	脇野沢庁舎 管理課	(0175)44-2111 (44-2115)	8	94		94	旧脇野沢村 "	" "
	東通村	防災安全課	(0175)27-2111 (27-2130)	20	340		340	全 域 昭和56	第21号 昭和56. 1. 13
	佐井村	総務課	(0175)38-2111 (38-2492)	10	180		180	" 昭和55	第825号 昭和55. 9. 16
	計	3		84	1,396		1,396		
合 計		32		709	15,635	37	15,672		

(2) 非指定水防管理団体

(令和5年1月現在)

地域	団体名	担当課	電話番号 (FAX番号)	分団数	水防要員		
					人員数	その他人員数	計
中南	西目屋村	総務課	(0172) 85-2111 (85-3040)	1	55		55
	計	1		1	55		55
三八	階上町	総務課	(0178) 88-2111 (88-2117)	8	137		137
	新郷村	総務課	(0178) 78-2111 (78-2118)	8	171		171
	計	2		16	308		308
上北	三沢市	土木課	(0176) 53-5111 (53-9900)	18	289		289
	六戸町	総務課	(0176) 55-3111 (55-3112)	9	175		175
	六ヶ所村	原子力対策課	(0175) 72-2111 (72-2927)	10	189		189
	計	3		37	653		653
下北	大間町	総務課	(0175) 37-2111 (37-2478)	8	135		135
	風間浦村	総務課	(0175) 35-2111 (35-2403)	5	116		116
	計	2		13	251		251
合計		8		67	1,267		1,267

5. 水防管理団体と水防計画

指定水防管理団体は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。この場合、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」等を参考に、地域の実情を踏まえたものとする。

○指定水防管理団体の水防計画（法第33条）

6. 水防管理団体の水防訓練（法第 32 条の 2）

① 指定水防管理団体水防訓練実施要領

指定水防管理団体は、次の項目について水防団及び消防機関の水防訓練を行うよう水防計画に定めるものとする。

また、指定水防管理団体は、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施し、洪水時における関係機関の連携と水防体制の強化、水防技術の向上及び水防意識等の高揚を図るものとする。

- ア 観測（水位、雨量、潮位、等）
- イ 通報（電話、伝達）
- ウ 動員（水防団及び消防団の動員、居住者の応援）
- エ 輸送（資材、人員）
- オ 工作（各水防工法）
- カ 水門の操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

② 水防訓練の実施時期

指定水防管理団体の水防訓練は水防月間内（5 月 1 日～5 月 31 日）に実施するものとする。

③ 非指定水防管理団体の水防訓練

非指定の水防管理団体の水防訓練の実施は、指定水防管理団体に準じて行うものとする。

第4節 大規模氾濫減災協議会

本県においては次のとおり組織し、目標の共有と取組を推進するものとする。

協議会名称	URL
国の協議会	
岩木川大規模水害に備えた減災対策協議会 馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会	https://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/gensai.html
高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会	https://www.thr.mlit.go.jp/takase/gensai/gensai.htm
県の協議会	
青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/gensai_taisaku_kyougikai.html

第5節 水防活動

1. 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第5節に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第6章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、所轄水防支部長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄水防支部長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、第8章 5. 水防工法のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全性を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

3. 緊急通行

① 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しないを通行することができる。

② 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

4. 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

5. 避難のための立ち退き

①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄水防支部長に速やかに報告し、所轄水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

③水防管理者は、所轄警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

6. 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（所轄水防支部及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体）に通報するものとする。通報を受けた水防支部長は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

7. 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 2-1、2-2 に示す様式により、1 週間以内に所管地域整備部長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状 況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料 2-2 水防活動報告様式 (例)

令和〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

第6節 協力及び援助

1. 河川管理者の協力（河川法第22条の2）及び援助（水防法第15条の12）

河川管理者東北地方整備局長、河川管理者青森県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 河川管理者（国）の協力

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（馬淵川・高瀬川・岩木川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑤ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ⑥ 水防活動の記録（国管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報
- ⑦ 河川に関する情報の提供

河川管理者から水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法は下表のとおりとする。

対象河川：馬淵川、高瀬川、岩木川

	情報提供の時期	伝達方法	備考
水位	常時	市町村向け 「川の防災情報」	
河川管理施設の操作状況に関する情報	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール	
CCTVの画像	常時	光ケーブル接続	接続済みの場合
CCTVの画像	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	未接続の場合
ヘリ巡視の画像	ヘリ巡視時	光ケーブル接続	接続済みの場合
ヘリ巡視の画像	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	未接続の場合

(2) 河川管理者（県）の協力

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（雨量・水位・ダム）の提供（第5章 第4節 雨量・水位の公表のとおり、青森県河川砂防情報提供システム等による）
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(3) 河川管理者の援助

- ① 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ② 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ③ 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- ④ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

(4) ホットライン

河川管理者（国・県）は、必要に応じ、河川水位状況、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話により情報提供を行う。

2. 水防管理団体相互の応援及び相互協定（法第 23 条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

3. 警察官の援助要求（法第 22 条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

4. 自衛隊の派遣要請（自衛隊法第 83 条）

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、青森県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨を災害派遣命令者（自衛隊の関係部局の長）に通知することができる。ただし、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

5. 居住者等の水防への従事義務（法第 24 条）

水防管理者等は、水防活動上必要があるときは、水防区域内の居住者又は水防の現場にいる者に対して水防活動に従事させることができる。

第7節 費用負担と公用負担

1. 費用負担（法第41条、第42条）

（1）費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

（2）利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

2. 公用負担（法第28条）

（1）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（2）公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任 したことを証明する。	
年	月 日
水防管理者	
氏	名 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書	
第	号
種	類
員	数
使	用
取	用
処	分
年	月 日
水防管理者 氏 名	
事務取扱者 氏 名 印	
殿	

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 3 章 気象情報及び水防情報等の連絡

第 1 節 気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報	35
1. 水防活動用注意報、警報の種類及び発表基準	35
(1) 大雨注意報発表基準（水防活動用気象注意報）	36
(2) 大雨警報発表基準（水防活動用気象警報）	37
(3) 洪水注意報発表基準（水防活動用洪水注意報）	38
(4) 洪水警報発表基準（水防活動用洪水警報）	40
(5) 高潮警報・注意報発表基準（水防活動用高潮警報、注意報）	42
(6) 大雨・高潮特別警報発表基準（水防活動用気象警報・水防活動用高潮警報）	42
(7) 警報・注意報の発表区域	43
(8) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要	43
(9) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方	44
2. 津波警報・津波注意報等の種類	45
(1) 種類	45
(2) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	45
(3) 津波予報区及び津波警報等発表基準	45
(4) 津波情報	46
(5) 津波予報	47
3. 気象警報等の伝達	48
第 2 節 水防警報	49
1. 安全確保の原則	49
2. 国土交通省が行う水防警報	49
(1) 水防警報の種類・内容・発表基準	49
(2) 水防警報を行う河川及びその区域	50
(3) 水防警報の発表基準水位	50
(4) 水防警報に対する措置	50
(5) 水防警報伝達系統図	51
3. 県が行う水防警報	54
(1) 水防警報の種類・内容・発表基準	54
(2) 水防警報を行う河川及びその区域	55
(3) 水防警報の発表基準水位	59
(4) 水防警報伝達系統図	61
(5) 水防警報伝達文	62
第 3 節 指定河川洪水予報	63
1. 洪水予報及び発表情報の種類と発表基準	63
2. 国土交通省が青森地方気象台と共同して行う洪水予報	64
(1) 洪水予報を行う河川、実施区域、基準地点及び担当機関	64
(2) 洪水予報の発表基準水位	64
(3) 洪水予報伝達系統図	65
(4) 洪水予報の発表形式イメージ	68
3. 県が青森地方気象台と共同して行う洪水予報	82

(1) 洪水予報を行う河川及びその区域	82
(2) 洪水予報の発表基準水位	83
(3) 洪水予報伝達系統図	84
(4) 洪水予報の発表形式イメージ	88
第4節 水位周知河川と水位到達情報の周知	96
1. 水位周知河川の指定と氾濫危険水位の設定	96
2. 国土交通省が行う水位到達情報の周知	96
(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域	96
(2) 水位到達情報の発表基準水位	96
(3) 水位到達情報に対する措置	96
(4) 水位到達情報伝達系統図	97
3. 県が行う水位到達情報の周知	99
(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域	99
(2) 水位到達情報の発表基準水位	101
(3) 水位到達情報伝達系統図	102
(4) 水位到達情報伝達文	103
第5節 津波に関する水防警報	105
1. 津波警報等の概要	105
2. 津波情報	105
(1) 津波の種類	105
(2) 活動可能時間	105
(3) 活動エリア	106
(4) その他	106
3. 津波の到達が予測される場合の水防活動指針（暫定）	106
(1) 津波警報等発表前における津波の到達が予測される場合の水防活動	106
(2) 津波警報等発表後における津波の到達が予測される場合の水防活動	107
(3) 指針の見直しについて	107
第6節 ダム放流に伴う通報	108
1. 国土交通省所管ダムにおける放流に伴う通報	108
2. 県土整備部所管ダムにおける放流に伴う通報	111
3. 農林水産部所管ダム（防災ダム）における放流に伴う通報	113
4. 農林水産部所管ダム（利水ダム）における放流に伴う通報	115
第7節 十川筋排水調整	117
1. 十川筋排水調整について	117
(1) 排水調整の目的	117
(2) 排水調整の方法	117
第8節 水防連絡表	119
1. 青森県防災情報ネットワーク	119
(1) 防災専用電話機からのかけかた	119
(2) 各局の内線電話機からのかけかた	120
(3) 有線設備等設置機関の電話番号表	121
2. 水防用務連絡表	123

第 1 節 気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報

1. 水防活動用注意報、警報の種類及び発表基準

青森地方気象台長は水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条の 2 の規定に基づき、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	津波特別警報 (「大津波警報」 の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(1) 大雨注意報発表基準（水防活動用気象注意報）

(別表 1)

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準※1
東青津軽	青森市	8	74
	平内町	6	83
	今別町	7	84
	蓬田村	7	83
	外ヶ浜町	8	58
北五津軽	五所川原市	7	79
	板柳町	9	97
	鶴田町	7	97
	中泊町	7	58
西津軽	つがる市	6	57
	鱒ヶ沢町	6	56
	深浦町	6	84
中南津軽	弘前市	6	74
	黒石市	7	86
	平川市	8	69
	西目屋村	9	87
	藤崎町	6	92
	大鱒町	7	78
	田舎館村	6	94
下北※2	むつ市	7	82
	大間町	9	80
	東通村	6	83
	風間浦村	7	81
	佐井村	6	81
三八	八戸市	6	64
	三沢市	7	83
	六戸町	6	84
	おいらせ町	6	83
	三戸町	6	65
	五戸町	6	73
	田子町	6	87
	南部町	6	65
	階上町	6	88
	新郷村	6	85
上北	十和田市	7	85
	野辺地町	7	84
	七戸町	6	85
	横浜町	6	83
	東北町	7	84
	六ヶ所村	7	81

※1 土壌雨量指数基準は土砂災害用の基準 ※2 下北は一次細分区域
表の見方は「(8)大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方」を参照。

(2) 大雨警報発表基準（水防活動用気象警報）

(別表 2)

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準※1
東青津軽	青森市	12	120
	平内町	9	135
	今別町	12	136
	蓬田村	9	134
	外ヶ浜町	10	95
北五津軽	五所川原市	11	129
	板柳町	12	-
	鶴田町	12	-
	中泊町	12	95
西津軽	つがる市	11	92
	鱒ヶ沢町	10	91
	深浦町	10	136
中南津軽	弘前市	14	120
	黒石市	14	139
	平川市	14	112
	西目屋村	14	141
	藤崎町	14	149
	大鱒町	14	127
	田舎館村	14	152
下北※2	むつ市	12	133
	大間町	14	130
	東通村	9	135
	風間浦村	10	131
	佐井村	8	132
三八	八戸市	9	104
	三沢市	10	135
	六戸町	8	136
	おいらせ町	10	134
	三戸町	9	105
	五戸町	8	119
	田子町	8	141
	南部町	8	106
	階上町	8	142
	新郷村	9	138
上北	十和田市	13	138
	野辺地町	12	137
	七戸町	10	138
	横浜町	10	134
	東北町	10	136
	六ヶ所村	10	132

※1 土壌雨量指数基準は土砂災害用の基準 ※2 下北は一次細分区域
表の見方は「(8)大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方」を参照。

(3) 洪水注意報発表基準（水防活動用洪水注意報）

(別表 3)

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=12.8, 瀬戸子川流域=5, 天田内川流域=6.1, 新城川流域=12.3, 入内川流域=5.1, 貴船川流域=3.6, 合子沢川流域=4.8	天田内川流域=(5, 6.1), 新城川流域=(5, 12, 3), 貴船川流域=(5, 3.6), 合子沢川流域=(5, 4)	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	平内町	清水川流域=11.1, 小湊川流域=11.2	—	—
	今別町	今別川流域=14.2	今別川流域=(5, 11)	—
	蓬田村	蓬田川流域=6.1	—	—
	外ヶ浜町	蟹田川流域=16.4	蟹田川流域=(6, 13.1)	—
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=4.9, 相内川流域=10.8, 旧十川流域=8.5, 金木川流域=11.6, 飯詰川流域=8.9, 松野木川流域=6.5	磯松川流域=(5, 4.9), 金木川流域=(5, 8.8), 相内川流域=(5, 9.4), 飯詰川流域=(6, 7.1), 松野木川流域=(5, 6.4), 岩木川流域=(5, 26.4), 十川流域=(5, 18.2)	岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	板柳町		岩木川流域=(5, 18.9)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	鶴田町		岩木川流域=(5, 49.2), 十川流域=(5, 18)	岩木川 [幡龍橋], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	中泊町	今泉川流域=8.4, 鳥谷川流域=12.3, 尾別川流域=4.1	今泉川流域=(5, 8.2), 尾別川流域=(6, 4.1)	岩木川 [繁田]
西津軽	つがる市	出精川流域=6.1, 山田川流域=12.8	岩木川流域=(5, 51.7)	岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁田]
	鱒ヶ沢町	赤石川流域=18.9, 鳴沢川流域=8.1, 中村川流域=16.1	中村川流域=(6, 12.9)	—
	深浦町	追良瀬川流域=15.9, 笹内川流域=11.5, 大童子川流域=8.8	—	—
中南津軽	弘前市	前薮川流域=6, 後長根川流域=4.3, 土淵川流域=9.3, 大和沢川流域=10, 旧大峰川流域=1.6, 新和川流域=4.3	後長根川流域=(5, 4), 土淵川流域=(5, 7.1), 大和沢川流域=(5, 10), 岩木川流域=(5, 14.4), 旧大峰川流域=(5, 1.4), 平川流域=(5, 14)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 平川上流 [大鱒・石川・豊平橋]
	黒石市	十川流域=8.1, 浅瀬石川流域=21.6, 中野川流域=10.8	—	—
	平川市	浅瀬石川流域=14.4, 六羽川流域=7.6	六羽川流域=(6, 6.1)	青森県岩木川水系 平川上流 [大鱒・石川・豊平橋]
	西目屋村	大秋川流域=6.6	大秋川流域=(7, 6.6)	—
	藤崎町	浪岡川流域=11.6, 浅瀬石川流域=22.1, 十川流域=9.6	浪岡川流域=(7, 9.3), 岩木川流域=(5, 40.6), 十川流域=(7, 9.4), 平川流域=(5, 25.7),	岩木川 [上岩木橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	大鱒町	三ツ目内川流域=10.6, 折紙川流域=5.9, 虹貝川流域=11.7, 駒木沢流域=4.7, 島田川流域=6.1	三ツ目内川流域=(5, 10.6), 折紙川流域=(5, 4.7), 虹貝川流域=(5, 9.4), 平川流域=(5, 13.8), 駒木沢流域=(6, 3.8), 島田川流域=(6, 4.9)	青森県岩木川水系 平川上流 [大鱒・石川・豊平橋]
	田舎館村	浅瀬石川流域=22.1	浅瀬石川流域=(5, 17.7)	平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 平川上流 [大鱒・石川・豊平橋]
下北※2	むつ市	田名部川流域=16.2, 大荒川流域=3.6, 大川目川流域=3.8, 川内川流域=19, 脇野沢川流域=7.3, 小川流域=3.2, 大畑川流域=18.6, 正津川流域=8.9	田名部川流域=(7, 12), 大荒川流域=(6, 2.9), 大川目川流域=(5, 3.8), 川内川流域=(5, 19), 脇野沢川流域=(6, 5.8), 小川流域=(6, 3.2), 大畑川流域=(6, 15.6), 正津川流域=(6, 7.1)	—
	大間町	奥戸川流域=6.8	—	—
	東通村	田名部川流域=14.4, 青平川流域=7.6	青平川流域=(5, 7.6),	—
	風間浦村	易国間川流域=9.4	—	—
	佐井村	大佐井川流域=7.2, 古佐井川流域=8.3	古佐井川流域=(5, 8.3), 大佐井川流域=(5, 7.2)	—
三八	八戸市	浅水川流域=11.8, 奥入瀬川流域=30, 五戸川流域=13.2, 新井田川流域=27.5, 土橋川流域=3.6, 松館川流域=9.5	浅水川流域=(5, 9.4), 奥入瀬川流域=(5, 30), 新井田川流域=(5, 27), 馬淵川流域=(5, 18), 土橋川流域=(5, 3.6), 松館川流域=(5, 9.5)	馬淵川下流 [櫛引橋], 青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [剣吉・櫛引橋上流]
	三沢市	姉沼川流域=8.4, 古間木川流域=3.2, 三沢川流域=4.7	古間木川流域=(5, 3.2), 三沢川流域=(5, 4.1)	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域=8.4, 奥入瀬川流域=32.7	姉沼川流域=(5, 6.8)	—
	おいらせ町	奥入瀬川流域=21.2, 明神川流域=4	奥入瀬川流域=(5, 17), 明神川流域=(5, 3.3)	—
	三戸町	猿辺川流域=9.7, 熊原川流域=13.7	熊原川流域=(5, 13.7), 馬淵川流域=(5, 26.2)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部]
	五戸町	浅水川流域=10.8, 五戸川流域=15.6	浅水川流域=(5, 8.6), 五戸川流域=(5, 12.5)	—
	田子町	熊原川流域=18.4, 種子川流域=7.7, 杉倉川流域=9.9	—	—
	南部町	如来堂川流域=9.6, 猿辺川流域=11.5, 剣吉川流域=2.9	如来堂川流域=(5, 9.6), 剣吉川流域=(5, 2.9), 猿辺川流域=(5, 9.2), 馬淵川流域=(5, 27.2)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流]
	階上町	松館川流域=8.6	—	—
	新郷村	浅水川流域=10.5, 五戸川流域=13.6, 三川目川流域=9.2	浅水川流域=(5, 8.4)	—

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
上北	十和田市	砂土路川流域=10.8, 奥入瀬川流域=19.2, 後藤川流域=13.3, 藤島川流域=12.3, 中里川流域=8	砂土路川流域=(5, 10.8), 奥入瀬川流域=(7, 12), 中里川流域=(6, 6.4)	—
	野辺地町	野辺地川流域=10, 枇杷野川流域=5.2, 与田川流域=3.3	野辺地川流域=(6, 8), 枇杷野川流域=(5, 5.2) 与田川流域=(5, 2.6)	—
	七戸町	高瀬川(七戸川)流域=15.5, 赤川流域=9.7, 坪川流域=21.5, 中野川流域=12.3, 作田川流域=9.6, ニッ森川流域=3.9	ニッ森川流域=(5, 3.9) 高瀬川(七戸川)流域=(5, 15.5) 赤川流域=(5, 7.8) 坪川流域=(5, 17.2) 中野川流域=(5, 9.8)	—
	横浜町	三保川流域=8	—	—
	東北町	砂土路川流域=11.1, 高瀬川(七戸川)流域=20.6, 土場川流域=11.8, 赤川流域=5.4, 川去川流域=4.8	砂土路川流域=(5, 11.1), 川去川流域=(5, 4.8), 高瀬川(小川原湖)流域=(5, 34.7) 高瀬川(七戸川)流域=(7, 20.6) 土場川流域=(5, 7.4) 赤川流域=(7, 5.4)	高瀬川(小川原湖) [小川原湖]
	六ヶ所村	老部川流域=7.6, 二又川流域=9, 戸鎖川流域=7.6	—	高瀬川(小川原湖) [小川原湖]

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値 ※2 下北は一次細分区域表の見方は「(8)大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方」を参照。

(4) 洪水警報発表基準 (水防活動用洪水警報)

(別表 4)

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
東青津軽	青森市	浪岡川流域=16.1, 瀬戸子川流域=6.3, 天田内川流域=7.7, 新城川流域=15.4, 入内川流域=6.4, 貴船川流域=4.6, 合子沢川流域=9.5	貴船川流域=(7, 4.1)	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・ 筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	平内町	清水川流域=13.9, 小湊川流域=14	—	—
	今別町	今別川流域=17.8	今別川流域=(5, 16)	—
	蓬田村	蓬田川流域=7.7	—	—
	外ヶ浜町	蟹田川流域=20.5	—	—
北五津軽	五所川原市	磯松川流域=6.2, 相内川流域=13.6, 旧十川流域=10.7, 金木川流域=14.5, 飯詰川流域=11.2, 松野木川流域=9.7	磯松川流域=(5, 5.5), 相内川流域=(5, 12.2), 金木川流域=(5, 12.4), 十川流域=(5, 22)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋・五所川原・繁田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	板柳町		—	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	鶴田町		十川流域=(5, 21.7)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	中泊町	今泉川流域=10.6, 鳥谷川流域=15.4, 尾別川流域=5.2	尾別川流域=(6, 5.2)	岩木川 [繁田]
西津軽	つがる市	出精川流域=7.7, 山田川流域=16	—	岩木川 [幡龍橋・五所川原・繁田]
	鯉ヶ沢町	赤石川流域=23.7, 鳴沢川流域=10.2, 中村川流域=20.2	—	—
	深浦町	追良瀬川流域=19.9, 笹内川流域=14.4, 大童子川流域=11	—	—
中南津軽	弘前市	前蒔川流域=8.5, 後長根川流域=5.4, 土淵川流域=11.7, 大和沢川流域=12.6, 旧大峰川流域=2.1, 新和川流域=5.4	後長根川流域=(5, 4.4), 土淵川流域=(5, 10.5), 大和沢川流域=(5, 11.3), 岩木川流域=(5, 28.8), 旧大峰川流域=(5, 1.8)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 平川上流 [大鰐・石川・豊平橋]
	黒石市	十川流域=10.2, 浅瀬石川流域=27, 中野川流域=13.5	—	—
	平川市	浅瀬石川流域=18, 六羽川流域=9.5	六羽川流域=(6, 8.5)	青森県岩木川水系 平川上流 [大鰐・石川・豊平橋]
	西目屋村	大秋川流域=8.3	—	—
	藤崎町	浪岡川流域=14.6, 浅瀬石川流域=27.7, 十川流域=14.8	浪岡川流域=(7, 13.1)	岩木川 [上岩木橋・幡龍橋], 平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 十川 [五林平]
	大鰐町	三ツ目内川流域=13.7, 折紙川流域=7.4, 虹貝川流域=14.7, 駒木沢流域=5.9, 島田川流域=7.7	三ツ目内川流域=(5, 11.9), 折紙川流域=(5, 6.6), 虹貝川流域=(5, 13.2), 平川流域=(5, 19.4)	青森県岩木川水系 平川上流 [大鰐・石川・豊平橋]
田舎館村	浅瀬石川流域=27.7	—	平川下流 [百田], 青森県岩木川水系 平川上流 [大鰐・石川・豊平橋]	
下北※2	むつ市	田名部川流域=20.3, 大荒川流域=4.6, 大川目川流域=4.8, 川内川流域=23.8, 臨野沢川流域=9.2, 小川流域=4, 大畑川流域=23.3, 正津川流域=11.2	大荒川流域=(6, 4.6), 小川流域=(6, 3.6), 大畑川流域=(6, 20.9)	—
	大間町	奥戸川流域=8.6	—	—
	東通村	田名部川流域=18, 青平川流域=9.5	—	—
	風間浦村	易国間川流域=11.8	—	—
	佐井村	大佐井川流域=9.1, 古佐井川流域=10.4	—	—
三八	八戸市	浅水川流域=14.8, 奥入瀬川流域=41.5, 五戸川流域=26.3, 新井田川流域=34.4, 土橋川流域=4.6, 松館川流域=11.9	浅水川流域=(5, 13.3), 新井田川流域=(5, 30.9), 馬淵川流域=(5, 27.4)	馬淵川下流 [櫛引橋], 青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [剣吉・櫛引橋上流]
	三沢市	姉沼川流域=10.6, 古間木川流域=4.1, 三沢川流域=5.9	古間木川流域=(6, 3.6), 三沢川流域=(6, 4.5)	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	六戸町	姉沼川流域=10.5, 奥入瀬川流域=40.9	—	高瀬川 (小川原湖) [小川原湖]
	おいらせ町	奥入瀬川流域=41.2, 明神川流域=6.9	奥入瀬川流域=(5, 37)	—
	三戸町	猿辺川流域=12.2, 熊原川流域=17.2	熊原川流域=(5, 15.6), 馬淵川流域=(7, 29.1)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部]
	五戸町	浅水川流域=13.5, 五戸川流域=19.6	浅水川流域=(5, 12.1), 五戸川流域=(5, 17.6)	—
	田子町	熊原川流域=23.1, 種子川流域=9.7, 杉倉川流域=12.4	—	—
	南部町	如来堂川流域=12.1, 猿辺川流域=14.4, 剣吉川流域=3.7	如来堂川流域=(5, 10.8), 馬淵川流域=(5, 38), 剣吉川流域=(5, 3.5)	青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛 引橋上流]
	階上町	松館川流域=10.8	—	—
	新郷村	浅水川流域=13.2, 五戸川流域=17.1, 三川目川流域=11.5	—	—

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
上北	十和田市	砂土路川流域=13.6, 奥入瀬川流域=24, 後藤川流域=16.7, 藤島川流域=15.4, 中里川流域=10	砂土路川流域=(6, 12.2), 奥入瀬川流域=(12, 21.6)	—
	野辺地町	野辺地川流域=12.6, 枇杷野川流域=6.5, 与田川流域=4.2	野辺地川流域=(7, 12), 与田川流域=(5, 3.7)	—
	七戸町	高瀬川(七戸川)流域=19.4, 赤川流域=12.5, 坪川流域=26.9, 中野川流域=15.4, 作田川流域=12.1, 二ッ森川流域=5.9	—	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]
	横浜町	三保川流域=10	—	—
	東北町	砂土路川流域=13.9, 高瀬川(七戸川)流域=33.1, 土場川流域=15.6, 赤川流域=6.8, 川去川流域=6	—	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]
	六ヶ所村	老部川流域=9.6, 二又川流域=11.3, 戸鏡川流域=9.5	—	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値 ※2 下北は一次細分区域表の見方は「(8)大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方」を参照

(5) 高潮警報・注意報発表基準（水防活動用高潮警報、注意報）

市町村等をまとめた地域	市町村	高潮警報基準潮位※1	高潮注意報基準潮位※1	
東青津軽	青森市	1.1m	0.9m	
	平内町	1.2m	0.9m	
	蓬田村	1.2m	0.9m	
	外ヶ浜町	1.2m	0.9m	
	今別町	1.2m	0.9m	
北五津軽	中泊町	1.2m	0.9m	
	五所川原市	1.2m	0.9m	
西津軽	つがる市	1.3m	0.9m	
	鱒ヶ沢町	1.2m	0.9m	
	深浦町	1.2m	0.9m	
下北※4	むつ市※2	津軽海峡側	1.2m	0.9m
		陸奥湾側	1.2m	0.9m
	東通村※3	津軽海峡側	1.2m	0.9m
		太平洋側	1.3m	0.9m
	風間浦村	1.2m	0.9m	
	大間町	1.2m	0.9m	
	佐井村	1.2m	0.9m	
三八	八戸市	1.3m	0.9m	
	階上町	1.3m	0.9m	
	おいらせ町	1.3m	0.9m	
	三沢市	1.3m	0.9m	
上北	六ヶ所村	1.3m	0.9m	
	横浜町	1.2m	0.9m	
	野辺地町	1.2m	0.9m	

※1 潮位は東京湾平均海面（TP）を基準面とした「標高」で表す。

※2 むつ市は、旧むつ市の津軽海峡沿岸と大畑地区を「津軽海峡側」に、旧むつ市の陸奥湾沿岸と川内地区、脇野沢地区を「陸奥湾側」とする。

※3 東通村は、尻屋崎を境として「津軽海峡側」と「太平洋側」に分ける。

※4 下北は一次細分区域

注 高潮警報・注意報で現象が発現せず発表基準を設定していない市町村については、表に記述していない。

(6) 大雨・高潮特別警報発表基準（水防活動用気象警報・水防活動用高潮警報）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(7) 警報・注意報の発表区域

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	該当市町村
青 森 県	津軽 (つがる)	東青津軽 (とうせいつがる)	青森市、東津軽郡(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)
		北五津軽 (きたごつがる)	五所川原市、北津軽郡(板柳町、鶴田町、中泊町)
		西津軽 (にしつがる)	つがる市、西津軽郡(鮭ヶ沢町、深浦町)
		中南津軽 (ちゅうなんつがる)	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡(西目屋村) 南津軽郡(藤崎町、大鰐町、田舎館村)
	下北 (しもきた)	—	むつ市、下北郡(東通村、風間浦村、大間町、佐井村)
	三八上北 (さんぱちかみきた)	三八 (さんぱち)	八戸市、三沢市、上北郡(六戸町、おいらせ町) 三戸郡(三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村)
上北 (かみきた)		十和田市、 上北郡(野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村)	

(8) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：土砂災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：土砂災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：重大な浸水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある状況。警戒レベル2に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川の流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：洪水災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：洪水災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。これまでに降った雨（解析雨量）と6時間先までの雨量分布の予測（洪水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

(9) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方（別表1～4）

- ① 大雨、洪水、高潮の警報・注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。
- ② 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ③ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ④ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑤ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑥ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- ⑦ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑧ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html>) を参照。

2. 津波警報・津波注意報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

(1) 種類

- 大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表
 （予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）
- 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
 （予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）
- 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表
 （予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）

(2) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	10m<予想高さ	10m超	巨大
	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。
- ・予想される津波の高さの表現を「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
 (津波警報等の留意事項等)
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波予報区及び津波警報等発表基準

津波予報区	区域	大津波警報発表基準	津波警報発表基準	津波注意報発表基準
陸奥湾	外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下である場合	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
青森県日本海沿岸	青森県沿岸（大間崎北端以東の太平洋沿岸および陸奥湾を除く）			
青森県太平洋沿岸	青森県沿岸（大間崎北端以東の太平洋沿岸）			

(4) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

(津波情報の種類と発表内容)

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)、または「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

注1 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、当該津波予報区において大津波警報が発表中の場合は、観測された津波の高さが1m以下のとき、または、津波警報を発表中の場合は、観測された津波の高さが0.2m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表して、津波が到達中であることを伝える。

注2 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(津波情報の留意事項等)

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報の発表基準と発表内容)

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

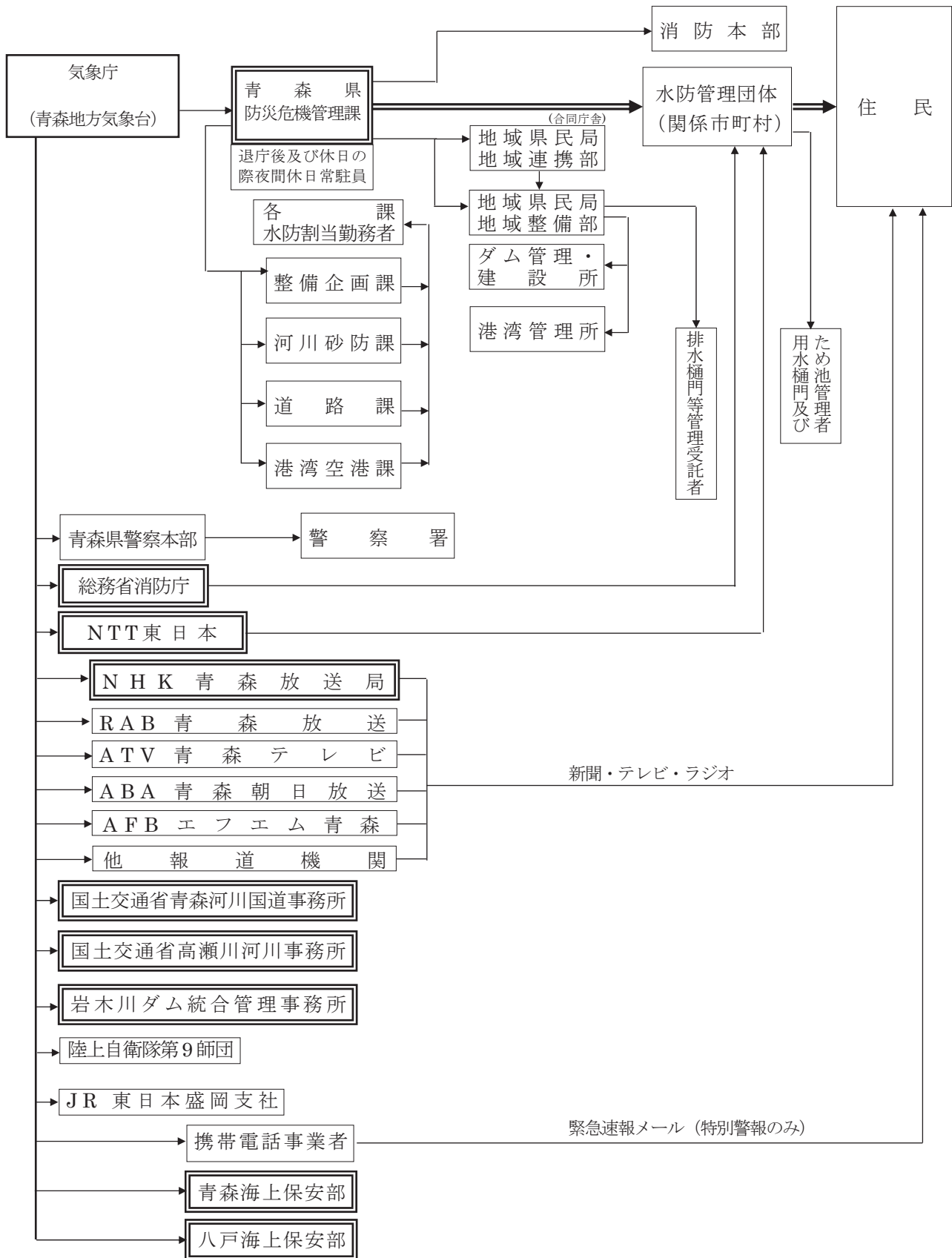
(参考) 気象庁が発表する特別警報について

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

3. 気象警報等の伝達

法第10条及び気象業務法第15条の規定により、気象庁（青森地方气象台）から気象状況及び警報の通知を受けた場合は、下記系統により水防管理団体及びその他水防関係機関へ通知する。



注1 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

注2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知または周知の措置が義務づけられている伝達経路

第2節 水防警報

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあつては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2. 国土交通省が行う水防警報

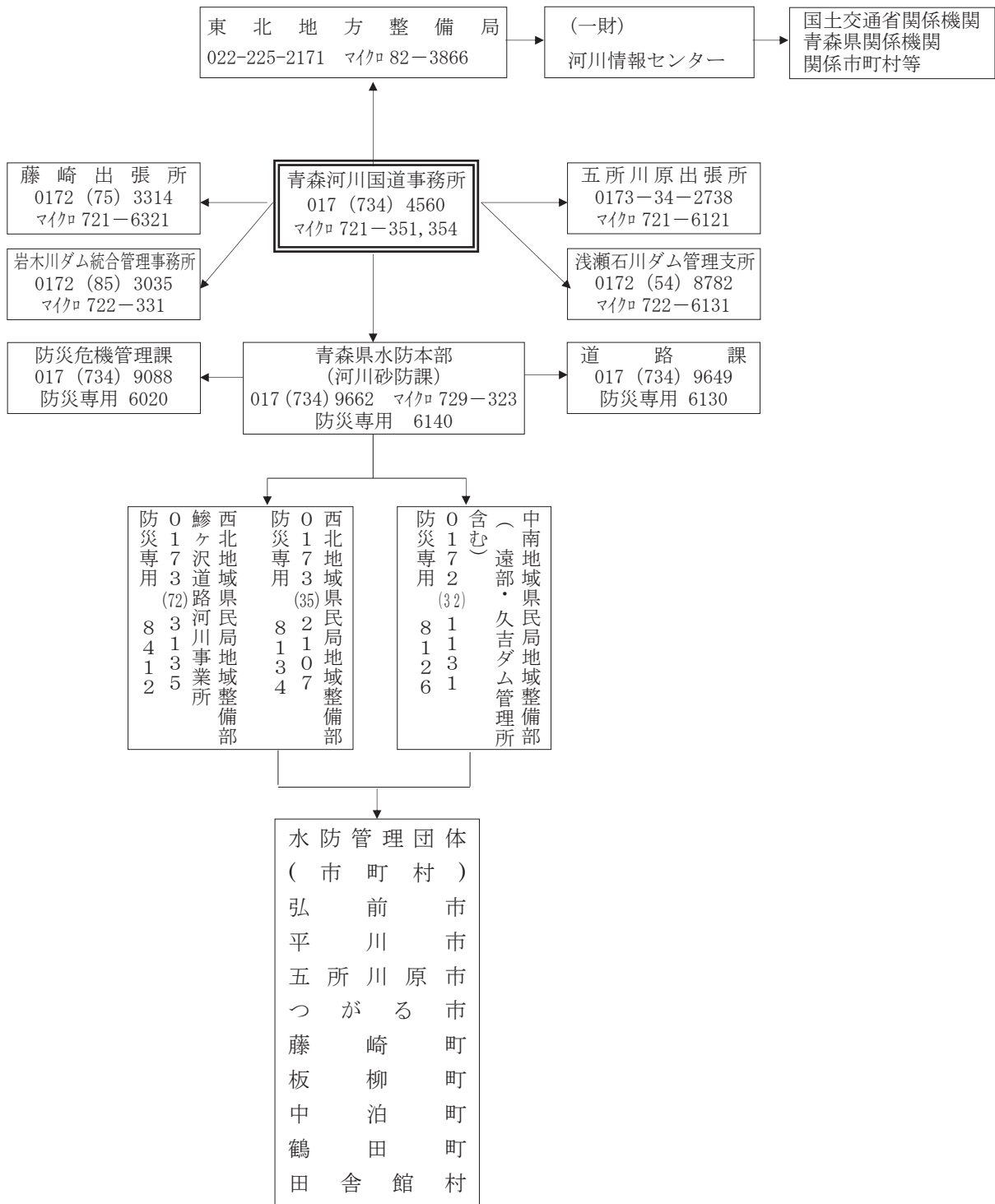
国土交通大臣は、洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について水防警報をしたときは、直ちにその警報を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(1) 水防警報の種類・内容・発表基準（国土交通省）

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	水防団員の出動を通知する。	水位・流量・その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、または超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解 除	水防活動の終了を通知する。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知する。	適 宜

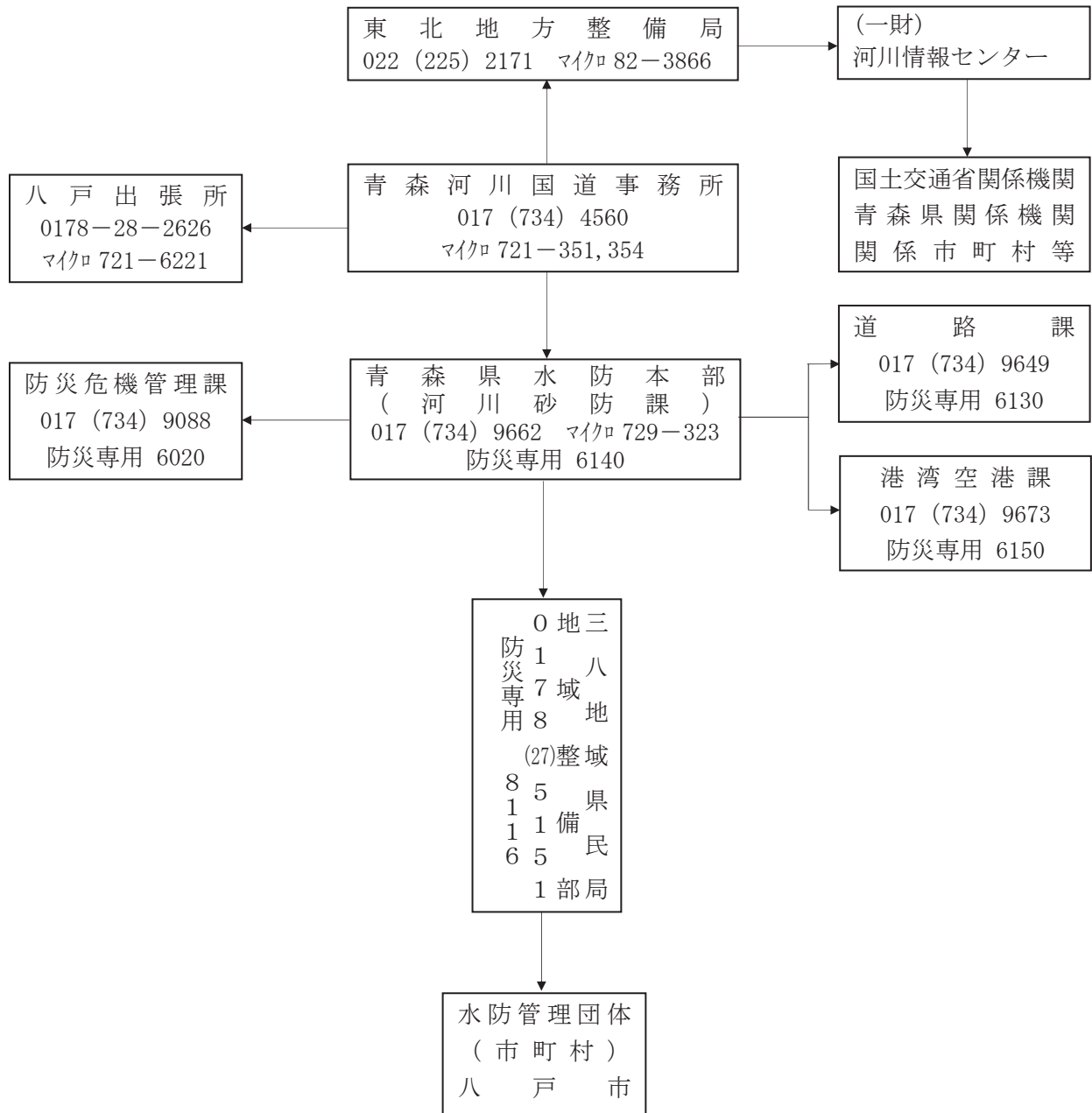
(5)水防警報伝達系統図（国土交通省）

① 岩木川水防警報伝達系統図（岩木川、平川、浅瀬石川、旧大蜂川、土淵川）



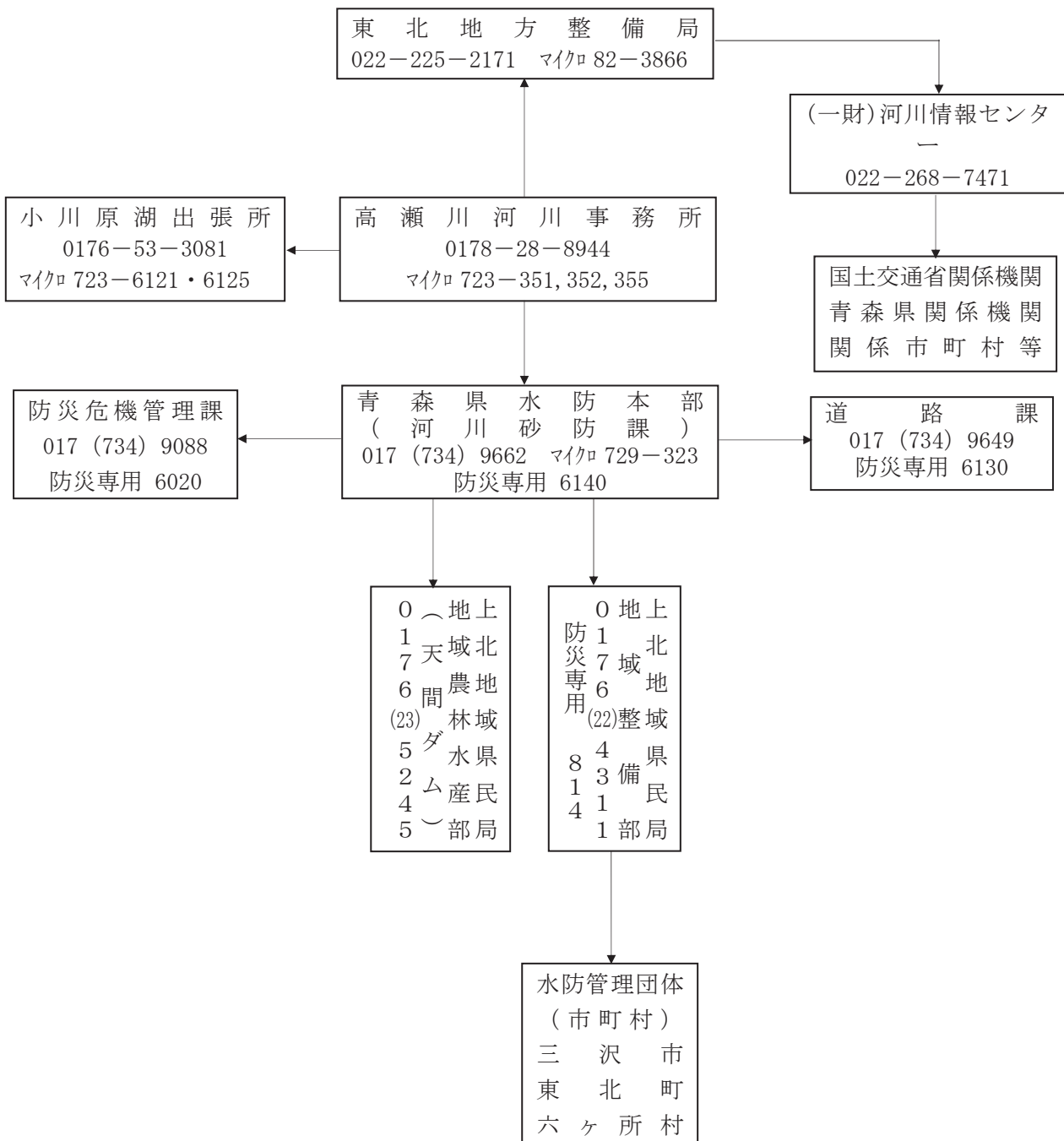
※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
 (電話のかけかたについては、p119 第8節-1
 青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

② 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
 (電話のかけかたについては、p119 第8節-1
 青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

③ 高瀬川水防警報伝達系統図（高瀬川）



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
 (電話のかけかたについては、p119 第8節-1
 青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

3. 県が行う水防警報

県が水防警報河川として指定した河川で河川ごとに水防活動を行う必要がある旨を水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

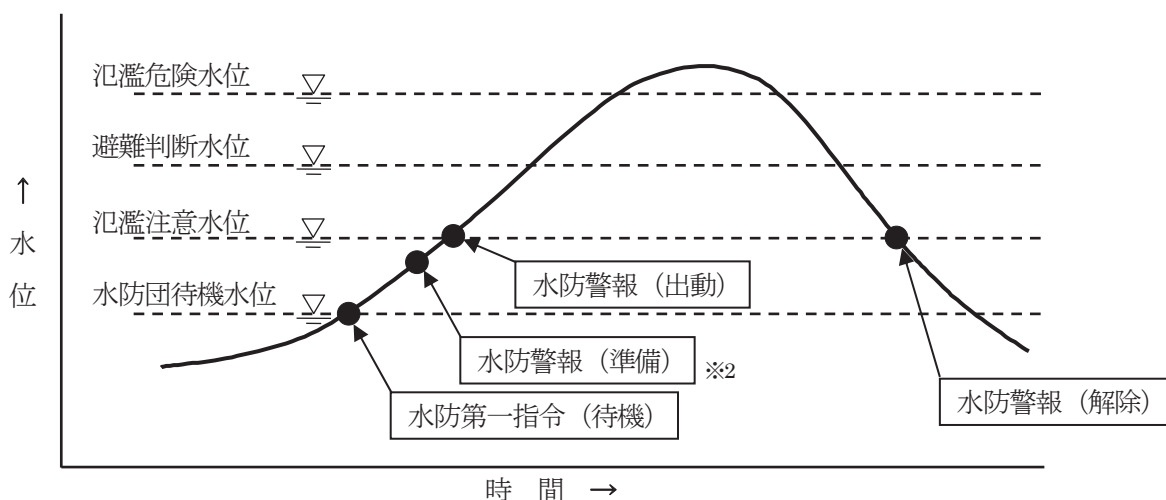
水防警報は、支部長（地域県民局地域整備部長）が発表する。

(1) 水防警報の種類・内容・発表基準（県）

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要なくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を知るとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

※ 水防団待機水位に達し待機の必要があると認めるときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

※2 水防第一指令を発表済みの状況において、水位上昇の度合いによっては、即、水防警報（出動）を発表してもよい。



(2) 水防警報を行う河川及びその区域(県)

地域 県民局	水系名	河川名	警戒表 基準点	左右岸 の別	区 間			
東青 中南	岩木川	浪岡川	浪岡	左右岸	正平津川合流点	から	十川合流点	まで
東青	堤川	堤川	大野	左岸	青森市大字高田字川瀬190番地先の金高橋上流端	から	青森市大字八ツ役字芦谷295-2地先の問屋橋上流端	まで
				右岸	青森市大字金浜字船岡340番地先の金高橋上流端		青森市問屋町2丁目4地先の問屋橋上流端	
			新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷295-2地内の問屋橋上流端	から	横内川合流点	まで
				右岸	青森市問屋町2丁目4地内の問屋橋上流端			
			筒井	左右岸	横内川合流点	から	駒込川合流点	まで
		甲田橋	左右岸	駒込川合流点	から	海に至る場所	まで	
		駒込川	駒込川橋	左岸	青森市大字筒井字桜川22番地先の駒込川橋下流端	から	青森市桜川9丁目1地先の南桜川橋下流端	まで
				右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢3番地先の駒込川橋下流端		青森市桜川9丁目1地先の南桜川橋下流端	
			南桜川	左岸	青森市桜川9丁目1地先の南桜川橋下流端	から	堤川合流点	まで
				右岸	青森市桜川9丁目1地先の南桜川橋下流端			
	沖館川		沖館川	下池外水位	左右岸	青森市大字三内字沢部地先の三内橋下流端	から	西滝川合流点
		沖館川下流		左右岸	西滝川合流点	から	海に至る場所	
		西滝川	西滝	左岸	青森市大字安田字稲森390番地7地先のいなど橋下流端	から	沖館川合流点	まで
	右岸	青森市大字安田字稲森390番地6地先のいなど橋下流端						
	赤川	赤川	赤川	左岸	青森市大字駒込字蛸沢地先の蛸沢橋下流端	から	海に至る場所	まで
	右岸	青森市赤坂1丁目地先の蛸沢橋下流端						
蟹田川	蟹田川	南沢	左右岸	南股沢川合流点	から	海に至る場所	まで	
小湊川	小湊川	内童子	左岸	東津軽郡平内町大字田茂木字不動沢43番地2地先の田茂木橋下流端	から	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下43地先の槻の木橋下流端	まで	
			右岸	東津軽郡平内町大字田茂木字堤尻27番地先の田茂木橋下流端		東津軽郡平内町大字小湊字下槻8地先の槻の木橋下流端		
		小湊	左岸	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下43地先の槻の木橋下流端	から	海に至る場所	まで	
			右岸	東津軽郡平内町大字小湊字下槻8地先の槻の木橋下流端				
盛田川	盛田	左右岸	長橋川合流点	から	小湊川合流点	まで		
新城川	新城川	新城	左岸	青森市大字新城字山田115番地1地先	から	海に至る場所	まで	
			右岸	青森市大字新城字平岡30番地11地先				

地域 県民局	水系名	河川名	警報発表 基準点	左右岸 の別	区 間					
東青	天田内川	天田内川	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡6番地7地先の 新船岡橋下流端	から	海に至る場所	まで		
				右岸	青森市大字油川字実法5番地3地先の 新船岡橋下流端					
	野内川	野内川	滝沢	左岸	青森市大字滝沢字下川原196番地1 地先の滝沢橋下流端	から	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮 田橋下流端	まで		
				右岸	青森市大字滝沢字下川原173番地1 地先の滝沢橋下流端					
			新野内橋	左岸	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮 田橋下流端	から	海に至る場所	まで		
				右岸	青森市大字宮田字玉水地先の宮田 橋下流端					
	今別川	今別川	大川平	左岸	東津軽郡今別町大字大川平字清川 188番地3地先のJR津軽線橋梁下流端	から	海に至る場所	まで		
				右岸	東津軽郡今別町大字大川平字熊沢 160番地4地先のJR津軽線橋梁下流端					
中南	岩木川	平川	大鰐	左岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木 56番地8地内の福島橋下流端	から	三ツ目内川合流点	まで		
				右岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68 番地2地先の福島橋下流端					
			石川	左岸	弘前市大字撫牛字橋本635番地先 のJR平川第一橋梁上流端	から	南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳 21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端	まで		
				右岸	三ツ目内川合流点					
		大和沢川	独狐	左岸	弘前市大字堀越字下川原1番7地先 の五ヶ村堰	から	平川合流点	まで		
				右岸	弘前市大字川合字岡本24番4地先の 五ヶ村堰					
		後長根川	腰卷	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林112番地10 地先の宮地橋下流端	から	岩木川合流点	まで		
				右岸	弘前市大字宮地諏訪林162番地1地 先の宮地橋下流端					
		腰卷川	腰卷	左岸	弘前市大字南大町一丁目8番15地先	から	平川合流点	まで		
				右岸	弘前市大字南大町一丁目10番1地先					
		三八	馬淵川	馬淵川	馬淵 南部	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原 152番地1地先の梅泉橋上流端	から	三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平 70-1地内の高瀬橋下流端	まで
						右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番 地2地先の梅泉橋上流端			
劍吉	左岸				三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平 70-1地内の高瀬橋下流端	から	八戸市大字上野字上明戸地先の法 師岡橋下流端	まで		
	右岸				三戸郡南部町大字高瀬字上川原 19-1地内の高瀬橋下流端					
櫛引橋 上流	左岸				八戸市大字上野字上明戸地内の法 師岡橋下流端	から	八戸市大字櫛引字下河原2番地5地 先の櫛引橋下流端	まで		
	右岸				三戸郡南部町大字法師岡字田向104 地内の法師岡橋下流端					
種子川	川向			左岸	三戸郡田子町大字田子字川代56番地先	から	熊原川合流点	まで		
				右岸	三戸郡田子町大字田子字川代39番地先					
熊原川	上郷			左右岸	泉沢合流点	から	種子川合流点	まで		
	三戸 橋ノ下			左右岸	種子川合流点	から	馬淵川合流点	まで		
浅水川	西越			左岸	大谷地川合流点	から	三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内 56-1地先の豊間内橋下流端	まで		
				右岸					三戸郡五戸町大字豊間内字鉢森川 原地先の豊間内橋下流端	
桜沢	桜沢			左岸	三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内 56-1地先の豊間内橋下流端	から	馬淵川合流点	まで		
				右岸	三戸郡五戸町大字豊間内字鉢森川 原地先の豊間内橋下流端					

地域 県民局	水系名	河川名	警備表 基準点	左右岸 の別	区 間					
三八	五戸川	五戸川	又重	左岸	三川目川合流点	から	三戸郡五戸町字八景地先の五戸新橋下流端	まで		
				右岸			三戸郡五戸町字中ノ沢西張地先の五戸新橋下流端			
			川原町	左岸	三戸郡五戸町字八景地先の五戸新橋下流端 三戸郡五戸町字中ノ沢西張地先の五戸新橋下流端	から	八戸市大字市川町字轟木前5-1地先の轟木橋下流端	まで		
				右岸			八戸市大字市川町字中川原地先の轟木橋下流端			
			尻引	左岸	八戸市大字市川町字轟木前5-1地先の轟木橋下流端 八戸市大字市川町字中川原地先の轟木橋下流端	から	海に至る場所	まで		
				右岸						
	新井田川	新井田川	島守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口2番地1地先の荒谷橋下流端 八戸市南郷区大字島守字松石橋14番地3地先の荒谷橋下流端	から	八戸市大字田向字十二役地先の長館橋下流端 八戸市大字十日市字上樋田地先の長館橋下流端	まで		
				右岸						
新井田			左岸	八戸市大字田向字十二役地先の長館橋下流端 八戸市大字十日市字上樋田地先の長館橋下流端	から	海に至る場所	まで			
			右岸							
西北	岩木川	金木川	金木	左岸	五所川原市金木町玉水296番地先の津軽鉄道橋梁下流端 五所川原市金木町朝日山175番地7地先の津軽鉄道橋梁下流端	から	旧十川合流点	まで		
				右岸						
		松野木川	漆川	左岸	五所川原市大字松野木字花笠27番地2地先の松野木橋下流端 五所川原市大字松野木字花笠28番地2地先の松野木橋下流端	から	旧十川合流点	まで		
				右岸						
	旧十川	川山	左右岸	十川からの分派点		から	岩木川合流点	まで		
西北 中南	岩木川	十川	下十川	左右岸	本郷川合流点		から	北津軽郡板柳町大字滝井地先の滝井頭首工	まで	
								から	岩木川合流点	まで
西北 鱒ヶ沢	中村川	中村川	中村	左岸	西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井544番地先の中村橋下流端 西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字中清水崎18番地先の中村橋下流端	から	海に至る場所	まで		
				右岸						
上北	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	七戸	左岸	作田川合流点	から	上北郡東北町大字上野字北谷地347番地2地先の湖畔橋下流端 上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先の湖畔橋下流端	まで		
				右岸						
		赤川	乙供	左右岸	神ノ沢合流点		から	高瀬川合流点	まで	
	奥入瀬川	奥入瀬川	古間木川	古間木山	左右岸	氷沢川合流点		から	三沢市大字三沢字猫又122番地先の(主)三沢十和田線交差部上流端	まで
	奥入瀬川	奥入瀬川	焼山	左右岸	薦川合流点		から	十和田市大字三本木字下川原地先の廣瀬橋下流端 十和田市大字沢田字太田川原12地先の廣瀬橋下流端	まで	
中掖			左右岸	十和田市大字三本木字下川原地先の廣瀬橋下流端 十和田市大字沢田字太田川原12地先の廣瀬橋下流端		から	十和田市大字相坂字下前川原地先の御幸橋下流端	まで		
相坂	左右岸	十和田市大字相坂字下前川原地先の御幸橋下流端		から	上北郡六戸町大字犬落瀬字長漕147地先の長栄橋下流端 上北郡六戸町大字鶴喰字常法川原地先の長栄橋下流端	まで				

地域 県民局	水系名	河川名	警報発表 基準点	左右岸 の別	区 間				
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	鶴喰	左岸	上北郡六戸町大字犬落瀬字長漕147地先の長栄橋下流端	から	上北郡おいらせ町新助川原字船場川原2-13地先の幸運橋下流端 八戸市大字市川町字船場川原の幸運橋下流端	まで	
				右岸					上北郡六戸町大字鶴喰字常法川原地先の長栄橋下流端
			百石	左岸	上北郡おいらせ町新助川原字船場川原2-13地先の幸運橋下流端	から	海に至る場所	まで	
				右岸	八戸市大字市川町字船場川原の幸運橋下流端				
	野辺地川	野辺地川	中屋敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地2地先の一ノ渡橋下流端	から	海に至る場所	まで	
				右岸	上北郡東北町字湯沢1番地2地先の一ノ渡橋下流端				
		枇杷野川	観音林脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端	から	野辺地川合流点	まで	
				右岸	上北郡野辺地町字切明40番地50地先の枇杷野橋下流端				
	明神川	明神川	中野平	左岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2地先の新明神川橋下流端	から	海に至る場所	まで	
				右岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地353番地2地先の新明神川橋下流端				
下北	田名部川	田名部川	田名部	左岸	むつ市大字田名部字土手内74番地425地先の第一土手内橋下流端	から	むつ市下北町98番地4地先の下北橋上流端 むつ市中央二丁目77番地4地先の下北橋上流端	まで	
				右岸	むつ市大字田名部字土手内74番地431地先の第一土手内橋下流端				
		鹿橋		左岸	下北郡東通村大字砂子又字萩流1番地104地先の桑野橋下流端	から	下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142番地先のさいかち橋上流端 下北郡東通村大字蒲野沢字戸沢44番地先のさいかち橋上流端	まで	
				右岸	下北郡東通村大字蒲野沢字王餘魚池33番地54地先の桑野橋下流端				
		小川	小川	小川	左岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大橋下流端	から	田名部川合流点	まで
					右岸	むつ市小川町一丁目912番地先の栗山大橋下流端			
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	左岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先館山橋下流端	から	海に至る場所	まで	
				右岸	むつ市脇野沢渡向273番地1地先館山橋下流端				
	大畑川	大畑川	小目名	左岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先小目名橋下流端	から	むつ市大畑町楯ノ木地先の松の木橋下流端 むつ市大畑町松ノ木ノ内楯ノ木川原地先の松の木橋下流端	まで	
				右岸	むつ市大畑町赤坂19番地15地先小目名橋下流端				
大畑				左岸	むつ市大畑町楯ノ木地先の松の木橋下流端	から	海に至る場所	まで	
				右岸	むつ市大畑町松ノ木ノ内楯ノ木川原地先の松の木橋下流端				

(3) 水防警報の発表基準水位（県）

地域 県民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
東青	岩木川	浪岡川	浪岡	1.80	2.10	2.20	2.50	水位周知河川
	堤川	堤川	大野	1.20	1.60	2.00	2.23	洪水予報河川
			新妙見橋	2.70	3.00	4.10	4.75	〃
			筒井	2.50	2.90	4.50	5.19	〃
			甲田橋	1.20	1.50	2.30	2.92	〃
		駒込川	駒込川橋	1.00	1.80	2.60	3.43	〃
			南桜川	2.40	2.90	3.80	4.41	〃
	沖館川	沖館川	下池外水位	1.50	1.90	2.40	2.78	水位周知河川
			沖館川下流	1.70	2.00	2.10	2.40	〃
		西滝川	西滝	1.20	1.50	2.60	3.00	〃
	赤川	赤川	赤川	1.50	1.80	2.10	2.50	〃
	蟹田川	蟹田川	南沢	1.40	2.00	2.50	3.20	〃
	小湊川	小湊川	小湊	1.00	1.50	2.20	2.40	〃
			内童子	1.20	1.50	2.30	2.70	〃
			盛田川	1.50	2.30	2.80	3.40	〃
	新城川	新城川	新城	1.40	2.10	2.90	3.60	〃
天田内川	天田内川	天田内川	1.80	2.10	2.20	2.60	〃	
野内川	野内川	新野内橋	2.20	2.80	4.80	5.60	〃	
		滝沢	1.60	1.90	2.40	2.80	〃	
今別川	今別川	大川平	2.10	2.60	2.80	3.40	〃	
中南	岩木川	平川 (大和沢川含む)	大鰐	2.80	3.30	4.50	5.10	洪水予報河川
			石川	46.40	47.20	48.50	49.00	〃
			豊平橋	19.10	20.60	21.90	22.80	〃
		後長根川	独孤	2.00	2.30	2.90	3.60	水位周知河川
		腰巻川	腰巻	1.70	2.00	2.50	3.00	〃
		十川	下十川	2.08	2.38	2.90	3.40	〃
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部	4.70	5.00	5.50	6.60	洪水予報河川
			剣吉	3.00	4.00	4.60	5.90	〃
			櫛引橋上流	1.20	2.10	3.20	4.40	〃
		種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	水位周知河川
		熊原川	橋ノ下	2.30	2.60	4.60	5.00	〃
			三戸	2.00	2.30	2.70	2.93	〃
			上郷	1.50	2.00	3.60	4.30	〃
		浅水川	桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	〃
			西越	1.60	1.90	1.95	2.10	〃
	五戸川	五戸川	尻引	4.70	5.00	5.30	5.70	〃
			川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	〃
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	〃
新井田川	新井田川	新井田	3.20	3.50	4.20	4.45	〃	
		島守	2.30	2.60	3.45	3.80	〃	

地域 民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
西北	岩木川	金木川	金木	5.20	5.50	5.80	6.80	水位周知河川
		松野木川	漆川	5.90	6.20	6.60	7.10	〃
		旧十川	川山	5.30	5.60	6.90	7.38	〃
		十川	五林平	11.00	11.30	12.80	13.16	洪水予報河川
西北 (鱒ヶ沢)	中村川	中村川	中村	7.90	8.20	8.90	9.70	水位周知河川
上北	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	七戸	1.60	1.90	2.50	2.90	〃
		赤川	乙供	1.50	1.80	3.80	4.20	〃
		古間木川	古間木山	0.60	0.70	0.80	0.94	〃
	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	〃
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	〃
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	〃
			中掬	2.20	2.50	3.50	3.90	〃
	明神川	明神川	焼山	2.50	2.80	3.30	3.60	〃
			明神川	中野平	1.20	1.50	2.00	2.20
	野辺地川	野辺地川	野辺地川	中屋敷	1.00	1.30	1.90	2.30
枇杷野川			観音林脇	0.90	1.20	1.60	1.90	〃
下北	田名部川	田名部川	田名部	2.10	2.35	2.40	2.50	〃
		鹿橋	2.10	2.40	2.70	3.10	〃	
	小川	小川	1.45	1.75	1.95	2.10	〃	
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	1.50	1.80	2.80	3.05	〃
	大畑川	大畑川	大畑	1.55	1.85	2.70	2.97	〃
小目名		2.50	2.80	4.95	5.70	〃		
合計		38河川	62箇所					

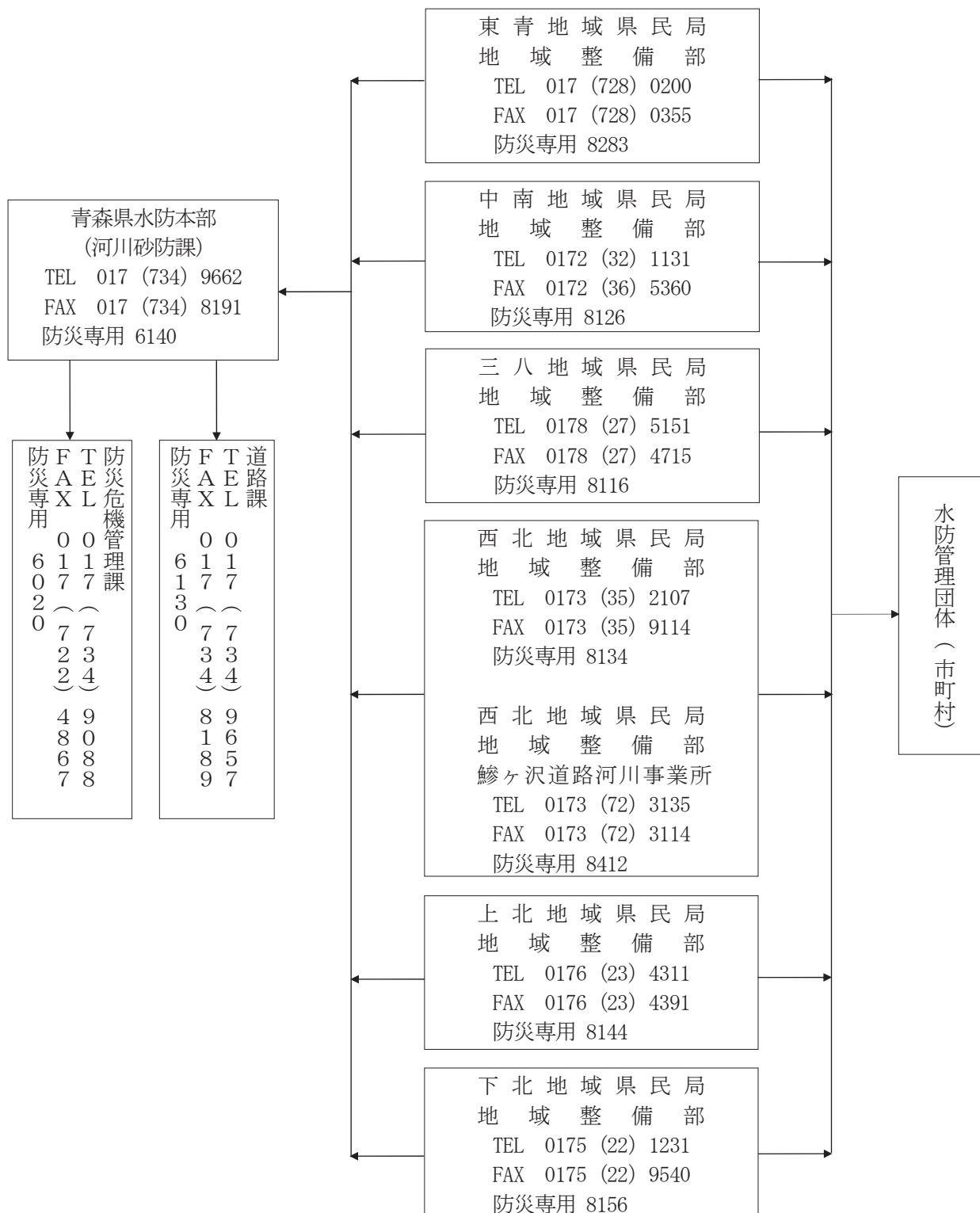
河川数：十川重複

○ 岩手県からの水防警報・水位到達情報の伝達

三八	馬淵川	馬淵川	石切所	1.80	2.60	2.70	3.00	水位周知河川 (岩手県)
----	-----	-----	-----	------	------	------	------	-----------------

※岩手県から伝達される馬淵川における水防警報及び水位到達情報のうち、最下流の石切所水位観測所の情報については、水防支部を通じ水防管理団体に伝達するものとする。

(4) 水防警報伝達系統図 (県)



※通報はFAXを基本とする。

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
(電話のかけかたについては、p119 第8節-1
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

(5) 水防警報伝達文（県）

発表文例（パターン文）は次のとおりとする。

河川名	警報	種類	発表番号	発表	日	時	発表事務所
	水防警報		第 号	年	月	日 時 分	
<p>〔待機〕 ※水防第一指令を発するときは、〔待機〕は発表しないこととする。</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>水位観測所の水位は 時現在 m に達し、</p> <p>(4) (5)</p> <p>なお増水する見込みです。 から まで水防団待機を要します。</p> <p>〔準備〕</p> <p>(6) (7) (8)</p> <p>水位観測所の水位は 時現在 m に達し、</p> <p>(9) (10)</p> <p>なお増水する見込みです。 から まで水防団準備を要します。</p> <p>〔出動〕</p> <p>(11) (12) (13)</p> <p>水位観測所の水位は 時現在 m に達し、</p> <p>(14) (15)</p> <p>氾濫注意水位を m 超えており、なお増水のおそれがあるので から</p> <p>まで、水防団の出動を要します。</p> <p>〔解除〕</p> <p>(16) (17) (18)</p> <p>水位観測所の水位は 時現在 m となり、</p> <p>(19) (20)</p> <p>引き続き減水する見込みです。 から まで水防警報を解除します。</p>							
通報機関		通報者		通報時刻		時	分
受信機関		受信者		受信時刻		時	分

第3節 指定河川洪水予報

県は、法第10条第2項、第3項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通省と青森地方気象台が共同で発表した岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川（小川原湖）洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者及びその他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

また、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、県と青森地方気象台が共同で堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川洪水予報を発表した場合は、関係水防管理者及びその他水防に關係のある機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

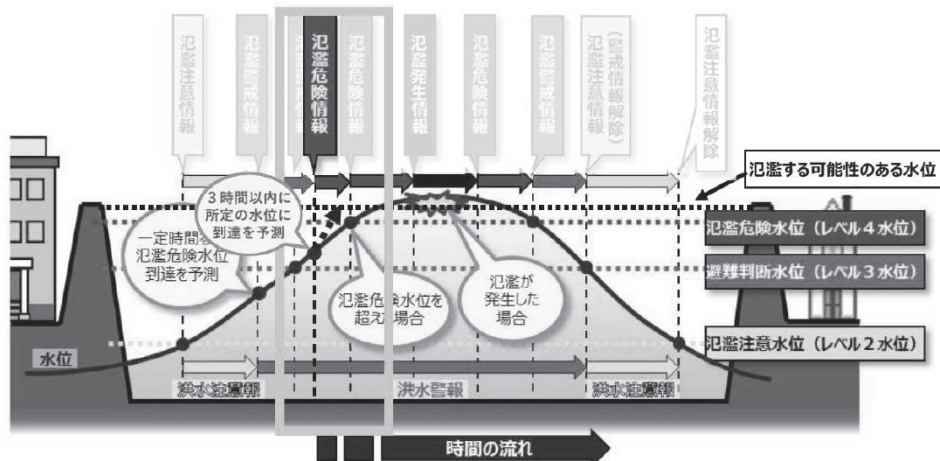
1. 洪水予報及び発表情報の種類と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	標題	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の子報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。



2. 国土交通省が青森地方气象台と共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川、実施区域、基準地点及び担当機関（国土交通省）

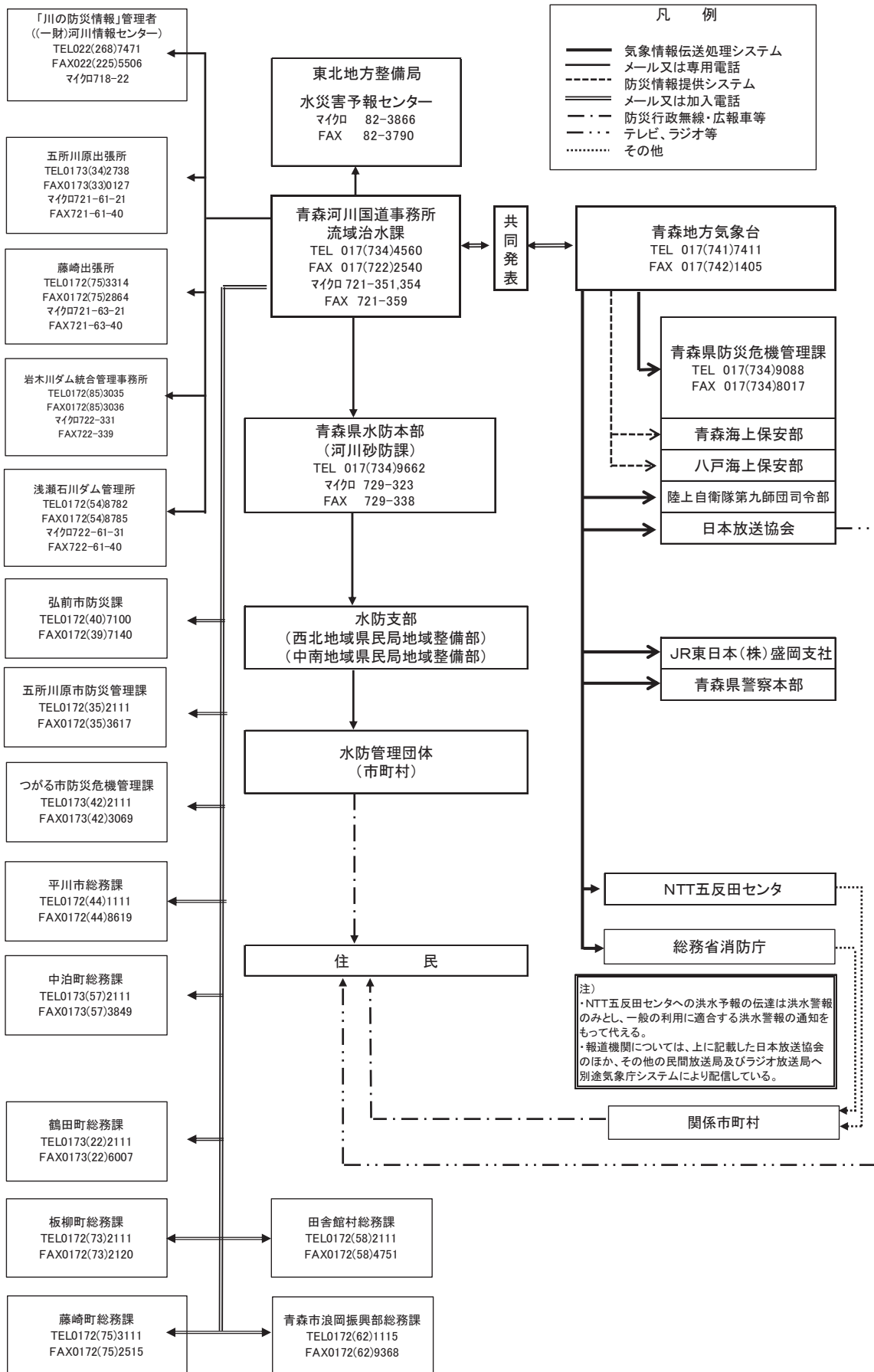
河川名	実施区域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
岩木川 十三湖を含む	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳177番地先	上岩木橋 から海まで	上 岩 木 橋 幡 龍 橋 五 所 川 繁 田 原
	旧大峰川 青森県弘前市大字小友字宇田野658番地先	県道橋下流端 から 岩木川への合流点まで	
平川下流	左岸 青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先 右岸 青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 65 番地先	JR奥羽本線 平川第一鉄橋 から 岩木川への合流点まで	百 田
	土淵川 青森県弘前市大字大久保字宮本277番地先	国道橋下流端 から 平川への合流点まで	
馬淵川下流	左岸 青森県八戸市大字榎引字下河原 5 番地先 右岸 青森県八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地先	榎引橋 から海まで	榎 引 橋
高瀬川 (小川原湖)	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地347番の2地先 右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地106番地先	から海まで	小 川 原 湖 高瀬川河川事務所 青森地方气象台

(2) 洪水予報の発表基準水位（国土交通省）

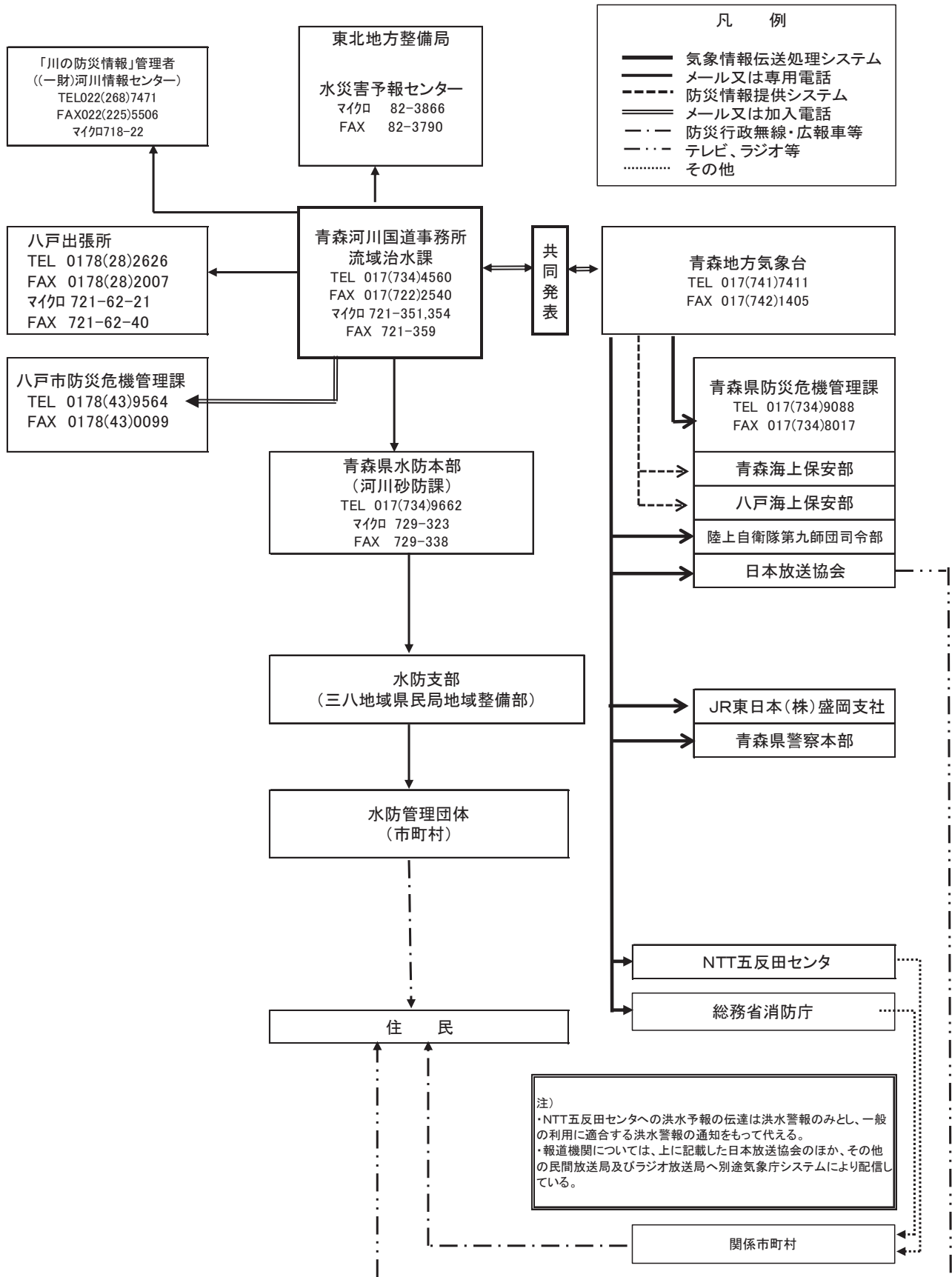
水系名	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	岩木川	上岩木橋	40.40	41.60	42.60	43.10
		幡龍橋	13.00	14.00	16.10	16.40
		五所川原	1.50	2.50	5.30	5.50
		繁田	3.00	4.00	5.10	5.20
岩木川	平川下流	百田	1.20	2.30	4.80	5.20
馬淵川	馬淵川下流	榎引橋	3.00	4.00	6.70	6.90
高瀬川	高瀬川	小川原湖	0.80	1.00	1.65	1.70

(3) 洪水予報伝達系統図 (国土交通省)

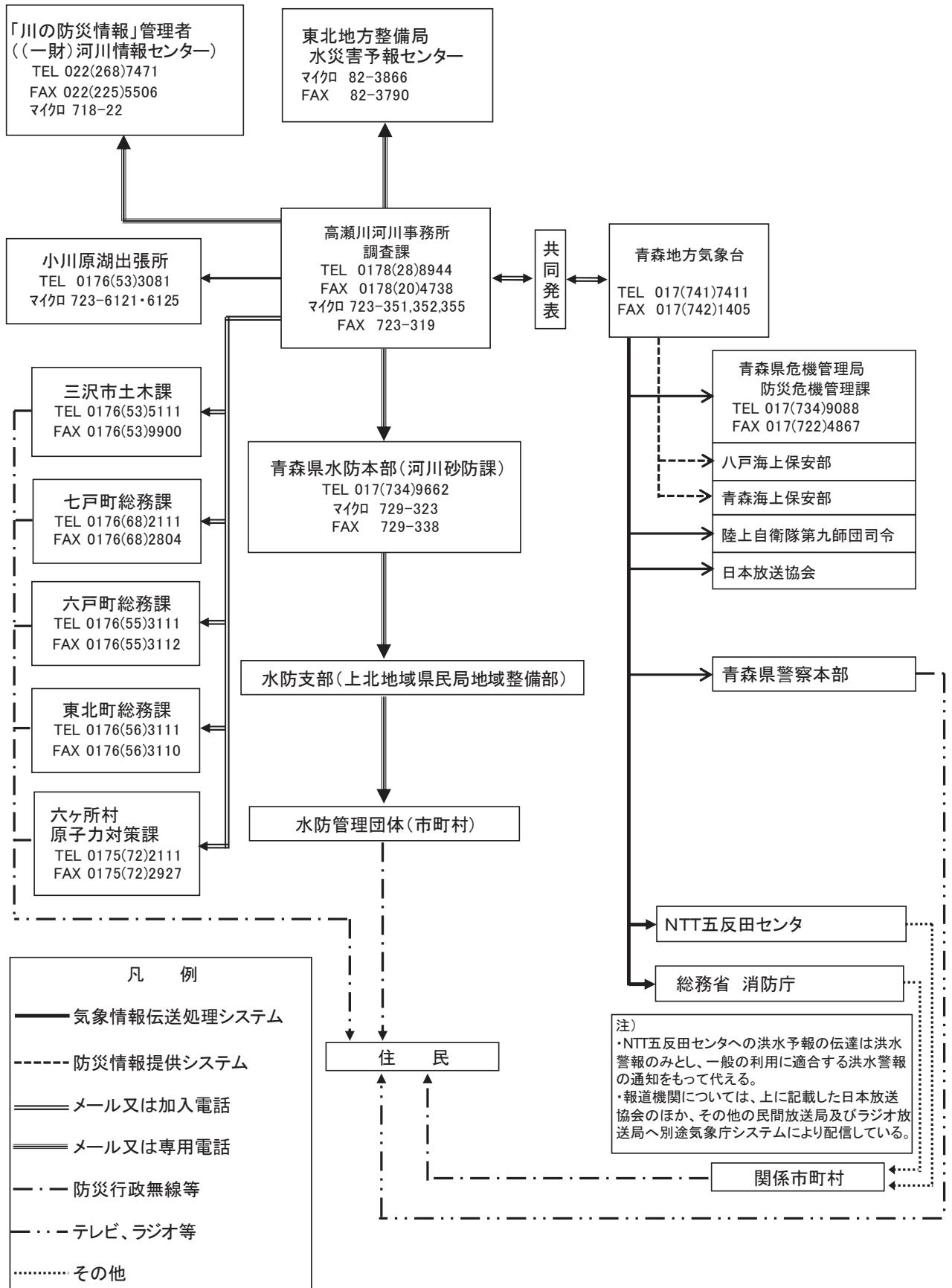
① 岩木川及び平川下流洪水予報伝達系統図



② 馬淵川下流洪水予報伝達系統図



③ 高瀬川洪水予報伝達系統図



(4) 洪水予報の発表形式イメージ（国土交通省）

① 岩木川洪水予報イメージ



正規

いわきがわ
岩木川氾濫注意情報

岩木川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
あおもりかせんこくどうじむしょ あおもりちほうきょうたい
青森河川国道事務所・青森地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水】岩木川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】岩木川の上岩木橋水位観測所（弘前市）では、「氾濫注意水位」に達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
岩木川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

岩木川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
上岩木橋 水位観測所 (弘前市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
幡龍橋 水位観測所 (北津軽郡板柳町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
五所川原 水位観測所 (五所川原市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
繁田 水位観測所 (五所川原市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	上岩木橋水位観測所	幡龍橋水位観測所	五所川原水位観測所
	弘前市	北津軽郡板柳町	五所川原市
レベル4水位 氾濫危険水位*	43.10	16.40	5.50
レベル3水位 避難判断水位*	42.60	16.10	5.30
レベル2水位 氾濫注意水位	41.60	14.00	2.50
レベル1水位 水防団待機水位	40.40	13.00	1.50
受け持ち区間	岩木川 左岸 弘前市上岩木橋から 幡龍橋 右岸 弘前市上岩木橋から 幡龍橋	岩木川 左岸 幡龍橋から 岩木川・十川合流点 右岸 幡龍橋から 岩木川・十川合流点	岩木川 左岸 岩木川・十川合流点から 岩木川・旧十川合流点 右岸 岩木川・十川合流点から 岩木川・旧十川合流点
		旧大峰川 左岸 弘前市小友橋から 岩木川・旧大峰川合流点 右岸 弘前市小友橋から 岩木川・旧大峰川合流点	
	青森県弘前市 如來源・鳥井野・龍ノ口・真土・駒越・熊嶋 地区・高屋・一町田・土堂・蒔苗・元業師 堂・横町地区、浜の町北・浜の町西・浜の 町東・藤代・外瀬地区・藤野・船水・道中・ 藤内町・町田・中崎・石渡地区、八代町・	青森県弘前市 大川・青女子・高杉・糠坪・楡木・種市・ 鬼沢地区、小友・三和・笹館地区 青森県南津軽郡藤崎町 林崎・電岡・候外・下俵外・西中野目地 区	青森県五所川原市 小曲地区、姥港・梅田・中泉・湊・七ツ 館・浅井・高野地区、みどり町・広田・ 稲実・石岡・唐笠柳・吹畑地区、福山・ 水野尾・野里・松野木・米田・金山地 区、漆川・野坪・太刀打・川田・沖阪

観測所名	繁田水位観測所		
	五所川原市		
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20		
レベル3水位 避難判断水位*	5.10		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.00		
レベル1水位 水防団待機水位	3.00		
受け持ち区間	岩木川 左岸 岩木川・旧十川合流点から 十三湖水戸口 右岸 岩木川・旧十川合流点から 十三湖水戸口		
	青森県五所川原市 金木町川倉・金木町神原・金木町沢部地 区、金木町藤枝・金木町蒔田地区、相内・ 十三地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 流域治水課 電話：017-734-4560（内線）354
 雨量関係：気象庁 青森地方気象台 電話：017-741-7411

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	櫛引橋水位観測所			
	八戸市			
レベル4水位 氾濫危険水位 [※]	6.90			
レベル3水位 避難判断水位 [※]	6.70			
レベル2水位 氾濫注意水位	4.00			
レベル1水位 水防団待機水位	3.00			
受け持ち区間	馬淵川 左岸 八戸市櫛引橋から 馬淵川河口 右岸 八戸市櫛引橋から 馬淵川河口			
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	青森県八戸市 櫛引・尻内町・一番町・長苗代・卸セン ター地区、石堂・下長・小田・高州・日計・ 河原木地区、八幡・田面木・根城・売市・ 内丸・城下・沼館地区、八太郎・豊洲・江 陽・小中野地区			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

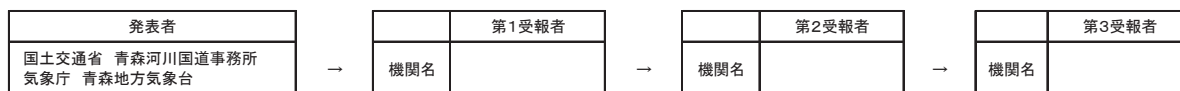
	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 流域治水課 電話：017-734-4560（内線）354

雨量関係：気象庁 青森地方気象台 電話：017-741-7411

③ 平川下流洪水予報イメージ



正規

ひらかわかりゅう
平川下流氾濫注意情報

平川下流洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
あomorikaせんこくどうじむしょ あomorichiほうきしやうたい
青森河川国道事務所・青森地方気象台 共同発表

(見出し)

ひらかわかりゅう
【警戒レベル2相当情報[洪水]】平川下流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

ひらかわ ももた ひろさきし
【警戒レベル2相当】平川の百田水位観測所(弘前市)では、「氾濫注意水位」に達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
平川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

平川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
百田 水位観測所 (弘前市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	百田水位観測所		
	弘前市		
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20		
レベル3水位 避難判断水位*	4.80		
レベル2水位 氾濫注意水位	2.30		
レベル1水位 水防団待機水位	1.20		
受け持ち区間	平川 左岸 平川第一鉄道橋から 岩木川合流点 右岸 平川第一鉄道橋から 岩木川合流点		
	土淵川 左岸 国道橋下流端から 平川合流点 右岸 国道橋下流端から 平川合流点		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	青森県平川市 日沼・蒲田・新山地区 青森県弘前市町田・堅田・和泉・宮 川・境関・神田・撫牛子地区、末広・大久 保・向外瀬・青山・清野袋・岩賀地区、津 賀野・百田地区 青森県南津軽郡田舎館村 大袋・豊蒔・大根子・諏訪堂・大曲・畑中 地区、川部・和泉・境森・八反田地区 青森県南津軽郡藤崎町 藤崎・葛野・林崎・五林・水沼・矢沢・中島 地区、水木・亀岡・常盤・小畑・西豊田・藤 越・若松地区、榊・柏木堰・中野目・西中 野目・吉向地区、俵外・下俵外地区 青森県北津軽郡板柳町 飯田・横沢・板柳・いたや町・太田・辻地 区、福野田・灰沼・長野・掛落林・小幡・三 千石地区、赤田・野中・深味・石野・五幾 形・大俵地区、館野越・滝井・高増・狐 森・柏木・常海橋地区、牡丹森・夕顔関・ 五林平地区 青森県北津軽郡鶴田町 大性・富蒲川・鶴田・鶴泊・境・胡桃館・中 野地区、沖・大巻・強巻・山道・横沼・瀬良 沢地区 青森県五所川原市 姥沼・梅田・高野・中泉・広田・湊地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 流域治水課 電話：017-734-4560（内線）354

雨量関係：気象庁 青森地方气象台 電話：017-741-7411

「青森県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

青森県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、岩木川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

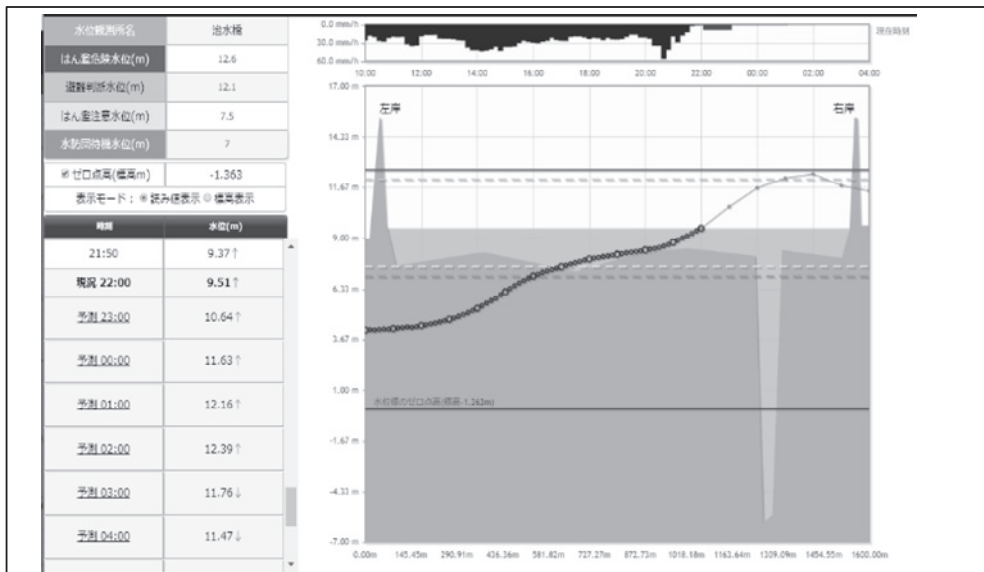
■ いわきがわ 岩木川 では、 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報) を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
いわきがわ 岩木川	上岩木橋 (青森県弘前市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
いわきがわ 岩木川	五所川原 (青森県北津軽郡五所川原町)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
いわきがわ 岩木川	五所川原 (青森県五所川原市)	避難判断水位超過	水位上昇中
いわきがわ 岩木川	簗田 (青森県五所川原市)	今後の水位に留意	水位上昇中

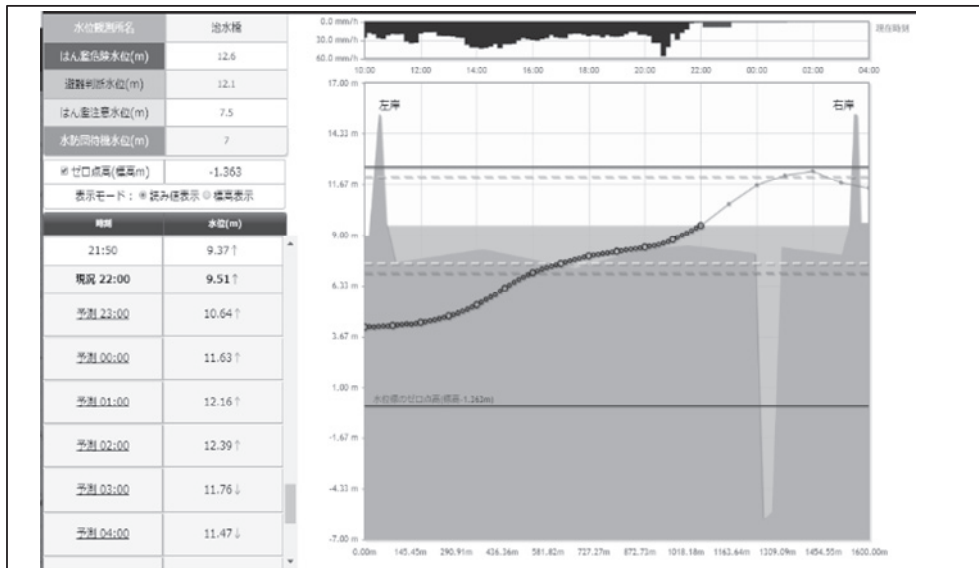
発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
 川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
 気象庁HP <https://www.jra.go.jp/>

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 tel:017-734-4560
 気象関係：気象庁 青森地方気象台 tel:017-741-7411

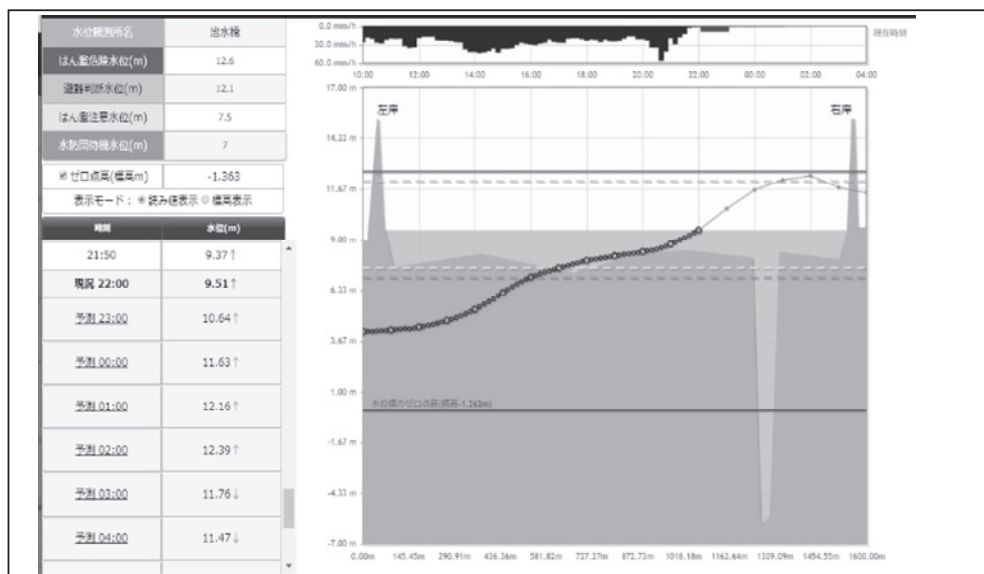
(参考資料)



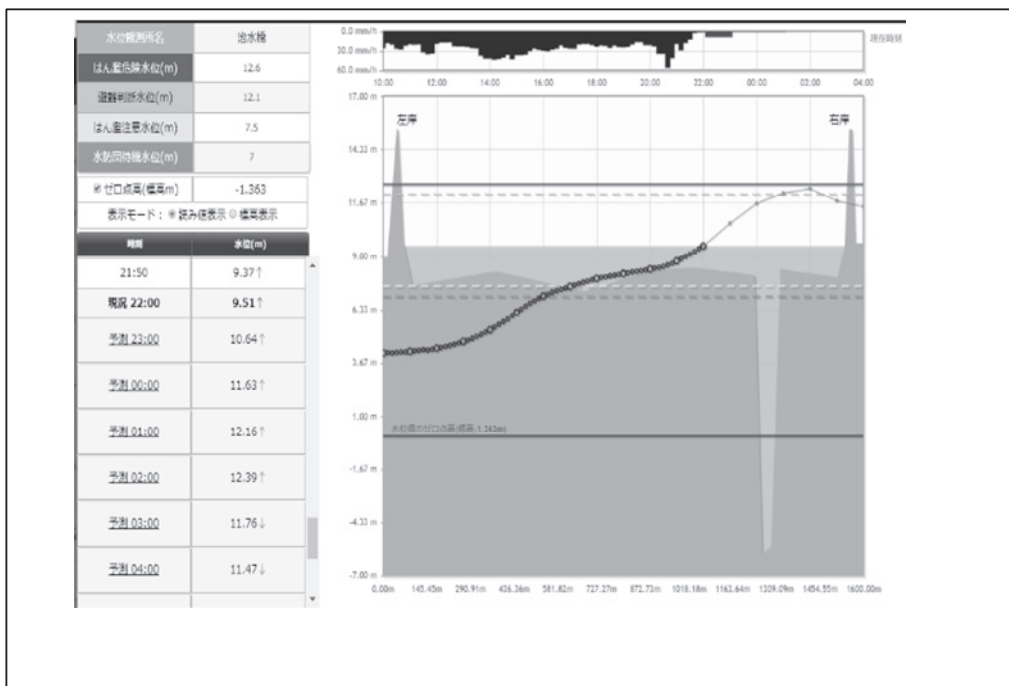
上岩木橋観測所(弘前市)



幡龍橋観測所(板柳町)



五所川原観測所(五所川原市)



繁田観測所(五所川原市)

「青森県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

青森県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、平川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

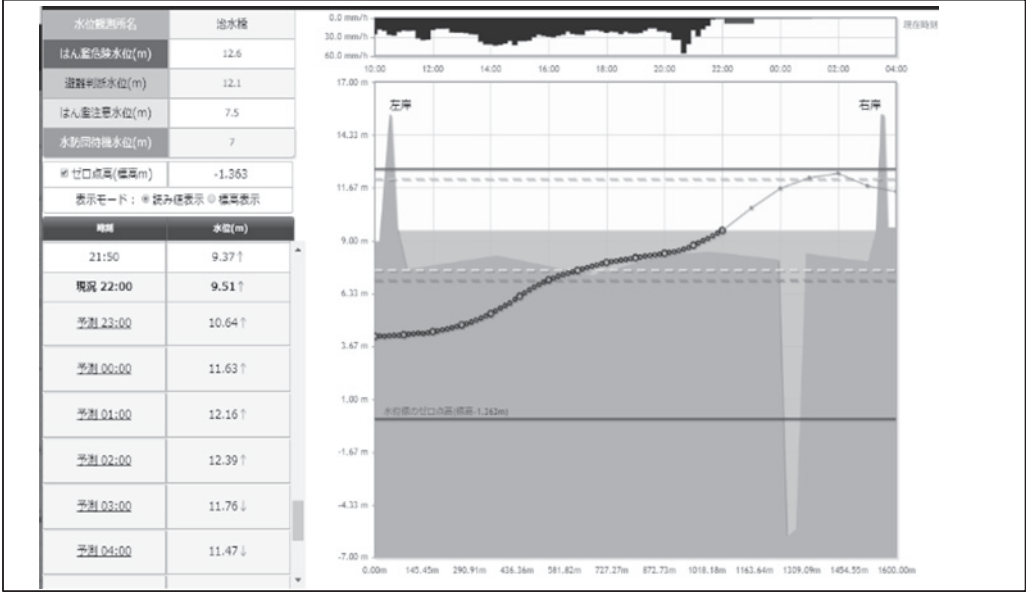
■ ひらかわかりゆう 平川下流 では、 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報) を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
ひらかわ平川	もた 百田 (青森県弘前市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
 川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
 気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 tel:017-734-4560
 気象関係：気象庁 青森地方気象台 tel:017-741-7411

(参考資料)



百田観測所(弘前市)

「青森県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

青森県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、馬淵川の洪水はこれからも警戒が必要です。青森県、岩手県などに降った大雨による洪水が、これから馬淵川の下流に到達します。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 馬淵川下流 には、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

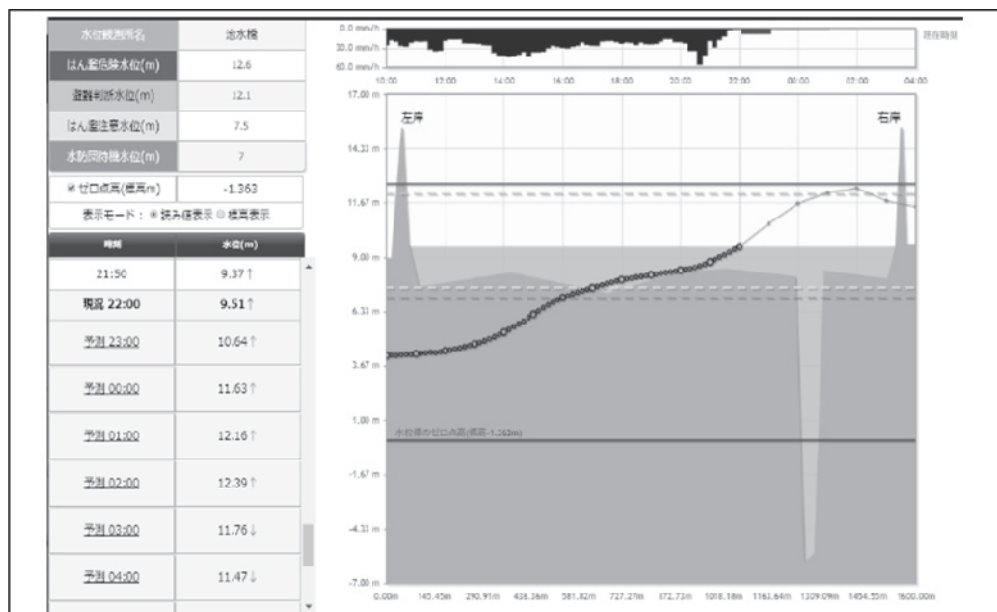
馬淵川の 櫛引 水位観測所(青森県八戸市) 区間において氾濫が発生。櫛引 水位観測所(青森県八戸市)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
まべちがわ 馬淵川	櫛引橋 (青森県八戸市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
 川の防災情報 <https://www.river.go.jp>
 気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
 水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 tel:017-734-4560
 気象関係：気象庁 青森地方気象台 tel:017-741-7411

(参考資料)



櫛引橋観測所(八戸市)

④ 高瀬川洪水予報イメージ

演習

たかせがわ おがわらこ ほんらん
高瀬川（小川原湖）氾濫注意情報

高瀬川（小川原湖）洪水予報第〇号
 洪水注意報（発表）
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
たかせがわせんじ むしよ あおもりちほうきしょうたい
 高瀬川河川事務所・青森地方気象台 共同発表

（見出し）

たかせがわ おがわらこ
**【警戒レベル2相当情報[洪水]】高瀬川（小川原湖）では、氾濫注意水位に
 到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主 文）

たかせがわ おがわらこ すい い かみきたぐんとうほくまち
【警戒レベル2相当】高瀬川の小川原湖**水位観測所（上北郡東北町）では、「氾濫注意水位」に達し、**
 今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
高瀬川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

高瀬川（小川原湖）の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
小川原湖 水位観測所 (上北郡東北町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	小川原湖 水位観測所 上北郡東北町		
レベル4水位 氾濫危険水位※	1.70		
レベル3水位 避難判断水位※	1.65		
レベル2水位 氾濫注意水位	1.00		
レベル1水位 水防団待機水位	0.80		
受け持ち区間	高瀬川管内 左岸 東北町大字上野字 北谷地地先から高 瀬川河口 右岸 東北町大字上野字 北谷地地先から高 瀬川河口		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	青森県三沢市 仏沼、姉沼 青森県上北郡六ヶ所村 大字平沼字道ノ上、大字 倉内字前谷地、大字倉内 字谷地通、大字倉内字家 ノ上、大字倉内字南ノ 又、大字倉内字芋ヶ崎、 大字倉内字湯ノ沢 青森県上北郡東北町 大字大浦字母衣平出生、 大字大浦字淋代、大字大 浦字助十郎崎、沼崎本 村、旭町、栄沼、間手 場、蓼内、舟ヶ沢、田ノ 沢 青森県上北郡七戸町 字川口、字赤川向、字柴 館道ノ下、字李沢道ノ 下、字榎林小川向、字上 田坪、字下田坪 青森県上北郡六戸町 大字犬落瀬字金沢、大字 犬落瀬字内山		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高瀬川河川事務所 調査課 電話：0178-28-8944 (内線) 351

気象関係：気象庁 青森地方気象台 電話：017-741-7411

3. 県が青森地方气象台と共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川及びその区域（県）

管内	水系名	河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区 間
東青	堤 川	堤 川	大 野	左岸	青森市大字高田字川瀬190番地先の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷295番地先の問屋橋上流端まで
				右岸	青森市大字金浜字船岡340番地先の金高橋上流端から青森市問屋町2丁目4番地先の問屋橋上流端まで
			新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷295番2地内の問屋橋上流端から横内川合流点まで
				右岸	青森市問屋町2丁目4番地地内の問屋橋上流端から横内川合流点まで
			筒 井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
				右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
		甲 田 橋	左岸	駒込川合流点から海まで	
			右岸	駒込川合流点から海まで	
		駒込川	駒込川橋	左岸	青森市大字筒井字桜川22番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
				右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢3番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
			南 桜 川	左岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで
				右岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで
中南	岩木川	平 川 上 流	大 鱈	左岸	南津軽郡大鱈町大字唐牛字杉ノ木56番地8番地内の福島橋下流端から三ツ目内川合流点まで
				右岸	南津軽郡大鱈町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端から三ツ目内川合流点まで
			石 川	左岸	三ツ目内川合流点から弘前市大字石川地先まで
				右岸	三ツ目内川合流点から弘前市大字石川地先まで
			豊平橋	左岸	弘前市大字石川地先から弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端まで
				右岸	弘前市大字石川地先から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端まで

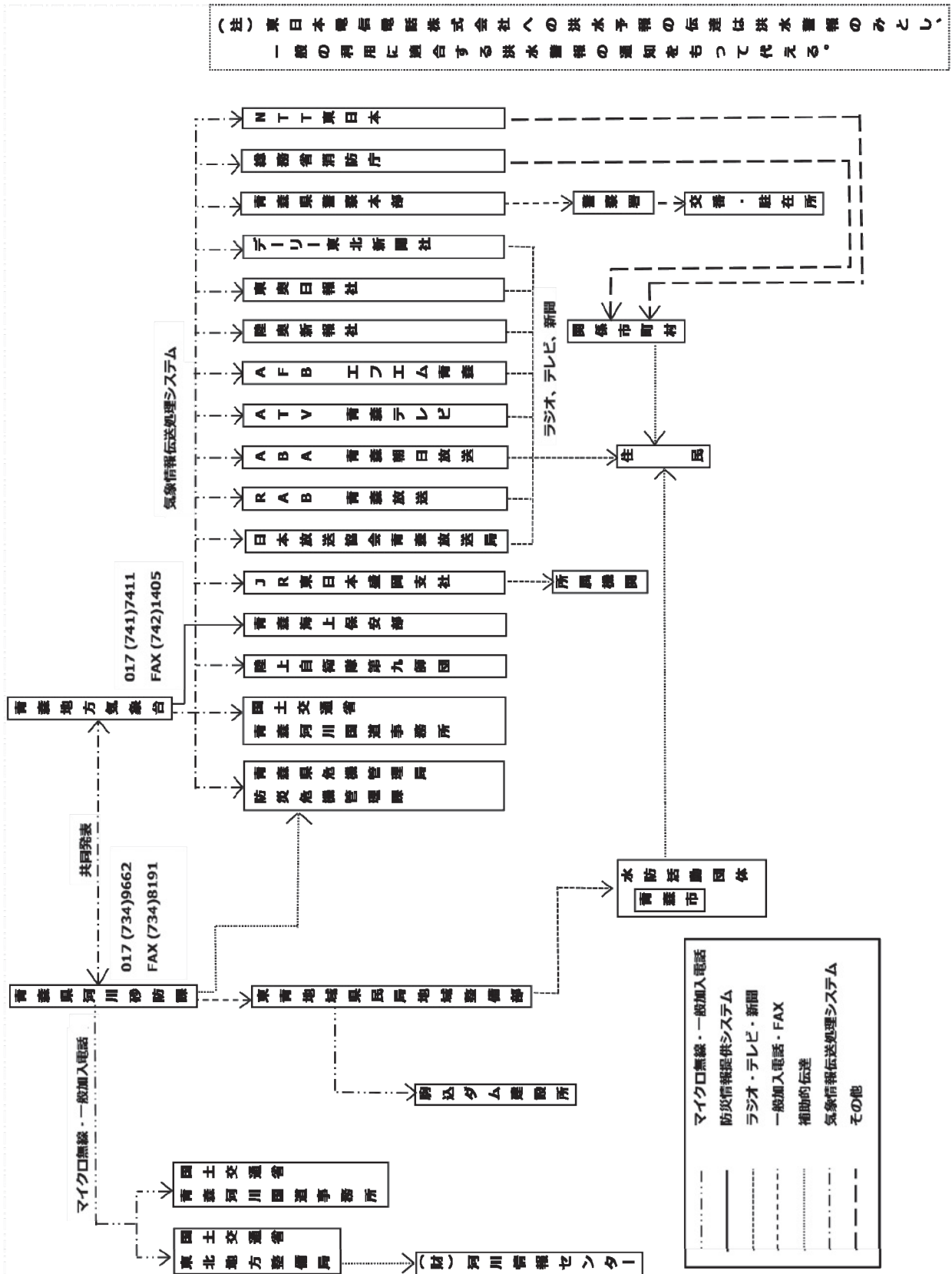
管内	水系名	河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区 間
三八	馬淵川	馬淵川中流	馬淵南部	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端まで
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端まで
			剣吉	左岸	三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端から八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端まで
				右岸	三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端から三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端まで
			櫛引橋上流	左岸	八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端から八戸市大字櫛引字下河原2番地先の櫛引橋下流端まで
				右岸	三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端から八戸市大字八幡字下陣屋46番地先の櫛引橋下流端まで
西北	岩木川	十川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで
				右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで

(2) 洪水予報の発表基準水位 (県)

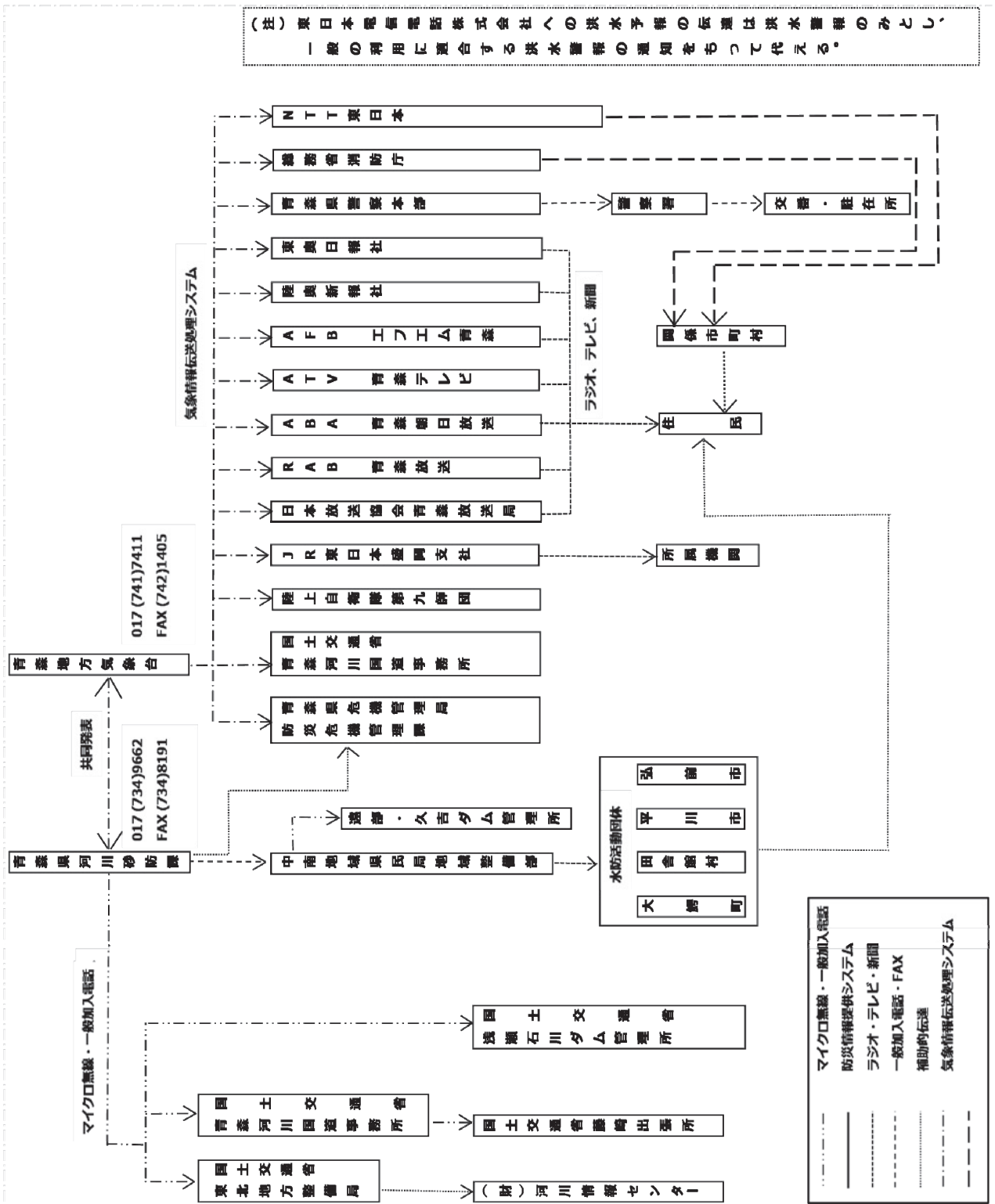
地域県民局	水系名	河川名	洪水予報基準点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
東青	堤川	堤川	大野	1.20	1.60	2.00	2.23
			新妙見橋	2.70	3.00	4.10	4.75
			筒井	2.50	2.90	4.50	5.19
			甲田橋	1.20	1.50	2.30	2.92
		駒込川	駒込川橋	1.00	1.80	2.60	3.43
			南桜川	2.40	2.90	3.80	4.41
中南	岩木川	平川上流	大鱈	2.80	3.30	4.50	5.10
			石川(国)	46.40	47.20	48.50	49.00
			豊平橋(国)	19.10	20.60	21.90	22.80
三八	馬淵川	馬淵川中流	馬淵南部	4.70	5.00	5.50	6.60
			剣吉(国)	3.00	4.00	4.60	5.90
			櫛引橋上流	1.20	2.10	3.20	4.40
西北	岩木川	十川	五林平	11.00	11.30	12.80	13.16
合計		5河川	13箇所				

(3) 洪水予報伝達系統図 (県)

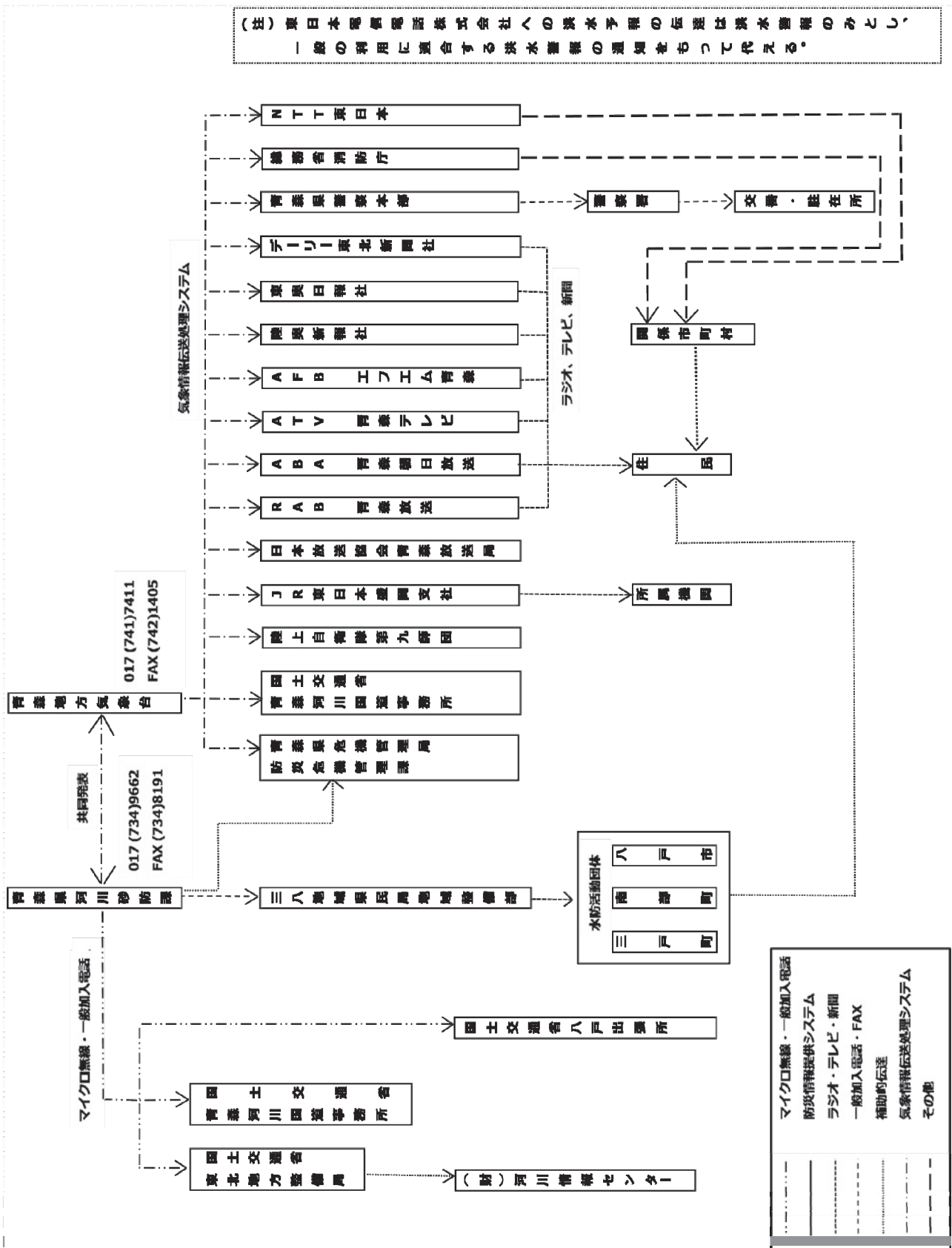
① 堤川・駒込川洪水予報伝達系統図



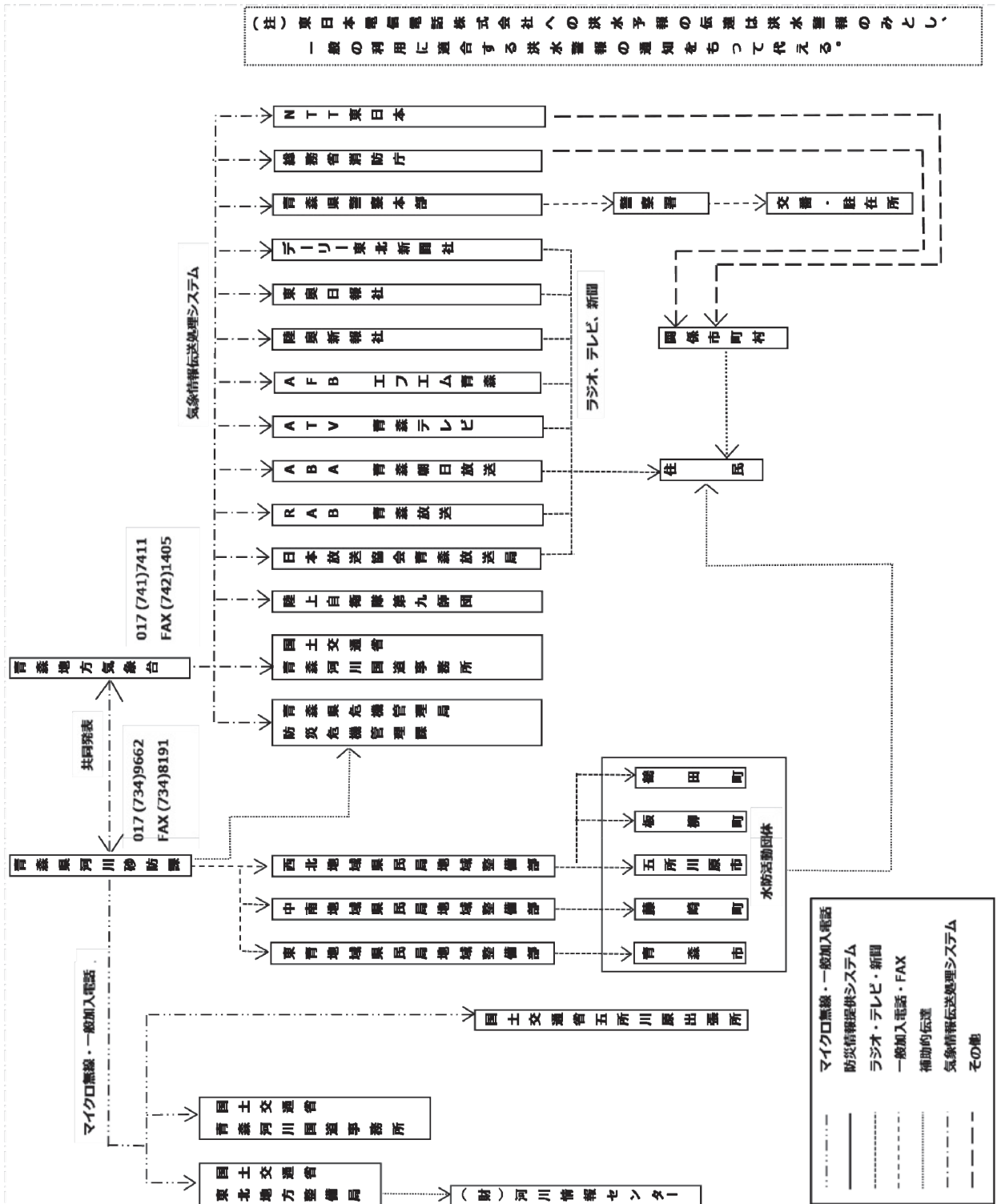
② 平川上流洪水予報伝達系統図



③ 馬淵川中流洪水予報伝達系統図



④ 十川洪水予報伝達系統図



(4) 洪水予報の発表形式イメージ (県)

① 堤川・駒込川洪水予報イメージ



正規

堤川水系 堤川・駒込川氾濫警戒情報

青森県堤川水系 堤川・駒込川洪水予報第〇号
洪水警戒報 (発表)
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
あおもりけんかきん さぼろ か あおもりちほう きしやう たい
青森県河川砂防課 青森地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】堤川水系 堤川・駒込川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】堤川の大野水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では堤川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】堤川の新妙見水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では堤川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】堤川の筒井水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では堤川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】堤川の甲田橋水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では堤川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】駒込川の駒込川橋水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では駒込川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】駒込川の南桜川水位観測所（青森市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。青森市では駒込川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
堤川・駒込川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

青森県堤川水系 堤川・駒込川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
大野 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
新妙見橋 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
筒井 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
甲田橋 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				
駒込川橋 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
南桜川 水位観測所 (青森市)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位: 水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	大野 水位観測所	新妙見橋 水位観測所	筒井 水位観測所	甲田橋 水位観測所
	青森市	青森市	青森市	青森市
レベル4水位 氾濫危険水位*	2.23	4.75	5.19	2.92
レベル3水位 避難判断水位*	2.00	4.10	4.50	2.30
レベル2水位 氾濫注意水位	1.60	3.00	2.90	1.50
レベル1水位 水防団待機水位	1.20	2.70	2.50	1.20
受け持ち区間	堤川	堤川	堤川	堤川
	左岸 金高橋上流端から 問屋橋上流端まで 右岸 金高橋上流端から 問屋橋上流端まで	左岸 問屋橋上流端から 横内川合流点まで 右岸 問屋橋上流端から 横内川合流点まで	左岸 横内川合流点から 駒込川合流点まで 右岸 横内川合流点から 駒込川合流点まで	左岸 駒込川合流点から 海に至るまで 右岸 駒込川合流点から 海に至るまで
氾濫が発生した場合の浸水 想定区域	青森県青森市 【左岸】八ツ役、荒川 【右岸】上野、荒川、金浜	青森県青森市 【左岸】青柳、堤町、松原、勝 田、奥野 【右岸】港町、合浦、茶屋町、 栄町、花園、桜川、松森、浜田	青森県青森市 【左岸】青柳、堤町、松原、勝 田、奥野 【右岸】港町、合浦、茶屋町、 栄町、花園、桜川、松森、浜田	青森県青森市 【左岸】青柳、堤町、松原、勝 田、奥野 【右岸】港町、合浦、茶屋町、 栄町、花園、桜川、松森、浜田

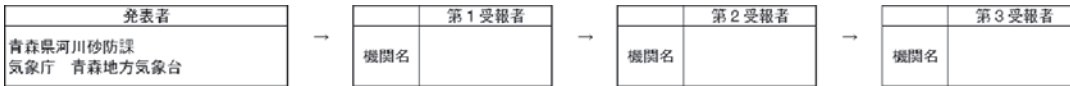
(単位: 水位(m))

観測所名	駒込川橋 水位観測所	南桜川 水位観測所
	青森市	青森市
レベル4水位 氾濫危険水位*	3.43	4.41
レベル3水位 避難判断水位*	2.60	3.80
レベル2水位 氾濫注意水位	1.80	2.90
レベル1水位 水防団待機水位	1.00	2.40
受け持ち区間	駒込川	駒込川
	左岸 駒込川橋下流端から 南桜川橋下流端まで 右岸 駒込川橋下流端から 南桜川下流端まで	左岸 南桜川橋下流端から 堤川への合流点まで 右岸 南桜川橋下流端から 堤川への合流点まで
氾濫が発生した場合の浸水 想定区域	青森県青森市 【左岸】桜川、筒井 【右岸】港町、合浦、茶屋町、 栄町、花園、佃、松森、古館、 駒込	青森県青森市 【左岸】桜川、筒井 【右岸】港町、合浦、茶屋町、 栄町、花園、佃、松森、古館、 駒込

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

(以下、一部省略)

② 平川上流洪水予報イメージ



正規

い わ き が わ す い け い ひ ら か わ じ ょ う り ゅ う
岩木川水系 平川上流氾濫警戒情報

青森県岩木川水系 平川上流洪水予報第〇号
 洪水警報（発表）
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
あおもりけんがせん さぼう か あおもりちほう きょうたい
 青森県河川砂防課 青森地方気象台 共同発表

（見出し）

い わ き が わ す い け い ひ ら か わ じ ょ う り ゅ う
【警戒レベル3相当情報[洪水]】岩木川水系 平川上流では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主 文）

【警戒レベル3相当】ひらかわ おおわに平川の大鱶水位観測所（みなみつがるぐんおおわにまち南津軽郡大鱶町）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。平川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】ひらかわ いしかわ平川の石川水位観測所（ひろさきし弘前市）では、〇〇日〇〇時頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。平川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル2相当】ひらかわ とよひらばし平川の豊平橋水位観測所（みなみつがるぐんいなかだてむら南津軽郡田舎館村）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
平川上流流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

青森県岩木川水系 平川上流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
大鰐 水位観測所 (南津軽郡大鰐町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
石川 水位観測所 (弘前市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
豊平橋 水位観測所 (南津軽郡田舎館村)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位: 水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	大鰐 水位観測所	石川 水位観測所	豊平橋 水位観測所
	南津軽郡大鰐町	弘前市	南津軽郡田舎館村
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.10	49.00	22.80
レベル3水位 避難判断水位*	4.50	48.50	21.90
レベル2水位 氾濫注意水位	3.30	47.20	20.60
レベル1水位 水防団待機水位	2.80	46.40	19.10
受け持ち区間	平川 左岸 福島橋下流端から 三ツ目内川合流点まで 右岸 福島橋下流端から 三ツ目内川合流点まで	平川 左岸 三ツ目内川合流点から 弘前市大字石川地先ま で 右岸 三ツ目内川合流点から 弘前市大字石川地先ま で	平川 左岸 弘前市大字石川地先から JR平川第一橋梁上流 端まで 右岸 弘前市大字石川地先から JR平川第一橋梁上流 端まで
氾濫が発生した場合の浸水 想定区域	青森県南津軽郡大鰐町【左岸】苫木、 湯ノ川原、青森県南津軽郡大鰐町【右 岸】八幡町、蔵館、宿川原	青森県弘前市【左岸】石川、堀越、青 森県弘前市【右岸】第石、岩館、大坊、 四屋	青森県弘前市【左岸】川合、新里、福 村、境関、青森県弘前市【右岸】館田、 苗生松、松崎、松館、杉館、青森県南 津軽郡田舎館村【右岸】西野菅江、日 沼、大袋、豊蒔

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
青森県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp https://www.jma.go.jp/	http://www.pref.aomori.jp/mobile/kasen/

問い合わせ先

水位関係：青森県河川砂防課 企画・防災グループ 電話：017-734-9662

気象関係：気象庁 青森地方气象台 電話：017-741-7411

③ 馬淵川中流洪水予報イメージ



正規

馬淵川水系 馬淵川中流氾濫注意情報

青森県馬淵川水系 馬淵川中流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
青森県河川砂防課 青森地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】馬淵川水系 馬淵川中流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】馬淵川の馬淵南部水位観測所（三戸郡南部町）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】馬淵川の剣吉水位観測所（三戸郡南部町）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】馬淵川の櫛引橋上流水位観測所（八戸市）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に3ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
馬淵川中流流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

馬淵川水系 馬淵川中流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
馬淵南部 水位観測所 (三戸郡南部町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
剣吉 水位観測所 (三戸郡南部町)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■			
櫛引橋上流 水位観測所 (八戸市)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	馬淵南部 水位観測所	剣吉 水位観測所	櫛引橋上流 水位観測所
	三戸郡南部町	三戸郡南部町	八戸市
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.60	5.90	4.40
レベル3水位 避難判断水位※	5.50	4.60	3.20
レベル2水位 氾濫注意水位	5.00	4.00	2.10
レベル1水位 水防団待機水位	4.70	3.00	1.20
受け持ち区間	馬淵川 左岸 梅泉橋上流端から 高瀬橋下流端まで 右岸 梅泉橋上流端から 高瀬橋下流端まで	馬淵川 左岸 高瀬橋下流端から 法師岡橋下流端まで 右岸 高瀬橋下流端から 法師岡橋下流端まで	馬淵川 左岸 法師岡橋下流端から 櫛引橋下流端まで 右岸 法師岡橋下流端から 櫛引橋下流端まで
氾濫が発生した場合の浸水 想定区域	【左岸】三戸郡南部町沖田面、玉掛、 相内、虎渡、小泉、 【右岸】三戸郡南部町大向、赤石、高 瀬、下名久井	【左岸】三戸郡南部町剣吉、八木田、 小泉、八戸市上野 【右岸】三戸郡南部町森越、福田、薄 日、松ノ木、法師岡	【左岸】八戸市上野、櫛引 【右岸】三戸郡南部町法師岡、八戸市 櫛引、八幡

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

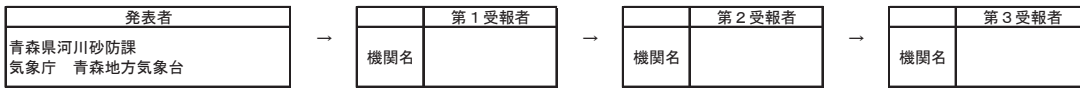
	パソコンから	携帯電話から
青森県ホームページ	http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp	http://www.pref.aomori.jp/mobile/kasen/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：青森県河川砂防課 企画・防災グループ 電話：017-734-9662

気象関係：気象庁 青森地方気象台 電話：017-741-7411

④ 十川洪水予報イメージ



正規

いわきがわすいけい とがわ
岩木川水系 十川氾濫注意情報

青森県岩木川水系 十川洪水予報第〇号
洪水注意報 (発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
あおもりけんさぼうか あおもりちほうきょうたい
青森県河川砂防課 青森地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】岩木川水系 十川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】十川の五林平水位観測所（北津軽郡板柳町）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に3ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
十川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

岩木川水系 十川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
五林平 水位観測所 (北津軽郡板柳町)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	五林平 水位観測所		
	北津軽郡板柳町		
レベル4水位 氾濫危険水位*	13.16		
レベル3水位 避難判断水位*	12.80		
レベル2水位 氾濫注意水位	11.30		
レベル1水位 水防団待機水位	11.00		
受け持ち区間	十川 左岸 十川橋上流端から 岩木川合流点まで 右岸 十川橋上流端から 岩木川合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水 想定区域	青森県青森市【右岸】吉野田、青森県 北津軽郡板柳町【左岸】滝井、館野 越、常海橋、夕顔間、五林平、青森県 北津軽郡板柳町【右岸】富柳、福館、 青森県五所川原市【右岸】高野、持子 沢		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
青森県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp https://www.jma.go.jp/	http://www.pref.aomori.jp/mobile/kasen/

問い合わせ先

水位関係：青森県河川砂防課 企画・防災グループ 電話：017-734-9662

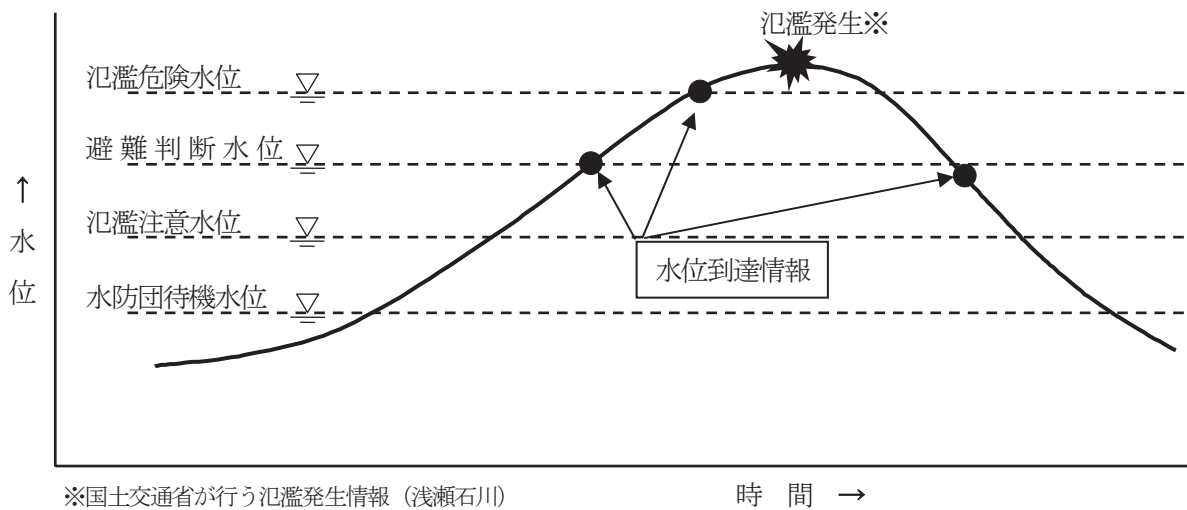
気象関係：気象庁 青森地方气象台 電話：017-741-7411

第4節 水位周知河川と水位到達情報の周知

1. 水位周知河川の指定と氾濫危険水位の設定

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」として指定し、避難の目安となる「氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定する特別警戒水位）」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、「氾濫危険情報」として水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知させなければならない。

なお、水位到達情報は、避難判断水位に到達したとき、氾濫が発生したとき、避難判断水位を下回ったときにおいても通知する。



2. 国土交通省が行う水位到達情報の周知

(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域（国土交通省）

水系名	河川名	左右岸の別	区	域
岩木川	岩木川小支川	左岸 右岸	青森県南津軽郡田舎館村大字大根子字大川原田	} 朝日橋下流端から 平川合流点まで
	浅瀬石川		川部字下川原	

(2) 水位到達情報の発表基準水位（国土交通省）

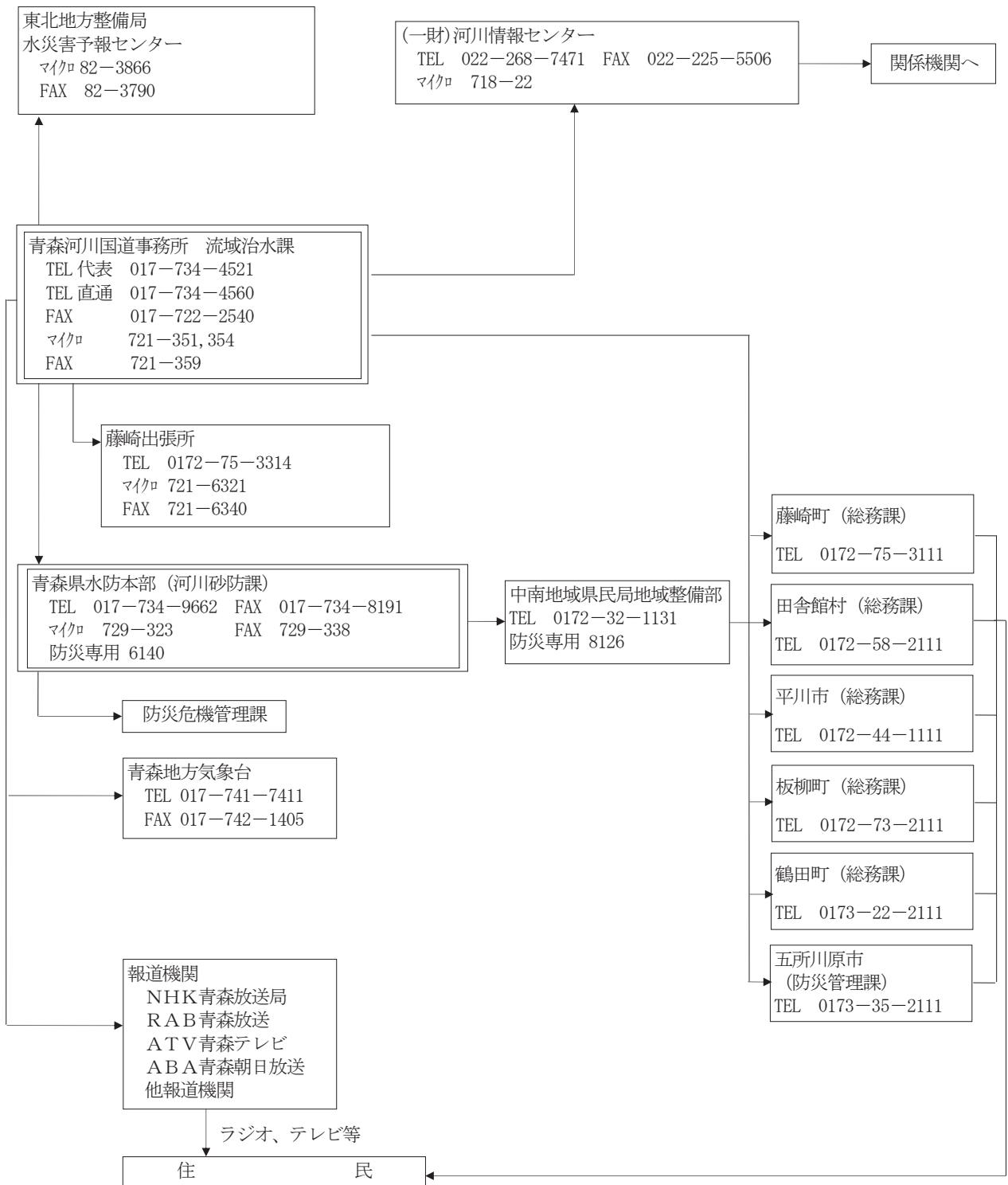
水系名	河川名	観測所名	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	岩木川小支川 浅瀬石川	百田(平川)	5.00m	5.40m

(3) 水位到達情報に対する措置

知事（水防本部長）は、青森河川国道事務所長から水位到達情報を受けた場合は、直ちにその受けた通知に係る事項について情報組織を通じ、水防管理者及びその他の関係者に通知する。（法第13条第3項）

(4) 水位到達情報伝達系統図 (国土交通省)

浅瀬石川氾濫危険情報伝達系統図



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

(電話のかけかたについては、p119 第8節-1
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

正規

浅瀬石川氾濫危険情報

令和〇年〇月〇日〇時〇分

国土交通省 青森河川国道事務所発表

(第〇号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】平川の百田水位観測所(弘前市)では、〇日〇時〇分頃に、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位(5.40m)に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

浅瀬石川 百田水位観測所(弘前市)

(受け持ち区間は 浅瀬石川左岸：田舎館村朝日橋から平川合流点、右岸：田舎館村朝日橋から平川合流点)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	5.40m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	5.00m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 青森河川国道事務所 流域治水課 電話：017-734-4560(内線)354

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

3. 県が行う水位到達情報の周知

(1) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域（県）

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区間
東青 中南	岩木川	浪岡川	浪岡	左岸	正平津川の合流点 から 十川への合流点 まで
				右岸	
東青	沖館川	沖館川	下池外水位 沖館川下流	左岸	青森市大字三内字沢部地先の三内橋 下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	西滝川	西滝		左岸	青森市大字安田字稲森390番地7地先 のいなご橋下流端 から 沖館川への合流点 まで
				右岸	
	赤川	赤川	赤川	左岸	青森市大字駒込字蛭沢地先の蟹沢橋 下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	蟹田川	蟹田川	南沢	左岸	南股沢川の合流点 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	小湊川	小湊川	小湊 内童子	左岸	東津軽郡平内町大字田茂木字不動沢 43番地2地先の田茂木橋下流端 から 海に至る場所 まで
				右岸	
	盛田川	盛田		左岸	長橋川合流点 から 小湊川合流点 まで
				右岸	
	新城川	新城川	新城	左岸	青森市大字新城字山田115番地1地先 から 海に至る場所 まで
				右岸	
天田内川	天田内川	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡6番地7地先 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
野内川	野内川	新野内橋 滝沢	左岸	青森市大字滝沢字下川原196番地1地 先の滝沢橋下流端 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
今別川	今別川	大川平	左岸	東津軽郡今別町大字大川平字清川188 番地3地先のJR津軽線橋梁下流端 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
中南	岩木川	後長根川	独狐	左岸	弘前市大字宮地字諏訪林112番地10地 先の宮地橋下流端 から 岩木川への合流点 まで
				右岸	
		腰巻川	腰巻	左岸	弘前市大字南大町一丁目8番15地先 から 平川への合流点 まで
十川	下十川		左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番 地先の十川橋上流端 から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番 12地先の十川橋上流端 まで	
			右岸		
三八	馬淵川	種子川	川向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代56番地先 から 熊原川への合流点 まで
				右岸	
	熊原川	橋ノ下 三上戸郷		左岸	泉沢の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
				右岸	
	浅水川	桜西	沢越	左岸	大谷地川の合流点 から 馬淵川への合流点 まで
右岸					
五戸川	五戸川	尻引 川原町重	左岸	三川目川の合流点 から 海に至る場所 まで	
			右岸		
新井田川	新井田川	新井田 島守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口2番地1 地先の荒谷橋下流端 から 海に至る場所 まで	
			右岸		

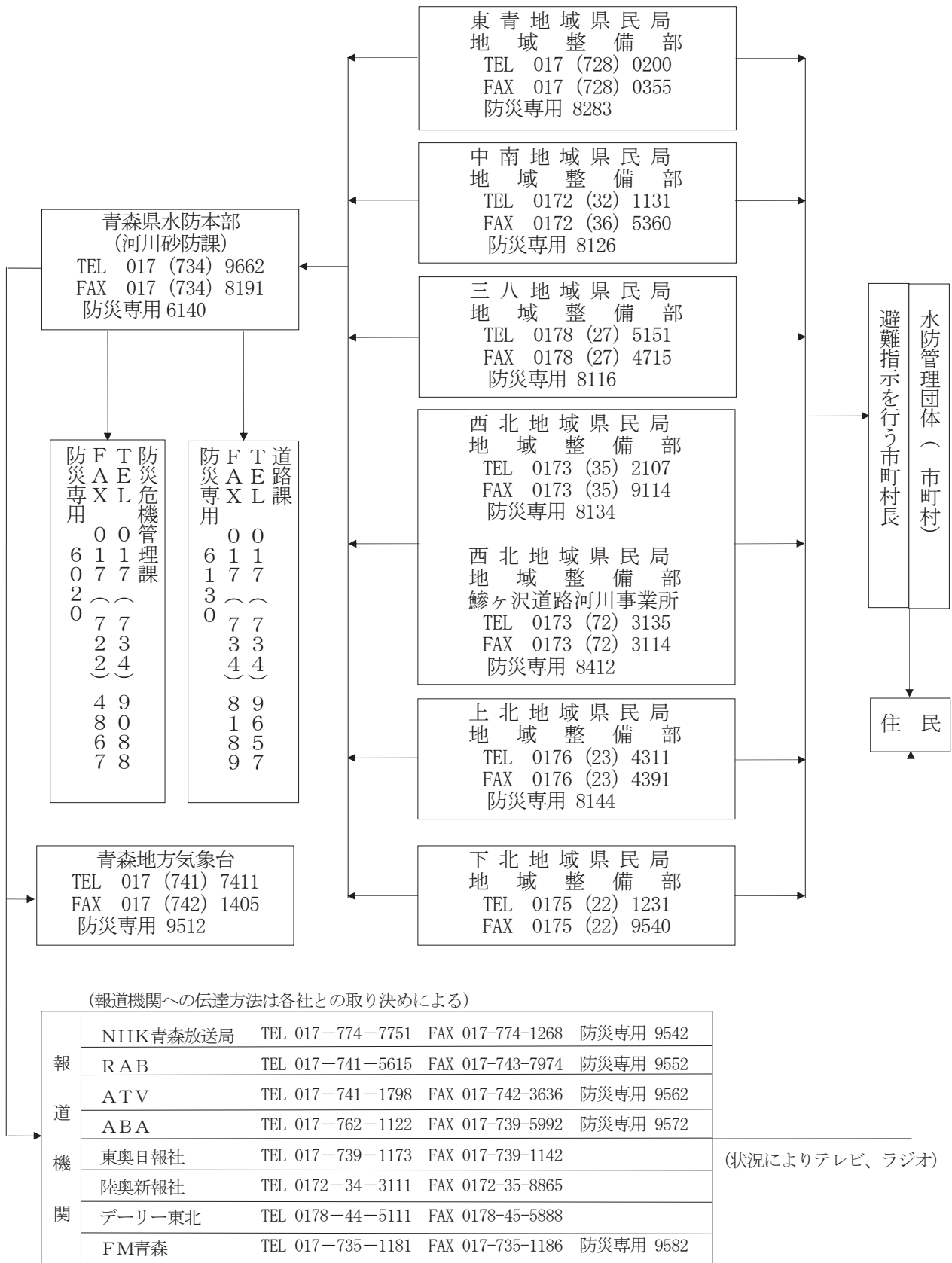
地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区間			
西 北	岩 木 川	金 木 川	金 木	左 岸	五所川原市金木町玉水296番地先の津 軽鉄道橋梁下流端	から 旧十川への合流点	まで	
				右 岸				五所川原市金木町朝日山175番地7地 先の津軽鉄道橋梁下流端
		松野木川	漆 川	左 岸	五所川原市大字松野木字花笠27番地2 地先の松野木橋下流端	から 旧十川への合流点	まで	
				右 岸				五所川原市大字松野木字花笠28番地2 地先の松野木橋下流端
		旧 十 川	川 山	左 岸	十川からの分派点	から 岩木川への合流点	まで	
				右 岸				
西 北 (鱒ヶ沢)	中 村 川	中 村 川	中 村	左 岸	西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字中山 ノ井544番地先	から 海に至る場所	まで	
				右 岸				西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字中清 水崎18番地先
上 北	高 瀬 川	高 瀬 川 (七戸川)	七 戸	左 岸	作田川の合流点	から	上北郡東北町大字上野字北谷地347番 地2地先	まで
				右 岸				
		赤 川	乙 供	左 岸	神ノ沢の合流点	から	高瀬川への合流点	まで
				右 岸				
		古間木川	古間木山	左 岸	氷沢川合流点	から	三沢市大字三沢字猫又122番地先の(主) 三沢十和田線交差部上流端	まで
				右 岸				
	奥入瀬川	奥入瀬川	焼中相鶴百 山椒坂喰石	左 岸	蕨川の合流点	から	海に至る場所	まで
				右 岸				
	野辺地川	野辺地川	中 屋 敷	左 岸	上北郡東北町字家ノ前2番地2地先の 一ノ渡橋下流端	から	海に至る場所	まで
				右 岸				
		枇杷野川	観 音 林 脇	左 岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地 先の枇杷野橋下流端	から	野辺地川への合流点	まで
				右 岸				
明 神 川	明 神 川	中 野 平	左 岸	上北郡おいらせ町黒坂谷地239番地2 地先の新明神川橋下流端	から	海に至る場所	まで	
			右 岸					上北郡おいらせ町黒坂谷地353番地2 地先の新明神川橋下流端
下 北	田名部川	田名部川	田 名 部	左 岸	むつ市大字田名部字土手内74番地425 地先の第一土手内橋下流端	から	むつ市下北町98番地4地先の下北橋上 流端	まで
				右 岸				
		鹿 橋	鹿 橋	左 岸	下北郡東通村大字砂子又字萩流1番地 104地先の桑野橋下流端	から	下北郡東通村大字蒲野沢字池ノ尻142 番地先のさいかち橋上流端	まで
				右 岸				
		小 川	小 川	左 岸	むつ市栗山町418番地5地先の栗山大 橋下流端	から	田名部川への合流点	まで
				右 岸				
	脇野沢川	脇野沢川	脇 野 沢	左 岸	むつ市脇野沢田ノ頭249番地3地先 館山橋下流端	から	海に至る場所	まで
				右 岸				
	大 畑 川	大 畑 川	大 畑 小 目 名	左 岸	むつ市大畑町袋石4番地1地先 小目名橋下流端	から	海に至る場所	まで
				右 岸				

(2) 水位到達情報の発表基準水位 (県)

地域	水系名	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
東青	岩木川	浪岡川	浪岡	1.80	2.10	2.20	2.50	
	沖館川	沖館川	下池外水位	1.50	1.90	2.40	2.78	
			沖館川下流	1.70	2.00	2.10	2.40	
		西滝川	西滝	1.20	1.50	2.60	3.00	
	赤川	赤川	赤川	1.50	1.80	2.10	2.50	
	蟹田川	蟹田川	南沢	1.40	2.00	2.50	3.20	
	小湊川	小湊川	小湊	1.00	1.50	2.20	2.40	
			内童子	1.20	1.50	2.30	2.70	
		盛田川	盛田	1.50	2.30	2.80	3.40	
	新城川	新城川	新城	1.40	2.10	2.90	3.60	
天田内川	天田内川	天田内川	1.80	2.10	2.20	2.60		
野内川	野内川	新野内橋	2.20	2.80	4.80	5.60		
		滝沢	1.60	1.90	2.40	2.80		
今別川	今別川	大川平	2.10	2.60	2.80	3.40		
中南	岩木川	後長根川	独孤	2.00	2.30	2.90	3.60	
		腰巻川	腰巻	1.70	2.00	2.50	3.00	
		十川	下十川	2.08	2.38	2.90	3.40	
三八	馬淵川	種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	
			橋ノ下	2.30	2.60	4.60	5.00	
		熊原川	三戸	2.00	2.30	2.70	2.93	
			上郷	1.50	2.00	3.60	4.30	
			桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	
	浅水川	西越	1.60	1.90	1.95	2.10		
		尻引	4.70	5.00	5.30	5.70		
	五戸川	五戸川	川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	
			新井田	3.20	3.50	4.20	4.45	
新井田川	新井田川	島守	2.30	2.60	3.45	3.80		
西北	岩木川	金木川	金木	5.20	5.50	5.80	6.80	
		松野木川	漆川	5.90	6.20	6.60	7.10	
		旧十川	川山	5.30	5.60	6.90	7.38	
西北(鱈ヶ沢)	中村川	中村川	中村	7.90	8.20	8.90	9.70	
上北	高瀬川	高瀬川	七戸	1.60	1.90	2.50	2.90	(七戸川)
			赤川	1.50	1.80	3.80	4.20	
			古間木川	古間木山	0.60	0.70	0.80	0.94
	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	
			中掖	2.20	2.50	3.50	3.90	
	焼山	焼山		2.50	2.80	3.30	3.60	
	明神川	明神川	中野平	1.20	1.50	2.00	2.20	
野辺地川	野辺地川	中屋敷	1.00	1.30	1.90	2.30		
		枇杷野川	観音林脇	0.90	1.20	1.60	1.90	
下北	田名部川	田名部川	田名部	2.10	2.35	2.40	2.50	
			鹿橋	2.10	2.40	2.70	3.10	
	小川	小川	1.45	1.75	1.95	2.10		
	脇野沢川	脇野沢川	脇野沢	1.50	1.80	2.80	3.05	
	大畑川	大畑川	大畑	1.55	1.85	2.70	2.97	
小目名			2.50	2.80	4.95	5.70		
合計		34河川	49箇所					

(3) 水位到達情報伝達系統図 (県)

青森県氾濫危険情報伝達系統図



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
(電話のかけかたについては、p119 第8節-1
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

(4) 水位到達情報伝達文

川 水位到達情報

____年 ____月 ____日
____時 ____分 発表
____地域県民局地域整備部
青森県県土整備部 河川砂防課

避難判断水位に到達選択

【警戒レベル3相当情報（洪水）】 氾濫警戒情報 発表

^{バツバツ} ____川は、 ____時 ____分に、^{マルマル} ____^{ホシホシ} ____^{サンカクサンカク} 観測所（☆☆市大字 △ △）で、
高齢者等避難の目安となる水位である、避難判断水位を超え、 ____mに達しました。
____観測所では、 ____時から ____時までの ____時間に、約 ____m水位が上昇し、今後
とも水位の上昇が見込まれます。
市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

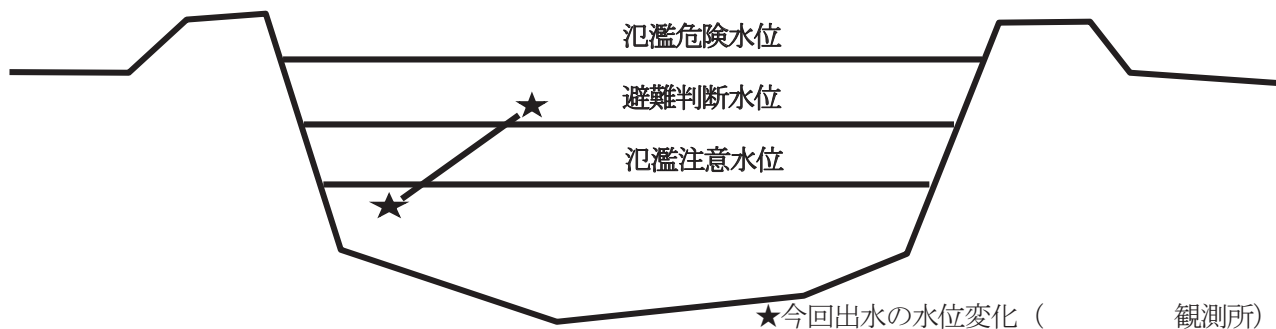
氾濫危険水位に到達選択

【警戒レベル4相当情報（洪水）】 氾濫危険情報 発表

____川は、 ____時 ____分に、 ____観測所（ ____市大字 ____）で、
氾濫のおそれがある水位であり、避難指示の目安となる水位の、氾濫危険水位（特別警戒水位）を超え、 ____
mに達しました。
____観測所では、 ____時から ____時までの ____時間に、約 ____m水位が上昇し、今後
とも水位の上昇が見込まれます。
市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考) ____川 ____観測所（☆☆市大字△△）

- 氾濫危険水位（※特別警戒水位） ____m
・ 氾濫のおそれがある水位、避難指示の目安となる水位
- 避難判断水位 ____m
・ 高齢者等避難の目安となる水位
- 氾濫注意水位（※警戒水位） ____m
・ 水防団が出動する目安となる水位



問い合わせ先 青森県県土整備部 河川砂防課
TEL 017-734-9662（直通）

お知らせ

川 水位到達情報

____年 ____月 ____日
____時 ____分 発表
____地域県民局地域整備部
青森県県土整備部 河川砂防課

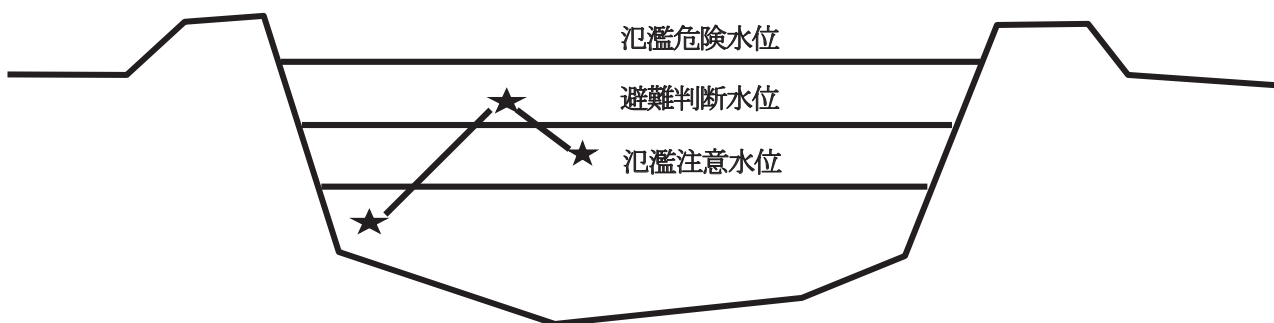
解除選択

【警戒レベル2相当情報（洪水）に引き下げ】氾濫警戒情報 解除

^{バツバツ}
××川は、____時 ____分に、^{マルマル}
〇〇観測所（^{ホシホシ}☆☆市大字 ^{サンカクサンカク}△△）で、
避難判断水位を下回りました。
____観測所では、____mとなり、今後も水位の低下が見込まれますが、引き続き、
洪水に関する情報に注意して下さい。

(参考) ____川____観測所（☆☆市大字△△）

- 氾濫危険水位（※特別警戒水位） ____m
・ 氾濫のおそれがある水位、避難指示の目安となる水位
- 避難判断水位 ____m
・ 高齢者等避難の目安となる水位
- 氾濫注意水位（※警戒水位） ____m
・ 水防団が出動する目安となる水位



★今回出水の水位変化（____観測所）

問い合わせ先

青森県県土整備部 河川砂防課

TEL 017-734-9662（直通）

第5節 津波に関する水防警報

1. 津波警報等の概要

概要については、第3章第1節「2. 津波警報・津波注意報等の種類」のとおりである。

2. 津波情報

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

(1) 津波の種類

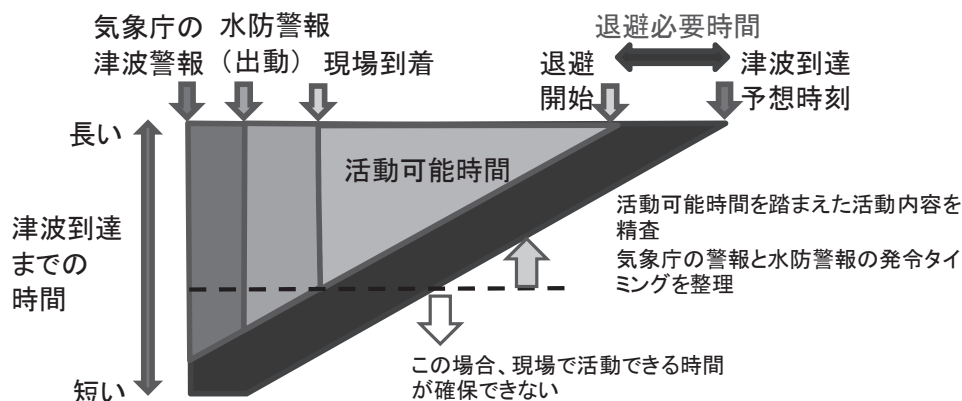
津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防体制も津波到達時間を念頭に置くものとする。

なお、遠地津波の場合、津波到達時刻の2時間から3時間前にならないと津波警報等が発表されない場合があるため、津波警報等発表前においては、報道機関の情報等を収集し、対応を判断していく必要がある。

(2) 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）。なお、地震発生後の安否確認や、各水防団（消防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を行う実地訓練）や、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認など、平常時からの備えが必要である。



安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）

+ 安全時間（安全・確実に退避が完了するように、余裕を見込んだ時間）

(3) 活動エリア

津波警報等が発表されている間の水防団の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

青森県海岸津波検討会で検討された津波浸水予測図等を参考にしながら、水防団の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくことが求められる。

(4) その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動ともいえる。

津波が襲来する際の各施設の操作については、各市町村の担当部署を通じ、施設管理者とその方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておく必要がある。

3. 津波の到達が予測される場合の水防活動指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等について水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。

また、国、県にあつては、地震及びそれに伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発表することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等を、水防警報を発表したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、津波水防警報発表の事務手続き（ファクシミリ等による水防警報の発表）は行わないものとする。

(1) 津波警報等発表前における津波の到達が予測される場合の水防活動

近地津波の場合は、地震発生から約3分を目標に津波警報等が発表されるが、それまでの間、水防管理団体は情報収集に努める。

遠地津波の場合、実際に津波警報等が発表され、津波が襲来するまでは時間的な余裕がある場合、水防管理団体は、まず情報収集を行い、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、水防団に対し、巡視、避難誘導等の指示をすることとする。

なお、出動した水防団は、津波到達予想時刻前には安全な場所への退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

(2) 津波警報等発表後における津波の到達が予測される場合の水防活動

津波警報等発表後、次の区分に応じ水防警報を発表したものとする。

発表基準	内容
大津波警報 津波警報 津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予想時刻には安全な場所へ退避を完了するものとする。

津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日本近海を震源とする地震により発生する津波 	<ul style="list-style-type: none"> ・左以外の地域を震源とする地震により発生する津波
津波警報等の発表前の水防対応	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体 報道機関から発表される情報等を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体 報道機関から発表される情報等を収集 ・水防団 水防団員の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。
津波警報等の発表後の水防対応 (水防警報を発表したとみなす)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予想時刻には安全な場所へ退避を完了するものとする。	
想定される水防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・水門、陸閘等の閉鎖状況等、巡視活動 	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章第4節「津波における留意事項」及び第5節「安全配慮」による 	

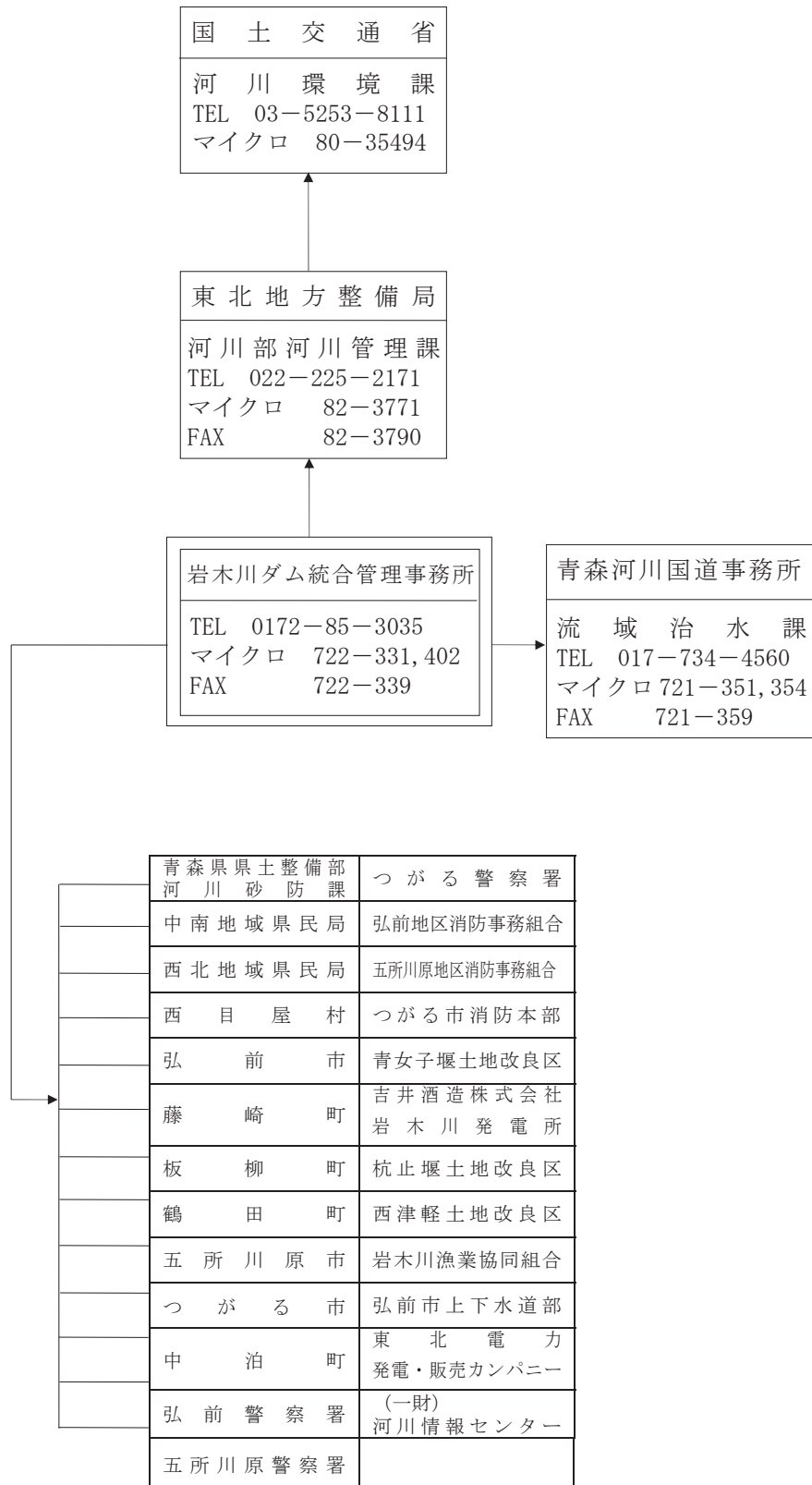
(3) 指針の見直しについて

上記の取り扱いは、当面暫定的な取り扱いとし、新たな知見や他都道府県の例を参考に、適宜見直しを行うものとする。

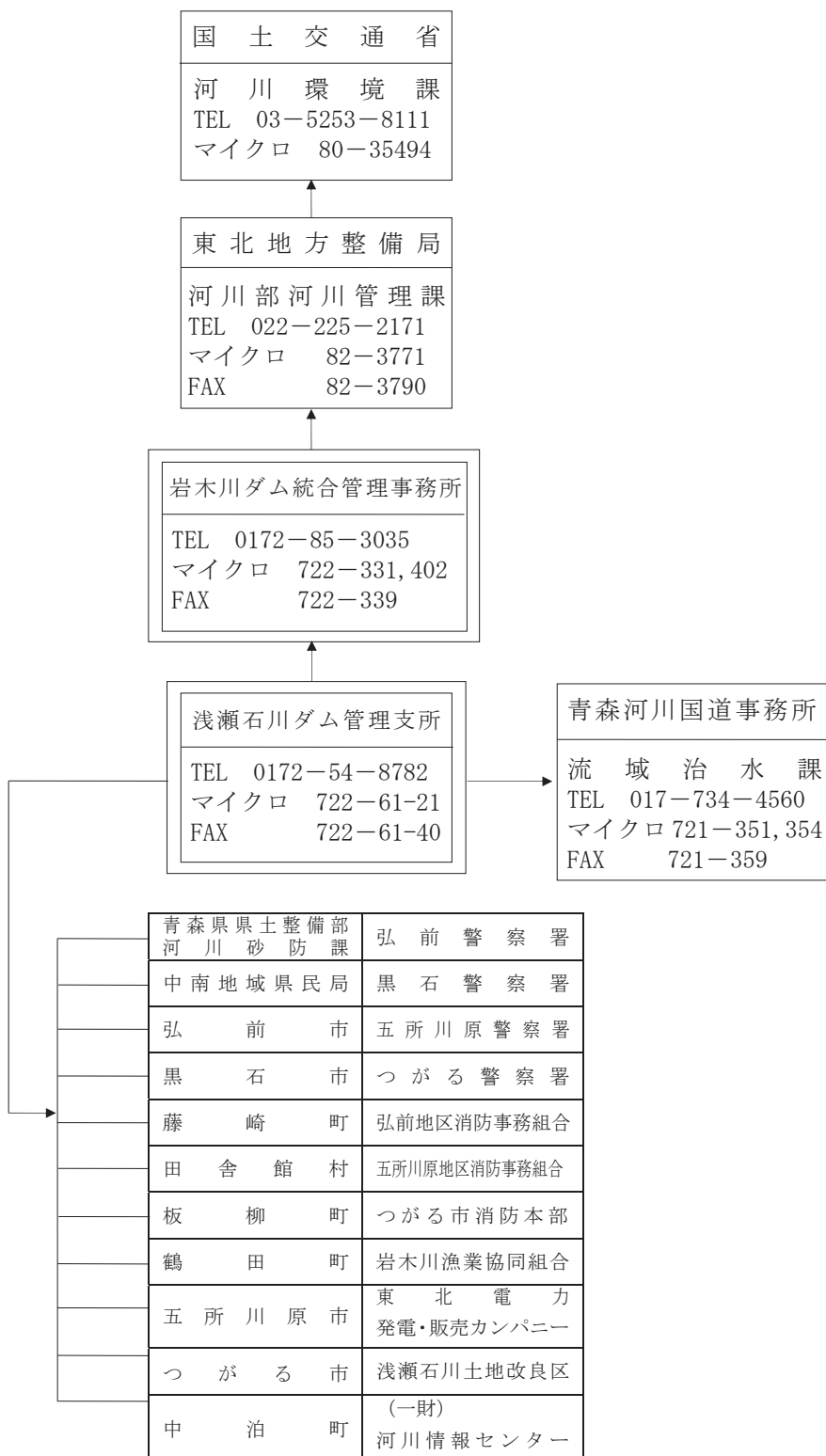
第6節 ダム放流に伴う通報

1. 国土交通省所管ダムにおける放流に伴う通報

① 津軽ダム放流に伴う通報系統図（国土交通省）



② 浅瀬石川ダム放流に伴う通報系統図（国土交通省）



第7節 十川筋排水調整

1. 十川筋排水調整について

(1) 排水調整の目的

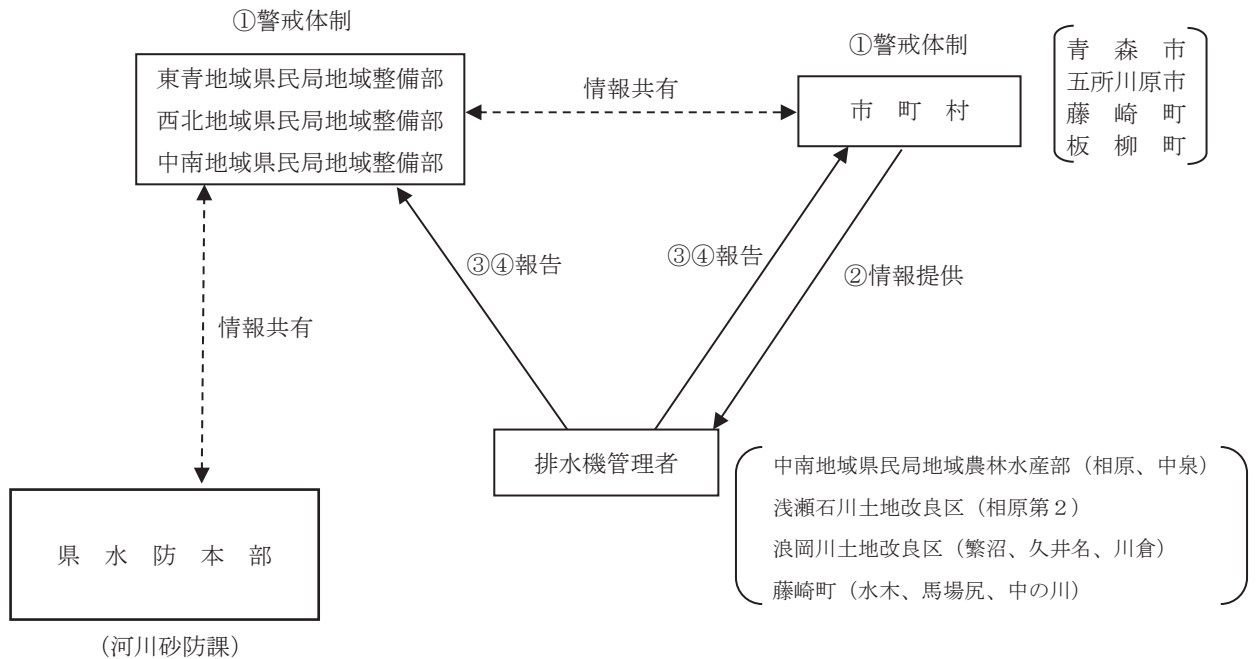
この排水調整計画は、十川沿岸の出水時における強制排水の調整を実施することにより計画的洪水管理を図り、もって地域住民の生命、身体及び財産を水災から防御することを目的とする。

(2) 排水調整の方法

- ① 大雨特別警報及び大雨・洪水警報により十川沿岸に増水が予想される場合、関係市町村及び関係地域県民局地域整備部（以下、地域整備部）は十川の警戒体制に入る。
- ② 警戒体制に入った水防団体は、排水機管理者に対し警戒体制等の情報を提供し、排水機管理者は管理水位に達したときは排水機を停止する。（ただし、各水位観測所の水位の状況を判断しながら一部運転もありうる）
- ③ 排水調整後、排水機管理者は、観測結果を関係市町村及び関係地域整備部に報告する。
- ④ 排水機管理者は、排水機を停止し、内水氾濫の恐れがある場合は、関係市町村及び関係地域整備部へ報告する。

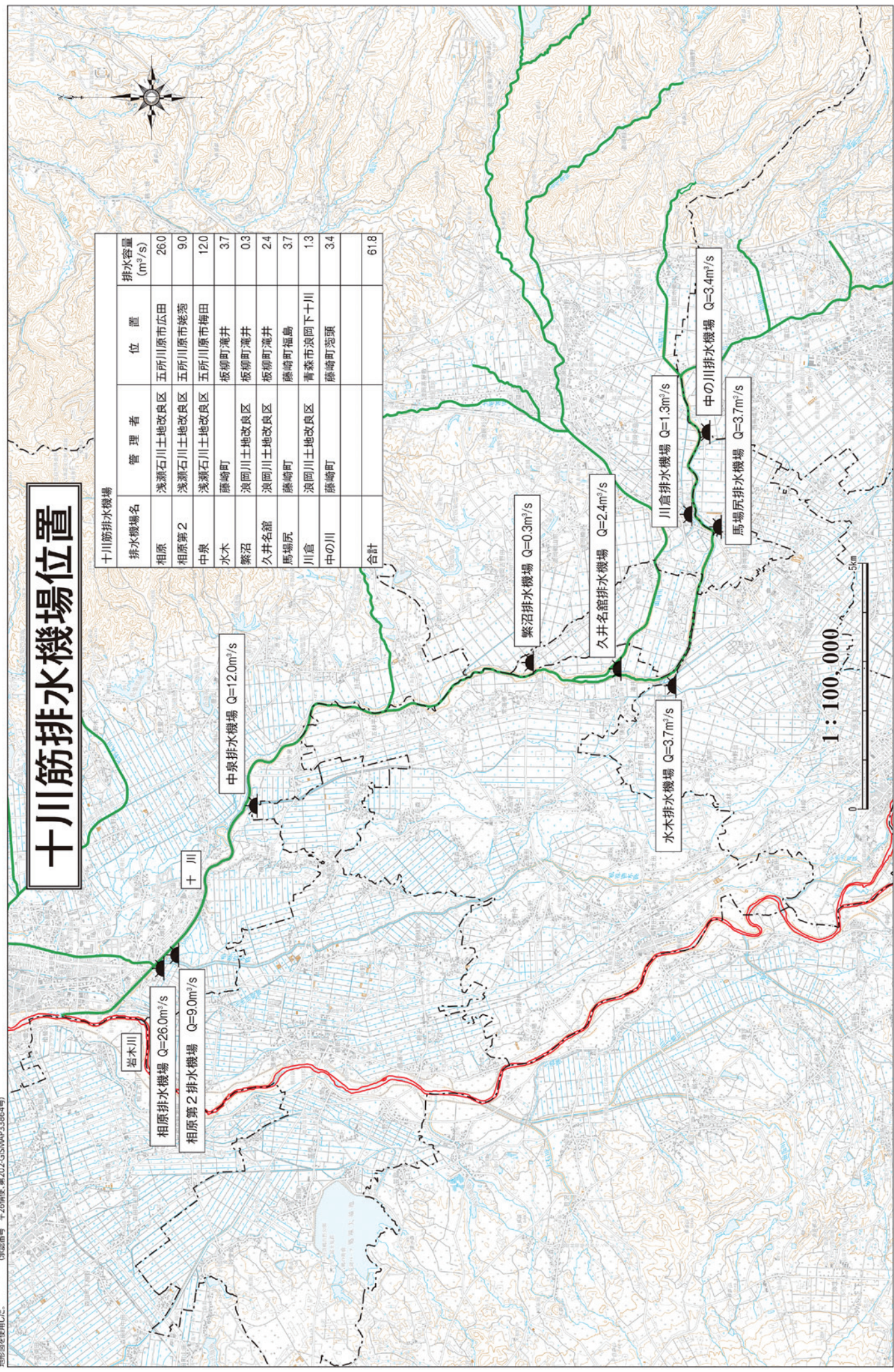
※情報伝達手段は、メール又は FAX 等で受信確認が可能なものを基本とし、電話等、即時に伝達される手段を併用する。

排水規則の伝達系統図



十川筋排水機場位置

排水機場名	管理者	位置	排水容量 (m ³ /s)
相原	浅瀬石川土地改良区	五所川原市広田	260
相原第2	浅瀬石川土地改良区	五所川原市焼港	90
中泉	浅瀬石川土地改良区	五所川原市梅田	120
水木	藤崎町	板柳町滝井	37
繁沼	浪岡川土地改良区	板柳町滝井	0.3
久井名館	浪岡川土地改良区	板柳町滝井	2.4
馬場尻	藤崎町	藤崎町福島	3.7
川倉	浪岡川土地改良区	青森市浪岡下十川	1.3
中の川	藤崎町	藤崎町苅頭	3.4
合計			61.8



この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の2万25千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26産促 第202-GISMAP33864F)

第8節 水防連絡表

1. 青森県防災情報ネットワーク

防災情報ネットワークは、県庁と合同庁舎、県出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を光回線で結んだ防災専用の県独自回線であり、IP電話による音声通話が可能である。

(1) 防災専用電話機からのかけかた

相手先	番号
各機関の防災専用電話機	×××× 防災専用電話機の番号
庁舎交換機に接続されている局 (表1)の内線電話機	△△△ - 1 - □□□□ 交換機番号 内線番号

(例)

①各局の防災専用電話機から河川砂防課の防災専用電話機「6140」へのダイヤル方法

6 1 4 0
防災専用番号

②各局の防災専用電話機から河川砂防課の内線電話「6732」へのダイヤル方法

8 1 0 - 1 - 6 7 3 2
県庁交換機番号 内線電話接続番号 内線番号

③各局の防災専用電話機から弘前合同庁舎の内線電話「302」へのダイヤル方法

8 1 2 - 1 - 3 0 2
弘前合同庁舎 内線電話接続番号 内線番号
交換機番号

(2) 各局の内線電話機からのかけかた (表1の局からのみ)

相手先	番号
各機関の防災専用電話機	TN-×××× 防災専用電話機の番号
庁舎交換機に接続されている局 (表1)の内線電話機	TN-△△△ - 1 - □□□□ 交換機番号 内線番号

(例)

①県庁の内線電話機から河川砂防課の防災専用電話機へのダイヤル方法

8 - 6140
 県庁 防災専用番号
 TN

②八戸合同庁舎の内線電話機から弘前合同庁舎の内線電話「280」へのダイヤル方法

8 - 812 - 1 - 280
 八戸合庁 弘前合庁 内線電話接続番号 内線番号
 TN 交換機番号

③むつ市の内線電話機からむつ合同庁舎の内線電話「269」へのダイヤル方法

98 - 815 - 1 - 269
 むつ市 むつ合庁 内線電話接続番号 内線番号
 TN 交換機番号

表1 防災情報ネットワークと庁舎交換機が接続されている局及びその交換機番号

局	TN	交換機番号	局	TN	交換機番号
県庁	8	810	三沢市	7	207
弘前合同庁舎	8	812	むつ市	98	208
八戸合同庁舎	8	811	平川市	8	210
五所川原合同庁舎	8	813	平内町	48	301
十和田合同庁舎	8	814	深浦町	58	323
むつ合同庁舎	8	815	おいらせ町	8	412
弘前市	#8	202	東通村	8*	424
黒石市	80	204	南部町	6	447
五所川原市	8	205	八戸消防本部	9	903
十和田市	*99	206	十和田消防本部	5	906

(3) 有線設備等設置機関の電話番号表

名称	電話番号	夜間電話番号	衛星携帯電話番号	名称	電話番号	夜間電話番号	衛星携帯電話番号
青森市	2012		080-2807-4028	中南地域民局	8122	8122	080-2807-4007
弘前市	2022		080-2807-4029	三八地域民局	8112	8117	080-2807-4012
八戸市	2032	2033	080-2807-4030	西北地域民局	8132	8135	080-2807-4017
黒石市	2042	2043	080-2807-4031	上北地域民局	8142	8145	080-2807-4020
五所川原市	2052		080-2807-4032	下北地域民局	8152	8157	080-2807-4023
十和田市	2062	2063	080-2807-4033	防災航空センター	8212		080-2807-4082
三沢市	2072	2073	080-2807-4034	消防学校	8222	8223	080-2807-4083
むつ市	2082		080-2807-4035	青森空港管理事務所	8242		080-2807-4085
つがる市	2092	2095	080-2807-4036	東青地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8262		080-2807-4087
平川市	2102		080-2807-4037	中南地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8302		080-2807-4091
平内町	3012		080-2807-4038	三八地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8113		080-2807-4013
今別町	3032	3033	080-2807-4039	西北地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8362		080-2807-4097
蓬田村	3042	3043	080-2807-4040	上北地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8432		080-2807-4104
外ヶ浜町	3072	3073	080-2807-4041	上北地域民局 地域健康福祉部 (福祉こども総室)	8422		080-2807-4103
鱒ヶ沢町	3212	3217	080-2807-4042	下北地域民局 地域健康福祉部 (保健総室)	8462		080-2807-4107
深浦町	3232	3233	080-2807-4043	県立中央病院	8482	8483	080-2807-4109
西目屋村	3432		080-2807-4044	東青地域民局 地域農林水産部	6180	6181	080-2807-4006
藤崎町	3612	3613	080-2807-4045	中南地域民局 地域農林水産部	8125		080-2807-4010
大鰐町	3622	3623	080-2807-4046	三八地域民局 地域農林水産部 (農村整備)	8332		080-2807-4094
大舎館村	3672		080-2807-4047	上北地域民局 地域農林水産部 (農村整備)	8442		080-2807-4098
板柳町	3812	3813	080-2807-4048	西北地域民局 地域農林水産部	8372		080-2807-4095
鶴田町	3842		080-2807-4049	西北地域民局 地域農林水産部 (五所川原農村整備)	8382		080-2807-4099
中泊町	3872		080-2807-4050	西北地域民局 地域農林水産部 (つがる農村整備)	8392		080-2807-4100
野辺地町	4012	4013	080-2807-4051	下北地域民局 地域農林水産部	8155		080-2807-4026
七戸町	4022	4023	080-2807-4052	水産振興課 八戸市 駐在	8232		080-2807-4084
六戸町	4052		080-2807-4053	東青地域民局 地域農林水産部 東青地方水産事務所	8272		080-2807-4088
横浜町	4062	4063	080-2807-4054	三八地域民局 地域農林水産部 三八地方水産事務所	8342		080-2807-4095
東北町	4082	4083	080-2807-4055	下北地域民局 地域農林水産部 下北地方水産事務所	8472		080-2807-4108
六ヶ所村	4112		080-2807-4056	西北地域民局 地域農林水産部 西北地方水産事務所	8402		080-2807-4101
おいらせ町	4122	4123	080-2807-4057	東青地域民局 地域整備部	8282	8283	080-2807-4089
大間町	4232	4233	080-2807-4058	中南地域民局 地域整備部	8126		080-2807-4011
東通村	4242		080-2807-4059	三八地域民局 地域整備部	8116		080-2807-4016
風間浦村	4252		080-2807-4060	西北地域民局 地域整備部	8134		080-2807-4019
佐井村	4265	4263	080-2807-4061	上北地域民局 地域整備部	8144		080-2807-4022
三戸町	4412	4413	080-2807-4062	下北地域民局 地域整備部	8156		080-2807-4027
五戸町	4422		080-2807-4063	鱒ヶ沢道路河川事業所	8412		080-2807-4102
田子町	4432		080-2807-4064	青森港管理事務所	8292		080-2807-4090
南郷町	4472	4473	080-2807-4065	八戸港管理事務所	8352		080-2807-4096
				むつ小川原港管理事務所	8452		080-2807-4106
				東青地域民局 環境管理部	8252		080-2807-4086
				中南地域民局 環境管理部	8123		080-2807-4008

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄	137
1. 水防倉庫の資器材備蓄基準	137
(1) 水防資材取扱要領	137
(2) 県備蓄基準	137
(3) 水防管理団体備蓄基準	137
2. 県水防倉庫備蓄状況	138
3. 県臨時水防倉庫備蓄状況	138
4. 水防管理団体水防倉庫備蓄状況	140
5. 水防管理団体臨時水防倉庫備蓄状況	144
6. 国の水防資材備蓄状況	148
(1) 青森河川国道事務所	148
(2) 高瀬川河川事務所	148
第2節 河川防災ステーション	148
第3節 調達可能水防資材調書	149
第4節 水防用土取場調書	151
1. 国の土取場状況	151
2. 県の土取場状況	152
第5節 輸送	153

第1節 水防倉庫の資器材備蓄

1. 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資材取扱要領

- イ. 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- ロ. 資材の受払については常に帳簿に記入しておかなければならない。
- ハ. 資材の管理責任者は年2回以上点検すること。

(2) 県備蓄基準

県は、水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため次のとおり資器材を備蓄するものとする。水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を水防支部長から承認を受けて使用することができる。

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器	スコップ	丁	100	資	丸太	本	100
	掛矢	〃	6		鋼棒	〃	200
	唐鋏	〃	5		ビニール袋又は麻袋	袋	20,000
	ツルハシ	〃	5		縄	丸	40
	おの	〃	5		ロープ	m	50
	のこぎり	〃	5		鉄線	kg	100
	鎌	〃	6		小車	台	5
	ハンマー	〃	10		(又は運搬用具)		
材	ペンチ	〃	5	材	ビニールシート	枚	200
	たこ鋤	〃	3				
	照明具	個	5				

(3) 水防管理団体備蓄基準

水防管理団体は、その重要水防地域内に水防倉庫を設置し、次の基準により必要な資器材を備えておくものとする。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器	スコップ	丁	10	資	丸太 (3.5m)	本	20
	掛矢	〃	3		〃 (2.5m)	〃	30
	たこ鋤	〃	1		〃 (2.0m)	〃	50
	唐鋏	〃	3		ビニール袋又は麻袋	袋	5,000
	ペンチ	〃	3		縄	丸	20
	おの	〃	3		鉄線	kg	20
	のこぎり	〃	3				
	鎌	〃	5				
材	照明具	個	3	材			

(備考) 1. 竹材、その他水防工法上必要な資器材若干量も備蓄しておくこと。

2. 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当な土砂を備蓄すること。

2. 県水防倉庫備蓄状況

地域	県民局	水防倉庫名	水防倉庫所在地	設置年度	規模(m ²)	器 材									
						ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ鍬(丁)	唐鉞(丁)	ペンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)
備蓄基準						(5)	(100)	(6)	(3)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(10)
東	青	堤川	青森市桜川4丁目34-36	H7	116	17	188	19	3	10	5	8	8	6	10
中	南	樋の口	弘前市大字樋の口224-1	S47	109	5	121	8	10	5	5	4	6	14	14
	"	白子	藤崎町大字藤崎字白子41-2	S40	49	5	101	6	5	5	5	6	5	5	11
三	八	兔内	五戸町大字切谷内字兔内	S47	115	29	128	6	3	5	5	10	7	31	10
西	北	五所川原	五所川原市大字下漆川字鍋懸	S61	45	16	139	8	5	8	6	7	6	11	12
	"	三千石	板柳町大字三千石字木賊	S57	49	5	138	9	3	5	5	5	5	10	10
	"	家調	つがる市稲垣町繁田	S25	49	5	160	5	3	5	5	5	5	6	10
上	北	千歳森	十和田市元町西5-7-28	S58	214	26	132	23	3	4	3	4	5	5	10
	"	内姥沢	東北町字赤川道86	S56	39	12	118	5	3	5	5	4	6	5	16
下	北	田名部	むつ市文京町19-12	S44	116	6	107	15	3	5	5	2	17	49	6
合 計						126	1,332	104	41	57	49	55	70	142	109

3. 県臨時水防倉庫備蓄状況

地域	県民局	臨時倉庫名	臨時倉庫所在地	専用兼用の区分	器 材										
					ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ鍬(丁)	唐鉞(丁)	ペンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)	
東	青	幸畑	青森市大字幸畑字唐崎76-4	兼			7								
	"	三内	" 大字三内丸山324-1	"	5	41	3		5		3	1	7	9	
西	北	鱈ヶ沢	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	"	13	108	10	3	10	8	10	6	24	9	
	"	津軽港 県営上屋	" 北浮田町地内	"											
下	北	港湾管理 用倉庫	むつ市真砂町93-30	"											
青森港管理		油川	青森市大字油川字岡田262-1	"											
八戸港管理		石油基地 詰所	八戸市豊洲2-5	"											
東	青	東青水産 事務所	青森市港町2-22-4	"											
三	八	八戸漁港 (館鼻)	八戸市新湊3-14	"											
西	北	西北水産 事務所	鱈ヶ沢町大字本町246-3	"											
下	北	大畑漁港	むつ市大畑町上野地内	"											
合 計					18	149	20	3	15	8	13	7	31	18	

令和5年1月現在

資 材												照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水 防 資 器 材 管 理 担 当 者
丸 太 本	鋼 棒 本	ビ ニ ール 袋 袋	塩 ビ バ イ プ 本	ビ ニ ール シ ート 枚	な わ 丸	ロ ー プ m	鉄 線 kg	小 車 台	オ イ ル フ エ ン ス m	オ イ ル マ ツ ト 枚	そ の 他			
(100)	(200)	(20,000)		(200)	(40)	(500)	(100)	(5)				(5)		
100	840	20,100	35	500	90	14,300	1,250	29	290	1,500	小型発電機 1台 大型どのう 420袋 吸水土のう 300袋	2		河川砂防 施設課長
104	225	30,000	75	255	42	566	200	5	276	396	小型発電機 1台 大型どのう 130袋 吸水土のう 300袋 3tブロック 1,205個 水中ポンプ 8インチ 1台 水中ポンプ用ホース 50m	4		〃
280	200	18,200	11	308	38	1,700	200	5	280		小型発電機 1台 根固ブロック 680個	1		〃
209	240	18,800	10	549	49	500	100	10	352	1,100	大型どのう 170袋			〃
134	290	20,100	16	209	90	300	400	9	272	1,434	大型土のう 110袋 三角水のう 6m 1基 吸水土のう 100袋	9		〃
207	200	24,400	3	290	48	600	230	5	148	1,652	大型どのう 70袋	5		〃
100	200	20,000	3	205	59	500	100	5	144	2,504	大型どのう 190袋	5		〃
303	126	22,100	48	415	40	1,400	50	19	140	2,600	小型発電機 2台 大型土のう 180袋	2		〃
200	200	20,000	20	123	45	800	100	5	48	500	小型発電機 1台 大型土のう 100袋	2		〃
344	350	20,000	17	200	144	1,400	475	18	350	750	耐候性大型土のう 100袋 小型発電機 1台	1		〃
1,981	2,871	213,700	238	3,054	645	22,066	3,105	110	2,300	12,436		31		

令和5年1月現在

資 材												照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水 防 資 器 材 管 理 担 当 者
丸 太 本	鋼 棒 本	ビ ニ ール 袋 袋	塩 ビ バ イ プ 本	ビ ニ ール シ ート 枚	な わ 丸	ロ ー プ m	鉄 線 kg	小 車 台	オ イ ル フ エ ン ス m	オ イ ル マ ツ ト 枚	そ の 他			
											600			河川砂防 施設課長
	30	3,000		164	30	580		10	140	200	バリ4,材3,材14			〃
77	196	10,600		261	81	400	100	5	118	432	油吸着剤 1.1k1 大型どのう 10袋 三角水のう (6m)1基 吸水土のう 100袋	1		河川砂防担当
										792	10,430			〃
										340	13,300			企画整備課長
										935	5,440	油吸着剤 1.1k1 油ゲル化材 0.4k1		管理担当
										560	7,000	油処理剤 50缶		〃
										840	3,980	油処理剤 33缶		〃
										840	6,700	中和剤 70缶、他		〃
										560	3,910	中和剤 53缶、他		〃
										940	5,000	中和剤 70缶		〃
77	226	13,600		425	111	980	100	15	6,065	59,622		1		

4. 水防管理団体水防倉庫備蓄状況

地域 県民局	河川名	水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫 管理者	設 置 年 度	規 模 (m^2)	器					
							ツ ル ハ シ (\updownarrow)	ス コ ッ プ (\updownarrow)	掛 矢 (\updownarrow)	た こ 鍮 (\updownarrow)	唐 鍬 (\updownarrow)	ペ ン チ (\updownarrow)
備蓄基準							(10)	(3)	(1)	(3)	(3)	
東青	堤川	高田	青森市高田字日野61-5	青森市	H5	26	7	35	3	1	3	2
"	浪岡川	浪岡	青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1	青森市	S40	91	2	10	2			2
"	今別川	今別	今別町大字今別字今別167	今別町	S41	33	4	10	2	2	5	4
"	玉川才の 神口広川	外ヶ浜町役場 平館支所	外ヶ浜町字平館根岸湯の沢150	外ヶ浜町	H21		2	10	2			4
	計	4					15	65	9	3	8	12
中南	岩木川	水防資材 センター	弘前市大字茜町二丁目5-3	弘前市	S53	185	15	45	10	9	12	5
"	"	種市	" 大字種市字高瀬89-5	"	S50	32		10	3	1	3	3
"	平川	石川	" 大字石川字石川114-1	"	S42	33		10	3	1	3	3
"	"	新里	" 大字新里字東里見59-1	"	S44	24		10	3	1	3	3
"	大和沢川	一野渡	" 一野渡字岡本17-1	"	S55	15		10	3	1	3	3
"	浅瀬石川	黒石市 除雪センター	黒石市緑ヶ丘124番地	黒石市	H18	81	5	10	3		3	1
"	"	田舎館	田舎館村大字垂柳字福岡63-3	田舎館村	H23	122	3	10	3		10	4
"	平川	大鱈	大鱈町大字大鱈字川辺41-2	大鱈町	S59	38	7	14	3		9	
"	"	碓ヶ関	平川市碓ヶ関湯向川添31-9	平川市	R2	47		15	4		10	2
	計	9					30	134	35	13	56	24
三八	新井田川	新井田川 水防センター	八戸市田向五丁目3-6	八戸市	H9	63	2	50	9	2	6	4
"	馬淵川	馬淵川 水防センター	八戸市大字尻内町字上川原54-1	"	H26	27		80	3			4
"	馬淵川	福田コミュニティー 防災センター	南部町大字福田字山道13-2	南部町	H18	62	4	66	1			
"	五戸川	倉石	五戸町大字倉石中市上ミ平19-1	五戸町	S51		1	28	8		10	4
"	"	八景	" 字野月29	"	S58	20	10	53	5			10
	計	5					17	277	26	2	16	22

令和5年1月現在

材				資									材		照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水防資器材 管理担当者
お の の (丁)	の こ ぎ り (丁)	か ま (丁)	ハ ン マ ー (丁)	丸 太 (本)	空 俵 (俵)	ビ ニ ール 袋・ 麻袋 (袋)	か ま す (俵)	ビ ニ ール シ ー ト ろ (枚)	な わ (丸)	鉄 線 (kg)	ロ ー プ (m)	小 車 (台)	そ の 他				
(3)	(3)	(5)		(100)		(5,000)			(20)	(20)				(3)			
6	3	8	5	100		4,000	40	10	30	20	300	2	土のう1,000	2		公園河川課長	
		2	5	2		500		2	5	10	20		ナチ付1 発電機1 土のう300 鉄杭20	1		都市整備課長	
1	5	5	2			500		20	3	10	100		水のう50	10		総務企画課長	
1	4	6				800		20	3					10	5	平館支所長	
8	14	24	9	100		5,800	40	52	41	40	420	2		13	15		
5	6	20	9	527		22,000		117	79	2	900	12	船外機1 救助艇4 発電機2 ナチ付2 鉄杭226	10		道路維持課長	
3	3	5		119		5,200		20	29	20			鉄杭189	3		防災課長	
3	3	5		117		5,200		22	36	20			鉄杭160	3		〃	
3	3	5		212		5,200		20	35	20			鉄杭175	3		〃	
3	3	5		100		5,200		20	17	20			鉄杭180	3		〃	
2	3	5	2	65		3,000		10	15	20	500	2	オイルクレーン150	3		防災管理室長	
4	5		3			1,000		40		12				2		総務課長	
		2	3			1,350		8		60		2		4		総務課長	
2	3	20	2			500	200			10				2		総務課長	
25	29	67	19	1,140		48,650	200	257	211	184	1,400	16		33			
7	5	10	2			7,000		100	8	20	400	6	オイルフェンス4 吸着マット480	4		港湾河川課長	
	2			75		4,800		50		100	2,000			2		〃	
5						4,200		15	5		250	2		2		総務課長	
2	4	3	1	500		1,000			20					10	1	〃	
	9	7	5	120		800		6	1		240	5				〃	
14	20	20	8	695		17,800		171	34	120	2,890	13		18	1		

地域 県民局	河川名	水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫 管理者	設 置 年 度	規 模 (m^2)	器					
							ツ ル ハ シ (\updownarrow)	ス コ ッ プ (\updownarrow)	掛 矢 (\updownarrow)	た こ 鎖 (\updownarrow)	唐 鉞 (\updownarrow)	ペ ン チ (\updownarrow)
備 蓄 基 準							(10)	(3)	(1)	(3)	(3)	
西 北	旧十川	五所川原市 防災倉庫	五所川原市中央4丁目130内	五所川原市	H26	97	1		6		4	1
	松野木川	金木町除雪 センター	五所川原市金木町芦野200-18	"	H2	33	1	10			2	3
	"	相内川	市浦総合倉 支所	" 相内349-1	"	H28	168		10	1	5	3
	"	岩木川	防 災 倉 セ ン タ ー	中泊町大字田茂木字鳴見381-21	中泊町	S58	29	10	10	8		
	"	"	鶴田町水 防 倉 庫	鶴田町大字木筒字上柳川2-6	鶴田町	H24	66	1	8	2		2
	"	"	つがる市 稲垣支所倉庫	つがる市稲垣字豊川中袋45	つがる市	S63	33		6	2		
	"	岩木川 山田川	つがる市 倉 庫	" 木造荻野8-3	"	H17	7	1	25	1		3
	計	7					14	69	20		11	12
上 北	奥入瀬川	十和田市	十和田市大字赤沼字下平263-12	十和田市	H6	112	3	10	3	1	2	3
	"	高瀬川	上北地区 水防倉庫	東北町上北南4丁目32-316	東北町	H4	20	1	5	1	3	
	"	"	東北地区 水防倉庫	東北町塔ノ沢山1	"	H10	20		5	1		2
	"	"	七戸町	七戸町影津内34-24	七戸町	S44	22					
	"	中野川	"	七戸町森の上131-4	"	S48	20		14			
"	奥入瀬川	おいらせ町	おいらせ町中下田142-2	おいらせ町	S26	36						
	計	6					4	34	5	1	5	5
下 北	稲荷川	むつ	むつ市大湊浜町36-25 (旧大湊消防署)	むつ市	S57	26	3	33	6	1	4	6
	"	大畑川	大畑	" 大畑町兎沢17-198	"	S39	28	2	10	3	2	3
	"	大佐井川 古佐井川	防災資材備 蓄センター	佐井村大字佐井字糠森16-1	佐井村	H20	66.5	4	42		8	
	計	3					9	85	9	3	15	9
合 計		34					89	664	104	22	111	84

令和5年1月現在

材				資								材		照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水 防 資 器 材 管 理 担 当 者
お の の 丁	こ ぎ り 丁	か ま 丁	ハ ン マ ー 丁	丸 太 (本)	空 俵 (俵)	ビ ニ ー ル 袋 ・ 麻 袋 (袋)	か ま す (俵)	ビ ニ ー ル シ ー ト ろ (枚)	な わ (丸)	鉄 線 (kg)	ロ ー プ (m)	小 車 (台)	そ の 他			
(3)	(3)	(5)		(100)		(5,000)			(20)	(20)				(3)		
5 1 1	4 4 2 2	3 4 2 2 9	4 1 3			500 1,000 500 1,500		8 60 8	6 5 2 1	20 2	200 100	1 2	発電機10 コードリール5 発電機1 コードリール2 鉄杭15 発電機1	6 2 1 4		防 災 管 理 課 長 総 務 課 長 " " " 出 張 所 長 防 災 危 機 課 長
7	12	20	8			3,500		79	14	20	300	3		13		
3 3 1 3	3 1 2 4 21	5 1 2 4 21	1	90		5,000 1,500 400		90 8 1 1 24	10 20 2 20	20	300 5	3	胴付5 鉄杭15	3 3 1		土 木 課 長 総 務 課 長 " " " ま ち づ く り 防 災 課 長
10	5	33	1	170		6,900		124	52	20	305	3		7		
4 3	5 5 1	15 5 2	37 4 3	37 30		7,090 5,000 68		50 10	29	60	900 200	2 2 4	チェーン1 胴付5 鉄線カッター2	15 3		防 災 安 全 課 長 大 畑 庁 舎 管 理 課 長 総 務 課 長
7	11	22	7	67		12,158		60	29	60	1,100	8		18		
71	91	186	52	2,172		94,808	240	743	381	444	6,415	45		102	16	

5. 水防管理団体臨時水防倉庫備蓄状況

地域 県民局	河川名	水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫管 理者	専用兼用の 区分	器						
						ツルハシ (丁)	スコップ (丁)	掛 矢 (丁)	たこ 鎚 (丁)	唐 鋏 (丁)	ペン チ (丁)	
東青	増算用師川	外ヶ浜町三厩支所	外ヶ浜町大字三厩新町18-1	外ヶ浜町	兼用	2	4	2		1	1	
	小湊川	消防署	平内町大字沼館字家岸24-1	平内町	〃	8	25	2		15		
	盛田川	小湊分団	〃 大字小湊字下槻3-2	〃	〃	2	18	3		10		
	長沢川	東田沢分団	〃 大字東田沢字田沢17-2	〃	〃	2	11	1		7		
	清水川	清水川分団	〃 大字清水川字大川添18-1	〃	〃	7	11	2		4		
	〃	〃	松野木分団	〃 大字松野木字家岸26-3	〃	〃	2	2	1		3	
	〃	〃	狩場沢分団	〃 大字狩場沢字沢懸61-1	〃	〃	2	7	2		4	
	〃	〃	外童子分団	〃 大字松野木字カト山3-25	〃	〃	3	4	1		5	
	〃	〃	口広分団	〃 大字口広字口広沢70-2	〃	〃	1	8	1		8	
	〃	蟹田川	役場	外ヶ浜町蟹田高銅屋44-2	外ヶ浜町	〃	2	10	1		10	
〃	阿弥陀川	〃	蓬田村大字蓬田字汐越1-3	蓬田村	〃	3	10	4			2	
	計	11				34	110	20		67	3	
中南	平川	藤崎	藤崎町大字藤崎字若松17	藤崎町	兼用	1	4	1			2	
	十川	常盤	藤崎町大字増館字若柳128-2	〃	〃	2	5				1	
	平十川	水防倉庫	藤崎町大字藤崎字中豊田7-3	〃	〃	1	12	2			2	
	相馬川	相馬	弘前市大字五所字野沢41-1	弘前市	〃	5	20	2		2	10	
	浅瀬石川	平川市消防団第10分団屯所	平川市葛川田の沢口5-1	平川市	〃	2	6				5	
	〃	〃	平川市消防団第1	〃 大光寺三村井70-3	〃	〃	2	5			3	
	〃	〃	平川市消防団第7	〃 大坊竹原228-3	〃	〃	2	6			3	
	〃	浅井川	平川市消防団第5	〃 尾崎浅井102-1	〃	〃	2	6			2	
	〃	引座川	平川市消防団第9	〃 松崎亀井5-5	〃	〃	2	5			2	
	〃	岩木川	岩木	弘前市大字賀田1丁目1-1	弘前市	〃	3	8	2			3
	〃	平川	尾上防災備蓄倉庫	平川市猿賀浅井23-11	平川市	〃	1	5		1		
	〃	〃	平川市消防団第15分団屯所	〃 日沼高田104-18	〃	〃	1	10				
	〃	引座川	平川市消防団第11	〃 尾上栄松14-2	〃	〃		10				
	〃	不動川	平川市消防団第18	〃 碓ヶ関古懸不動野8-3	〃	〃		7				
	〃	津刈川	平川市消防団第19	〃 久吉嶺ヶ平123-3	〃	〃	2	7				
	計	15				26	116	7	1	2	33	
三八	熊原川	三戸消防署田子分署	田子町大字田子字天神堂向54-1	田子町	兼用	3	25	1			1	
	計	1				3	25	1			1	

令和5年1月現在

材				資								材		照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水 防 資 器 材 管 理 担 当 者
お の (丁)	の こ ぎ り (丁)	か ま (丁)	ハン マー (丁)	丸 太 (本)	空 俵 (俵)	麻 ビ ニ ール 袋 (袋)	か ま す (俵)	む し ろ ビ ー ル シ ェ ト (枚)	な わ (丸)	鉄 線 (kg)	ロ ー プ (m)	小 車 (台)	そ の 他			
	1	5	1			1,000								2	5	三 厩 支 所 長
	2	15	3			700		11			1,000			1	6	消 防 署 長
	3	12	1			350					150			1	2	〃
	10	5	1			350					300				2	〃
	2	12	1			250					150			1	2	〃
	2	6	1			150					50				2	〃
	4	5	1			300					150				2	〃
	3	9	1			200					100				2	〃
2	2	8	1			250					100				2	〃
		3	1			2,400		2	12		600			3	5	総 務 課 長
			2			1,000		3		10						建 設 課 長
2	29	80	14			6,950		16	12	10	2,600			8	30	
	2		3			500										建 設 課 長
	1		1			60							ナタ2			〃
1	2		2			1,700		32	1				発電機2 チェンソー2 排水ポンプ9	8		総 務 課 長
1	5	10	3			500		30		30			発電機2	3		相馬総合支所 総務課長
6														1	3	総 務 課 長
6															3	〃
7															3	〃
5															3	〃
6															3	〃
			2			1,500		45			250		ナタ1 鉄杭40	3		岩木総合支所 総務課長
			1			1,000								1		総 務 課 長
														3		総 務 課 長
														2	3	〃
														1	3	〃
														1	3	〃
32	10	10	12			5,260		107	1	30	250			23	24	
	1		1			1,500		20						1	10	田 子 分 署 長
	1		1			1,500		20						1	10	

地 域 県 民 局	河 川 名	水防倉庫名	水 防 倉 庫 所 在 地	水防倉庫 管 理 者	専 用 兼 用 の 区 分	器					
						ツルハシ (丁)	スコップ (丁)	掛 矢 (丁)	たこ鍬 (丁)	唐 鍬 (丁)	ペン チ (丁)
西 北	岩 木 川	鶴田消防署	鶴田町大字鶴田字早瀬 194-1	鶴 田 町	兼 用	4	16	4		1	3
"	"	板柳町消防団 倉庫	板柳町大字灰沼字岩井 70	板 柳 町	"	2	10	2		3	2
"	太 田 川	第 4 分 団 所	五所川原市太田山の井 439-2	五 所 川 原 市	"		2				
"	長 根 沢 川	第 1 分 団 所	" 相内 123-2	"	"		7	2			2
"	桂 山 川	第 2 分 団 所	" 脇元赤川 93-2	"	"	1	6				2
"	磯 脇 川	第 3 分 団 所	" 十三湖深津 58-2	"	"	2	6	1			
"	十 三 湖 岸	市 浦 分 署	" 相内 264-4	"	"	2	8	1			1
"	全 域	つがる市 庁舎倉庫	つがる市大字木造字若緑 61-1	つ がる 市	"		22	3			3
	計	8				11	77	13		4	13
西 北 (鯉ヶ沢)	中 村 川	大 和 田 所	鯉ヶ沢町大字赤石町字大和田 28-5	鯉 ヶ 沢 町	兼 用		2	3			1
"	中 鳴 沢 川	鯉 ヶ 沢 所	" 大字舞戸町字鳴戸 385-2	"	"	2	47	5		2	2
"	鳴 沢 川	北 浮 田 所	" 北浮田町字今須前田 57-1	"	"		1				1
"	赤 石 川	山 消 防 屯 所	" 大字南金沢町字晴間 168-3	"	"	3	5	1			3
"	吾 妻 川	深 浦 役 場 倉 庫	深浦町大字深浦字苗代沢 84-2	深 浦 町	"	7	10	4			4
	計	5				12	65	13		2	11
上 北	与 田 川	防 災 倉 庫	野辺地町田狭沢 40-9	野 辺 地 町	兼 用	4	23	7		13	
"	奥 入 瀬 川	防 災 備 蓄 倉 庫	おいらせ町山崎 2587	お い ら せ 町	"		7				
	計	2				4	30	7		13	
下 北	田 名 部 川	東 通 消 防 署	東通村大字砂子又字沢内 5-35	東 通 村	兼 用	3	17	6		3	2
"	野 牛 川	東 通 消 防 署 北 分 遣 所	東通村大字野牛字釜の平 45-4	"	"	5	25	2		5	
"	老 部 川	東 通 消 防 署 南 分 遣 所	" 大字白糠字赤平 259-2	"	"	2	10	2		2	2
"	脇 野 沢 川	脇 野 沢 所	むつ市脇野沢渡向 14-2 (脇野沢消防分署内)	む つ 市	"	2	14	3		3	3
"	易 国 間 川	風 間 浦 消 防 分 署	風間浦村大字易国間字大川目 28-5	風 間 浦 村	"	5	10			3	
"	川 内 川	川 内 所	むつ市川内町熊ヶ平 154	む つ 市	"	3	30	4		4	3
"	大 間 川	大 間 消 防 署	大間町大字大間字奥戸上道 19-1	大 間 町	"	2	20	1			9
"	"	消 防 団 1.2.3 分 団 詰 所	" 大字大間字大間 45	"	"	3	39	1		1	
"	奥 戸 川	消 防 団 4.5 分 団 詰 所	" 奥戸字浜町通 48-1	"	"	3	20	5			
"	材 木 川	消 防 団 6 分 団 詰 所	" 大字奥戸字材木川目 24-1	"	"	2	24	2		2	
	計	10				30	209	26		23	19
合 計		52				120	632	87	1	111	80

材				資										材	照 明 具 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	水 防 資 器 材 管 理 担 当 者
お の (丁)	の の (丁)	か ま (丁)	ハン マー (丁)	丸 太 (本)	空 俵 (俵)	麻 ビ ニ ール 袋 (袋)	か ま す (俵)	ビ ニ ー シ ー ト (枚)	む し ろ	な わ (丸)	鉄 線 (kg)	ロ ー プ (m)	小 車 (台)	そ の 他			
1	2	6	2	18		1,367		4	5					ナタ2 鉄杭29 発電機2	2		消 防 署 長
	4	2				300							2	ナタ6	2		総 務 課 長
		1						3							1	1	消 防 分 団 長
2			2					2							2	2	〃
			1			45		1		5	13				4	1	〃
1			2					6				3		鷹口 18本	8	1	〃
1	5	8	1			200							1		1		分 署 長
4	2	3						10									防 災 危 機 長 管 理 課 長
9	13	20	8	18		1,912		26	5	5	16	3			20	5	
6	4	10	12			950									2		消 防 署 長
						50									11	9	〃
	1		2			100									1		〃
	1	10	1			1,200		5					2	発電機1	2		総 務 課 長
6	6	20	16			2,300		5					2		16	9	
7	1	12	1			200						1,000					防 災 管 財 課 長
						1,000		20									ま ち づ く り 防 災 課 長
7	1	12	1			1,200		20				1,000					
3	2	6	4	9		800		20		30	400	3			1		東 通 消 防 署 長
3	4	8	3	17		870		10		1	500	1					〃
1	5	10	7	10		250		15		10	100	1					〃
3	3	6	3			4,600		7							3		脇 野 沢 庁 舎 管 理 課 長
2	2	2	1			2,000		5			300	3	ナタ 1		6		消 防 分 署 長
3	4	5		5		5,600		16		30	180						川 内 庁 舎 管 理 課 長
2	6	4				650		10	1		1,600				2	2	消 防 署 長
4	5					400		11	8						15	4	消 防 分 団 長
3	1					60		5	1						12	2	〃
2	3	1				300		6	1						6		〃
26	35	42	18	41		15,530		105	11	71	3,080	8			45	8	
82	95	184	70	59		34,652		299	29	116	6,946	13			113	86	

6. 国の水防資材備蓄状況（令和5年1月現在）

(1) 青森河川国道事務所

出張所名	保管場所	水防資材												
		土のう(袋)	大型土のう(袋)	ビニール土のう(袋)	水防マット(枚)	水防シート(枚)	鋼杭(本)	松杭(本)	木杭(本)	ビニール縄(巻)	縄(巻)	鉄線(kg)	連節ブロック(個)	根固めブロック(個)
五所川原	五所川原市字岩木町10		940	14,200	20	1,036	300	8		5	34	100		
"	五所川原地区河川防災ステーション 五所川原市大字高瀬字鷹の爪												50	400
八戸	八戸市長苗代2-5-8							90		10	8	50		
"	八戸地区河川防災ステーション 八戸市大字尻内町字上川原		755	4,400		820							7,142	676
藤崎	藤崎町大字藤崎字村井36-1									3	28	100		
"	弘前地区河川防災ステーション 弘前市大字和田町		483	11,600		388	563							1,033

(2) 高瀬川河川事務所

出張所名	保管場所	水防資材												
		土のう(袋)	大型土のう(袋)	瞬間土のう(袋)	トラロープ(束)	水防シート(枚)	丸太(本)	アンカー(個)	縄(束)	クレモナロープ(本)	塩ビパイプ(本)	針金(束)	アンカー筋(本)	
小川原湖	頭無緊急資材庫 三沢市早稲田					13								
"	花切川緊急資材庫 東北町上野南谷地	2,250	235	1,400	1	138	20		6	92	198	2	205	
"	津花川緊急資材庫 東北町大浦	60	1,820				110	4						

第2節 河川防災ステーション

洪水時の水防活動に必要な土砂、資材を事前に備蓄しておくほか、人員及び物資輸送に必要な水防ヘリポートを備えた水防活動拠点として設置した河川防災ステーションは、下記に示すとおりである。

名称	所管	設置場所	河川防災ステーションの概要			
			設置年	施設面積(m ²)	水防センター	水防ヘリポート
弘前地区河川防災ステーション	青森河川国道事務所	弘前市大字和田町	H17	16,700	○	○
五所川原地区河川防災ステーション	"	五所川原市大字高瀬字鷹の爪	H12	10,000	—	○
八戸地区河川防災ステーション	"	八戸市大字尻内町字上川原	H26	16,400	○	○
新井田地区河川防災ステーション	青森県	八戸市大字田向字向河原32-3	H9	4,800	○	○

※ 水防センターとは、水防活動の現場指令室、水防資材を備蓄する水防倉庫、水防団の待機室等を有する施設をいう。

第3節 調達可能水防資材調書

備蓄材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるための水防区域内一般民家、組合、商店、資材業者等の手持数量調査結果は次のとおりである。

令和5年1月現在

地域県民局	住 所	調 達 先	電話番号	麻 袋 (袋)	ビニール (袋)	かます (袋)	木 杭 (本)
東 青	青森市新田三丁目 11-8	(株) 青 工	(017) 766-7311	大型土のう 200	5,000	ビニールシート 100	
	〃 問屋町二丁目 19-14	(株) 吉 田 産 業	(〃) 728-2111	大型土のう 210	3,000	ビニールシート 300	
	〃 第二問屋町 3-10-10	(株) 角 弘	(〃) 739-6366	大型土のう 1,000	3,000	ビニールシート 200	
	今別町大字今別字中沢 285-2	(株) 熊 谷	(0174) 35-2518	大型土のう 100	1,000	ビニールシート 50	50
	外ヶ浜町字三厩増川 353	(株) 宮 田 住 建	(〃) 37-2068		900	ビニールシート 70	
	計	5		大型土のう 1,510	12,900	ビニールシート 720	50
中 南	弘前市神田三丁目 2-3	(株) 角 弘 弘 前 支 店	(0172) 32-2481	大型土のう 100	5,000	ビニールシート 100	
	平川市日沼富田 19 番地の 7	(株) 吉 田 産 業 弘 前 支 店	(〃) 57-5555	大型土のう 260	1,850	ビニールシート 330	
	弘前市境関字亥の宮 36	(株) 青 工 弘 前 支 店	(〃) 28-0127	大型土のう 200	2,800	ビニールシート 100	
	大鰐町大字大鰐字大鰐 7-2	油 川 金 物 店	(〃) 48-3437		1,000		
	計	4		大型土のう 560	10,650	ビニールシート 530	
三 八	八戸市長苗代字前田 91-1	(株) 青 工 八 戸 支 店	(0178) 28-6116	大型土のう 100	1,000		
	八戸市卸センター2-9-28	(株) 角 弘 八 戸 支 店	(〃) 28-4111	大型土のう 100	1,000	ビニールシート 100	
	八戸市卸センター2-3-30	(株) 吉 田 産 業 八 戸 支 店	(〃) 20-3111	大型土のう 200	2,000	ビニールシート 100	
	計	3		大型土のう 400	4,000	ビニールシート 200	

地域県民局	住 所	調 達 先	電話番号	麻 袋 (袋)	ビニール (袋)	かます (袋)	木 杭 (本)
西 北	五所川原市大字飯詰字清野 40-2	(株) 和 島 組	(0173) 37-2111		500		
	つがる市柏鷺坂清留 2-14	(株) 上 田 金 物 店 プロショップウエダ	(") 35-9710		1,000		
	五所川原市大字添川字 清水流 55-4	青 工 (株) 五 所 川 原 支 店	(") 35-2451		10,000		
	" 大字広田字柳沼 91-3	(株) 角 弘 五 所 川 原 支 店	(") 35-3155		2,000		
	つがる市柏稲盛岡本 94	(株) 吉 田 産 業 五 所 川 原 支 店	(") 35-8111		3,000		
	計	5			16,500		
西 北 (鱒ヶ沢)	深浦町大字深浦字吾妻沢 1-1	(株) ホ ー マ ッ ク ニコット深浦店	(") 84-1020	300			
	" 大字岩崎字松原 27	増 富 金 物 店	(") 77-2218	2,400			
	" 大字松神字中浜松 18-3	(株) 誠 和	(") 78-2111	300			
	計	3		3,000			
上 北	十和田市東十二番町 5-20	(有) ニ タ ド リ	(0176) 23-2236		800		
	" 大字三本木字稲吉 13-52	(株) 青 工	(") 23-7271		1,500		
	十和田市大字三本木字野崎 40-556	(株) 角 弘	(") 23-3545		750		
	十和田市大字奥瀬字生内 268-1	上北森林組合木 材加工センター	(") 72-3111				500
	計	4			3,050		500
下 北	むつ市大湊新町 37-12	山 内 土 木 (株)	(0175) 24-2231		500		
	" 下北町 21-40	川 端 建 設 (株)	(") 22-7777	50	1000		
	" 中央一丁目 5-7	(株) 熊谷建設工業	(") 22-1141		600		
	" 中央二丁目 3-7	(株) 青 工	(") 24-2167	500	10,000		
	" 仲町 14-13	(株) 角 弘	(") 22-1394		500		
	" 横迎町二丁目 21-12	北 新 機 材 (株)	(") 22-8540	200	2,000		
	" 大畑町本町 252-1	大畑振興建設(株)	(") 34-3734		1,000		
	大間町大字大間字大間 76-2	大見海事工業(株)	(") 37-2224	300	800		
	佐井村大字佐井字 古佐井川目 31	細 川 建 設 (株)	(") 38-4121		500		
	むつ市川内町家ノ上 8	(株) 浜 中 土 木	(") 42-3269		1,000		
	計	10		1,050	17,900		

第4節 水防用土取場調書

1. 国の土取場状況

事務所名	出張所名	土取場の住所	調達可能数量(m ³)
青森河川国道事務所	五所川原出張所 0173-34-2738	中泊町若宮 津軽大橋下流	770
		つがる市下車力町	6,500
		中泊町芦野 芦野頭首工上下流	840
		中泊町富野 中里桜づつみ	17,200
		五所川原市大字湊字船越	1,830
		鶴田町大字大巻	1,360
		鶴田町大字鶴田	5,000
		鶴田町	30,000
	八戸出張所 0178-28-2626	八戸市河原木字古川 (新大橋上流)	14,600
		八戸市大字石堂字前河原	1,140
		八戸市大字長苗代字藁河原	10,100
		八戸市沼館三丁目 (新大橋上流)	4,000
		八戸市沼館二丁目	1,000
		八戸市沼館三丁目	1,000
		八戸市大字売市字馬場河原	3,380
	藤崎出張所 0172-75-3314	板柳町土井	20,000
		弘前市向外瀬	12,300
		弘前市小友	1,600
		弘前市津賀野	1,600
		弘前市撫牛子	5,500

2. 県の土取場状況

地域県民局	官民の別	所有者又は採業者名	土取場の住所	連絡先電話番号	調達可能数量(m ³)
東 青	民地	(株) 鹿内組	青森市横内字桜峰 122-55 外	(017) 738-2301	5,000
	"	(株) 大坂組	" 諏訪沢字岩田 57	(") 726-2461	5,000
	"	相内建設(株)	今別町大字今別字宮本 126	(0174) 35-2027	200
	"	(株) 一矢産業	外ヶ浜町字平館根岸湯の沢 131	(") 25-2676	500
中 南	"	嶽開発(株)	弘前市大字湯口字一ノ下り山 187	(") 34-1560	5,000
	"	(株) 兼春興業	平川市唐竹井沢 114-60	(") 44-7420	1,000
	"	(株) 南建設	弘前市大字原ヶ平字山中 27-3	(") 36-7000	400
	"	(株) 中幸建設	黒石市大字上十川字長谷沢一番囲	(") 52-3171	1,000
	"	(株) 村上組	弘前市駒越字村元 93	(") 35-6111	500
三 八	官地	五戸町	五戸町大字倉石石沢字駒袋 31-2	(0178) 62-2111	1,000
	"	"	" 大字倉石中市字津久志森 88-1	"	1,000
	民地	(株) 村下建設工業	新郷村大字戸来字田茂代	(") 78-3311	500
	官地	田子町	田子町大字田子字菖蒲谷地 31-11	(") 32-3111	3,000
西 北	民地	(株) 寺栄建設	五所川原市大字松野木字花笠 96	(0173) 34-4756	1,000
	"	(株) 和島組	" 大字飯詰字白旗 133	(") 37-2111	1,000
	"	島村産業(株)	五所川原市大字一野坪字馬繫場 222-2	(") 34-3267	200
	"	(株) 松惣建設	弘前市大字十面沢字浜妻ノ神 2-3	(") 22-3330	300
	"	宝森建設興業(株)	中泊町大字中里字宝森 157	(") 57-2027	100
	"	(株) 平山建設	" 大字今泉字神山 59-1	(") 58-3121	200
	"	(株) 三和建設	五所川原市相内岩井 48-1	(") 62-2030	200
	"	(株) 鳴海建設	つがる市牛瀧町鷺野沢 29-208	(") 56-2052	100
	"	(株) 葛西商事	" 木造筒木坂鳥谷沢 15-1	(") 42-5454	1000

地域県民局	官民の別	所有者又は採 取業者の名	土取場の住所	連絡先 電話番号	調達可能 数
西 北 (鱒ヶ沢)	民地	(株) 雁金建設	鱒ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨 48-1	(0173) 72-2247	100
	官地	深 浦 町	〃 大字月屋字裸森 77-6	(〃) 74-2111	300
上 北	〃	七 戸 町	七戸町字蛇坂 57	(0176) 68-2111	50
	〃	横 浜 町	横浜町字雲雀平 1-9	(〃) 78-2111	10
下 北	民地	菊地トラック(株)	むつ市大字田名部字斗南岡 32-48 外	(0175) 22-1671	200
	〃	(有)金田建材運送	〃 大畑町八幡湯坂 2-7 外	(〃) 34-2030	2,000
	〃	(有)佐藤建材	〃 大畑町正津川字関根橋 81	(〃) 34-3589	100
	〃	野崎建設工業(株)	大間町大字大間字奥戸下道 38-2	(〃) 37-3136	50
	〃	砂子又生産森林組合 (代表 澤田竹松)	東通村大字砂子又字官台山 1-72	(〃) 48-2502	100
	〃	細川建設(株)	佐井村大字佐井字原田 65-34	(〃) 38-4121	100
	〃	東奥砕石(有)	むつ市川内町家の上 103	(〃) 42-3884	1,000

第5節 輸 送

各水防支部長は、非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画等あらゆる事態を考慮して協定を樹立しておくものとする。また、水防管理団体及び水防支部等は、水防資器材、作業員等の輸送のため、トラック等の運搬手段の配備を計画しておくものとする。

各水防支部は、緊急時において、運搬車輛等の不足が発生した場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関に応援を求めるものとする。

第5章 雨量、水位及び潮位

第1節 雨量の通報と観測所	157
1. 雨量の通報	157
2. 雨量観測所	158
(1) 国土交通省 青森河川国道事務所	158
(2) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（津軽ダム分）	158
(3) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（浅瀬石川ダム分）	160
(4) 国土交通省 高瀬川河川事務所	160
(5) 青森地方気象台	160
(6) 青森県 県土整備部	164
(7) 青森県 農林水産部	176
(8) 東北電力 青森支店	178
第2節 水位の通報と観測所	180
1. 水位の通報	180
2. 欠測時の措置	180
3. 水位観測所	180
(1) 国土交通省 青森河川国道事務所	180
(2) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（津軽ダム分）	182
(3) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（浅瀬石川ダム分）	182
(4) 国土交通省 高瀬川河川事務所	182
(5) 青森県 県土整備部	184
(6) 青森県 農林水産部	194
第3節 潮位観測所	198
1. 潮位観測所の所在	198
第4節 危機管理型水位計	200
1. 危機管理型水位計一覧	200
第5節 雨量・水位等の公表	203
1. 雨量・水位等の公表	203

第1節 雨量の通報と観測所

1. 雨量の通報

青森地方气象台、青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所、浅瀬石川ダム管理支所、東北電力青森支店は、所管の雨量観測所の雨量について県水防本部から要請があったときは、雨量の状況をすみやかに県水防本部に通報するものとする。また県水防本部は、青森地方气象台等から雨量の状況について要請があったときは通報するものとする。

2. 雨量観測所（令和5年1月現在）

(1) 国土交通省 青森河川国道事務所（計18箇所）

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
相馬	岩木川	相馬川	弘前市大字紙漣沢字山越 25	相馬中学校
早瀬野	〃	虹貝川	南津軽郡大鰐町大字早瀬野字小金沢 48-4	
深山沢	〃	大和沢川	弘前市大字大和沢字上岸田 165-234	
新館	〃	引座川	平川市唐竹堀合 45-3	
弥生	〃	大蜂川	弘前市大字弥生字弥生平 581	旧弥生小学校
沖浦	〃	浅瀬石川	黒石市大字上山形字築館 9-1	東英小学校
浪岡	〃	浪岡川	青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-2	浪岡高校
五所川原	〃	岩木川	五所川原市字岩木町 10	五所川原出張所
五日市	馬淵川	馬淵川	岩手県岩手郡葛巻町字江刈第 23 地割 54-1	
小屋瀬	〃	山形川	〃 〃 葛巻町字葛巻第 28 地割 22-5	小屋瀬小・中学校
姉帯	〃	馬淵川	〃 二戸郡一戸町大字姉帯字馬場 31-15	姉帯児童館
平糠	〃	平糠川	〃 〃 一戸町大字平糠字東 127-96	
妻の神	〃	二ツ石川	〃 〃 一戸町大字中里字中里 93-2	旧鳥海中学校
荒沢	〃	安比川	〃 八幡平市荒屋新町 314-41	
手倉森	〃	〃	〃 二戸市浄法寺町手倉森 67	
小祝	〃	白鳥川	〃 〃 大字白鳥字小田沢 38	白鳥地区運動用建物
上斗米	〃	十文字川	〃 〃 大字上斗米字元六 130	簡易郵便局
夏坂	〃	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字夏坂 117-1	夏坂へき地保健福祉館

(2) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（津軽ダム分 計4箇所）

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
暗門	岩木川	岩木川	西目屋村大字川原平大川添地内	
鬼川辺	〃	〃	〃 大字川原平字鬼川辺国有林 178 林班ほの1 小班	国有林
弁天森	〃	〃	〃 大字尾太国有林 28 林班区	〃
津軽ダム	〃	〃	〃 大字居森平字寒沢 138-2	ダムサイト

※ H P : インターネット (青森県河川砂防情報提供システム)

携 帯 : 携帯電話 (青森県河川砂防情報提供システム)

メール : 携帯メール (洪水お知らせメール)

連 絡 員		測 器 種 類	高 度 (TP m)	観 測 状 況		観 測 開 始 年 月 日	公表(※)			備 考
氏 名	連絡方法			定 時	強雨時		HP	携 帯	メ-ル	
		テ レ メ-タ	60	10分毎	10分毎	(自)S29. 8	○	○	○	
		〃	80	〃	〃	T 3. 4 (自)S28. 5	○	○	○	
		〃	210	〃	〃	(自)S53. 3	○	○	○	冬期欠測
		〃	100	〃	〃	(自)S31. 7	○	○	○	
		〃	130	〃	〃	(自)S31. 7	○	○	○	
		〃	110	〃	〃	(自)S35. 7	○	○	○	
		〃	25	〃	〃	(自)S29. 8	○	○	○	
		〃	9	〃	〃	S23. 4 (自)S28. 6	○	○	○	
		〃	480	〃	〃	(自)S45. 3	○	○	○	
		〃	510	〃	〃	(自)S45. 3	○	○	○	
		〃	196	〃	〃	(自)S32. 4	○	○	○	
		〃	280	〃	〃	(自)S43. 6	○	○	○	
		〃	250	〃	〃	(自)S45. 3	○	○	○	
		〃	380	〃	〃	S13. 1 (自)S26. 9	○	○	○	冬期欠測
		〃	330	〃	〃	(自)S45. 4	○	○	○	
		〃	200	〃	〃	(自)S46. 4	○	○	○	
		〃	80	〃	〃	(自)S46. 4	○	○	○	
		〃	232	〃	〃	S34. 8 (自)S43. 6	○	○	○	

連 絡 員		測 器 種 類	高 度	観 測 状 況		観 測 開 始 年 月 日	公表(※)			備 考
氏 名	連絡方法			定 時	強雨時		HP	携 帯	メ-ル	
		テ レ メ-タ	228	毎時	毎時	H28. 2. 13	○	○	○	
		〃	450	〃	〃	〃	○	○	○	冬 期 欠 測
		〃	675	〃	〃	〃	○	○	○	〃
		〃	227	〃	〃	〃	○	○	○	

(3) 国土交通省 岩木川ダム統管理事務所（浅瀬石川ダム分 計6箇所）

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
滝の森	岩木川	浅瀬石川	平川市切明滝の森 1-1	国有林
滝の沢	〃	〃	〃 切明津根川森 169	牧場地内
毛無	〃	〃	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-400	畑地内
平賀	〃	〃	平川市小国深沢 21-121	平川市山林
青荷沢	〃	〃	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-1	国有林
浅瀬石川ダム	〃	〃	〃 大字板留字杉の沢 2	ダムサイト

(4) 国土交通省 高瀬川河川事務所（計11箇所）

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
千歳	高瀬川	土場川	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 871-2	簡易浄水場
山屋	〃	高瀬川 (七戸川)	〃 七戸町字山屋 119-2	
上北鉦山	〃	坪川	〃 〃 字天間館国有林 44 林班二の 9 小班	国有林内
大浦	〃	高瀬川 (七戸川)	〃 東北町大字大浦字菅林 4-2	
向平	〃	赤川	〃 〃 字向平 111	
小川原湖	〃	高瀬川 (小川原湖)	〃 〃 小川原湖内	小川原湖内
金矢	〃	姉沼川	〃 六戸町大字犬落瀬字中屋敷 79-77	
仏沼	〃	高瀬川 (小川原湖)	三沢市八幡二丁目 1066-3	
鶴ヶ崎	〃	高瀬川 (小川原湖)	上北郡東北町字横志多 28-4	
土場川	〃	土場川	〃 〃 字土場川 157 地先	
十和田	〃	砂土路川	十和田市大字三本木字北平 147-475	国土交通省青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所内

(5) 青森地方气象台（計30箇所）

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
気象官署		1		
青森	堤川	堤川 駒込川	青森市花園一丁目	青森地方气象台
特別地域気象観測所		3		
八戸	馬淵川	馬淵川	八戸市大字湊町字館鼻	
むつ	田名部川	田名部川	むつ市金曲一丁目	
深浦	磯崎川	磯崎川	西津軽郡深浦町大字深浦字岡町	

連絡員		測器種類	高度	観測状況		観測開始 年 月 日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
		テレメータ	660	10分毎	10分毎	S51. 7. 23	○	○	○	冬季欠測
		〃	690	〃	〃	S51. 7. 23	○	○	○	〃
		〃	430	〃	〃	S55. 6. 26	○	○	○	
		〃	520	〃	〃	S55. 6. 26	○	○	○	冬季欠測
		〃	840	〃	〃	S51. 7. 23	○	○	○	〃
		〃	205	〃	〃	S62. 4. 1	○	○	○	

連絡員		測器種類	高度	観測状況		観測開始 年 月 日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
		テレメータ	100	10分毎	10分毎	S48. 12. 1	○	○	○	
		〃	82	〃	〃	S48. 4. 1	○	○	○	電話応答 (0178)28-8221
		〃	710	〃	〃	S58. 5. 1	○	○	○	冬季欠測 (11月~5月)
		〃	30	〃	〃	S57. 4. 16	○	○	○	
		〃	70	〃	〃	S57. 4. 16	○	○	○	
		〃	1	〃	〃	S56. 4. 10	○	○	○	電話応答 (0178)28-8221
		〃	33	〃	〃	S58. 4. 26	○	○	○	
		〃	20	〃	〃	S48. 12. 1	○	○	○	
		〃	2	〃	〃	S46. 4. 1	○	○	○	
		〃	5	〃	〃	H 1. 7. 12	○	○	○	
		〃	70	〃	〃	H 3. 3. 1	○	○	○	

観測員		測器種類	高度	観測状況	観測開始 年 月 日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法					HP	携	メール	
青森地方 気象台	(017) 741-7411	地上気象 観測装置	3	10分毎	H 1. 12. 1	○	○	○	
青森地方 気象台	(017) 741-7411	地上気象 観測装置	27	10分毎	S11. 7. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	3	〃	S10. 1. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	66	〃	S15. 1. 1	○	○	○	

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
地域気象観測所		19		
大間	大間川	大間川	下北郡大間町大字大間字狼丁	
小田野沢	小老部川	小老部川	下北郡東通村大字小田野沢字中川目	
今別	今別川	今別川	東津軽郡今別町大字今別字中沢	
脇野沢	脇野沢川	脇野沢川	むつ市脇野沢桂沢	
市浦	相内川	相内川	五所川原市相内	
蟹田	蟹田川	蟹田川	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田鰐ヶ淵	
六ヶ所	高瀬川	小川原湖	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎	
五所川原	岩木川	岩木川	五所川原市松島町	
弘前	〃	〃	弘前市大字和田町	
野辺地	野辺地川	野辺地川	上北郡野辺地町有戸鳥井平	
鱒ヶ沢	中村川	中村川	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜	
黒石	岩木川	浅瀬石川	黒石市馬場尻南	
酸ヶ湯	堤川	堤川 駒込川	青森市大字荒川字南荒川山国有林酸ヶ湯沢	
三沢	三川目川	三川目川	三沢市東町	
十和田	奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市東十六番町	
碓ヶ関	岩木川	平川	平川市碓ヶ関阿原	
休屋	十和田湖		十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋	
三戸	馬淵川	馬淵川	三戸郡三戸町大字川守田字寺ノ沢	
青森大谷			青森市大字大谷字小谷	青森航空気象観測所
地域雨量観測所		7		
湯野川	川内川	川内川	むつ市川内町湯野川	
大和山	清水川	清水川	東津軽郡平内町外童子字滝ノ沢	
七戸	七戸川	七戸川	上北郡七戸町鶴児平	
岳	岩木川	湯沢	弘前市常盤野字湯の沢	
大鰐	〃	平川	南津軽郡大鰐町大字鯖石字浅瀬渚	
戸来	五戸川	五戸川	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下	
温川	浅瀬石川	浅瀬石川	平川市切明津根川森	

観測員		測器種類	高度	観測状況	観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法					HP	携帯	メール	
青森地方気象台	(017)741-7411	有線ポット気象計	14	10分毎	(雨) S50. 5. 24 (四) S51. 11. 24	○	○	○	降水量、気温、 風量風速
〃	〃	〃	6	〃	(雨・四) S51. 11. 22	○	○	○	〃
〃	〃	〃	30	〃	(雨) S50. 5. 21 (四) S51. 11. 16	○	○	○	〃
〃	〃	〃	15	〃	(雨・四) S51. 11. 25	○	○	○	〃
〃	〃	〃	20	〃	(雨・四) S51. 11. 18	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	〃	5	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 17	○	○	○	〃
〃	〃	〃	80	〃	(雨・四) S57. 9. 22	○	○	○	〃
〃	〃	〃	9	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 19	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	〃	30	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 3. 5	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	〃	14	〃	(雨・四) H20. 11. 21	○	○	○	〃
〃	〃	〃	40	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 22	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	〃	30	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 22	○	○	○	〃
〃	〃	〃	890	〃	(雨) S50. 11. 1 (四) S51. 11. 15	○	○	○	〃
〃	〃	〃	39	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 15	○	○	○	〃
〃	〃	〃	55	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 16	○	○	○	〃
〃	〃	〃	135	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 24	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	〃	414	〃	(雨・四) S57. 10. 15	○	○	○	〃
〃	〃	〃	60	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 28	○	○	○	〃 湿度
〃	〃	空港気象観測システム	198	〃	H15. 1. 1	○	○	○	降水量、気温、 風量風速
青森地方気象台	(017)741-7411	有線ポット雨量計	162	10分毎	H17. 10. 21	○	○	○	降水量
〃	〃	〃	137	〃	S50. 5. 24	○	○	○	〃
〃	〃	〃	57	〃	S52. 9. 22	○	○	○	〃
〃	〃	〃	438	〃	S51. 7. 26	○	○	○	〃
〃	〃	〃	63	〃	H22. 12. 6	○	○	○	〃
〃	〃	〃	125	〃	S53. 8. 21	○	○	○	〃
〃	〃	〃	404	〃	S58. 9. 13	○	○	○	〃

(6) 青森県 県土整備部 (計 166 箇所)

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所	
		水系名	河川名			
東	沢山	赤川	赤川	青森市大字沢山字平野 14-1	市有地	
	雲谷	堤川	合子沢川	〃 大字雲谷字山吹 338-1	県有地	
	奥内	奥内川	奥内川	〃 大字奥内字宮田 752 地先	河川敷	
	野内上流	野内川	野内川	〃 大字滝沢字東滝沢山 国有林 347 林班地先	道路公社所有地	
	田代平	堤川	駒込川	〃 大字駒込字深沢 756-14 地内	県有地	
	釜野沢	元宇鉄川	元宇鉄川	外ヶ浜町字三厩下平 5-5	外ヶ浜町所有地	
	増川	増川川	増川川	〃 字三厩増川山国有林 38 林班地先	県有地	
	今別上流	今別川	今別川	今別町大字大川平字母沢 205-1	河川敷	
	平館	湯ノ沢川	湯ノ沢川	外ヶ浜町字平館根岸湯ノ沢 240-2	〃	
	蟹田上流	蟹田川	蟹田川	〃 字小国国有林 167 林班地先	県道敷	
	蓬田	阿弥陀川	阿弥陀川	蓬田村大字蓬田字汐越 151-2 地先	国有地	
	新野内橋	野内川	野内川	青森市大字八幡林字品川 4 地先	河川敷	
	新城	新城川	新城川	〃 大字新城字山田 67-8 地内	〃	
	鶴ヶ坂	〃	〃	〃 大字鶴ヶ坂字山本 54-39 地先	県有地	
	六枚橋	六枚橋川	六枚橋川	〃 大字小橋字田川 644 地内	河川敷	
	南沢	蟹田川	蟹田川	外ヶ浜町字蟹田南沢山口 4-1 地先	外ヶ浜町所有地	
	青森 県土整備	堤川	横内川	青森市大字幸畑字唐崎 76-4	東青地域県民局 地域整備部	
	萱野茶屋	堤川	合子沢川	〃 大字横内字八重菊 62	青森市財産 区所有地	
	青	沖館 遊水地	沖館川	沖館川	〃 大字三内字丸山 324-1	沖館川遊水地 管理事務所
		遊水地 上流	沖館川	沖館川	〃 大字細越字外長沢 78-8	鹿内組所有地
東田沢		長沢川	長沢川	平内町大字東田沢字無沢 14-1	県有地	
奥村元				今別町大字奥平部字赤坂 3 番地先	〃	
舟岡				外ヶ浜町字平館舟岡 261-5 地内	国有地	
弥蔵釜				〃 〃 弥蔵釜 62-6	県有地	
高根		広瀬川	広瀬川	蓬田村大字広瀬字高根 223-1	高根公民館	
間木				平内町緑地内	港湾施設用地	
茂浦				〃 大字茂浦字向田 24-1	平内町所有地	
下湯ダム	堤川	堤川	青森市大字荒川字横倉 1	下湯ダム管理所		

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(017) 728-0200	テレ メータ	58	10分毎	10分毎	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	150	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	10	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	170	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	565	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	18	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	40	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	50	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	5	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	55	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	4	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	15	〃	〃	H12. 11. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	10	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	45	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	10	〃	〃	H12. 11. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	5	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	8	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	514	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	10	〃	〃	H 5. 10. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	100	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	3	〃	〃	H12. 11. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	35	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	3	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	3	〃	〃	H13. 11. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	27	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	1	〃	〃	H13. 11. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	4	〃	〃	H13. 1. 1	○	○	○	
駒込ダム 建設所職員	(017) 777-3812	〃	288	〃	〃	S62. 9. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所
		水系名	河川名		
東 青	酸ヶ湯	堤川	堤川	青森市大字荒川字南荒川山国有林	国有地
	寒水沢	〃	寒水沢	〃 〃 字寒水沢1-60	国有地
	浅虫ダム	浅虫川	浅虫川	〃 大字浅虫字内野72-1	浅虫ダム管理所
	目倉石	岩木川	正平津川	〃 浪岡大字細野字目倉石144-2地先	河川敷
	計32箇所				
中 南	弘前 県土整備	岩木川	岩木川	弘前市大字蔵主町4番地	中南地域 民局
	遠部ダム	〃	遠部沢	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山1-1	遠部ダム管理所
	西碓ヶ関	〃	〃	〃 〃 西碓ヶ関山国有林	国有林
	久吉ダム	〃	津刈川	〃 碓ヶ関東碓ヶ関山1-106	久吉ダム管理所
	鍋倉	〃	〃	〃 〃 〃 国有林	国有林
	土淵川 上流	〃	土淵川	弘前市大字坂元字山下46地先	河川敷
	三ツ目内	〃	三ツ目 内川	大鰐町大字居士字花岡21-22	〃
	関ヶ平	〃	相馬川	弘前市大字藍内字富田94-7	〃
	堰口	〃	岩木川	〃 大字番館字長田118-12	〃
	高杉	〃	大蜂川	〃 大字前坂字赤井96-1	〃
	石川	〃	平川	〃 大字石川字春仕内50-4地先	〃
	中野川	〃	中野川	黒石市大字板留字落合野3-4地先	〃
	大石	〃	大石川	弘前市大字大森字勝山1095-1	河川敷
	長峰	〃	平川	大鰐町大字長峰字前田307-7	国有地
	百沢	〃	蔵助沢川	弘前市大字百沢字東岩木山3166	市有地
	尾崎	〃	浅井川	平川市尾崎川合33-1	平賀東小 学校(借地)
	岩木山	〃		弘前市大字百沢国有林46林班い小班	国有林
	相馬ダム	〃	作沢川	〃 大字沢田字園村63-24	相馬ダム管理所
	洪水森	〃	〃	〃 大字相馬字萱范国有林388林班に小班	国有林
	松代	中村川	中村川	鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山118-3	県有地
鍋森山	鳴沢川	鳴沢川	鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山 国有林2076林班そ4小班	国有林	
計21箇所					

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
駒込ダム建設所職員	(017) 777-3812	テレメータ	880	10分毎	10分毎	S62. 9. 1	○	○	○	11月上旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	630	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	18	〃	〃	H13. 11. 1	○	○	○	
河川砂防施設課職員	(0172) 32-1131	〃	155	〃	〃	H11. 4. 1	○	○	○	
河川砂防施設課職員	(0172) 32-1131	テレメータ	28	10分毎	10分毎	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	245	毎時	10分毎	S51. 4. 19	○	○	○	
〃	〃	〃	437	〃	毎時	〃	○	○	○	11月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	302	〃	10分毎	H 5. 10. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	643	〃	毎時	〃	○	○	○	11月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	135	10分毎	10分毎	H11. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	98	〃	〃	H12. 4. 10	○	○	○	
〃	〃	〃	140	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	100	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	20	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	45	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	110	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	175	〃	〃	H11. 10. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	130	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	307	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	50	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	1,212	〃	〃	〃	○	○	○	10月中旬～5月中旬 冬期間観測休止
相馬ダム管理人	(0172) 84-3320	〃	227	〃	〃	H15. 2. 20	○	○	○	P177「相馬」と同じ
〃	〃	〃	534	〃	〃	H15. 5. 1	○	○	○	P177「洪水森」と同じ
河川砂防担当職員	(0173) 72-3135	テレメータ	10	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	210	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始 年 月 日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5154	テレ メータ	33	10分毎	10分毎	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	11	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	27	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	20	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	55	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	117	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	190	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	165	〃	〃	H13. 10. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	60	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	78	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	151	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	120	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	710	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	6	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	47	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	231	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	146	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	35	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	195	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	12月上旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	285	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	8	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	23	〃	〃	H14. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	51	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	90	〃	〃	H13. 4. 19	○	○	○	
〃	〃	〃	300	〃	〃	H10. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	125	〃	〃	H15. 2. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	295	毎時	毎時	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	245	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	350	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	430	〃	〃	〃	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所
		水系名	河川名		
西 北	下前			中泊町大字小泊字漆流	国有地
	相内上流	岩木川	相内川	五所川原市太田太田山	国有林
	薄市	〃	薄市川	中泊町大字薄市字飛石	河川敷
	中里	〃	中里川	〃 大字尾別字浅井	〃
	大倉岳	〃	金木川	五所川原市金木町芦野	国有林
	小田川山	〃	〃	〃 金木町喜良市小田川山	国有林
	金木	〃	〃	〃 〃 菅原	河川敷
	神山	〃	松野木川	〃 大字戸沢字玉清水	市営牧場
	鶴田	〃	岩木川	鶴田町大字鶴田字早瀬	鶴田町役場
	滝井	〃	十川	板柳町大字館野越字早稻田	町有地
	飯詰ダム	〃	飯詰川	五所川原市大字飯詰字影日沢 842-2	飯詰ダム管理所
	東嘉瀬	〃	〃	〃 大字飯詰字飯詰山国有林	国有林
	小泊ダム	小泊川	小泊川	中泊町大字小泊字成滝	小泊ダム管理所
	五所川原 県土整備	岩木川	岩木川	五所川原市栄町 10	西北地域県民局
	豊富	岩木川	山田川	つがる市富蒔町雁泊 25	土地改良区所有地
	館岡橋	〃	〃	〃 木造館岡川辺 2-5 地先	河川敷
	森田	〃	〃	〃 森田町山田米岡 1-1	市有地
計 17 箇所					
西 北 (鱒 ヶ 沢)	鱒ヶ沢 県土整備	中村川	中村川	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37	鱒ヶ沢道路 河川事業所
	長平	鳴沢川	鳴沢川	〃 大字長平町字甲音羽山 64-212	町有地
	白沢	中村川	中村川	〃 大字松代町字白沢 116-6	県有地
	中村上流	〃	〃	〃 大字芦蒔町字笠置山 国有林 2068 林班ろ 9 小班	国有林
	日照田	赤石川	赤石川	〃 大字日照田町字野脇 359 地先	河川敷
	一ツ森	〃	〃	〃 大字一ツ森町字大谷 79-5	道路敷地
	赤石中流	〃	〃	〃 〃 東赤石山 1-3	鱒ヶ沢町所有地
	追良瀬赤石 (中継局)	赤石川 追良瀬川	赤石川 追良瀬川	鱒ヶ沢町大字一ツ森町字中赤石山 国有林 2042 林班ろ 1 小班	国有林
	追良瀬下流	追良瀬川	追良瀬川	深浦町大字追良瀬字相野山 50-18 地先	河川敷

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始 年 月 日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(0173) 35-2107	テレ メータ	42	毎時	毎時	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	49	10分毎	10分毎	H11. 12. 10	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	5	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	7	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	99	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	99	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	7	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	230	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	11	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	15	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	100	〃	〃	S48. 4. 19	○	○	○	
〃	〃	〃	390	〃	〃	H 7. 10. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	79.5	〃	〃	H 8. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	9	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	2	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	2	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	7	〃	〃	〃	○	○	○	
河川砂防 担当職員	(0173) 72-3135	テレ メータ	28	10分毎	10分毎	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	210	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	570	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	10月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	180	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	480	〃	〃	〃	○	○	○	10月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	18	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	66	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	280	〃	〃	〃	○	○	○	10月下旬～6月上旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	790	〃	〃	〃	○	○	○	10月下旬～6月上旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	12	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所
		水系名	河川名		
西 北 (鯉 ヶ 沢)	大童子	大童子川	大童子川	深浦町大字関字小島崎 111-1 地先	河川敷
	晴山	普通河川	大船沢外	〃 大字風合瀬字大磯 188-1	深浦町所有地
	笹流山 (中継局)	小童子川	小童子川	〃 大字関字小童子山国有林 6 林班は小班	国有林
	茶白山	吾妻川	吾妻川	〃 大字長慶平字北仁瀬 3-2	県有地
	八森 (中継局)	磯崎川	磯崎川	〃 大字深浦字岡崎 338-129	県防災無線局舎
	岩崎	笹内川	笹内川	〃 大字岩崎字房崎 8-1	深浦町所有地
	大池	小峰沢川	小峰沢川	〃 大字松神字松神山 1-4	県有地
	大間越	津梅川	津梅川	〃 大字大間越字上小屋野 70-1	深浦町所有地
	計 17 箇所				
上 北	乙供	高瀬川	赤川	東北町字膳前	河川敷
	倉岡	〃	中野川	七戸町字倉岡 56-8	町有地
	十和田 県土整備	奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市西十二番町 20-12	上北地域県民局
	鶴喰	〃	〃	六戸町大字犬落瀬字長漕 147-2	河川敷
	淵沢	〃	〃	十和田市大字奥瀬字栃久保 114-18	市有地
	焼山	〃	〃	〃 大字奥瀬字栃久保 182	河川敷
	指久保	〃	後藤川	〃 大字滝沢字上財ノ川原 18-13	道路敷
	藤島	〃	藤島川	〃 大字米田字平山向 86-2	河川敷
	石渡	〃	熊の沢川	〃 大字法量字北向 6-12	〃
	仙ノ沢	〃	片淵川	〃 大字奥瀬字中通 53-6	〃
	立惣辺 (中継局)	〃	惣辺川	〃 大字奥瀬字栃久保 11-346	奥瀬財産区
	宇樽部	〃	宇樽部川	〃 大字奥瀬字十和田 384-2	市有地
	烏帽子 (中継局)	野辺地川	枇杷野川	野辺地町大字烏帽子山	国有林
	清水目 ダム	〃	野辺地川	東北町字清水目深山 1-11	清水目ダム
	清水目 烏帽子	〃	〃	〃 字清水目深山国有林 66 林班に 5	国有林
	桧木	桧木川	桧木川	横浜町字桧木 15-4	河川敷
	泊	明神川	明神川	六ヶ所村大字泊字滝川 53-1	村有地
一の川	一の川	一の川	おいらせ町字向山 2-1185	町有地	
計 18 箇所					

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 担当職員	(0173) 72-3135	テレ メータ	10	10分毎	10分毎	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	45	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	530	〃	〃	〃	○	○	○	10月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	290	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	210	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	10	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	270	〃	〃	〃	○	○	○	10月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	13	〃	〃	〃	○	○	○	
河川砂防 施設課職員	(0176) 23-4311	テレ メータ	12	10分毎	10分毎	H11. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	67	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	65	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	19	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	154	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	220	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	262	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	146	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	110	〃	〃	H11. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	113	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	520	〃	〃	H11. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	434	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	708	〃	〃	〃	○	○	○	〃
〃	〃	〃	141	毎時	毎時	H 4. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	465	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	14	10分毎	10分毎	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	30	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	28	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所	
		水系名	河川名			
下	むつ 県土整備	田名部川	田名部川	むつ市中央一丁目1の8	下北地域県民局	
	川内ダム	川内川	川内川	川内町福浦山314	川内ダム管理所	
	野平	川内川	川内川	佐井村大字長後字野平273	村有地	
	鹿橋	田名部川	田名部川	東通村大字蒲野沢字新橋8-1	河川敷	
	砂子又	〃	〃	〃 大字砂子又字砂子又4-7	村有地 (旧砂子又小学校)	
	青平	〃	青平川	〃 大字田屋字トサミ沢43-1	村道敷	
	今泉	今泉川	今泉川	むつ市大字奥内字二又4-2	市有地	
	新田	川内川	川内川	〃 川内町新田302-3	河川敷	
	奥戸	奥戸川	奥戸川	大間町大字奥戸字二ツ石177-4	町有地	
	野牛	野牛川	野牛川	東通村大字野牛字野牛川61-6	村有地	
	大畑	大畑川	大畑川	むつ市大畑町湯坂下136-1地先	河川敷	
	易国間	易国間川	易国間川	風間浦村大字易国間字八森山1-1	国有林	
	大畑上流	大畑川	大畑川	むつ市大畑町二階滝1-1	〃	
	大畑中流	〃	〃	〃 〃 葉色山1-1	〃	
	古佐井	古佐井川	古佐井川	佐井村大字佐井字古佐井川目28	河川敷	
	福浦	福浦川	福浦川	〃 大字長後字福浦川目70-1	村有地	
	源藤城	脇野沢川	脇野沢川	むつ市脇野沢滝山148-3	市有地	
	宿野部	宿野部川	宿野部川	〃 川内町宿野部楯木平55-7	市有地	
	北	木野部 (中継局)	下狄川	下狄川	〃 大畑町佐藤ヶ平1-1	県道敷
		下風呂	新湯川	新湯川	風間浦村大字下風呂字落ノ上1-2	村有地
むつ 朝日奈岳		大畑川	大畑川	むつ市大畑町赤滝山1	国有林	
尻屋		尻屋川	尻屋川	東通村大字尻屋字石倉38-19	尻屋土地保全会内	
宇曾利		宇曾利川	宇曾利川	むつ市大字大湊字大近川44-84	大湊高校内	
宇曾利山湖		正津川	正津川	〃 大字田名部字矢立山1-1	国有林	
高梨		出戸川	出戸川	〃 大字関根字高梨川目	河川敷	
大川目		大川目川	大川目川	〃 大字城ヶ沢字流道14-60	民有地 (旧角違小中学校)	
大近		小荒川	小荒川	〃 並川町26-1	むつ市公営 企業局内	
荒沢岳		大佐井川	大佐井川	〃 川内町田野沢1-1	国有林	
蛎崎		男川	男川	〃 〃 蛎崎松山1-1	国有林	
桧川		桧川	桧川	〃 〃 桧川川代150-3	河川敷	
畑	川内川	川内川	〃 〃 家ノ辺100-87	市有地 (旧畑小中学校内)		
計31箇所						

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(0175) 22-8581	テレ メータ	7.3	10分毎	10分毎	H12. 12. 20	○	○	○	
〃	(0175) 22-8581	〃	197	〃	〃	S59. 9. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	212	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	12	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	60	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	10	〃	〃	H13. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	10	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	25	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	62	〃	〃	H13. 12. 20	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	53	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	6	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	144	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	423	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	146	〃	〃	H13. 12. 10	○	○	○	
〃	〃	〃	15	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	24	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	32	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	11	〃	〃	H13. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	71	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	11月下旬～5月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	47	〃	〃	H13. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	444	〃	〃	H12. 12. 20	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	14	〃	〃	H13. 12. 20	○	○	○	
〃	〃	〃	69	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	353	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	16	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	12	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	109	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	491	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	10	〃	〃	〃	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	4	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	81	〃	〃	〃	○	○	○	

(7) 青森県 農林水産部 (計 22 箇所)

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
迷ヶ平	五戸川	五戸川	新郷村大字戸来字戸来岳 37-1	
又木戸ダム	〃	三川目川	〃 〃 字石無坂 4-174	又木戸ダム
二ノ倉ダム	〃	五戸川	〃 〃 字雨池 11-59	二ノ倉ダム
戸来岳	〃	三川目川	〃 〃 字戸来岳国有林 119 林班は 2 小班	
夏坂ダム	馬淵川	熊原川	田子町大字夏坂字大川目 68	夏坂ダム
花木ダム	〃	杉倉川	〃 大字遠瀬字花木 123	花木ダム
天間ダム	高瀬川	坪川	七戸町字北天間館国有林 27 林班 3-1	天間ダム
たたら沢	〃	〃	〃 字北天間館国有林 36 林班と小班	
四和ダム	奥入瀬川	後藤川	十和田市大字滝沢字月日山国有林 4 にの 1	四和ダム
小田川ダム	岩木川	小田川	五所川原市金木町嘉瀬西嘉瀬山	小田川ダム
猫沢	〃	〃	〃 〃 〃	
相馬ダム	〃	作沢川	弘前市大字沢田字園村 63-24	相馬ダム
洪水森	〃	〃	〃 大字相馬字萱范国有林 389 林班に 2 小班	
作田ダム	高瀬川	作田川	七戸町字銀南木 180-3	作田ダム
山ノ神	〃	〃	〃 字七戸深山国有林 114 林班ほ 4	
和田ダム	〃	高瀬川	〃 字山館 29-37	和田ダム
指久保ダム	奥入瀬川	後藤川	十和田市大字滝沢字財ノ川原 18-20	指久保ダム
石無坂	〃	〃	新郷村大字戸来字石無坂	〃
浪岡ダム	岩木川	王余魚沢川	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森 1-439	浪岡ダム
都谷森	〃	浪岡川	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森 1-5	
二庄内ダム	〃	二庄内川	黒石市大字二庄内字根平 1-14 地先	二庄内ダム
早瀬野ダム	〃	虹貝川	大鰐町大字早瀬野字扇沢 66-5 地先	早瀬野ダム

連絡員		測器種類	高度 (m)	観測状況		観測開始日 年 月 日	備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		
二ノ倉ダム 管理人	(0178) 78-2126	テレメータ		9時	毎時	S46. 8. 11	
又木戸ダム 管理人	(") 78-2217	自記		"	"	S54. 5. 30	
二ノ倉ダム 管理人	(") 78-2126	"		"	"	S54. 5. 30	
又木戸ダム 管理人	(") 78-2217	テレメータ		"	"	S54. 5. 30	
夏坂ダム 管理人	(0179) 33-1220	自記		"	"	S49. 4. 1	
花木ダム 管理人	(") 33-1253	"		"	"	S42. 3. 31	
天間ダム 管理人	(0176) 68-2107	"		"	"	S43. 10. 4	
"	"	テレメータ		"	"	S43. 8. 31	
四和ダム 管理人	080- 2826-2211	自記		"	"	S44. 4. 26	
小田川ダム 職員	(0173) 53-3201	"		"	"	S51. 4.	
"	"	テレメータ		"	"	S51. 4.	
相馬ダム 管理人	(0172) 84-3320	"	227	毎時	指示	H15. 2. 20	
"	"	"	534	"	"	H15. 5. 1	12月下旬～5月上旬 冬期間観測休止
作田ダム 管理人	(0176) 62-2780	"		9時	毎時	S57. 6. 1	
"	"	"		"	"	S54. 5. 29	
和田ダム 管理人	(0176) 62-6369	自記		"	"	H 3. 3. 28	
指久保ダム 管理人	(0176) 28-2860	テレメータ		"	"	H23. 1. 1	
指久保ダム 管理人	(0176) 28-2860	テレメータ		"	"	H23. 1. 1	
浪岡ダム 職員	(0172) 62-6331	自記		"	"	S64. 1. 1	
浪岡ダム 職員	(0172) 62-6331	テレメータ		"	"	H 1. 3. 24	冬期間観測休止
二庄内ダム 管理人	(0172) 53-1616	自記		"	"	H 7. 12. 6	
早瀬野ダム 管理人	(0172) 48-2911	自記	200	毎時	"	H31. 1.	

(8) 東北電力 青森支店 (計8箇所)

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
小中島	馬淵川	馬淵川	三戸町大字梅内字川原 57	小中島発電所
青撫	奥入瀬川	十和田湖	十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林 68 林班 ハ小班地内	十和田発電所 青撫取水口
焼山	〃	奥入瀬川	〃 大字奥瀬字葛国国有林 112 林班	十和田発電所
葛	〃	葛川	〃 〃 115 林班口小班地内	十和田発電所 葛川取水口
松代	中村川	中村川	鯨ヶ沢町大字松代字白沢国有林 71 林班地内	滝沢発電所 取水口
岩谷沢	川内川	川内川	むつ市川内町高野山 1 番 4 号	岩谷沢発電所
黄瀬	奥入瀬川	黄瀬川	十和田市大字奥瀬字黄瀬山国有林 93 林班 ホ小班地内	十和田発電所 黄瀬取水口
笹内	笹内川	笹内川	深浦町大字岩崎字東岩崎山国有林 112 林班 ハ小班内	大池第一発電所 笹内取水口

(資料は東北電力青森支店に保存)

連絡員		測器種類	高度 (m)	観測状況		観測開始日 年 月 日	備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		
職員	017-729 -0043	テレメータ	43	9時	指示	S29. 2. 1	発電設備用のため観測データは参考値
〃	〃	〃	403	〃	〃	S30. 5. 1	〃
〃	〃	〃	210	〃	〃	S23. 12. 1	〃
〃	〃	〃	409	〃	〃	S23. 7. 1	〃
〃	〃	〃	187	〃	〃	S29. 2. 1	〃
〃	〃	〃	29	〃	〃	S29. 2. 1	〃
〃	〃	〃	407	〃	〃	S52. 1. 1	〃
〃	〃	〃	282	〃	〃	S52. 1. 1	〃

第2節 水位の通報と観測所

1. 水位の通報

青森河川国道事務所は、所管の水位観測所の水位について県水防本部から要請があったときは水位の状況をすみやかに県水防本部に通報するものとする。また県水防本部は青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、青森地方气象台等から水位の状況について要請があったときは通報する。

2. 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

欠測等の情報については「青森県河川砂防情報提供システム」のお知らせを参照

URL : <https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

3. 水位観測所（令和5年1月現在）

(1) 国土交通省 青森河川国道事務所（計18箇所）

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
上岩木橋	カミイワキバシ	岩木川	岩木川	弘前市大字下湯口字青柳	テレメータ
石川	イシカワ	〃	平川	〃 大字石川字留岡	〃
豊平橋	トヨヒラバシ	〃	〃	南津軽郡田舎館村大字豊蔭字川崎2-1	〃
百田	モモタ	〃	〃	弘前市大字津賀野字宮崎	〃
三世寺	サンゼジ	〃	岩木川	〃 大字三世寺字鳴瀬	〃
幡龍橋	バンリュウバシ	〃	〃	北津軽郡板柳町大字板柳字川面	〃
五所川原	ゴショガワラ	〃	〃	五所川原市字寺町	〃
繁田	シゲタ	〃	〃	〃 金木町神原桜元	〃
若宮	ワカミヤ	〃	〃	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮	〃
十三	ジュウサン	〃	〃	五所川原市十三羽黒崎	〃
冬部	フユベ	馬淵川	馬淵川	岩手県岩手郡葛巻町田名部字下冬部	〃
似鳥	ニタドリ	〃	安比川	〃 二戸市似鳥字上沖野	〃
石切所	イシキリドコロ	〃	馬淵川	〃 〃 石切所字船場19-1	〃
剣吉	ケンヨシ	〃	〃	三戸郡南部町大字剣吉字長治河原	〃
櫛引橋	クシビキバシ	〃	〃	八戸市大字櫛引字櫛引	〃
尻内橋	シリウチバシ	〃	〃	〃 大字尻内字前河原	〃
大橋	オオハシ	〃	〃	〃 大字長苗代字内舟渡	〃
新大橋	シンオオハシ	〃	〃	〃 大字河原木字川目	〃

※1 待機： 水防団待機水位
 注意： 氾濫注意水位
 避難： 避難判断水位
 危険： 氾濫危険水位

※2 H P： インターネット（青森県河川砂防情報提供システム）
 携帯： 携帯電話（青森県河川砂防情報提供システム）
 メール： 携帯メール（洪水お知らせメール）

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
40.4	41.6	42.6	43.1			10分 毎	10分 毎			S35. 1	○	○	○	洪水予報 基準点
46.4	47.2	48.5	49.0			〃	〃			T 6. 4	○	○	○	洪水予報 基準点(県)
19.1	20.6	21.9	22.8			〃	〃			H 2. 12	○	○	○	洪水予報 基準点(県)
1.2	2.3	4.8	5.2			〃	〃			T 2. 2	○	○	○	洪水予報 基準点
15.0	16.0					〃	〃			T 9. 8	○	○	○	
13.0	14.0	16.1	16.4			〃	〃			S11. 10	○	○	○	洪水予報 基準点
1.5	2.5	5.3	5.5			〃	〃			T12. 4	○	○	○	洪水予報 基準点
3.0	4.0	5.1	5.2			〃	〃			S11. 5	○	○	○	洪水予報 基準点
1.2	1.5					〃	〃			S41. 4	○	○	○	
						〃	〃			T 5. 7	○	○		
						〃	〃			S45. 3	○	○		
						〃	〃			S43. 12	○	○		
						〃	〃			T 7. 4	○	○		
3.0	4.0	4.6	5.9			〃	〃			S12. 7	○	○	○	洪水予報 基準点(県)
3.0	4.0	6.7	6.9			〃	〃			S12. 7	○	○	○	洪水予報 基準点
						〃	〃			S48. 2	○	○		
						〃	〃			S12. 7	○	○		
2.2	2.5					〃	〃			S31. 8	○	○	○	

(2) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（津軽ダム分 計1箇所）

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
村市	ムライチ	岩木川	岩木川	西目屋村大字村市字村元6-1	テレメータ

(3) 国土交通省 岩木川ダム統合管理事務所（浅瀬石川ダム分 計4箇所）

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
葛川	クズカワ	岩木川	浅瀬石川	平川市大字葛川字折戸5の2	テレメータ
温湯	ヌルユ	〃	〃	黒石市大字袋字村元2-11	〃
大曲	オオマガリ	〃	〃	南津軽郡田舎館村大字大曲字船橋240-1	〃
朝日橋	アサヒバシ	〃	〃	〃 〃 大字川部字下川原10-3	〃

(4) 国土交通省 高瀬川河川事務所（計12箇所）

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
上野	ウワノ	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	上北郡東北町大字上野字揚地ノ下16	テレメータ
土場川	ドバガワ	〃	土場川	〃 〃 字土場川157地先	〃
沼崎	ヌマザキ	〃	高瀬川 (小川原湖)	〃 〃 旭北4丁目大字大浦南谷地	〃
鶴ヶ崎	ツルガサキ	〃	〃	〃 〃 字横志多28-4	〃
小川原湖	オガワラコ	〃	〃	〃 〃 小川原湖内	〃
高瀬川	タカセガワ	〃	高瀬川	三沢市大字天ヶ森字天ヶ森6-1	〃
河口	カコウ	〃	〃	上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上10-2	〃
赤川	アカガワ	〃	赤川	〃 七戸町字李沢家ノ前	〃
砂土路川	サドロガワ	〃	砂土路川	〃 東北町大字大浦字川内	〃
姉沼川	アネヌマガワ	〃	姉沼川	三沢市大字三沢字猫又106-46	〃
高瀬橋	タカセバシ	〃	高瀬川	上北郡六ヶ所村大字倉内	〃
中津川	ナカツガワ	〃	姉沼川 (左支川中津川)	〃 東北町大字大浦字助十郎崎103	〃

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
				2.90	R4. 8. 12 10時00分	10分 毎	10分 毎			H28. 2. 13	○	○		

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
				4.75	R4. 8. 3 8時00分	10分 毎	10分 毎			S49. 5. 11	○	○		
				3.21	R4. 8. 9 14時00分	〃	〃			S47. 6. 1	○	○		
				6.63	R4. 8. 9 16時00分	〃	〃			H 8. 4. 1	○	○		
				6.54	H25. 9. 16 17時00分	〃	〃			S58. 4. 12	○	○		

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
				4.86	H10. 10. 2	10分 毎	10分 毎	電話応答	(0178) 28-8221	S54. 4. 1	○	○		
				4.47	H 6. 9. 16	〃	〃			S52. 4. 1	○	○		
				1.77	H18. 10. 8	〃	〃			S24. 4. 1	○	○		
				1.44	H18. 10. 8	〃	〃			S46. 4. 1	○	○		
0.80	1.00	1.65	1.70	1.52	H18. 10. 8	〃	〃	電話応答	(0178) 28-8221	S56. 4. 10	○	○	○	洪水予報 基準点
				1.54	H18. 10. 8	〃	〃			S46. 4. 1	○	○		
1.10	1.40			1.48	H18. 10. 8	〃	〃	電話応答	(0178) 28-8221	S57. 3. 16	○	○	○	
				3.58	H28. 8. 17	〃	〃			S59. 3. 25	○	○		
				2.91	H 2. 10. 27	〃	〃			S59. 3. 25	○	○		
				3.15	H 2. 10. 27	〃	〃			S35. 5. 12	○	○		
				1.53	H18. 10. 8	〃	〃			S35. 8. 3	○	○		
				1.81	H 6. 9. 16	〃	〃			S35. 5. 12	○	○		

(5) 青森県 県土整備部 (計 140 箇所 内 2 箇所は岩手県側に設置)

地域 県民局	観測所名	略号	対象河川		所在地	測器 種類
			水系名	河川名		
東	大川平	オオカワダイ	今別川	今別川	今別町大字今別字宮本74地先	テレメータ
	南沢	ミナミサワ	蟹田川	蟹田川	外ヶ浜町字蟹田南沢山口4-1地先	〃
	六枚橋	ロクマイバシ	六枚橋川	六枚橋川	青森市大字小橋字田川644地内	〃
	新城	シンジョウ	新城川	新城川	〃 大字新城字山田67-8地先	〃
	沖館川下流	オキダテガワ カリユウ	沖館川	沖館川	〃 篠田3丁目16番地先	〃
	下池外水位	シモイケ ガイスイイ	〃	〃	〃 大字三内字丸山地先	〃
	下池内水位	シモイケ ナイスイイ	〃	〃	〃 大字三内字丸山地先	〃
	越流堤外水位	エツリュウテイ ガイスイイ	〃	〃	〃 〃 字沢部97地先	〃
	越流堤内水位	エツリュウテイ ナイスイイ	〃	〃	〃 〃 字沢部97地先	〃
	遊水地外水位	ユウスイチ ガイスイイ	〃	〃	〃 〃 〃 50-1地先	〃
	筒井	ツツイ	堤川	堤川	〃 桜川6丁目264	〃
	南桜川	ミナミサクラガワ	〃	駒込川	〃 桜川9丁目230	〃
	駒込川橋	コマゴメガワバシ	〃	〃	〃 大字筒井字桜川22-12地先	〃
	新野内橋	シンノナイバシ	野内川	野内川	〃 大字八幡林品川4地先	〃
	滝沢	タキサワ	〃	〃	〃 大字滝沢字下川原地先	〃
	小湊	コミナト	小湊川	小湊川	平内町大字小湊字家ノ下3-6地先	〃
	内童子	ウチドウジ	〃	〃	〃 大字内童子字引ノ越122地先	〃
	盛田	モリタ	〃	盛田川	〃 大字小湊字後菴39-51	〃
	清水川	シミズガワ	清水川	清水川	〃 大字薬師野字川添32地先	〃
	赤川	アカガワ	赤川	赤川	青森市はまなす一丁目11地先	〃
青	横内	ヨコウチ	堤川	横内川	〃 大字四ツ石字下川原25-4	〃
	西滝	ニシタキ	沖館川	西滝川	〃 大字浪館字前田87地先	〃
	増川川	マスカワガワ	増川川	増川川	外ヶ浜町字三厩東町	〃
	天田内川	アマダナイガワ	天田内川	天田内川	青森市大字油川字中道24番地先	〃
	甲田橋	コウダバシ	堤川	堤川	〃 花園1丁目	〃
	新妙見橋	シンミョウケンバシ	〃	〃	〃 大字八ツ役字矢作	〃
	大野	オオノ	〃	〃	〃 大字高田字川瀬	〃
	大柳辺	オオヤナベ	〃	〃	〃 大字野沢字川部	〃
	下湯ダム	シモユダム	〃	〃	〃 大字荒川字横倉1	〃
	银杏橋	ギンナンバシ	浅虫川	浅虫川	〃 大字浅虫字山下144-8	〃
	浅虫ダム	アサムシダム	〃	〃	〃 大字浅虫字内野72-1	〃
	浪岡	ナミオカ	岩木川	浪岡川	〃 浪岡大字浪岡岡田57-1	〃
計 32 箇所						

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
2.10	2.60	2.80	3.40	3.18	R 4. 8. 3	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(017) 728-0200	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.40	2.00	2.50	3.20	4.07	R 4. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.80	2.10			4.37	H14. 8. 11	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.40	2.10	2.90	3.60	2.41	R 4. 8. 9	"	"	"	"	H22. 4. 1	○	○	○	既往最大水位 は改修後
1.70	2.00	2.10	2.40	1.99	H25. 9. 16	"	"	"	"	H 5. 10. 1	○	○	○	
1.50	1.90	2.40	2.78	1.85	H19. 11. 12	"	"	"	"	"	○	○	○	
						"	"	"	"	"	○	○	○	
				2.85	H19. 11. 12	"	"	"	"	"	○	○	○	
						"	"	"	"	"	○	○	○	
	1.46			2.24	H19. 11. 12	"	"	"	"	"	○	○	○	
2.50	2.90	4.50	5.19	3.55	H28. 8. 30	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	洪水予報 基準点
2.40	2.90	3.80	4.41	3.60	H28. 8. 30	"	"	"	"	"	○	○	○	"
1.00	1.80	2.60	3.43	2.50	R 4. 8. 3	"	"	"	"	H 29. 4. 1	○	○	○	"
2.20	2.80	4.80	5.60	3.25	H19. 11. 12	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.60	1.90	2.40	2.80	3.53	H19. 11. 12	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.00	1.50	2.20	2.40	1.22	H28. 8. 30	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.20	1.50	2.30	2.70	1.86	H28. 8. 30	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.50	2.30	2.80	3.40	1.52	R 4. 8. 3	"	"	"	"	R 3. 3. 1	○	○	○	
1.50	1.80			1.66	H28. 8. 30	"	"	"	"	H12. 11. 1	○	○	○	
1.50	1.80	2.10	2.50	2.29	H14. 8. 11 H22. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
				1.90	H28. 8. 30	"	"	"	"	H12. 11. 1 H25. 4. 1	○	○		
1.20	1.50	2.60	3.00	2.20	H14. 8. 11	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.10	1.40			2.20	R 4. 8. 3	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.80	2.10	2.20	2.60	1.93	H26. 8. 6	"	"	"	"	H15. 4. 1	○	○	○	
1.20	1.50	2.30	2.92	2.21	H28. 8. 30	"	"	駒込ダム 建設所職員	(017) 777-3812	S62. 9. 1	○	○	○	洪水予報 基準点
2.70	3.00	4.10	4.75	4.06	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○	○	"
1.20	1.60	2.00	2.23	1.62	H11. 10. 28	"	"	"	"	"	○	○	○	"
				1.61	H11. 10. 28	"	"	"	"	"	○	○		
						"	"	"	"	"				
						毎時	毎時	"	"	H13. 11. 1	○	○		
						10分 毎	10分 毎	"	"	"				
1.80	2.10	2.20	2.50	3.67	H25. 9. 16	"	"	河川砂防 施設課職員	(017) 728-0200	H25. 4. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	略号	対象河川		所在地	測器 種類
			水系名	河川名		
中	下十川	シモトガワ	岩木川	十川	藤崎町大字福島字富田 62-1 地先	テレ メータ
	高杉	タカスギ	〃	大蜂川	弘前市大字前坂字赤井 84-4	〃
	独狐	トツコ	〃	後長根川	〃 大字町田字沖田 86-3	〃
	堰口	セキグチ	〃	岩木川	〃 大字番館字長田 118-12	〃
	平川合流点	ヒラカワゴウ リュウテン	〃	加藤川	弘前市大字津賀野字瀬ノ上 143-28	〃
	土淵川分流	ツチブチガワ ブンリュウ	〃	土淵川	〃 大字桜ヶ丘	N T T 専用機
	寺沢川合流	テラサワガワ ゴウリュウ	〃	新土淵川	〃 大字樹木	〃
	土淵川 開水路	ツチブチガワ カイスイロ	〃	〃	〃 大字樋の口	〃
	杉館	スギダテ	〃	引座川	平川市新山松橋 243-1	テレ メータ
	大和沢	オオワサワ	〃	大和沢川	弘前市大字小栗山字川合 119-15	〃
	三ツ目内	ミツメナイ	〃	三ツ目内川	大鰐町大字居士字花岡 21-22	〃
	虹貝	ニジカイ	〃	虹貝川	〃 大字虹貝字清川 141-5	〃
	平川第一 頭首工	ヒラカワダイイチ トウシュコウ	〃	平川	〃 大字宿川原字川崎 174	〃
	南	大鰐	オオワニ	〃	〃	〃 大字大鰐字川辺 18-1
遠部ダム		トオベダム	〃	遠部沢	平川市碓ヶ関西碓ヶ関山 1-1	〃
久吉ダム		ヒサヨシダム	〃	津刈川	〃 〃 東碓ヶ関山 1-106	〃
旧大蜂川		キュウダイバチガワ	〃	旧大蜂川	弘前市大字檜木字富岡 1-2	〃
相馬		ソウマ	〃	相馬川	弘前市大字水木在家字桜井 252-1 地先	〃
大秋川		タイアキガワ	〃	大秋川	西目屋村大字大秋字開野 58-208	〃
舟打		フナウチ	〃	作沢川	弘前市大字相馬字萱葎 30	〃
藤沢		フジサワ	〃	〃	〃 大字藤沢字野田 64-6	〃
腰巻		コシマキ	〃	腰巻川	弘前市大字高田 2 丁目 101-18	〃
中野川		ナカノガワ	〃	中野川	黒石市大字板留字落合野 3-4 地先	〃
計 23 箇所						

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年 月 日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起 日	定時	洪水時	氏 名	連絡方法		HP	携帯	メール	
2.08	2.38	2.90	3.40	3.11	H25. 9. 16	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0172) 32-1131	H13. 5. 15	○	○	○	
2.20	2.50		3.60	4.42	H25. 9. 16	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
2.00	2.30	2.90	3.60	2.80	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.40	2.20			2.63	H25. 9. 16	10分 毎	"	"	"	H10. 4. 1	○	○	○	
1.60	2.00		3.00	2.52	R4. 8. 10	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
				5.21	H25. 9. 16	"	"	"	"	S59. 4. 1	○	○		
				3.96	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○		
				2.41	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○		
2.42	2.72		4.64	3.51	R4. 8. 3	"	"	"	"	H30.12. 25	○	○	○	既往最大水位 は改修後
3.20	3.50			3.22	H25. 9. 16	"	"	"	"	S25. 4. 1	○	○	○	
0.90	1.20		2.60	2.11	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○	○	既往最大水位 は改修後
2.10	2.40		3.00	2.81	H22. 8. 31	"	"	"	"	"	○	○	○	既往最大水位 は改修後
						毎時	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○		
2.80	3.30	4.50	5.10	4.36	H25. 9. 16	"	"	"	"	S51. 4. 1	○	○	○	
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	H 5. 10. 1				
1.30	1.60		4.60	3.91	R4. 8. 9	10分 毎	"	"	"	H12. 4. 1	○	○	○	
1.70	2.00		4.20	2.94	H25. 9. 16	毎時	毎時	"	"	"	○	○	○	
1.60	1.90			3.29	R4. 8. 9	10分 毎	10分 毎	"	"	"	○	○	○	
						毎時	指示	相馬ダム 管 理 人	(0172) 84-3320	H15. 4. 1	○	○		P.194の「拵 打」と同じ
						"	"	"	"	"	○	○		P.194の「藤 沢」と同じ
1.70	2.00	2.50	3.00	1.81	R2. 9. 4	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0172) 32-1131	H13. 4. 1	○	○	○	
2.40	2.70		3.30	2.83	H14. 8. 11	"	"	"	"	"	○	○	○	

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
4.70	5.00	5.50	6.60	9.05	H25. 9. 16	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5154	H17. 4. 1	○	○	○	
1.20	2.10	3.20	4.40	4.53	R 1. 10. 13	"	"	"	"	H31. 5. 1	○	○	○	
1.40	1.90	2.10	2.52	4.39	H11. 10. 28	"	"	"	"	H10. 4. 1	○	○	○	
1.60	1.90	1.95	2.10	2.30		"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.10	1.40			2.58	H23. 9. 22	"	"	"	"	H10. 4. 1	○	○	○	
1.90	2.20			3.07	H25. 9. 16	"	"	"	"	H14. 4. 1	○	○	○	
2.30	2.60	4.60	5.00	5.41	H25. 9. 16	"	"	"	"	H22. 1. 1	○	○	○	
2.00	2.30	2.70	2.93	4.28	H25. 9. 16	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.50	2.00	3.60	4.30	2.97	H25. 9. 16	"	"	"	"	H10. 4. 1	○	○	○	
1.50	1.80	1.90	2.15	1.97	H14. 7. 11	"	"	"	"	S49. 5. 1	○	○	○	
3.20	3.50	4.20	4.45	4.20	H11. 10. 28	"	"	"	"	S41. 9. 1	○	○	○	
2.30	2.60	3.45	3.80	4.96	H11. 10. 28	"	"	"	"	S44. 5. 1	○	○	○	
1.20	1.50			2.78	H11. 10. 28	"	"	"	"	S56. 7. 1	○	○		
2.10	2.40			3.81	H28. 8. 30	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
4.70	5.00	5.30	5.70	7.28	H11. 10. 28	"	"	"	"	H 8. 4. 1	○	○	○	
1.60	1.90	3.40	3.70	3.05	H11. 10. 28	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
2.50	2.80	3.65	3.90	1.73	H25. 9. 16	"	"	"	"	H14. 4. 1	○	○	○	
1.30	1.60					"	"	有線自 動応答	(0178) 27-0126	H 6. 4. 1				
				4.54	H28. 8. 31	毎時	毎時	河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5154	H15. 2. 20	○	○		
				6.47	H28. 8. 31	"	"	"	"	"	○	○		
						10分 毎	10分 毎	"	"	H16. 4. 1				
				4.85	H28. 8. 30	毎時	毎時	"	"	H15. 2. 20	○	○		
3.10	3.70			6.20	H22. 9. 1	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0173) 35-2107	H 6. 4. 1	○	○	○	
2.70	3.00			4.21	R4. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
4.00	4.80			5.74	R4. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.00	1.30			2.01	R4. 8. 10	"	"	"	"	H13. 4. 1	○	○	○	
4.30	4.60			5.75	R4. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
5.20	5.50	5.80	6.80	7.54	H26. 8. 6	"	"	"	"	S41. 1. 1	○	○	○	
21.90	22.20			22.86	H14. 8. 11	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
6.50	6.80			8.12	H26. 8. 6	"	"	"	"	S41. 1. 1	○	○	○	
5.30	5.60	6.90	7.38	6.30	R4. 8. 10	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	略号	対象河川		所在地	測器 種類
			水系名	河川名		
西 北	漆川	ウルシカワ	岩木川	松野木川	五所川原市大字漆川字玉椿	テレメータ
	五林平	ゴリンタイ	〃	十川	板柳町大字五林平字三宅	〃
	福泉	フクイズミ	〃	飯詰川	五所川原市大字飯詰字福泉	〃
	飯詰ダム	イイズメダム	〃	〃	〃 大字飯詰字影日沢 842-2	〃
	小泊ダム	コドマリダム	小泊川	小泊川	中泊町大字小泊字成滝 132	〃
	山朝橋	ヤマチョウバシ	〃	〃	〃 〃 字朝間 10-32	〃
	豊富	トヨトミ	岩木川	山田川	つがる市富港町雁泊 25	〃
	館岡橋	タテオカバシ	〃	〃	〃 木造館岡川辺 2-5 地先	〃
	計 17 箇所					
西 北 (鯉ヶ沢)	安田橋	ヤスダバシ	鳴沢川	鳴沢川	鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋	テレメータ
	中村	ナカムラ	中村川	中村川	〃 大字中村町字中清水崎 18	〃
	日照田	ヒデリタ	赤石川	赤石川	〃 大字日照田町字野脇 359 地先	〃
	追良瀬下流	オイラセカリユウ	追良瀬川	追良瀬川	深浦町大字追良瀬字相野山	〃
	岩崎	イワサキ	笹内川	笹内川	〃 大字岩崎字房崎 8-1	〃
	計 5 箇所					
上 北	七戸	シチノヘ	高瀬川	高瀬川 (七戸川)	七戸町字七戸 323-1	テレメータ
	乙供	オットモ	〃	赤川	東北町字膳前	〃
	古間木山	フルマギヤマ	〃	古間木川	三沢市字古間木山 63	〃
	天間館	テンマダテ	〃	坪川	七戸町字舟場向川久保 56-5	〃
	向中野	ムカイナカノ	〃	中野川	〃 字橋ノ上 55-1	〃
	百石	モモイシ	奥入瀬川	奥入瀬川	おいらせ町新助川原 10-3	〃
	鶴喰	ツルバミ	〃	〃	六戸町大字犬落瀬字長漕 147-2	〃
	相坂	オオサカ	〃	〃	十和田市大字相坂字上鴨入 32-2	〃
	中掖	チュウセリ	〃	〃	〃 大字三本木字矢神 117	〃
	焼山	ヤケヤマ	〃	〃	〃 大字奥瀬字栃久保 182	〃
	米田	マイタ	〃	後藤川	〃 大字米田字佐野 45-1	〃
	深堀	フカボリ	〃	生内川	〃 大字奥瀬字中ノ渡 206-1	〃
	石渡	イシワタリ	〃	熊の沢川	〃 大字法量字北向 6-12	〃
	仙ノ沢	センノサワ	〃	片淵川	〃 大字奥瀬字中通 53-6	〃
中里	ナカサト	〃	中里川	〃 大字法量字中里 233	〃	

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
5.90	6.20	6.60	7.10	7.49	R4. 8. 9	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0173) 35-2107	H 6. 4. 1	○	○	○	
11.00	11.30	12.80	13.16	13.94	H25. 9. 16	"	"	"	"	S55. 9. 1	○	○	○	
						"	"	"	"	S47. 1. 1	○	○		
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	H 8. 4. 1				
						"	"	"	"	H 9. 1. 1	○	○		
1.10	1.40			2.16	R4. 8. 10	"	"	"	"	S37. 7. 1	○	○	○	
1.67	1.97			2.40	H25. 9. 16 H26. 8. 6	"	"	"	"	H 6. 3. 25	○	○	○	
1.55	1.85			3.78	H25. 9. 16	10分 毎	10分 毎	河川砂防 担当職員	(0173) 72-3135	H 6. 3. 25	○	○	○	
7.90	8.20	8.90	9.70	11.26	R4. 8. 9	"	"	"	"	H10. 3. 1	○	○	○	
2.73	3.03			4.10	R4. 8. 9	"	"	"	"	H 6. 3. 25	○	○	○	
5.80	6.10			6.64	R4. 8. 3	"	"	"	"	H12. 4. 1	○	○	○	
1.10	1.40			2.11	R4. 8. 9	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.60	1.90	2.50	2.90	2.57	R 3. 8. 10	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0176) 23-4311	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.50	1.80	3.80	4.20	2.52	H25. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○	○	
0.60	0.70	0.80	0.94	0.65	R 3. 8. 10	"	"	"	"	R 2. 6. 5	○	○	○	
1.90	2.20			5.17	H28. 8. 30	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
3.20	3.50			4.49	R 3. 8. 10	"	"	"	"	"	○	○	○	
3.50	3.80	6.90	7.30	5.85	H 6. 9. 16	"	"	"	"	S31. 4. 1	○	○	○	
3.60	3.90	6.60	7.10	6.18	R4. 8. 3	"	"	"	"	H11. 4. 1	○	○	○	
2.20	2.50	6.10	6.70	4.56	R4. 8. 3	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
2.20	2.50	3.50	3.90	4.79	R4. 8. 3	"	"	"	"	S58. 6. 23	○	○	○	
2.50	2.80	3.30	3.60	4.48	R4. 8. 3	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.20	1.50			2.62	H11. 10. 28	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.20	1.50			2.18	H25. 9. 16	"	"	"	"	H12. 4. 1	○	○	○	
1.10	1.40			2.27	H28. 8. 30	"	"	"	"	H11. 4. 1	○	○	○	
1.00	1.30			1.30	H23. 9. 22	"	"	"	"	H12. 4. 1	○	○	○	
1.00	1.30			2.31	H28. 8. 30	"	"	"	"	H11. 4. 1	○	○	○	

地域 県民局	観測所名	略号	対象河川		所在地	測器 種類
			水系名	河川名		
上 北	中屋敷	ナカヤシキ	野辺地川	野辺地川	野辺地町字川目 23	テレ メータ
	観音林脇	カンノン バヤシワキ	野辺地川	枇杷野川	野辺地町字観音林脇 25-5	〃
	戸鎖	トクサリ	戸鎖川	戸鎖川	六ヶ所村大字鷹架字後川目 42-25	〃
	桧木	ヒノキ	桧木川	桧木川	横浜町字桧木 15-4	〃
	中野平	ナカノタイ	明神川	明神川	おいらせ町黒坂谷地 239-3	〃
	高森	タカモリ	野辺地川	野辺地川	東北町字清水目深山	〃
	添ノ沢	ソエノサワ	〃	〃	〃 字川向 11-1 地先	〃
	下清水目	シモシミズメ	〃	〃	〃 字石坂 3-1	〃
	清水目ダム	シミズメダム	〃	〃	〃 字清水目深山 1-11	〃
	計 24 箇所					
下 北	大畑	オオハタ	大畑川	大畑川	むつ市大畑町湯坂下 136-1 地先	テレ メータ
	小目名	コメナ	〃	〃	〃 大畑町小目名村 40-29 地先	〃
	古佐井	コサイ	古佐井川	古佐井川	佐井村大字佐井字古佐井川目 28	〃
	福浦	フクウラ	福浦川	福浦川	〃 大字長後字福浦川目 70-1	〃
	脇野沢	ワキノサワ	脇野沢川	脇野沢川	むつ市脇野沢桂沢 261-2 地先	〃
	新田	シンデン	川内川	川内川	〃 川内町新田 302-3	〃
	川内ダム	カノウチダム	〃	〃	〃 〃 福浦山 314	〃
	田名部	タナブ	田名部川	田名部川	〃 新町 9	〃
	分水門下流	ブンスイモン カリユウ	〃	〃	〃 大字田名部字袈部 21 地先	自記
	分水門上流	ブンスイモン ジョウリュウ	〃	〃	〃 〃 〃	〃
	鹿橋	シシバシ	〃	〃	東通村大字蒲野沢字新橋 8-1	テレ メータ
	小川	オガワ	〃	小川	むつ市小川町二丁目 10	〃
	放水路分流点	ホウスイロ ブンリュウテン	〃	〃	〃 〃 一丁目 26	〃
	新田名部	シントナブ	〃	新田名 部川	〃 若松町 14	〃
正津川	ショウヅガワ	正津川	正津川	〃 大畑町正津川戦敷 319-1 地先	〃	
計 15 箇所						

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年 月 日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起 日	定時	洪水時	氏 名	連絡方法		HP	携帯	メール	
1.00	1.30	1.90	2.30	1.52	H25. 9. 16	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0176) 23-4311	H 7. 4. 1	○	○	○	
0.90	1.20	1.60	1.90	2.02	H19. 11. 12	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.10	1.40			1.49	H28. 8. 23	"	"	"	"	H8. 4. 1	○	○	○	
2.40	2.70			1.80	H19. 9. 7	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
1.20	1.50	2.00	2.20	2.34	H25. 9. 16	"	"	"	"	H19. 4. 1	○	○	○	
						毎時	毎時	"	"	H 4. 4. 1	○	○		
						"	"	"	"	"	○	○		
						"	"	"	"	"	○	○		
						10分 毎	10分 毎	"	"	H12. 4. 1				
1.55	1.85	2.70	2.97	3.14	R 3. 8. 10	10分 毎	10分 毎	河川砂防 施設課職員	(0175) 22-8581	H 6. 4. 19	○	○	○	
2.50	2.80	4.95	5.70	5.47	H28. 8. 30	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.10	1.40			2.15	H10. 9. 16	"	"	"	"	"	○	○	○	
1.00	1.30			3.10	S50. 7. 28	"	"	"	"	S47. 4. 18	○	○	○	
1.50	1.80	2.80	3.05	2.45	H28. 8. 30	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
						"	"	"	"	H 4. 10. 19	○	○		
						"	"	"	"	"				
2.10	2.35	2.40	2.50	2.65	H 6. 9. 23	"	"	"	"	H 6. 4. 1	○	○	○	
						"	"	むつ山辺沢 土地改良区	(0175) 22-8460	S56. 4. 1				
						"	"	"	"	"				
2.10	2.40	2.70	3.10	3.82	H28. 8. 17	"	"	河川砂防 施設課職員	(0175) 22-8581	H 6. 4. 19	○	○	○	
1.45	1.75	1.95	2.10	2.79	H 6. 9. 23	"	"	"	"	"	○	○	○	
						"	"	"	"	H19. 9. 1	○	○		11月下旬~4月 下旬観測休止
						"	"	"	"	S56. 4. 19	○	○		
1.45	2.45			3.29	R 3. 8. 10	"	"	"	"	H12. 4. 1	○	○	○	

(6) 青森県 農林水産部 (計 38 箇所)

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
二ノ倉ダム	ニノクラダム	五戸川	五戸川	新郷村大字戸来字雨池 11-59	自記
金ヶ沢	カネガサワ	〃	〃	〃 〃 字大欠 2	テメーレタ
菅場	スガバ	〃	〃	〃 〃 字雨池 11-2	〃
一ノ沢	イチノサワ	〃	三川目川	〃 〃 字一の沢	〃
又木戸ダム	マタキドダム	〃	〃	〃 〃 字石無坂 4-174	自記
弥勒	ミロク	馬淵川	熊原川	田子町字北来満山国有林 539 林班ほ 3 小班	テメーレタ
夏坂ダム	ナツサカダム	〃	〃	〃 大字夏坂大川目 68	自記
道前	ドウゼン	〃	〃	〃 大字遠瀬字川倉下夕 11-4	テメーレタ
花木ダム	ハナキダム	〃	杉倉川	〃 大字遠瀬字花木 123	自記
杉倉	スギクラ	〃	〃	〃 大字遠瀬字遠深山国有林 19 林班ろ 7 小班	テメーレタ
弥瀬山	ヤセヤマ	高瀬川	坪川	七戸町字北天間館国有林 29 林班 3-2	〃
天間ダム	テンマダム	〃	〃	〃 〃 27 林班 3-1	自記
坪	ツボ	〃	〃	〃 字天間館前川原 8-2	テメーレタ
附田	ツクダ	〃	〃	〃 字夷堂 35-8	〃
作田ダム	サクタダム	〃	作田川	〃 字銀南木 180-3	自記
大作	ダイサク	〃	〃	〃 字七戸深山国有林 118 林班へ 1	テメーレタ
左組	サグミ	〃	〃	〃 字左組 33-22	〃
川原	カワハラ	〃	高瀬川	〃 字東上川原 28-2	〃
大池	オオイケ	〃	〃	〃 字大池 158-39	〃
原子	ハラコ	〃	坪川	〃 字五庵ノ下 328-2	〃
上指久保	カミサシクボ	奥入瀬川	後藤川	十和田市大字滝沢上指久保 70	〃
和田ダム	ワダダム	高瀬川	高瀬川	七戸町字山館 29-37	自記
山館	ヤマダテ	〃	〃	〃 〃 24-32	テメーレタ
山屋	ヤマヤ	〃	〃	〃 字山屋 84-2	〃
小田川ダム	オダガワダム	岩木川	小田川	五所川原市金木町嘉瀬西嘉瀬山	自記
猫沢	ネコサワ	〃	〃	〃 〃 〃 西嘉瀬山小田川山国有林	テメーレタ
浮州	ウキス	〃	〃	〃 〃 浮洲	〃
桔梗野	キキョウノ	〃	〃	〃 〃 喜良市桔梗野	〃
舟打	フノウチ	〃	作沢川	弘前市大字相馬字萱菴 30	〃
藤沢	フジサワ	〃	〃	〃 大字藤沢字野田 64-6	〃
大不動	オオフドウ	奥入瀬川	藤島川	十和田市大字米田字清瀬 619	〃
藤島	フジシマ	〃	〃	〃 大字藤島字柳原 249	〃
南岸種原	ナンガンタネハラ	〃	後藤川	〃 大字米田字山中 16-61	〃
柳町	ヤナギマチ	〃	〃	六戸町大字柳町字下川原 155	〃

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法	年月日	HP	携帯	メール	
						9時	毎時	二ノ倉ダム 管理人	(0178) 78-2126	S46. 8. 11				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				
						"	"	又木戸ダム 管理人	(0178) 78-2217	S54. 5. 30				
						"	"	"	"	"				
						"	"	夏坂ダム 管理人	(0179) 33-1220	S48. 6. 15				
						"	"	"	"	S42. 8. 11				
						"	"	"	"	"				
						"	"	花木ダム 管理人	(0179) 33-1253	S42. 3. 31				
						"	"	"	"	"				
						"	"	天間ダム 管理人	(0176) 68-2107	S43. 8. 31				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	S43. 10. 4				
						"	"	作田ダム 管理人	(0176) 62-2780	S54. 5. 29				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	S55. 4. 23				
						"	"	"	"	S54. 5. 29				
						"	"	"	"	"				
						"	"	天間ダム 管理人	(0176) 68-2107	S 4. 3. 25				
						"	"	四和ダム 管理人	080- 2826-2211	S63. 12. 15				
						"	"	和田ダム 管理人	(0176) 62-6369	S63. 3. 28				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				
						"	"	小田川 ダム職員	(0173) 53-3201	S51. 4.				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				
						毎時	指示	相馬ダム 管理人	(0172) 84-3320	H15. 5. 1				
						"	"	"	"	"				
						"	毎時	指久保ダム 管理人	(0176) 28-2860	H22. 1. 29				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				
						"	"	"	"	"				

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
浪岡ダム	ナミオカダム	岩木川	王余魚沢川	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森 1-439	自記
都谷森	トヤモリ	〃	浪岡川	青森市浪岡大字王余魚沢字片子都谷森 1-5	テーレメータ
二庄内ダム	ニショウナイダム	〃	二庄内川	黒石市大字二庄内字根平 1-14	自記
早瀬野ダム	ハヤセノダム	〃	虹貝川	大鰐町大字早瀬野字扇沢 66-5	〃

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
						9時	毎時	浪岡ダム 職員	(0172) 62-6331	S64. 1. 1				
						〃	〃	〃	〃	H 1. 3. 24				
						〃	〃	二庄内ダム 管理人	(0172) 53-1616	H 7. 12. 6				
						毎時	〃	早瀬野ダム 管理人	(0172) 48-2911	H31. 1.				

第3節 潮位観測所

県内における潮位観測所は下記のとおりである。

1. 潮位観測所の所在（令和5年1月現在）

所属名	観測所	対象海岸名	所在地	管理者
気象庁	深 浦	日 本 海	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84番地2地内	気 象 庁 青 森 地 方 気 象 台
	下 北	太 平 洋	むつ市大字関根字北関根	〃
国土交通省	青 森 港	陸 奥 湾	青森市港町	国 土 交 通 省 青 森 港 湾 事 務 所
	八 戸 港	太 平 洋	八戸市大字鮫町字鮫	国 土 交 通 省 八 戸 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所
	むつ小川原港	〃	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道の下	〃
第二管区海上保安本部	竜 飛	津 軽 海 峡	東津軽郡外ヶ浜町三厩梨の木間	第二管区海上保安本部
国土地理院	浅虫験潮場	陸 奥 湾	青森市大字浅虫字坂本9-9地先	国 土 地 理 院 東 北 地 方 測 量 部
計	7			

観測 氏名	連絡方法	観測 方法	緯度	経度	零点高	観測 状況	観測開始 年月日	備考
職員	(017) 741-7411	電波式	40° 39′	139° 56′	-1.298	常時	S47.4.1	資料は気象庁大気海洋部
〃	〃	〃	41° 22′	141° 14′	-2.654	〃	H8.4.1	〃
保全課	(017) 775-2187	フロート式	40° 50′	140° 46′	-1.776	定時	S30.9.8	資料は事務所に保存
保全課	(0178) 22-9394	〃	40° 32′	141° 33′	-1.012	常時	S38.4.7	〃
〃	〃	〃	40° 55′	141° 23′	-1.012	〃	S60.4.1	〃
海洋情報部 海象担当	(022) 363-0111	〃	41° 15′	140° 23′	-0.903	〃	S59.4	資料は海上保安庁海洋情報部
職員	(022) 295-8611	〃	40° 54′	140° 52′	-0.935	〃	S29.6	資料は測地観測センター地殻監視課海岸昇降監視係

第4節 危機管理型水位計

1. 危機管理型水位計一覧

① 青森県が管理する危機管理型水位計の設置箇所は下記のとおり。

青森県管理（令和5年1月現在）

番号	地域 県民局	河川名	観測局名	市町村	設置箇所
1	東青	盛田川	盛田橋	平内町	大字小湊字和田
2	東青	明神川	山口4号橋	平内町	大字山口字天当
3	東青	長沢川	前田橋	平内町	大字東田沢字前田
4	東青	根井川	新生橋	青森市	大字久栗坂字浜田
5	東青	貴船川	諏訪沢野内5号橋	青森市	大字野内字菊川
6	東青	沼川	第一下海原橋	青森市	原別4丁目
7	東青	合子沢川	新横内橋	青森市	大字横内字亀井
8	東青	牛館川	牛館4号橋	青森市	大字上野字篠塚
9	東青	瀬戸子川	瀬戸子	青森市	大字瀬戸子字磯田
10	東青	奥内川	豊源橋	青森市	大字奥内字宮田
11	東青	内真部川	新内真部橋	青森市	大字内真部字平岡
12	東青	四戸橋川	一番橋	蓬田村	大字四戸橋字磯部
13	東青	阿弥陀川	さけじ橋	蓬田村	大字蓬田字汐越
14	東青	瀬辺地川	小川平橋	蓬田村	大字瀬辺地字田浦
15	東青	広瀬川	高根小学校橋	蓬田村	大字広瀬字高根
16	東青	蟹田川	一本松大橋	外ヶ浜町	字蟹田中師宮本
17	東青	湯ノ沢川	鶴蟹橋	外ヶ浜町	字平館根岸湯の沢
18	東青	長川	第二長川水源地橋	今別町	大字今別字西田
19	東青	算用師川	算用師橋	外ヶ浜町	字三厩算用師
20	東青	元字鉄川	元字鉄3号橋	外ヶ浜町	字三厩元字鉄
21	東青	大釈迦川	大釈迦橋	青森市	浪岡大字大釈迦字前田
22	東青	赤川	佐野橋	青森市	浪岡大字浪岡字佐野
23	東青	正平津川	北中野細野2号橋	青森市	浪岡大字細野字萩原
24	東青	本郷川	櫛杉橋	青森市	浪岡大字本郷字篠原
東青管内 計 24 基					
25	中南	前菟川	鶴見橋	弘前市	大字鬼沢字鶴喰
26	中南	土淵川	薬王院橋	弘前市	大字笹森町
27	中南	寺沢川	茂寺橋	弘前市	大字樹木2丁目
28	中南	腰巻川	未来橋	弘前市	大字外崎5丁目
29	中南	六羽川	六羽川橋	平川市	大光寺一滝本
30	中南	枇杷田川	美和田橋	平川市	沖館長田
31	中南	浅井川	平野橋	平川市	新屋平野
32	中南	折紙川	三嵩橋	大鱒町	大字居士字芦ノ沢
33	中南	島田川	島田新田橋	大鱒町	大字島田字大碓沢
34	中南	蔵助沢川	蔵助橋	弘前市	大字百沢字寺沢
中南管内 計 10 基					

番号	地域 県民局	河川名	観測局名	市町村	設置箇所
35	三八	土橋川	売市4号橋	八戸市	大字売市字左水門下
36	三八	古里川	坂本橋	八戸市	南郷大字島守字小平
37	三八	頃巻川	頃巻沢橋	八戸市	南郷大字頃巻沢字下頃巻沢
38	三八	杉倉川	新田橋	田子町	大字遠瀬字堺沢出口
39	三八	小猿辺川	下葛子平橋	三戸町	大字蛇沼字葛子平
40	三八	相米川	落田橋	田子町	大字相米字落田
41	三八	三川目川	扇ノ沢橋	新郷村	大字戸来字扇ノ沢
三八管内 計 7 基					
42	西北	相内川	太田橋	五所川原市	太田山の井
43	西北	山王川	山王坊橋	五所川原市	相内赤坂
44	西北	桂川	桂川橋	五所川原市	相内桂川
45	西北	尾別川	尾別橋	中泊町	大字尾別字小谷
46	西北	宮野沢川	新深郷田橋	中泊町	大字中里字紅葉坂
47	西北	天神川	川代田橋	五所川原市	大字金山字亀ヶ岡
48	西北	十川	栄橋	五所川原市	大字姥菴字菖蒲
49	西北	前田野目川	高野橋	五所川原市	大字高野字北原
50	西北	磯松川	磯松川橋	五所川原市	磯松山の井
西北管内 計 9 基					
51	西北(鮎)	大童子川	大童子橋	深浦町	大字柳田字築棒沢
52	西北(鮎)	小童子川	小童子橋	深浦町	大字関字柄沢
53	西北(鮎)	吾妻川	吾妻歩道橋	深浦町	大字深浦字吾妻沢
54	西北(鮎)	磯崎川	磯崎橋	深浦町	大字深浦字浜町
55	西北(鮎)	泥川	泥川橋	深浦町	大字岩崎字平館
56	西北(鮎)	津梅川	津梅川橋上流農道橋	深浦町	大字大間越字上小屋野
西北(鮎)管内 計 6 基					
57	上北	二ツ森川	弓渡橋	七戸町	字鉢森平
58	上北	川去川	中居合橋	東北町	大字大浦字大谷地
59	上北	大林川	金鶏山橋	七戸町	字見町
60	上北	藤島川	万内橋	十和田市	大字米田字万内
61	上北	一の川	一の川	おいらせ町	向山東4丁目
62	上北	二の川	二川目橋	おいらせ町	二川目3丁目
63	上北	明神川	明神橋	六ヶ所村	大字泊字川原
64	上北	三保川	新開橋	横浜町	字三保野
65	上北	与田川	与田川橋	野辺地町	字下与田川
上北管内 計 9 基					
66	下北	大荒川	松ヶ丘橋	むつ市	大平町
67	下北	今泉川	今泉橋	むつ市	大字奥内字今泉
68	下北	出戸川	高梨橋	むつ市	大字関根字高梨川目
69	下北	戸沢川	三島橋	むつ市	川内町川代
70	下北	桧川	桧川橋	むつ市	川内町桧川稲沢
71	下北	宿野部川	宿野部橋	むつ市	川内町宿野部

番号	地域 県民局	河川名	観測局名	市町村	設置箇所
72	下北	男川	男川橋	むつ市	川内町蛸崎香ノ木
73	下北	青平川	駒形橋	東通村	大字田屋字上流
74	下北	目名川	目名橋	東通村	大字目名字向坂
75	下北	老部川	老部橋	東通村	大字白糠字老部
76	下北	石釜沢	水上橋	東通村	大字野牛字小河原
77	下北	易国間川	易国間橋	風間浦村	大字易国間字新町
78	下北	目滝川	小易国間橋	風間浦村	大字易国間字易国間
79	下北	小川代川	小川代川橋	大間町	大字奥戸字奥戸村
80	下北	材木川	大栄橋	大間町	大字奥戸字材木川目
81	下北	大佐井川	大佐井橋	佐井村	大字佐井字大佐井
82	下北	田名部川	太田橋	むつ市	大字田名部字上川
					下北管内 計 17 基
					青森県管理 合計 82 基

② 青森河川国道事務所が管理する危機管理型水位計の設置箇所は下記のとおり。

青森河川国道事務所管内（令和4年3月現在）

番号	地域 (出張所)	河川名	観測所名	市町村	設置箇所
1	五所川原	岩木川	岩木川 9.6k 左岸	つがる市	稲垣町下繁田
2	五所川原	岩木川	岩木川 10.4k 右岸	つがる市	稲垣町下繁田
3	五所川原	岩木川	岩木川 28.4k 左岸	つがる市	柏下古川
4	五所川原	岩木川	岩木川 28.2k 右岸	五所川原市	字不魚住
5	五所川原	岩木川	岩木川 35.6k 左岸	鶴田町	大字野木字東松虫
6	五所川原	岩木川	岩木川 36.6k 右岸	鶴田町	大字菖蒲川
7	藤崎	岩木川	岩木川 42.0k 左岸	弘前市	大字種市
8	藤崎	岩木川	岩木川 43.4k 左岸	弘前市	大字青女子
9	藤崎	岩木川	岩木川 44.0k 右岸	板柳町	大字板柳
10	藤崎	岩木川	岩木川 44.8k 左岸	弘前市	大字大川
11	藤崎	岩木川	岩木川 47.6k 右岸	藤崎町	大字藤崎
12	藤崎	平川	平川 1.6k 右岸	藤崎町	大字藤崎
13	藤崎	平川	平川 4.6k 右岸	田舎館村	大字豊蒔
14	藤崎	浅瀬石川	浅瀬石川 1.2k 右岸	田舎館村	大字川部
					青森河川国道事務所管理 合計 14 基

第5節 雨量・水位等の公表

1. 雨量・水位等の公表

主な雨量・水位観測所の情報、その他観測データは下記において公表されている。

サイトの名称	対象機器	URL	提供情報
【国土交通省】			
川の防災情報	パソコン スマートフォン	https://www.river.go.jp/s/ 	雨量・水位・ダム
【気象庁】			
気象庁ホームページ	パソコン	https://www.jma.go.jp/	雨量（アメダス）
【青森県】			
青森県河川砂防情報提供システム	パソコン	https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/	雨量・水位・ダム
	携帯電話	https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/ 	
	スマートフォン	https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/ 	

洪水お知らせメール

県内で大雨が降ったときや河川の水位が上昇したときに、登録者に対して自動的に携帯電話などにメールを送信する。下記のURLから登録サイトにアクセスし、希望の水位・雨量観測所、メールアドレス、名前を登録することでメールを受信することができる。

(PC版)

<https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

(携帯電話版)

<https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/>

(スマートフォン版)

<https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>



(携帯電話版)



(スマートフォン版)

第6章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所	207
1. 県管理区間	207
(1) 青森県重要水防箇所評定基準(案)	207
(2) 重要水防箇所調書総括表	208
(3) 地域県民局別集計表	209
2. 直轄管理区間	221
(1) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案)	221
(2) 重要水防箇所調書総括表	222
第2節 農業用ため池の防災・減災対策について(参考)	223
地域県民局別ため池内訳	223

第 1 節 重要水防箇所

1. 県管理区間

(1) 青森県重要水防箇所評定基準（案）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の 1 未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 重要水防箇所調書総括表

令和5年1月1日現在

地域県民局	区分	管理区間 全体	重要水防箇所						摘要
			堤			防			
			左岸			右岸			
			重要度A	重要度B	計	重要度A	重要度B	計	
東青	河川数	km	m	m	m	m	m	m	
		44	31	19	36	32	20	36	
東青	区間延長	258.9	87,710	30,153	117,863	87,980	30,003	117,983	
		64	16	15	22	14	16	23	
中南	河川数	363.0	22,120	34,880	57,000	25,820	43,430	69,250	
		20	16	5	16	16	6	16	
三八	区間延長	298.9	199,840	32,900	232,740	192,040	32,900	224,940	
		26	19	11	21	20	10	22	
西北	河川数	192.0	77,600	23,200	100,800	78,600	30,150	108,750	
		24	1	8	8	1	7	7	
西北 (鱒ヶ沢)	区間延長	174.9	500	13,930	14,430	500	15,130	15,630	
		61	26	16	33	26	16	33	
上北	河川数	441.2	117,420	38,650	156,070	117,420	35,900	153,320	
		48	21	11	26	21	11	26	
下北	区間延長	192.9	45,600	11,500	57,100	45,950	11,500	57,450	
		286	130	85	162	130	86	163	
. 県計	河川数	1,921.8	550,790	185,213	736,003	548,310	199,013	747,323	
		区間延長							

※堤防に関する重要水防箇所のみ集計

(3) 地域県民局別集計表

① 東青地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
岩木川	浪岡川	青森市	堤防高	9,400	13,000	9,400	13,000			
	大釈迦川	青森市	堤防高	5,900		5,900				
	赤川	青森市	堤防高	1,800		1,800				
	正平津川	青森市	堤防高		1,400		1,400			
	王余魚沢川	青森市	堤防高		600		600			
	本郷川	青森市	堤防高	1,400	700	1,400	700			
堤川	堤川	青森市	堤防高	900	1,300	900	1,300	橋 2箇所		
	駒込川	青森市	堤防高	800		800				
	入内川	青森市	堤防断面		150	150				
	横内川	青森市	堤防高	4,270		4,270				
	合子沢川	青森市	堤防高	4,100		4,100				
	牛館川	青森市	堤防高	950		950				
沖館川	沖館川	青森市	堤防断面	130		250				
	西滝川	青森市	堤防高	3,300	2,300	3,300	2,300	橋 2箇所		
			堤防断面	3,100		300	2,800			
小湊川	小湊川	平内町								水衝・洗掘 箇所所有
	盛田川	平内町	堤防高	1,290	2,100	1,290	2,100			
			堤防断面		2,100		2,100			
	明神川	平内町	堤防高	800		800				
堤防断面						800				
瀬辺地川	瀬辺地川	蓬田村	堤防高	5,760		5,760		橋 4箇所		
			堤防断面		5,760		5,760			
元宇鉄川	元宇鉄川	外ヶ浜町								水衝・洗掘 箇所所有
算用師川	算用師川	外ヶ浜町	堤防断面	2,690	410	2,690	410			
増川川	増川川	外ヶ浜町	堤防高		250		250			水衝・洗掘 箇所所有
長川	長川	今別町	堤防高	2,100	1,800	2,100	1,800	橋 1箇所		水衝・洗掘 箇所所有
			堤防断面		200		200			

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
今別川	今別川	今別町	堤防高	3,280		3,280		橋 5箇所		水衝・洗掘 箇所所有
湯ノ沢川	湯ノ沢川	外ヶ浜町						橋 1箇所		
蟹田川	蟹田川	外ヶ浜町	堤防高	11,500		11,500		橋 2箇所		
			堤防断面		450		2,250			
広瀬川	広瀬川	蓬田村	堤防高	1,980	2,450	1,980	2,450	橋 1箇所		
阿弥陀川	阿弥陀川	蓬田村	堤防高	4,500		4,500		橋 1箇所		
四戸橋川	四戸橋川	青森市	堤防高	780		780				
			堤防断面				400			
六枚橋川	六枚橋川	青森市	堤防高	3,060		3,060		橋 1箇所		
			堤防断面		700		1,300			
内真部川	内真部川	青森市	堤防高	4,550	500	4,550	500	橋 4箇所		
奥内川	奥内川	青森市	堤防高	70	190	70	190			
瀬戸子川	瀬戸子川	青森市	堤防高	800		800		橋 2箇所		
天田内川	天田内川	青森市	堤防高	4,280		4,280		橋 3箇所		水衝・洗掘 箇所所有
新城川	新城川	青森市	堤防高	3,320		3,320		橋 2箇所		
沼川	沼川	青森市	堤防高	2,020		2,020		橋 1箇所		
貴船川	貴船川	青森市	堤防高	700		700		橋 1箇所		
根井川	根井川	青森市	堤防高		1,145		1,145	橋 1箇所		
長沢川	長沢川	平内町	堤防高	450	1,858	450	1,858	橋 1箇所		
清水川	清水川	平内町	堤防高					橋 3箇所		水衝・洗掘 箇所所有
堀差川	堀差川	平内町	堤防高	830		830		橋 1箇所		
計			河川数	31	19	32	20	20	0	
			区間延長	87,710	30,153	87,980	30,003	橋 39箇所		重複考慮

② 中南地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
岩木川	岩木川	弘前市、 西目屋村	堤防高	3,400	3,000	3,400	1,200			
			堤防断面	3,400	3,000	3,400	1,200			
	十川	青森市、 黒石市、 藤崎町	堤防高		1,500		1,500			
			堤防断面	1,500		6,000				
	長坂川	黒石市	堤防断面	1,100		1,100				
	新和川	弘前市	堤防断面				2,700			
	前菴川	弘前市	堤防断面		500		500			
	大蜂川	弘前市	堤防断面				5,300			
	多沢川	弘前市	堤防断面				1,800			
	鶏川	弘前市	堤防高		1,700		1,700			
			堤防断面				1,700			
	後長根川	弘前市	堤防高	2,900		3,600				
			堤防断面	2,900		2,900				
	平川	弘前市 平川市 大鰐町	堤防高		9,600		9,600			
			堤防断面	400	2,900	900	3,300			
	浅瀬石川	黒石市	堤防断面				3,700			
	腰巻川	弘前市	堤防高	620		620				
	六羽川	平川市	堤防高	3,800	1,600	3,800	1,600			
			堤防断面	3,800		3,800				
	枇杷田川	平川市	堤防高	3,000	1,500	3,000	1,500			
			堤防断面	3,000	1,500	3,000	1,500			
	大和沢川	弘前市	堤防高	500	1,980	500	2,030			
			堤防断面	500	1,980	500	2,030			
前川	弘前市	堤防高		600		600				
		堤防断面				1,400				
三ツ目内川	大鰐町	堤防高	300							
		堤防断面		6,100		4,600				

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要		
			種別	堤防 (m)				工作物等			
				左岸		右岸		重要度A		重要度B	
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B				
岩木川	折紙川	大鰐町	堤防断面		2,200		2,200				
	虹貝川	大鰐町	堤防高	400						洗掘有	
	夏沢川	大鰐町	堤防断面	1,500							
	稲荷川	大鰐町	堤防高		1,500		1,500				
			堤防断面	1,500		1,500					
	不動川	平川市	堤防断面	700	800	700					
	相沢川	平川市	堤防断面		500						
	碓沢川	平川市	堤防断面		800						
	相馬川	弘前市	堤防高			200					
	蔵助沢川	弘前市	堤防高	300		300					
堤防断面			300		300						
大秋川	弘前市	堤防高	200		200						
		堤防断面	200		200						
計			河川数	16	15	14	16				
			区間延長	22,120	34,880	25,820	43,430			重複考慮	

③ 三八地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
馬淵川	馬淵川	八戸市 南部三戸町	堤防高	31,700		31,700				
	土橋川	八戸市	堤防高	3,240		3,240				
	浅水川	八戸市 新郷村	堤防高	25,900		25,900				
			堤防断面	5,000		5,000	3,000			
	如来堂川	南部町	堤防高	10,200		10,200				
	猿辺川	南部町	堤防高	23,700		23,700		橋 1箇所		
	小猿辺川	三戸町	堤防高	4,700		4,700				
	熊原川	三戸町 田子町	堤防高	19,000	15,600	19,000	15,600	橋 1箇所		
			堤防断面		15,600					
	種子川	田子町	堤防高	8,300		8,300				
堤防断面				500		500				
相米川	田子町	堤防高	5,400		5,400					
杉倉川	田子町	堤防高	10,700		10,700					
五戸川	五戸川	八戸市 五戸新郷村	堤防高	15,000	15,300	15,000	15,300	橋 3箇所		
			堤防断面	2,000						
	三川目川	新郷村	堤防高	10,200	1,500	8,200	1,500	橋 1箇所	橋 4箇所	
新井田川	新井田川	八戸市	堤防高	2,500		2,500				
	松館川	八戸市 階上町	堤防高	7,700		7,700				
	頃巻川	八戸市	堤防高	11,800		6,000		橋 4箇所	橋 6箇所	
			堤防断面		2,000		2,000			
古里川	八戸市	堤防高	9,800		9,800		橋 2箇所	橋 11箇所		
計			河川数	16	5	16	6	6	3	
			区間延長	199,840	32,900	192,040	32,900	橋 21箇所	橋 21箇所	重複考慮

④ 西北地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
岩木川	せばと川	五所川原市	堤防高		100		100			
	相内川	五所川原市	堤防高	5,800		5,800				
			堤防断面	1,000	800	1,300				
	山王川	五所川原市	堤防高	400	1,500	400	1,500			
	桂川	五所川原市	堤防高	2,600		2,600				
			堤防断面			200				
	今泉川	中泊町	堤防高	1,500		1,500				
			堤防断面	1,500	4,000	1,500	4,000			
	昆布掛川	中泊町	堤防高	300		300				
			堤防断面	300		300				
	薄市川	中泊町	堤防高			700				
			堤防断面			700				
	鳥谷川	中泊町	堤防高	3,900		3,900				
			堤防断面	500		500				
	尾別川	中泊町	堤防高	1,000	3,200	1,000	3,200			
			堤防断面	1,000	1,000	1,000	1,000			
	中里川	中泊町	堤防高	4,400		4,400				
			堤防断面	1,200	300	1,200	1,900			
	宮野沢川	中泊町	堤防高	1,000		1,000				
			堤防断面	1,000		1,000				
旧十川	五所川原市	堤防高	8,700		8,700					
金木川	五所川原市	堤防高	8,000		8,000					
		堤防断面	4,800		4,800	2,000				
小田川	五所川原市	堤防高	3,200		3,200					
		堤防断面	3,200	400	3,200	600				
飯詰川	五所川原市	堤防高	9,200	400	9,200	400				
		堤防断面	2,300		2,100					

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
岩木川	天神川	五所川原市	堤防高		1,000		1,000			
	十川	五所川原市 板柳町	堤防高	14,800		14,800				
			堤防断面		3,300					
	前田野目川	五所川原市	堤防高	3,900		3,900				
			堤防断面	3,900		3,900				
	浪岡川	板柳町	堤防高	1,500		1,500				
			堤防断面	1,500		1,500				
	磯松川	磯松川	五所川原市	堤防高	2,200		2,200			
堤防断面				2,200		2,200				
小泊川	小泊川	中泊町	堤防高	2,800		2,800				
			堤防断面	2,800		2,800				
岩木川	山田川	つがる市	堤防高	1,000	4,500	1,000	4,500			
			堤防断面	1,000	10,500	1,000	19,750			
計			河川数	19	11	20	10			
			区間延長	77,600	23,200	78,600	30,150			重複考慮

⑤ 西北地域県民局（鱒ヶ沢道路河川事業所）

水系名	河川名	水防管理 団体名	重 要 水 防 箇 所						摘 要	
			種 別	堤 防 (m)				工 作 物 等		
				左 岸		右 岸		重要度 A		重要度 B
				重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B			
鳴 沢 川	鳴 沢 川	鱒ヶ沢町	堤防高		1,600		1,600			
中 村 川	中 村 川	鱒ヶ沢町	堤防高		5,080		5,180			
			堤防断面		1,000					
赤 石 川	沼ノ沢川	鱒ヶ沢町	堤防高		1,650		1,650			
			堤防断面		1,500		2,800			
	恩愛沢川	鱒ヶ沢町	堤防断面		350		500			
小童子川	小童子川	深浦町	堤防断面		200					
磯崎川	磯崎川	深浦町	堤防高		2,500		2,500			
			堤防断面		2,160					
泥 川	泥 川	深浦町	堤防高	500	1,600	500	1,600			
津梅川	津梅川	深浦町	堤防高		950		950			
計			河川数	1	8	1	7			
			区間延長	500	13,930	500	15,130			重複考慮

⑥ 上北地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
高瀬川	高瀬川	東北町 七戸町	堤防高	3,500	4,600	3,500	4,600			
			堤防断面		3,500		3,500			
	姉沼川	三沢市 六戸町	堤防高	3,400		3,400				
			堤防断面	1,300	1,500	1,300	1,500			
	古間木川	三沢市	堤防高	3,470		3,470				
			堤防断面	1,210	2,100	1,210	2,100			
	流川	東北町	堤防高	300		300				
			堤防断面	300		300				
	砂土路川	十和田市	堤防高	3,800	3,000	3,800	3,000			
			堤防断面	3,800		3,800				
	津花川	東北町	堤防高	300		300				
			堤防断面	300		300				
	土場川	東北町	堤防高	2,000		2,000				
			堤防断面	2,000		2,000				
	赤川	東北町	堤防高	1,800		1,800				
	坪川	七戸町	堤防高	1,000	4,000	1,000	4,000			
			堤防断面	1,000	6,750	1,000				
	中野川	七戸町	堤防高	8,400		8,400				
			堤防断面	5,200		5,200				
	市ノ渡川	七戸町	堤防高	4,200		4,200				
堤防断面			1,000		1,000					
栗ノ木川	七戸町	堤防高	2,400		2,400					
川去川	十和田市 東北町	堤防高	6,050	1,250	6,050	1,250				
大林川	七戸町	堤防高	5,500		5,500					
作田川	七戸町	堤防断面		1,000		1,000				
前川	六ヶ所村	堤防高		900		900				

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市	堤防高	24,500	3,750	24,500	3,750			
			堤防断面	6,100		6,800				
	後藤川	十和田市	堤防高		12,000		12,000			
	中里川	十和田市	堤防高	1,300		1,300				
			堤防断面	300	500	300				
	熊の沢川	十和田市	堤防断面				500			
	片淵川	十和田市	堤防高		500		500			
	生内川	十和田市	堤防高	3,500		3,500				
	藤島川	十和田市	堤防高		900		900			
小林川	十和田市	堤防高	7,000		7,000					
野辺地川	野辺地川	野辺地町	堤防高	11,900		11,900				
			堤防断面	2,700		3,600				
	枇杷野川	野辺地町	堤防高	4,000		4,000				
			堤防断面			800				
	与田川	野辺地町	堤防高	1,600		1,600				
			堤防断面	300		800				
戸鎖川	戸鎖川	六ヶ所村	堤防高	4,900	800	4,900	800			
			堤防断面		800		800			
	室ノ久保川	六ヶ所村	堤防高	2,600		2,600				
桧木川	桧木川	横浜町	堤防高		1,000		1,000			
明神川	明神川	おいらせ町	堤防高	3,500	700	3,500	700			
			堤防断面	3,500		3,500				
一の川	一の川	おいらせ町	堤防高	1,400		1,400				
二の川	二の川	おいらせ町	堤防高	5,100		5,100				
計			堤防断面	26	16	26	16			
			堤防高	117,420	38,650	117,420	35,900		重複考慮	

⑦ 下北地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						工 作 物 等	摘 要	
			種 別	堤防 (m)				重要度A			重要度B
				左岸		右岸					
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B				
田名部川	田名部川	むつ市	堤防高	1,450	2,000	1,450	2,000				
	小川	むつ市	堤防高	4,000		4,000		橋 3箇所			
	女館川	むつ市	堤防高	600		600					
	青平川	東通村	堤防高	1,200	2,000	1,200	2,000				
	目名川	東通村	堤防高	600	1,500	1,600	1,500				
			堤防断面	600		600					
冷水沢川	東通村	堤防高		500		500					
今泉川	今泉川	むつ市	堤防高	4,900		5,500		橋 2箇所			
	松田川	むつ市	堤防高	1,800		1,800					
	天狗川	むつ市	堤防高	800		500					
川内川	川内川	むつ市	堤防高	7,500		5,000					
戸沢川	戸沢川	むつ市	堤防高	2,000		2,000					
	柳ノ沢川	むつ市	堤防高		300		300	橋 1箇所			
奥戸川	奥戸川	大間町	堤防高		900		900				
	小川代川	大間町	堤防高	1,000	500	1,000	500				
堤防断面						830					
野牛川	野牛川	東通村	堤防高	1,700		1,700					
	石釜沢	東通村	堤防高	500	700	500	700				
老部川	老部川	東通村	堤防高	1,200		1,200					
大畑川	大畑川	むつ市	堤防高	2,000		2,200					
材木川	材木川	大間町	堤防高	1,000	2,100	1,000	2,100				
			堤防断面			180					
古佐井川	古佐井川	佐井村	堤防高		1,000		1,000				
大佐井川	大佐井川	佐井村	堤防高	1,550		3,250					
福浦川	福浦川	佐井村	堤防高	1,600		1,250		橋 1箇所	橋 1箇所		
脇野沢川	脇野沢川	むつ市	堤防高	5,100		5,100		橋 2箇所	橋 1箇所		
			堤防断面		740		2,190				

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度A		重要度B
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B			
男川	男川	むつ市	堤防高	2,600		2,600				
			堤防断面			180				
宿野部川	宿野部川	むつ市	堤防高	2,500		2,500			橋 1箇所	
大荒川	大荒川	むつ市							橋 1箇所	
計			河川数	21	11	21	11	3	6	
			区間延長	45,600	11,500	45,950	11,500	橋 5箇所	橋 8箇所	重複考慮

2. 直轄管理区間

(1) 国土交通省重要水防箇所評定基準（案）

種別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・ 破堤跡 ・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 重要水防箇所総括表

青森河川国道事務所
高瀬川河川事務所

(令和4年3月現在) ※毎年度末更新

河川名	直轄管理 区間延長 (km)	重要水防箇所									
		重要度A区間		重要度B区間		計		要注意区間			
		堤防	工作物	堤防	工作物	堤防	工作物	工事施工	新堤破堤跡・旧川		陸閘
		延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	箇所	箇所	延長(m)	箇所
十三湖				3,895		3,895					
岩木川	69.9 (十三湖を含む)	43,744		110,555		154,299				13,446	
		43,140	10	44,484	9	87,624	19			13,446	
右支川		8,371		1,462		9,833				1,849	
平川	5.9	8,371	4	1,133		9,504	4			1,849	
平川右支川		3,667		1,027		4,694				174	
浅瀬石川	2.3	3,667	1			3,667	1			174	
平川左支川		659		213		872					
土淵川	0.6	659				659					
左支川		3,608		3,704		7,312					
大峰川	1.9	3,608	2	224		3,832	2				
計	80.6	60,049		120,856		180,905				15,469	
		59,445	17	49,736	9	109,181	26			15,469	
馬淵川	10.0	1,322		8,473		9,795		1		3,053	
		951	1	7,686	4	8,637	5	1		3,053	
高瀬川	40.1			11,926		11,926				1,740	
				9,208		9,208				1,740	1

注意1：重要度の堤防延長の上段は、各評定種別延長の合計値。

注意2：重要度の堤防延長の下段は、重複を考慮した総合評定延長。

第2節 農業用ため池の防災・減災対策について（参考）

【地域県民局別ため池内訳（令和4年3月末現在）】

県民局名	市町村名	総数	防災重点農業用ため池
東 青	青森市	110	48
	青森町	61	11
	青森町	3	1
	青森村	22	9
	青森町	19	12
	計	215	81
中 南	弘前市	129	46
	黒石市	13	4
	平川市	15	8
	西目屋村	4	3
	藤崎町	0	0
	大田町	4	0
	大田村	0	0
計	165	61	
三 八	八戸市	22	5
	三戸町	5	3
	五戸町	18	3
	田子町	0	0
	南階町	11	2
	階上町	28	4
	新郷村	1	0
計	85	17	
西 北	五所川原市	170	80
	つがる市	138	35
	鱒ヶ沢町	377	24
	深浦町	108	24
	板柳町	0	0
	鶴田町	3	0
	中泊町	40	15
	計	836	178
上 北	十三和田市	116	1
	三沢市	13	3
	野辺地町	32	1
	七戸町	51	3
	六戸町	14	2
	横浜町	6	3
	東北町	79	6
	六ヶ所村	17	2
	おいらせ町	24	11
計	352	32	
下 北	むつ市	34	13
	大間町	1	1
	東通村	5	3
	風間浦村	0	0
	佐井村	1	1
計	41	18	
計		1,694	387

農業用ため池の防災・減災対策については、今後の本県の農業用ため池における優先度等を取りまとめた「青森県ため池の安全・安心力アッププラン（令和2年9月改訂）」に基づき、ハザードマップ作成などのソフト対策と必要なハード対策を推進する。特に、防災重点農業用ため池のハード対策については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の期限である令和12年度まで、計画的に実施していく。

第 7 章

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水・高潮対応	227
1. 洪水浸水想定区域の指定状況	227
2. 高潮浸水想定区域の指定状況	227
3. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	228
4. ハザードマップ	228
5. 予想される水災の危険の周知等	229
6. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	229
7. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	229
8. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	229
9. 浸水被害軽減地区	230
第 2 節 津波対応	230
1. 津波災害警戒区域の指定	230
2. 市町村地域防災計画の拡充	230
3. 津波ハザードマップの作成・周知	230
4. 避難促進施設に係る避難確保計画	231

第1節 洪水・高潮対応

1. 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国管理

地域県民局等	水系名	河川名	洪水浸水想定区域 公表時点	洪水浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
青森河川 国道事務所	岩木川	岩木川	H29.1.20	http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html	五所川原市、中泊町、つがる市、鶴田町、弘前市、板柳町、藤崎町、青森市
		平川下流	H29.1.20		五所川原市、鶴田町、弘前市、板柳町、藤崎町
		浅瀬石川	H29.1.20		五所川原市、鶴田町、板柳町、藤崎町、田舎館村、平川市
		土淵川	H29.1.20		弘前市、藤崎町、平川市
		旧大峰川	H29.1.20		つがる市、鶴田町、弘前市
馬淵川	馬淵川下流	H29.1.20	http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/mabechi.html	八戸市	
高瀬川河川事務所	高瀬川 (小川原湖)	H28.5.31	http://www.thr.mlit.go.jp/takase/shinsou/index.html	三沢市、六ヶ所村、東北町、七戸町、六戸町	

県管理

・公表HPアドレス(全河川共通)

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/kouzuishinsuisoutei.html>

地域県民局等	水系名	河川名	洪水浸水想定区域 公表時点	関係市町村
東青・中南	岩木川	浪岡川	H31.1.23	青森市、五所川原市、黒石市、板柳町、鶴田町、藤崎町、田舎館村
東青	堤川	堤川	R1.10.25	青森市
		駒込川	R1.10.25	青森市
	沖館川	沖館川	R1.7.24	青森市
		西滝川	R1.7.24	青森市
	赤川	赤川	R2.6.10	青森市
	蟹田川	蟹田川	R2.6.10	外ヶ浜町
	小湊川	小湊川	R2.6.10	平内町
		盛田川	R2.6.10	平内町
	新城川	新城川	R2.6.10	青森市
	天田内川	天田内川	R2.6.10	青森市
野内川	野内川	R2.6.10	青森市	
今別川	今別川	R2.6.10	今別町	
中南	岩木川	平川上流	R1.10.25	弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村
		後長根川	R1.10.25	弘前市
		腰巻川	R1.10.25	弘前市
中南・西北	岩木川	十川	H31.1.23	青森市、五所川原市、黒石市、板柳町、鶴田町、藤崎町、田舎館村
三八	馬淵川	馬淵川中流	H30.10.22	八戸市、南部町、三戸町
		種子川	H30.10.22	田子町
		熊原川	H30.10.22	三戸町、田子町
		浅水川	H30.10.22	八戸市、五戸町、新郷村
	五戸川	五戸川	R1.7.24	八戸市、五戸町、新郷村
新井田川	新井田川	H30.10.22	八戸市	
西北	岩木川	金木川	R1.10.25	五所川原市、つがる市、中泊町
		松野木川	R1.10.25	五所川原市、つがる市、中泊町
		旧十川	R1.10.25	五所川原市、つがる市、中泊町
西北(鱒ヶ沢)	中村川	中村川	R2.6.10	鱒ヶ沢町
上北	高瀬川	高瀬川	H31.1.23	東北町、七戸町
		赤川	H31.1.23	東北町、七戸町
		古間木川	R2.6.10	三沢市
	奥入瀬川	奥入瀬川	H31.1.23	八戸市、十和田市、おいらせ町、六戸町
	明神川	明神川	R2.6.10	おいらせ町
野辺地川	野辺地川	H31.1.23	野辺地町、東北町	
	枇杷野川	H31.1.23	野辺地町	
下北	田名部川	田名部川	H30.10.22	むつ市、東通村
		小川	H30.10.22	むつ市
	脇野沢川	脇野沢川	R2.6.10	むつ市
	大畑川	大畑川	R1.7.24	むつ市

2. 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、高潮による災害の発生を警戒すべき海岸において、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

・公表HPアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/aomorikoutakasiosinsuisouteikuiki.html>

地域県民局等	高潮浸水想定区域公表時点	関係市町村
東青	R5. 3. 24	青森市、蓬田村

3. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報等の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

上記事業所等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置をするものとする。

事業所等	地下街等	社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設	大規模工場等 （※申出のあったもの）
措置の義務付け	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	設置義務有り、構成員の市町村長への報告	設置した場合、構成員の市町村長への報告	設置した場合、構成員の市町村長への報告

※大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記2. ①②③に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることとする。

5. 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9. 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第2節 津波対応

1. 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

2. 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3. 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4. 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 8 章 法令規則等

1. 水防法	235
2. 水防法施行規則	256
3. 気象業務法(抄)	265
4. 気象業務法施行令(抄)	267
5. 水防工法	268
6. 水防管理団体の水防計画作成基準	271
7. 河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について	274
8. 水防施設費国庫補助規則	291
9. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)	293
10. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(抄)	294
11. 水防施設費補助規則	295
12. 水防功労者表彰規則	301
13. 退職水防団員等報償規定	319
14. 青森県附属機関に関する条例	324

1. 水 防 法

昭和 24・6・4

法律 193

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加

その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知

事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含

む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣

- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

2. 水防法施行規則

平成 12・11・21 建設省令第 44 号
最終改正令和 3・11・1 国土交通省令第 69 号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しな

ければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域(以下単に「高潮浸水想定区域」という。)の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者(以下この条において「住民等」という。)に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したもの(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七

条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先
(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
- 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- 三 当該浸水被害軽減地区の位置
- 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
 - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- 二 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

別記様式（第19の5関係）

浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書

水防法（以下「法」という。）第15条の8第1項の規定により法第15条の8第1項本文に規定する行為を届け出ます。 年 月 日 殿 届出者 住所 氏名 印		
1	浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	
2	法第15条の8第1項本文に規定する行為の種類	
3	法第15条の8第1項本文に規定する行為を行う場所	
4	法第15条の8第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要	
5	法第15条の8第1項本文に規定する行為の着手予定日	年 月 日
6	法第15条の8第1項本文に規定する行為の完了予定日	年 月 日
7	その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 法第15条の8第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、法第15条の8第1項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

3. 気 象 業 務 法 (抄)

〔 昭和 27・6・2
法律 165 〕

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 3 章 予報及び警報

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるよう努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しく

は流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深)を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条]及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

4. 気象業務法施行令(抄)

〔 昭和 27.11.29 〕
政令 471

最終改正 平成 25・8・26 政令第 241 号

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無および程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規程による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

(一・二略)

三 法第十四条の二第一項の規程による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

5. 水 防 工 法

1. 水防工法の分類について

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合…堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から決壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

原因	工 法	工法の概要	利用箇所 河川	おもに使用する資材	
				現 在	
越 水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 水	川 裏 対 策	釜 段 工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月 の 輪 工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		た る 伏 せ 工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因	工法	工法の概要	利用箇所 河川	おもに使用する資材	
				現	在
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川水深の浅い所	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろ入手が困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
洗掘	洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木長し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄棒、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
決壊	決壊	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
き裂	天端	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
		折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	天端く裏のり	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
		控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、鉄鋼、鉄線、土のう	

原因		工法	工法の概要	利用箇所 河川	おもに使用する資材	
					現在	
裏 の 崩 壊	裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんで くいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、 のり面がすべらないように 竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ち こむ	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、 竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	崩	壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、くい、そだ
			くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、 中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に 積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		壊	つなぎ くい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち これを連結して中詰めに土 のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、 土砂
			さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じ でさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、 土のう
			築きまわし工	裏のり工にくい打ちさくを 作り中詰めの土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土の う
そ の 他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流 木の除去	一般河川	長尺竹、とび口		
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮者、無線車		

(実務者のための「水防技術ハンドブック」より)

6. 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体の水防計画作成指導方針

1. 指定水防管理団体は毎年水防計画（具体的実施計画）を青森県の水防計画及び次に示す基準に基づいて作成し、その計画書を提出して知事の承認を受けなければならない。また、水防計画を変更したときは、その都度承認を受けるものとする。
2. 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画をたて、地域県民局地域整備部に提出するものとする。
3. 水防計画の作成に当たっては水防協議会（これに準ずるものを含む）に諮り、でき得る限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底させるものとする。
4. 水防計画書には、水防活動を行ううえで必要な事項が定められる。その内容は、水防法第2条に定めのあるとおり、水防上必要な監視、警戒、連絡、輸送およびダムまたは水門、こう門の操作、水防のための水防団および消防機関の活動、1つの水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防に必要な器具、資材、設備および運用に関する事項を内容としている。

水防管理団体の水防計画作成の手引き

平成30年2月20日 国水環第120号
各都道府県水防主管部長あて 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長通知

本手引きは、水防管理団体が水防計画を作成する際に参考となるよう、水防計画の作成イメージ例（指定水防管理団体としてある市を想定）を示すとともに解説として作成時に留意すべき事項を示したものである。

また、各事項について、法律に規定されている等の理由により必ず記載すべきと考えられるものは（必須）、特に規定等はないものの水防事務を円滑に進めるためには記載するのが望ましいと考えられるものは（推奨）、それ以外でも記載しておく参考となるものは（任意）と区分し、解説に記述した。

指定水防管理団体は、本手引きを参考にし、管轄地域の実情に合わせて適宜補足、変更を加え、水災の警戒、防御、被害軽減に寄与するよう関係者が検討・協議を進め、都道府県の水防計画に応じた水防計画を作成することとする。

〇〇市水防計画

<目次例>

第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 用語の定義
- 1.3 水防の責任等
- 1.4 水防計画の作成及び変更
- 1.5 津波における留意事項
- 1.6 安全配慮

第2章 水防組織

- 2.1 市の水防組織

第3章 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

- 4.1 気象庁が行う予報及び警報
- 4.2 洪水予報河川における洪水予報
- 4.3 水位周知河川における水位到達情報
- 4.4 水位周知下水道における水位到達情報
- 4.5 水位周知海岸における水位到達情報
- 4.6 水防警報
- 第5章 水位等の観測、通報及び公表
 - 5.1 水位の観測、通報及び公表
 - 5.2 雨量の観測及び通報
 - 5.3 水位等の通報系統図
- 第6章 気象予報等の情報収集
- 第7章 ダム・水門等の操作
 - 7.1 ダム・水門等
 - 7.2 操作の連絡等
 - 7.3 連絡系統
- 第8章 通信連絡
 - 8.1 通信連絡系統
 - 8.2 災害時優先通信の取扱い
 - 8.3 その他の通信施設の使用
- 第9章 水防施設及び輸送
 - 9.1 水防倉庫及び水防資器材
 - 9.2 輸送の確保
- 第10章 水防活動
 - 10.1 水防配備
 - 10.2 巡視及び警戒
 - 10.3 水防作業
 - 10.4 警戒区域の指定
 - 10.5 避難のための立ち退き
 - 10.6 決壊・越水後の通報及びその後の措置
 - 10.7 水防配備の解除
- 第11章 水防信号、水防標識等
 - 11.1 水防信号
 - 11.2 水防標識
 - 11.3 身分証票
- 第12章 協力及び応援
 - 12.1 河川管理者の協力及び援助
 - 12.2 下水道管理者の協力
 - 12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定
 - 12.4 警察官の援助要求
 - 12.5 自衛隊の派遣要請
 - 12.6 国（河川事務所、地方气象台等）との連携
 - 12.7 企業（地元建設業等）との連携
 - 12.8 住民、自主防災組織等との連携
- 第13章 費用負担と公用負担
 - 13.1 費用負担
 - 13.2 公用負担

第14章 水防報告等

14.1 水防記録

14.2 水防報告

第15章 水防訓練

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水、内水、高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

16.1.2 内水浸水想定区域の指定状況

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定状況

16.1.4 洪水・内水・高潮ハザードマップ

16.1.5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置

16.1.6 予想される水災の危険の周知等

16.1.7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

16.1.8 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

16.1.9 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

16.1.10 浸水被害軽減地区

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

16.2.2 市町村地域防災計画の拡充

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

17.2 水防協力団体の業務

17.3 水防協力団体の水防団等との連携

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

7. 河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について

平成29. 3. 27 国水環第35号
各都道府県土木主管部長あて
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通達

「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル」については、平成27年3月10日付水管理・国土保全局河川環境課長名により運用しているところであるが、今般別添のとおり改めたので、今後はこれにより運用されたい。

なお、平成27年3月10日付け国水環第146号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルについて」は廃止する。

[別添]

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル (地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達)

(目 的)

第1条 「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（平成13年2月26日付け河川局長通知）及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時に関する地方整備局等の管轄区域について』（平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知）」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資することを目的とする。

(対象河川)

第2条 連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

(情報伝達の対象事象)

第3条 情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

- 一 地震
- 二 河川の氾濫
- 三 高潮、津波による災害
- 四 大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
- 五 その他、連絡すべきと判断される事象

(情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール)

第4条 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによって、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

(情報伝達担当者)

第5条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

(地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立)

第6条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

(別紙)

1. 出水時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 出水概要	氾濫注意水位を超えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで定期的に 【氾濫注意水位を超えた時点で第1報を報告の後は、原則として8時、16時時点でとりまとめ、それぞれ9時、17時報告。(その他本省の指示により定期的に報告)】	E-mail	整備局ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・避難勧告等の発令状況 ・排水ポンプ車等の出動要請の範囲、活動状況及び水防団等の活動状況 ・洪水予報発表状況 【出水様式－総括】 【洪水予報発令状況報告様式】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
	(2) 水位予測	大出水が予測される時 (具体的には、氾濫注意水位を超えた時から3時間ビッチ、既往最高水位または危険水位を超える恐れのある時から毎正時。但し、特定の区間に指定されている河川においては、氾濫危険水位を超えた時から毎正時。ピーク水位以降については、本省に確認。)	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	代表基準点の水位予測 【出水様式－1】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
	(3) 危険箇所情報	氾濫危険水位を超える恐れがある時以降、ピーク水位に達するまで、定期的(30分毎)に報告	E-mail FAX (マイクロ電話)	・危険箇所の実況水位 ・避難勧告発令状況(発令時間、範囲) ・河道形状(堤防構造等) ・破堤した場合の被害想定 【危険箇所水位状況報告様式】	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
	(4) 被害情報	整備局及び開発局が情報を受けた時直ちに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式－2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局水災害予報センター] →[本省河川環境課河川保全企画室]
			重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式－2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
(5) 緊急復旧状況	本省の指示により定期的に		FAX	【出水様式－3】	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 出水状況 (水位・雨量)	氾濫危険水位に達した場合 (氾濫危険水位の設定がされていない河川においては越水などの恐れがある場合)	第1報	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・水位上昇の見込み(天端超過の可能性) ・避難勧告等発令状況(発令時間、範囲) ・河道形状(掘込みor有堤等) ・破堤した場合の被害想定	[都道府県]→[整備局等]→ →[本省河川環境課河川保全企画室]
			第2報以降 本省の指示により適宜	E-mail (FAX)	都道府県ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・避難勧告等発令状況 ・排水ポンプ車等出動要請の範囲、活動状況及び水防団等の活動状況 【出水様式－総括】	
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	洪水予測を実施している場合は【出水様式－1】にて報告 【出水様式－2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	
	(2) 破堤等被害情報	重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
第2報以降 適宜速やかに			E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式－総括】 【出水様式－2(1)・(2)】 【出水様式－3】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]	

2. 地震時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ○は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・点検結果速報 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		震度5以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【地震様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真等 添付)		
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 地震災害報告	震度5弱以上が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・点検結果速報 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真等 添付)		

3. 津波時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ○は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・地震発生状況 ・気象庁の津波警報 ・津波情報 ・警報対象河川 【津波様式-1】 ・点検結果速報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、携帯、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-3】 (現地状況写真等 添付)		
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・地震発生状況 ・気象庁の津波警報 ・津波情報 ・警報対象河川 【津波様式-1】 ・点検結果速報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、携帯、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-3】 (現地状況写真等 添付)		

4. 河岸崩落時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた 場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)	[本局河川情報管理官] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧 情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)		
【都道府県 管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた 場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧 情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)		

5. その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記1～3に準じて、適宜伝達するものとする。

出水様式－総括

○河川(○月○日○:○現在)

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局	水系	河川	市町村	地点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				左右岸	KP	原因	床上(戸)	床下(戸)	原因	全壊(戸)	半壊(戸)	原因	面積(約ha)	

2)河川管理施設等被害

整備局	水系	河川	市町村	地点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量(約)	

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				原因	床上(戸)	床下(戸)	原因	全壊(戸)	半壊(戸)	原因	面積(約ha)	

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■避難勧告及び避難指示(緊急)等の状況

<国管理河川に関わる避難勧告及び避難指示(緊急)の状況>

整備局	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型*	世帯数	人数			

※「準備」: 避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」: 避難勧告 「指示」: 避難指示(緊急)

<都道府県管理河川に関わる避難勧告及び避難指示(緊急)の状況>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型*	世帯数	人数			

※「準備」: 避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」: 避難勧告 「指示」: 避難指示(緊急)

■国管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

水系 河川

整備局	水系	河川					

2)現在、**避難判断水位**を超えている河川

水系 河川

整備局	水系	河川					

3) 現在、**氾濫注意水位**を超えている河川 水系 河川

整備局	水系	河 川					

4) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川 水系 河川

整備局	水系	河 川					

5) **避難判断水位**を超えたが現在下回った河川 水系 河川

整備局	水系	河 川					

6) **氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川 水系 河川

整備局	水系	河 川					

■ 都道府県管理河川の出水状況

1) 現在、**氾濫危険水位**を超えている河川 水系 河川

都道府県	水系	河 川					

2) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川 水系 河川

都道府県	水系	河 川					

■ 国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

< 国管理河川 >

整備局	水系	河 川	市町村	地 点		排水P車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

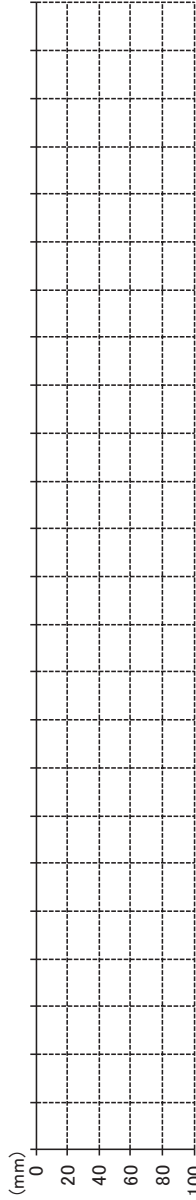
< 都道府県管理河川 >

都道府県	水系	河 川	市町村	排水P車出動状況		水防団等活動状況
				出動数 (台)	稼働 状況	

水位予測

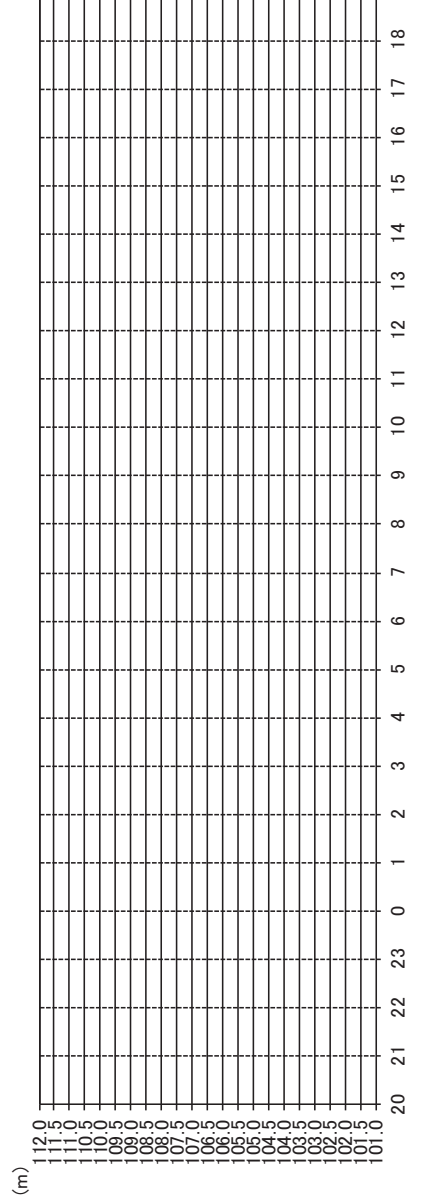
出水名 平成〇年〇月〇〇日～〇〇日洪水 降雨成因 台風〇号 〇〇地方整備局 〇〇河川事務所

水系名
 〇〇水系
 河川名
 〇〇川
 予測地点名
 〇〇地点
 洪水予報基準地点
 予測手法



雨量
 流域平均雨量
 グラフの開始時刻
 年 2002
 月 5
 日 7
 時刻 20

次のシートを作成
 グラフ作成



実績	日	時刻																									
		07日 20時	07日 21時	07日 22時	07日 23時	08日 00時	08日 01時	08日 02時	08日 03時	08日 04時	08日 05時	08日 06時	08日 07時	08日 08時	08日 09時	08日 10時	08日 11時	08日 12時	08日 13時	08日 14時	08日 15時	08日 16時	09日 09時	09日 10時	09日 11時		
実績	日																										
1時間先の予測	降水																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										
	予測降雨																										
	水位																										

※記入要綱
 1.Rave(流域平均雨量)がない場合は、代表雨量観測所とする
 2.既往最大洪水水位曲線と、今回出水の水位上昇時の警戒水位を合致させて記入のこと
 3.観測所の河川横断面、HWL、危険水位、警戒水位、指定水位を記入のこと
 【備考】
 予測・・・「予測降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水中)
 再現・・・「実績降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水後、フェックの7ため)

事務所 平成 年 月 日 時 分 秒
 本局 送信 受信 平成 年 月 日 時 分 秒
 受信者 送信者

河川環境課河川保全企画室 宛
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
(マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式－2 (1) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
(都道府県名 :)

出水名	台風〇〇号 (第 報)			
水系名	1級河川 <small>ふりがな</small> 〇〇〇川	河川名	<small>ふりがな</small> 〇〇〇川	
出水状況	<input checked="" type="radio"/> 現状 <input type="radio"/> (見込み)			
被害状況	発生日時	H . . 〇〇 : 〇〇	発生場所	〇〇県 ^{ふりがな} 〇〇町
	原因	破堤 <input checked="" type="radio"/> 越水 <input type="radio"/> 溢水 内水 : 未確認	距離標	<input checked="" type="radio"/> 左 : 右 〇.〇 ~ 〇.〇 km
【記入例】	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < <input checked="" type="radio"/> 速報値 : 確定値 >			
	(<input checked="" type="radio"/> 拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)			
	(1) 浸水面積	< <input checked="" type="radio"/> 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
〇〇町	〇〇ha	(予測	ha)	
〇〇町		(予測	ha)	
(2) 人的被害	< <input checked="" type="radio"/> 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	死者	人		
	行方不明者	人		
(3) 家屋被害	< <input checked="" type="radio"/> 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	床下浸水	戸 (予測	戸)	
	床上浸水	戸 (予測	戸)	
	軒下浸水	戸 (予測	戸)	
	家屋流出	戸		
(4) その他	< <input checked="" type="radio"/> 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	国道〇号線	通行止め		
(予測	〇〇町	J R〇〇線	通行止め)	

注) ・ 平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)
 ・ 現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛 (マイクロ 80-35462、35465、35467)	課 (氏名 :) (マイクロ)
---	----------------------

(月 日 時 分)

出水様式－２(２) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
(都道府県名 :)

被害への 対応状況 現状 (予定)	○○月○○日○○時現在 (１) 実施済み (２) 今後の対応
避難状況 等	○○月○○日○○時現在 < 速報値 : 確定値 > (１) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町 : ○○世帯○○人 等、具体的に記載 (２) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町 : ○○世帯○○人 等、具体的に記載 (３) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町 : ○○世帯○○人 等、具体的に記載 (４) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	○○月○○日○○時現在 < 速報値 : 確定値 > (１) ○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 (２) ○○町

河川環境課河川保全企画室 宛 (マイクロ 80-35462、35465、35467)	課 (氏名 :) (マイクロ) (月 日 時 分)
---	-------------------------------------

出水様式－3 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
 (都道府県名 :)

出水名	台風〇〇号 (第 報)		
水系名	1級河川 〇〇〇川	河川名	〇〇〇川
時 点	〇月〇日〇時現在	発生日時	H14. 10. 22 14:00
発生場所	〇〇県〇〇町	距離標	左 : 右 〇. 〇~〇. 〇 km
被災状況	破堤 : 堤防洗掘 : 河岸洗掘 漏水 : その他 ()	状 況	拡大中 : 変化なし 減少中
	被災数量 延 長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・ 平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)
 ・ 写真を添付

地震様式 - 1

○河川(○月○日○:○現在)

■点検状況

<国管理河川>

整備局	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

■被害状況

<国管理河川>

整備局	水系	河川	市町村	地点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量 (約)	

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■河川管理施設の状況

<国管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

整備局	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

<都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室 (マイクロ 80-35462、35465、35467)	宛 ← 課 (氏名 :) (マイクロ)
---	--------------------------

(月 日 時 分)

地震様式－２ 緊急復旧情報（国・都道府県管理河川）

(整備局等名 :)
 (都道府県名 :)

地震名	(第 報)		
水系名	1級河川 ○○○川	河川名	○○○川
時 点	○月○日○時現在	発生日時	H14. 10. 22 14:00
発生場所	○○県○○町	距離標	左 : 右 ○. ○～○. ○ k m
被災状況	堤防縦断亀裂(HWLに達する、達しない) : 堤防横断亀裂(HWLに達する、達しない) 堤防すべり崩壊(はらみ出し) : 堤防沈下 その他 ()		
	被災数量 延長 m 沈下量 m		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員(人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・平面図、横断図を添付(全体計画及び進捗状況が分かる図面)
 ・写真を添付

河川環境課河川保全企画室 (マイクロ 80-35462、35465、35467)	宛 ←	課 (氏名 :) (マイクロ) (月 日 時 分)
---	-----	-------------------------------------

津波様式－１ 津 波 情 報

(整備局等名 :)

地震発生日時	H○年○月○日 ○時○分発生 (第 報)	
震源地情報	震源地 ○○ (マグニチュード)	
地震発生状況	震度 5 弱 ○○県南部 震度 4 ○○県、○○県	
警報等発令	警報発令地域 (発令) ○月○日 ○時○分 (解除) ○月○日 ○時○分	
	注意報発令地域 (発令) ○月○日 ○時○分 (解除) ○月○日 ○時○分	
警報対象河川	国管理河川	
	都道府県管理河川	

河川環境課河川保全企画室
 (マイクログ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクログ)

(月 日 時 分)

津波様式-2 点検結果速報

(整備局等名 :)

管轄	水系名	河川名	被災箇所	被災状況	番号
国管理河川			(右:左) ○○～○○km	箇所数 ○○箇所 延長 ○○m	
			○○県 ○○町	破堤	
				堤防洗掘	
				護岸崩壊	
				その他	

注)・平面図、横断面(被災箇所が分かる図面)を添付
 ・写真を添付

河川環境課河川保全企画室 (マイクロ 80-35462、35465、35467)	宛 ←	課 (氏名 :) (マイクロ)
---	-----	----------------------

(月 日 時 分)

崩落様式 - 1 (1)

河岸崩落被害情報

(整備局等名 :)
(都道府県名 :)

発生場所	〇〇 ^{ふりがな} 県〇〇町	発生日時	H14. 10. 22 14:00
水系名	1級河川 〇〇〇 ^{ふりがな} 川	河川名	〇〇〇 ^{ふりがな} 川 (左:右)
法指定	法河川 : 砂防指定地 : 普通河川 : その他 ()		
管理者		崩落原因	
崩落状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在		
	(1) 崩落土砂量 (2) 河道埋塞状況 (3) ダムアップ状況 (4) 河道崩落土砂流出の可能性		
被害状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >		
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)		
	(1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 〇〇 h a		
	(2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 死者 人 行方不明者 人		
	(3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 床下浸水 戸 床上浸水 戸 軒下浸水 戸 家屋流出 戸		
	(4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 国道〇号線 通行止め		

注) ・位置図、平面図、崩落状況図を添付
・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

宛

課 (氏名 :)
(マイクロ)

(月 日 時 分)

崩落様式－１(２)

河岸崩落被害情報

(整備局等名 :)
(都道府県名 :)

避難状況等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(4) 自衛隊出動要請状況等
復旧活動状況等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 復旧状況
	(2) 上下流における安全対策
	(3) 直轄支援状況
	(4) その他

8. 水防施設費国庫補助規則

昭和26年3月29日 建設省令第5号
最終改正平成23・7・1 国土交通省令第50号

水防施設費国庫補助規則を次のように定める。

(補助の目的)

第一条 国土交通大臣は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、都道府県に対して、この規則の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第二条 この規則で「水防施設」とは、水防に必要な器具、資材及び設備をいう。

(補助の対象)

第三条 国は、左に掲げる費用について、毎年度予算の範囲内において、補助金を当該都道府県に対して交付する。

- 一 都道府県が水防施設を整備するために要する費用
- 二 水防管理団体が水防施設を整備するために要する費用について、都道府県が当該水防管理団体に対して助成する費用
- 三 都道府県がその助成に係る水防管理団体の水防施設の整備の状況を監督するために要する費用

(計画書の提出・内定額の通知)

第四条 都道府県知事は、水防施設について国庫の補助を受けようとするときは、あらかじめ、別に定める様式の計画書を水管理・国土保全局長に提出しなければならない。

2 前項の計画書に基づき国庫において補助しようとする額が内定したときは、水管理・国土保全局長は、内定した金額を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(国庫補助申請書の提出)

第五条 都道府県知事は、同条第二項の内定通知を受けたときは、都道府県の議会のこれに関する議決を経て、当該予算書の関係部分の写及び実施計画書を添えて、国土交通大臣に国庫補助申請書を提出しなければならない。

2 前項の実施計画書及び国庫補助申請書の様式は、別に定める。

(国庫補助通知書の交付)

第六条 国土交通大臣は、前条の国庫補助申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助額を決定し、国庫補助通知書を交付するものとする。

(実施計画書の変更)

第七条 前条の国庫補助通知書を受けた後において、実施計画書の内容について著しい変更をしようとするときは、都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(報告事項)

第八条 都道府県知事は、天災その他の災害により国庫の補助に係る水防施設に著しい被害を受けたときは、直ちにその状況を水管理・国土保全局長に報告しなければならない。

(検査)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国庫の補助に係る水防施設に関して、必要な検査をすることができる。

(認定)

第十条 国庫の補助に係る水防施設が整備されたときは、都道府県知事は、直ちに別に定める様式の精算書を国土交通大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

(補助金の返納)

第十一条 水防施設が整備された場合において、整備費に剰余を生じたときは、その剰余のうち、補助金に相当する額は国庫に返納しなければならない。但し、百円に満たないときは、この限でない。

(補助金の返還命令)

第十二条 補助金の交付を受けた都道府県について、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、国土交通大臣は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を使用しないとき、又は補助の目的に反して使用したとき。
- 二 この規則の規定に違反したとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

(水防管理団体に対する助成の手続)

第十三条 水防管理団体に対して都道府県が助成をする場合の手続その他必要な事項は、都道府県知事が定める。

附 則

この省令は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則 (昭和27年7月14日建設省令第22号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年11月20日建設省令第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成23年7月1日国土交通省令第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

9. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

〔 昭和 37・9・6 〕
法律 150

最終改正 平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

（趣 旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

10. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律施行令（抄）

〔 昭和 37・10・10 〕
政令 403

最終改正 平成 28 年 11 月 24 日政令第 353 号

（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

一 法第二十一条の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が百九十万円を超える都道府県の区域

二 法第二十一条の規定により水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（水防資材の費用）

第四十条 法第二十一条の政令で定める費用は、激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては百九十万円を超える部分、水防管理団体にあつては三十五万円を超える部分とする。

2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

1 1. 水防施設費補助規則

〔 昭和 27 年 11 月 6 日 青森県規則第 107 号 〕
最終改正 平成 27 年 7 月 17 日 青森県規則第 33 号

水防施設費補助規則を、ここに公布する。

水防施設費補助規則

(趣 旨)

第一条 県は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、水防管理団体に対して毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(定 義)

第二条 この規則においての次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 水防施設 水防に必要な器具、資材及び設備をいう。
- 二 水防管理団体 水防法（昭和二十四年法律第九十三号。以下「法」という。）第二条第二項の水防管理団体をいう。
- 三 水防管理者 法第二条第三項の水防管理者をいう。
- 四 指定水防管理団体 法第四条により知事の指定を受けた水防管理団体をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第三条 補助金の交付の対象となる経費は原則として毎年度国庫補助の対象となる水防施設の整備に要する経費とし、それについての補助率は、当該経費の三分の二以内とする。

(申 請 書 等)

第四条 補助規則第三条第二項の申請書は、第一号様式によるものとする。

2 補助規則第三条第二項及び第三項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 実施計画書（第二号様式）
- 二 実施計画内訳書（第三号様式）
- 三 市町村議会、市町村組合議会又は水害予防組合の総会の予算議決書の写し

(補助金の交付の条件)

第五条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、補助規則第五条の規定により付された条件となるものとする。

- 一 前条第二項第一号の実施計画書の内容を著しく変更する場合において、知事の承認を受けること。
- 二 天災その他の災害により補助金の交付の対象となる水防施設に著しい被害を受けた場合において、直ちにその状況を知事に報告すること。

(補助金の交付方法)

第六条 補助金は、補助金の交付の対象となる水防施設の整備（以下「補助事業」という。）の完了後交付する。

(補助金の請求)

第七条 補助金の請求は、補助金請求書（第四号様式）を知事に提出して行なうものとする。

(実績報告)

第八条 補助規則第十二条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して十日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに実績報告書（第五様式）により行うものとする。

(書類の経由)

第九条 補助規則及びこの規則により知事に提出する書類は、すべて所轄地域県民局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 19 日から施行する。

青森県知事 殿

団体代表者
氏 名



水防施設費補助申請書

水防施設を整備したいので青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、別紙実施計画書、同内訳書および予算の議決書の写を添えて、下記のとおり補助金の交付を受けたく申請いたします。

記

1. 補助申請額
2. 内 訳

名称	数量又は面積	施設費総額	補助申請額	自己負担金	備考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

実 施 計 画 書

水防管理団体名

水系名	河川名	河川までの距離	種類	数量 面積	設置箇所			摘要
					都市	町村	大字	

備考1. 距離欄には、設置箇所から河川までの距離を記載すること。

2. 河川名欄には、左岸、右岸の別を必ず記載すること。
3. 種類欄には、整備を行う水防施設の名称を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

実 施 計 画 内 訳 書

水防管理団体名

番 号			
河 川 名		起工年月日	しゅん工年月日
設 置 箇 所			
工 事 概 要	構 造		
	面 積		
	軒 高		
	基 礎		
	屋 根		
外 壁			

品名又は工種別	型状寸法	単位	員数	単価	金額	備考
整 備 費						

- (注) 1. 工種別の欄には、基礎工事、木工事、屋根工事等を工種別に記載すること。
2. 配置図（五百分の一）及び設計図並びに設計書を添付すること。
 3. この内訳書は各棟ごとに作成すること。
 4. 設計書の様式は、県建築設計基準様式によること。
 5. 資材器具の整備の場合も整備品目別に工種別欄に記載すること。
 6. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

様式第4号

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

団体代表名
氏 名



年度水防施設費補助金請求書

¥

ただし、 年 月 日付け青河砂第 号に基づく補助金として

上記のとおり請求します。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

青森県知事 殿

団体代表名
氏 名



年度水防施設整備事業実績報告書

年 月 日付け青河砂第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた水防施設整備事業が完了したので（水防施設整備事業の 年度の実績について）、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により別紙のとおり報告します。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

12.水防功労者表彰規則

昭和31・3・30 建設省令6号
最終改正平成28・10・17 国土交通省令第74号

(通 則)

第一条 国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの(以下「水防功労者」という。)に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の推薦)

第二条 都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときは、その旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

(報賞の方法)

第三条 国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

3 第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

(報 償 金)

第四条 前条第三項の報賞金は、報賞を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷もしくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一 死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二 非常勤消防団員等に係る損害保障の基準を定める政令(昭和三十一年制令第三百三十五号)別表第六第二級に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となった者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三 前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年一回に行う。ただし、特別の必要があるときは、随時報賞を行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第六条 表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

別表第一(第四条第一号関係)

功 労 者 の 程 度	金 額
(一) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	二五、二〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	一八、七〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一三、六〇〇、〇〇〇円以下 九、〇〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大な功労があると認められる者	四、九〇〇、〇〇〇円

別表第二（第四条第二号関係）

功勞の 程度 障害 の程度	(一) 抜群の功勞があり他の模範 となると認められる	(二) 特に顕著な功勞があると認め られる者	(三) 多大な功勞があると認められ る者
一 級	一八、七〇〇、〇〇〇円	一三、六〇〇、〇〇〇円以下 九、〇〇〇、〇〇〇円以上	四、九〇〇、〇〇〇円
二 級	一五、五〇〇、〇〇〇円	一二、一〇〇、〇〇〇円以下 七、九〇〇、〇〇〇円以上	四、六〇〇、〇〇〇円
三 級	一三、六〇〇、〇〇〇円	一〇、七〇〇、〇〇〇円以下 七、一〇〇、〇〇〇円以上	四、一〇〇、〇〇〇円
四 級	一二、一〇〇、〇〇〇円	九、五〇〇、〇〇〇円以下 六、四〇〇、〇〇〇円以上	三、六〇〇、〇〇〇円
五 級	一〇、三〇〇、〇〇〇円	八、二〇〇、〇〇〇円以下 五、五〇〇、〇〇〇円以上	三、一〇〇、〇〇〇円
六 級	九、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円以下 四、七〇〇、〇〇〇円以上	二、八〇〇、〇〇〇円
七 級	七、六〇〇、〇〇〇円	五、九〇〇、〇〇〇円以下 四、一〇〇、〇〇〇円以上	二、三〇〇、〇〇〇円
八 級	六、四〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円以下 三、四〇〇、〇〇〇円以上	一、九〇〇、〇〇〇円
<p>一 この表の障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条第五項から第八項（第六項第一号を除く。）までの規定の例による。</p> <p>二 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に一、九〇〇、〇〇〇円を加算することができる。</p>			

水防功労者表彰実施要領

第1 表彰の目的及び範囲

この表彰は、水防功労者表彰規則（昭和31年3月30日建設省令第6号、以下「規則」という。）に基づいて行うものであり、水防管理者の所轄の下に水防に従事し、よくその任務を遂行し、水災の防止もしくは軽減にすぐれた功績を挙げた者の功労に報いることを目的とする。

第2 水防功労者の推薦

- (1) 表彰の推薦は、規則第2条に定めるところによる。
- (2) 都道府県知事は、管下の水防管理者に対し、水防管理者が前記第1にいう水防功労者に該当すると認めるものを第5に定める様式に準じて知事あて推薦させる。
- (3) 都道府県知事は、前号により水防功労者から推薦されたものを審査、検討し、都道府県知事として推薦者を選考し、順位を附して第5に定める様式により、当該年9月の第3週末日までに国土交通大臣あて（水管理・国土保全局長経由）推薦する。

第3 表彰の方法及び時期

- (1) 表彰の方法は、規則第3条に定めるところによる。
- (2) 規則第3条の規定により授与される賞状、報償金等は都道府県知事に伝達を依頼することがある。
- (3) 都道府県知事は、表彰を受ける者又はその遺族が賞状、報償金等を受領したときは、都道府県知事を経由して受領書を国土交通大臣あて提出させる。
- (4) 表彰の時期は、規則第5条に定めるところによる。

第4 死亡者の表彰

- (1) 死亡者の表彰は、規則第6条に定めるところによる。
- (2) 規則第6条の規定に基づき、賞状、報賞等の交付を受ける遺族とは、民法にいう相続人であって都道府県知事がこれを定める。

第5 推薦に必要な書類及び様式等

- (1) 水防功労者推薦総括調書（個人、団体で別葉） (様式1)
- (2) 水防功労者推薦団体・活動概要調書（水防活動従事者） (様式1の2)
- (3) 水防功労者国土交通大臣表彰推薦書＜個人＞ (様式2)
- (4) 傷病状況等調書＜個人＞ (様式2の2)
- (5) 水防功労者国土交通大臣表彰推薦書＜団体＞ (様式3)
- (6) 被害・出動状況等調書＜個人及び団体（水防活動従事者）＞ (様式4)
- (7) 出動状況調書＜個人及び団体（水防活動従事者）＞ (様式5)
- (8) 功績調書（団体概要調書を含む）
- (9) 水防実施箇所位置図、水防実施箇所図＜個人及び団体（水防活動従事者）＞
- (10) 写真、新聞等の証拠書類＜個人及び団体＞

第6 提出部数

各1部

水防功労者推薦総括調書

推薦順位	氏 名 等	住 所	所属団体名
1			
2			
3			
4			
5			

(担当課・係名 担当者氏名)

- 注) 1 本様式は、個人推薦又は団体推薦で別葉で作成すること。
 2 水防功労者が団体の場合は、「氏名等」の欄に団体名を記入し、「所属団体名」は空欄とする。ただし、水防功労者が水防団・消防団・水防協力団体の場合は「所属団体名」の欄に水防管理団体名を記入すること。

令和 年度水防功労者国土交通大臣表彰推薦書

			推薦順位	
都道府県名		区分		
ふりがな 氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生	(歳)
ふりがな 現住所				
所属団体 及び役職				
表彰歴				
功績概要				
功績概要の ポイント				

- (注) 1 功績概要・ポイントについては、水防管理者の所轄の下に（出動命令、依頼、指定、協定等に基づき）活動した事実を明確に記載すること。
- 2 死亡者については、年齢欄に死亡年月日を記載すること。
- 3 水防団員又は消防団員については、「所属団体及び役職」の欄に水防団又は消防団名を分団まで記入し、当該団における役職を記載すること。

傷 病 状 況 等 調 書

傷病又は死亡時の状況	・負傷又は死亡時の状況及び現在までの経過等について記入する。
補償状況	・死亡者又は負傷した者に対し、消防表彰規定（第5条）、補償条例等を適用した場合には、その補償額、支給年月日などを記入する。（条例等の写しを添付すること。）
平常の貢献状況	・水防に関する平常の貢献状況等報賞に関するものを記入する。
遺族	・死亡者の場合に、配偶者及び子供等の遺族を記入する。

（注）1 本表は、功労者が水防活動において負傷又は死亡した場合に作成すること。

2 殉職者については、医師の診断書（写）及び遺族の分かる戸籍謄本等を、負傷疾病者等については、医師の診断書（写）を添付すること。

令和 年度水防功労者国土交通大臣表彰推薦書

			推薦順位	
都道府県名		区分		
ふりがな 団体名等		ふりがな 代表者名		
ふりがな 所在地				
表彰歴				
功績概要				
功績概要の ポイント				

- (注) 1 功績概要・ポイントについては、水防管理者の所轄の下に（出動命令、依頼、指定、協定等に基づき）活動した事実を明確に記載すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として指定された場合又は「災害救助法」に基づく救助が適用された場合には、それぞれ災害名及び期間を「功績概要のポイント」欄に記入すること。

被害・出動状況等調書

団 体 名 等	
災 害 名 期 間	
被 害 状 況	
出 動 期 間	
出 動 者 数	
効 果	
災 害 の 特 徴	
備 考	

- (注) 1 本表は、水防活動に従事した個人又は団体を推薦する際に作成すること。
- 2 水防実施箇所位置図（5万分の1程度）、水防実施箇所図（2千5百分の1程度）を作成し、添付すること。（水害防止面積を青色、浸水区域を黄色で着色する。また、水防実施箇所については、赤色で着色するとともに、工法名及び延長を記入する。）
- 3 水防活動状況等の写真・新聞の切り抜き等、功績事実の参考となる資料を添付すること。
- 4 本調書上における水防活動は、洪水等による水災を防御し、これによる被害を軽減するために行った活動であり、災害処理と混同しないこと。
- 5 個人の場合は、「団体名等」の欄に氏名のほか（ ）書きで団体名及び役職を記載すること。

功 績 調 書

1. 被表彰者の氏名等

氏 名 国 交 太 郎
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳「令和 年8月1日現在の年齢」)
住 所 〇〇県××町△△丁目□番〇号
本 籍 〇〇県
所属団体名 〇〇町 水 防 団
役 職 団 長

2. 団体歴

昭和〇年〇月〇日 〇〇町水防団入団
昭和〇年〇月〇日 〇〇町水防団〇〇分団長
昭和〇年〇月〇日 〇〇町水防団団長
〇〇水防団勤続年数〇年〇月 (令和 年 月 日現在)
(月の途中で入団した場合は1月に繰り上げる)

3. 所属団体の概要

別紙「団体概要」のとおり

4. 表彰歴

平成〇年〇月〇日 〇〇町長表彰 (水防功労)
令和〇年〇月〇日 ××県知事表彰 (水防功労)

5. 功績内容

- ① 氏は、昭和〇年〇月より〇〇町水防団に専任の水防団員として入団し、昭和〇年〇月〇〇分団長を経て、令和〇年〇月〇日団長に任命され、現在に至っている。
- ② 入団以来〇年〇月の長きにわたり、幾多の災害に際し、その都度適切な判断と指導により、被害を最小限に食い止めた。
- ③ 昭和〇〇年〇月〇日、〇〇地方を襲った台風第〇号による集中豪雨は、日最大雨量〇〇mmに及び、〇〇川流域では戦後最大といわれる大出水に見舞われ、〇〇地区では破堤と溢水により、死者〇名、全壊家屋〇棟、被害総額〇億円に達した。〇日〇時、〇〇地方气象台から県下全域に大雨洪水警報が発令され、翌〇日〇時〇分に××川上流が洪水警報の発令されたのを受け、〇時〇分、本部長 (町長) は災害対策本部を設置し、全職員の非常召集を行うとともに水防団長に団員の出動を要請し、団長の指揮の下で、××川、□□川、△△川などの警戒活動に入った。

△△川右岸舟場地区では、〇時〇分頃より氏を含む団員25人で地区住民とともに、消防ポンプ3台を使って排水作業を行ったが、〇時〇分、〇戸が床下浸水するに至り、内水排水作業とともに〇〇mにわたって押盛土工を実施したが、△△川の増水が激しく、〇時〇分舟場地区の17戸62名、更には〇

時〇分日ノ本地区の82戸341人の住民に避難命令が出されたため、避難命令の伝達及び避難者の誘導に当たった。舟場地区の堤防は、〇時〇分越流が始まり、〇時に△△川右岸が決壊したが、地区住民15人は氏を含む団員5名の誘導により全員無事避難した。

〇時頃、〇〇川の水位が警戒水位を下回ったため、各所で排水作業、流木及びゴミの災害処理を行い、〇日〇時に活動を終了した。

氏を含む〇〇町水防団の水防活動により、想定被害防止額〇億円に及ぶ被害の軽減を達成できた。

- ④ 平成〇〇年〇月〇日、〇〇地区において出水で孤立した〇戸〇名を身の危険を省みず、他の水防団員とともにゴムボートで無事救出した。
- ⑤ 最近では、令和〇年〇月の台風〇号に際しても出動し、被害を未然に防いだ。
- ⑥ 毎年行われている水防訓練に積極的に参加し、他の水防団員に対し、水防工法の指導を行い、団員の育成に努め、その行動力と温厚誠実な人柄から団員の信望厚く、団の統制力にも優れている。

「永年勤続の中で、著しい功績（複数可）のあった水防活動について当時の気象状況（予・警報の発令、雨量、出水状況等）水防活動状況、水防効果等について、出来る限り具体的詳細に記載すること。」

功 績 調 書

1. 被表彰者の氏名等

氏 名 国 交 太 郎
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳「平成 年 月 日現在の年齢」)
住 所 〇〇県××町△△丁目□番〇号
本 籍 〇〇県
所属団体名 えぬ びー おー ほう ひと まる まる N P O 法 人 〇 〇 の 会
役 職 会 長

2. 職歴及び団体歴

昭和〇年〇月〇日 〇〇会社入社
平成〇年〇月〇日 〇〇会社を退社
平成〇年〇月〇日 防災エキスパート登録
平成〇年〇月〇日 水防専門家登録

3. 所属団体の概要

団体の概要を記載

※水防専門家等の肩書きであれば記載は不要

4. 表彰歴

昭和〇年〇月〇日 〇〇町長表彰 (水防功労)
昭和〇年〇月〇日 ××県知事表彰 (水防功労)

5. 功績内容

※下記について、なるべく詳細に記述する

- ①水防専門家や防災エキスパートの場合、水防関係の専門知識を持つに至った背景、また、どのような水防工法に精通していたか等
- ②水防管理者の所轄の下に (出勤命令、依頼、指定、協定等に基づき) 活動した実績
- ③長年 (10年以上) にわたる継続的な活動の根拠

△△川の増水が激しく、6時20分舟場地区の堤防は、7時40分越流が始まり、8時に△△川右岸が決壊したが、地区住民〇〇名は団員5名の誘導により全員無事避難した。

- ④ ▽▽川では5日5時に越流防止のため団員23名で土のう積みを開始したが、依然として増水が激しいため、更に5時30分、団員22名を増員し、市職員を含め総勢50名で▽▽川兩岸360mにわたって土のう1,800袋を積み懸命に作業を続けるとともに、8時15分山城地区35戸112名の住民に避難命令が出され、団員による避難誘導により全員無事避難を終えた。10時に▽▽川は越流したが、全員避難を終えていたため人的被害はなかった。
- ⑤ □□市の市街地の中央を流れる◎◎川は、6時30分警戒水位(5.00m)を越え5.30mに、7時には5.70mに達しており、また、△△川の水位も上昇していたため、団員25名は、◎◎川の兩岸に位置する○町、△町、□町地区に避難準備の伝達を行うとともに、8時から◎◎川からの越水を防止すべく土のう2,000袋を積む作業を開始したが、8時40分に○町、△町地区120戸440人、また10時に□町地区219戸1,076人の住民に避難命令が出され、団員が避難誘導を行い住民の安全を確保した。9時57分◎◎橋が冠水し、その後も増水を続け、◎◎川の両端に設けられた特殊堤から越流が始まった。
- ⑥ □□川では、8時53分水位が堤防と同じ高さになったため、120人の団員が市職員、住民80人とともに9時から300mの区間に7,100袋の土のうを積んだ。12時55分には土のうをも越流する状態となったが、6時間にも及ぶ必至の水防作業を続けた結果、越流を防止し水害から地域住民を守ることができた。仮に□□川堤防が決壊、又は越流すれば東野地区600戸約3,000名が浸水などの被害を受け、大災害となるところであった。
- ⑦ 9時52分□□川左岸新町地内、更には10時18分□□川右岸古川原地内において漏水が発見され、新町地内では早期に月の輪工、古川原地内では団員70人による釜段工を実施し、漏水を防止した。
- ⑧ 11時59分、△△川左岸中島地内で、洗掘が発見され、地区内に分散していた団員を急遽現場に集合させ、団員60人で16時30分までシート張り工、木流し工を実施し、洗掘を防止した。
また、12時22分△△川右岸下島地内で漏水が発見され、団員91人で水防活動を実施し、17時30分まで月の輪工を実施した。
- ⑨ 13時05分、◎◎川と△△川の合流点で、堤防に亀裂が入っているのが発見され、急遽団員95人が土のう2,500袋を使用して積み土のう工を実施するとともに、堤防裏法に土砂を投入し、盛土工を実施し、被害を防止することができ、17時40分警戒要因を残し、作業を終了した。
この合流点における作業は、堤防に亀裂が入り、大変危険な状態であったが、この地点の決壊は◎◎川から南側の市街地の浸水が予測されるものであり、大災害となるところであった。しかし、団員の身を挺した勇敢な水防作業により水害から生命、財産を守ることができた。
- ⑩ その後、各所で排水作業、流木及びゴミの処理等の災害処理を行い8月5日23時に活動を終了し、解散した。
また、9月10日12時、被災した住民の対策が終わり、被災者全員が通常の生活に戻ったこと、更には災害箇所への応急復旧が終了したため、災害対策本部は解散した。
- ⑪ このように消防団の活動は、団長の指揮の下、人的被害もなく最小限の被害に止め得たのも、昼夜を分かたず広範囲にわたる水防作業を実施したこと、更には、避難誘導を適切に行った結果であると市民から賞賛されており、その功績は極めて顕著である。

(功績調書作成要領)

(1) 気象状況(大雨洪水注意報、洪水警報等)の発表の時間、解除の時間の順を追って必ず記載すること。

- (2) 水害（災害）対策本部の設置の時間、設置となった理由、解散の時間、また解散になった理由を記載すること。
- (3) 水防団（消防団）の出動時間、出動となった理由（気象河川状況）、出動人員、出動箇所、水防活動時間、水防活動状況（工法、資材、延長等）、気象・河川状況、止めた時間、理由を時間を追って記載すること。
- (4) 水防団（消防団）の最後の解散時間と解散した理由を記載すること。
- (5) 出動期間等、他の様式との整合を計ること。

功 績 調 書

1. 被表彰団体等の名称等

団 体 名 〇 〇 自 主 防 災 会
代表者名 会 長 国 交 三 郎
設立年月日 昭和〇年〇月〇日
住 所 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

2. 団体等の規模等

(1) 規模・組織等

ア 規模

会員数 〇〇名 会 長 〇名
副会長 〇〇名

イ 組織

A支部及びB支部から構成

ウ 設立趣旨及び活動概要

- ・定款に記載された目的、活動ビジョン等を記載
- ・活動概要を簡潔に記載

(2) 沿革

平成〇年〇月〇日 〇〇会として発足
平成〇年〇月〇日 法人格を取得、「〇〇自主防災会」となる
平成〇年〇月〇日 ××市より水防協力団体として指定を受ける
現在に至る

3. 表彰歴

平成〇年〇月〇日 〇〇県知事表彰（水防功労）

4. 功績内容

※下記について、なるべく詳細に記述する

- ①水防管理者の所轄の下に（出動命令、依頼、指定、協定等に基づき）活動した実績
- ②水防協力団体の場合は、指定された業務内容と活動実績
- ③長年（10年以上）にわたる継続的な活動の根拠
- ④地域の水防力向上に貢献した内容、エピソード等
→それを裏付ける写真・新聞記事等があれば、あわせて添付願います。

(団体概要版調書様式・水防団又は消防団用)

団 体 概 要 調 書

ふりがな 団体名等	まるまるししょうぼうだん 〇〇市消防団	だいひょうしゃめい 代表者名	ここのういちろう 国交一郎
平 素 の 活 動 状 況	平素より、水防工法の練磨及び水防思想の高揚等に努めている状況（水防訓練等）を記載		
団 体 の 組 織	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">水防管理者</div> <div style="text-align: center;">消防団長</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;">〇〇地区 <ul style="list-style-type: none"> 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 <li style="margin-bottom: 10px;">〇〇地区 <ul style="list-style-type: none"> 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇地区 <ul style="list-style-type: none"> 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 〇〇分団 〇〇名 </div> </div> <p style="text-align: right;">(実員数)</p>		
定 員	〇〇名	団長〇名・副団長〇名・分団長〇名・団員〇名	

1 3. 退職水防団員等報償規定

〔 昭和 38・2・9 〕
建設省告示 162

(趣 旨)

第一条 水防団長又は水防団員(以下「団員等」という。)の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いるため、この規定の定めるところにより、報償を行う。

(報償を受ける者)

第二条 報償は、団員等として十五年以上勤続して退職した者に対して行う。ただし、すでに報償を受けた者についてはこの限りではない。

(報償を行う者)

第三条 報償は、建設大臣が行う。

(報償の方法)

第四条 報償は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の日前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第五条 報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。

2 団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合算する。

3 前二項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月(前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日の属する月の翌月)から退職した日の属する月までの月数による。

(報償の制限)

第六条 団員等が次の各号の一に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行わない。

- 1 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
- 2 懲戒免職若しくは停職処分又はこれらに準ずる処分を受けたとき。
- 3 前各号に掲げる場合のほか、報償を行うことが不相当と認められるとき。

(報償の時期)

第七条 報償は、毎年一回十一月に行う。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行う。

(報償の手続)

第八条 都道府県知事は、その総括する都道府県の区域内においてこの規定により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿(以下「名簿」という。)を作成し、毎年九月十五日までに建設大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の調査は、毎年八月一日現在において行う。
- 3 建設大臣は、前二項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第一項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。
- 4 建設大臣は、名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。
- 5 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一. 氏名及び住所
 - 二. 勤続期間
 - 三. 所属水防団体名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

退職水防団員等報償実施要領

1. 本規程による報償は、水防団長又は水防団員（以下「水防団員等」という。）として15年以上勤続して退職した者に対して行われるものであるが、この場合退職者の勤続期間の算定にあたっては、水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に基づく水防団に属する水防団員等としての在職期間のみならず、同法に基づく水防団の設置前において、水防に関する件（大正5年4月14日内務省訓令第4号）に基づく水防員、水害予防組合法（水利組合法）（明治41年法律第50号）に基づく水害予防組合の水防夫、消防組規則（明治27年勅令第15号）に基づく水防組又は消防組の水防員又は消防員、警防団令（昭和14年勅令第20号）に基づく警防団の警防員、消防団令（昭和22年勅令第185号）に基づく消防団の団員、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防団の団員等水防活動を任務とする組織の非常勤の構成員であった期間についても勤続期間に含めて差支えない。ただし、当該退職者が退職消防団員報償規程（昭和36年8月1日消防庁告示第3号）による報償を受けた場合において当該報償の基礎となる勤続期間として算定された期間については算入することはできない。
2. 水防に従事した者であって当該水防に関し著しい功労があった者については、「水防功労者報償規則」（昭和31年建設省令第6号）により報償が行われるのであって、本規程の適用はないものである。
3. 都道府県知事の提出する退職水防団員等報償者名簿は、別添（様式1）、（様式2）及び（様式3）作成するものとする。
4. 特に留意すべき事項
 - (1) 退職者の身分は、市町村及び水防事務組合にあつては、条例、水害予防組合にあつては組合会の議決により設置された水防団員に属し、正規の手続きにより任命された水防団員等であること。
 - (2) 市町村、水防事務組合又は水害予防組合の団員名簿によって任命関係、身分関係を十分確認すること。
 - (3) 退職水防団員等報償者名簿はタイプ打ちとすること。
 - (4) 氏名は、戸籍抄本等により照合し、略字は用いないこと。
 - (5) 本調査は、8月1日現在において行うこと。

(様式1)

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 ○○○○○ 殿

○ ○ 県知事
○ ○ ○ ○

令和 年度退職水防団員等報償者名簿の提出について

令和 年 月 日付け 第 号で照会のあった標記については、別紙のとおり名簿を提出するので
よろしくお取り計らい願います。

(A4版、たての横書きで作成すること)

(様式2)

退職水防団員等報償者名簿

〇 〇 県

所属水防管理団体名及び水防団名	役 職	勤 続 期 間	氏 名 (年齢)

- (注) 1. 氏名にはふりがなをつけること。
2. A4版、たての横書きで作成し、2部提出すること。
3. 故人については、氏名の左上に「故」と付ける。

(様式3)

個人経歴調書

ふりがな 氏名・生年月日(年齢)	
住所・職業	
所属水防団名 役職	
勤続期間	自 昭和 年 月 日 至 平成 年 月 日 (年 ヶ月)
水防団員としての 経歴	
退職消防団員報償規程に 基づく報償の有無及び報 償時期(有の場合)	
退職水防団員等報償規程 第6条第1項～第3号の 該当の有無	

上記事実に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所属水防管理団体管理者 氏 名 ㊟

(A4版、たての横書きで作成すること。)

14. 青森県附属機関に関する条例

昭和36年1月5日 青森県条例第14号
改正 平成30年3月28日 条例第4号

青森県附属機関に関する条例をここに公布する。

青森県附属機関に関する条例

(趣 旨)

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めるとされている附属機関（第三項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

(会 長 等)

第四条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副委員長等」という。）は別表第一及び別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務の総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故あるときは、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故あるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第一及び別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第六条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長（青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長）が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関する関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」という。）の会議の場合は委員及び議事に関する関係のある特別委員、青森県消費生活審議会（以下「消費生活審議会」という。）、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会（以下「国土利用計画審議会」という。）及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事

に關係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 會議(防災會議及び防災本部の會議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の會議のうち、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十二条第六項及び第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する會議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(部 会 等)

第三十条 法令に別に定めのあるもの及び第八条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第三十一条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

1. この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一

名 称	担 当 す る 事 務	組 織	委員等の構成	定 数	任 期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県水防協議会	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八項第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳情に関すること。	水防法の規定による	水防法の規定による	十四人以内	関係行政機関の委員以外の委員については二年	水防法の規定による

